

# 新宿区自治基本条例 検 証 報 告 書

平成31年 3月

新 宿 区

# 目次

## 第1章 新宿区自治基本条例の検証

- 1 検証の趣旨・基本的な考え方 ..... 1
- 2 検証の流れ ..... 1

## 第2章 新宿区自治基本条例に関する区民検証会議

- 1 区民検証会議について ..... 2
- 2 区民検証会議の実施概要 ..... 2
- 3 区民検証会議プログラム ..... 3
- 4 区民検証会議の進行 ..... 4
- 5 討議の概要 ..... 5
- 6 総括（まとめ） ..... 59

## 第3章 新宿区自治基本条例の関連諸制度等の庁内検証

- 1 検証項目一覧 ..... 62
- 2 関連諸制度等の取組状況 ..... 66
- 3 平成26年度検証時における指摘事項の対応状況 ..... 123
- 4 総括（まとめ） ..... 129

## 第4章 新宿区自治基本条例の検証結果及び必要な措置について ..... 135

資料1 新宿区自治基本条例 ..... 136

資料2 新宿区自治基本条例に関する区民検証会議情報提供資料  
「新宿区自治基本条例について」 ..... 143  
「討議2 区政に参加すること、区政情報を知ること  
（区民の権利）」 ..... 157  
「討議3 良好な地域社会を創出するために自分に  
できること（区民の責務）」 ..... 166  
「討議4 住民投票 地域自治組織」 ..... 173

資料3 新宿区自治基本条例に関する区民検証会議参加者名簿 ..... 179

資料4 新宿区自治基本条例に関する区民検証会議  
参加者アンケート結果 ..... 180

# 第1章 新宿区自治基本条例の検証

## 1 検証の趣旨・基本的な考え方

平成23年4月1日に施行された、新宿区自治基本条例（平成22年新宿区条例第43号。以下「自治基本条例」といいます。）は、新宿区の自治の基本理念を定めるとともに、自治の主役である区民の権利や責務、区議会・区長等の責務及び区政運営の原則など、新宿区の「自治の基本ルール」を定めたものです。

自治基本条例第25条には、区長は、4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度を区民・議会とともに検証し、必要な措置を講ずることを規定しています。

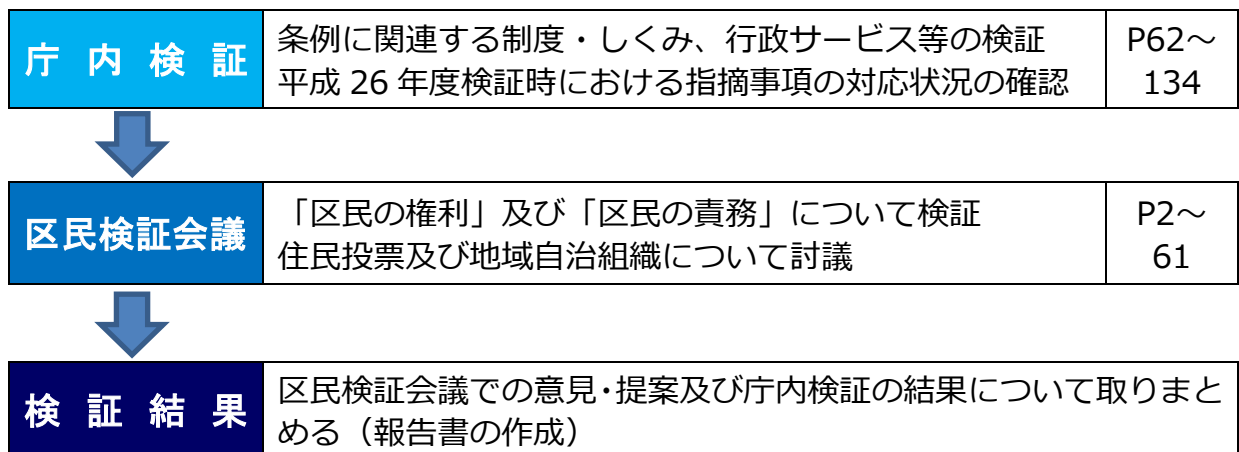
自治基本条例施行から4年目となる平成26年度は、区民と学識経験者からなる新宿区自治基本条例検証会議を設置し、条例に関連する諸制度等が条例の趣旨に沿って運用されているかなどの検証を行いました。検証の結果、各条文に関連する諸制度の運用について様々な指摘事項はありましたが、概ね自治基本条例の趣旨に則した施策の運営や取組が行われていると評価されました。

平成30年度は、区民討議会形式による「新宿区自治基本条例に関する区民検証会議」（以下、「区民検証会議」といいます。）を開催し、自治の担い手である区民に係る2つの条文、第5条「区民の権利」及び第6条「区民の責務」についての検証を行いました。

検証の流れとしては、まず庁内検証を行い、平成30年10月22日に新宿区自治基本条例庁内検証委員会を立ち上げ、平成26年度検証時における指摘事項の対応状況について確認するとともに、区民生活に大きく関わる具体的な制度・しくみ、行政サービスなどが条例の趣旨に則して実施されているかについて検証しました。

これを踏まえ、区民検証会議で区取組等の情報提供を行った上で、区民の視点から本条例を推進するためのご意見やご提案等をいただき、今後の区政運営に反映させていくこととしました。また、前回の検証では対象としなかった、第7章の「住民投票」及び第8章の「地域自治組織」についても、条文の解説や他自治体の事例、課題などを紹介したうえで、ご意見をいただきました。

## 2 検証の流れ



## 第2章 新宿区自治基本条例に関する区民検証会議

### 1 区民検証会議について

自治基本条例は、新宿区の自治の基本理念を定めるとともに、区民の権利や責務、区議会・区長等の責務及び区政運営の原則など、区の「自治の基本ルール」を定めています。

条例の第25条には、「区長は、4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度について、区民及び議会とともに検証を行い、この条例の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。」と規定しており、平成30年度は、前回の検証から4年目に当たることから、区民、議会とともに検証を行うこととしています。

このうち、区民による検証方法の一つとして、「区民討議会」形式での検証を行うものが「区民検証会議」です。「区民討議会」は、区民から「無作為抽出」で参加者を募ることにより、区政に対して発言する機会の少ない区民の方々が、世代や職業を越えて集い、まちづくりについて話し合い、その声を行政に届ける仕組みです。ドイツで行われている「プラーヌクスツェレ」という市民参加方式がモデルになっています。新宿区では、平成22年度に自治基本条例を策定するための区民討議会、平成23年度に第二次実行計画策定に向けた区民討議会、平成28年度に総合計画策定に向けた区民討議会、平成29年度に第一次実行計画策定に向けた区民討議会を開催した実績があります。

なお、今回の「区民検証会議」は、「区民討議会」形式を基本としますが、検証を行うという趣旨から、自治基本条例に特に興味がある方からの意見をお聞きする必要があり、参加者の一定程度（10名程度）は公募することとしました。

### 2 区民検証会議の実施概要

区民検証会議は下記のとおり実施しました。

参加者	住民登録のある区民から、無作為抽出した18歳以上の1,200名のうち、参加申込みのあった52名と、公募8名を選出 (うち出席者 1日目:50名、2日目:48名)
日程	平成31年2月2日(土)・3日(日)の2日間 両日とも午前9時30分～午後4時
場所	新宿区役所5階 大会議室

### 3 区民検証会議プログラム

《1日目：2月2日（土）》

時刻	時間	テーマ
9:30~9:45	0:15	開会・全体ガイダンス
9:45~10:15	0:30	【新宿区の紹介】「わたしたちのまち新宿区を知ろう」
10:15~12:15	2:00	【討議1（アイスブレイク）】 「あなたが考える、新宿のまちの良いところ」
12:15~13:15	1:00	休憩・昼食・班替え
13:15~13:45	0:30	【新宿区自治基本条例について】 ① 新宿区自治基本条例の概要 ② 前回の検証会議 ③ 今回の検証会議
13:45~15:45	2:00	【討議2】 「区政に参加すること、区政情報を知ること（区民の権利）」 A:区政運営に関する情報を知る権利 B:区政に参加する権利 C:区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利
15:45~16:00	0:15	1日目のまとめ

《2日目：2月3日（日）》

時刻	時間	テーマ
9:30~9:45	0:15	全体ガイダンス
9:45~12:15	2:30	【討議3】 「良好な地域社会を創出するために自分にできること（区民の責務）」 A:健康で長生きできる高齢者を支え合うまちに向けて B:防災や環境美化など安全・安心で快適なまちに向けて C:地域で支える子育てしやすいまちに向けて
12:15~13:15	1:00	休憩・昼食・班替え
13:15~15:45	2:30	【討議4】 「住民投票、地域自治組織について」 自由意見交換（条例のその他事項、感想等）
15:45~16:00	0:15	2日目のまとめ・閉会

## 4 区民検証会議の進行

### 参加者のグループ・班分け

50名の参加者をA・B・Cの3つのグループに分け、さらにグループ内を、最大5名からなる4つの班に分けました。(2日目は48名の参加で、すべての班を4名としました。)

### 役割分担

班の中で、参加者から「進行役」「時計係」「書記」「発表係」を決めました。討議ごとに班替えを行い、役割分担は、班替えごとに決め、色々な役割を担当していただきました。



### 情報提供

討議に入る前に、参加者が意見交換を活発に行えるよう、討議テーマごとに区の担当者が区の取組等について説明を行いました。

### グループ討議・意見の集約

情報提供を聞いて、率直に感じたことについて班内で意見交換しました。討議は、「役割分担」に基づき、参加者だけで自由に進行しました。討議で出た意見を模造紙・発表用ワークシートにまとめながら、班としての考えを集約しました。

### 発表・投票(20分)

討議1～3については、「A」「B」「C」それぞれのグループ内で、模造紙や発表用ワークシートを使って、各班の発表を行いました。参加者は、互いに各班の発表を聞き、共感したり、良いと感じた意見に投票しました。投票は、1人3票のシールを持ち、発表用ワークシートの投票欄に貼りました。(3票のうち、1票は自分の班の意見に投票しても良いが、少なくとも2票は他の班に投票することとしました。)

討議4は模造紙を使って各グループ内で各班の発表・共有を行いました。

自由意見交換については、各テーブルのホスト役にテーブルでの討議のポイントをまとめてもらい、代表者数名の発表により全体で共有を行いました。



## 5 討議の概要

各討議の結果について取りまとめるとともに、個別意見について類似意見をキーワードでとりまとめた上でコメントを付けて掲載します。

### 討議1 (アイスブレイク)「あなたが考える、新宿のまちの良いところ(キャッチフレーズ)」

アイスブレイクとして、「わたしたちのまち新宿区を知ろう」と題して新宿区の紹介を行ったうえで、「あなたが考える、新宿のまちの良いところ」をテーマに議論を行い、意見やアイデアを取りまとめました。

新宿区の「良いところ・好きなのところ」と「悪いところ・嫌いなのところ」をあげてもらい、それらを踏まえて新宿区を対外的にPRする「キャッチコピー」について、班ごとに自由に討議を行い、班としての意見・アイデアを発表用ワークシートに取りまとめました。



#### Aグループ

便利で知名度の高いことをストレートに表現した「誰もが知ってる新宿」(A1班)と「便利だから 豊かに 暮らしやすい 新宿」(A2班)のキャッチフレーズが多く支持を集めました。そういった便利さや知名度によって多くの人が集まりまちの活気につながっていますが、実は住んでみると暮らしやすいという点も論点にあがり、A3班は「住むなら一番!! 新宿区」と表現しました。A4班は地区ごとに特徴があることを「豊かな表情、多様な町 新宿」として強調しました。

#### Bグループ


とにかく便利で暮らしやすいことを「スーパーコンビニエンスシティ新宿」というキャッチーな表現でまとめたB3班のキャッチコピーが多く支持を集めました。便利でありながら、自然や歴史・文化、国際色、医療・福祉が充実など、住みやすいまちであることを強調した「意外と住みやすい町 新宿」(B4班)も支持が集まりました。B1班は、どの世代にも暮らしやすい点に着目して「世代を越えた 魅力ある街 一新宿」と表現しました。B2班は、新宿に多くの人々が惹きつけられる要因をにぎわい、活気、インフラなどと整理して、「人が集う新宿」と表現しました。


## Cグループ

歴史・医療・食・にぎわい・緑・交通などすべてが充実していることを、飲み屋さん等でよく使われる絵文字を使って「みんなあり<sup>ます</sup>新宿区」と表現したC2班のキャッチコピーに最も多くの支持が集まりました。住みやすさを前面に強調した班が2班あり、「住みたくなる街」(C1班)、「住んで分かる 明るい未来 歴史と文化 緑のいやし」(C3班)と表現しました。C4班は、便利さに国際色を加えることで、「国際色豊かで便利な街。それが新宿ブランド!!」と打ち出すキャッチコピーをまとめました。

グループ	班	キャッチコピー	ポイント	投票数
A	A1	誰もが知ってる新宿	P7	14
	A2	便利だから 豊かに 暮らしやすい 新宿	P7	14
	A3	住むなら一番!! 新宿区	P8	9
	A4	豊かな表情、多様な町 新宿	P8	11
B	B1	世代を越えた 魅力ある街 ー新宿ー	P9	10
	B2	人の集う新宿 {・にぎわい・活気⇔多様性がある・インフラ含む}	P9	9
	B3	スーパーコンビニエンスシティ新宿	P10	18
	B4	意外と住みやすい町 新宿	P10	12
C	C1	住みたくなる街	P11	14
	C2	みんなあり <sup>ます</sup> 新宿区 歴史・医療・食・にぎわい・緑・交通	P11	19
	C3	住んで分かる 明るい未来 歴史と文化 緑のいやし	P12	12
	C4	国際色豊かで便利な街。それが新宿ブランド!!	P12	6



班名	A1	
キャッチコピー	誰もが知ってる新宿	投票欄
		
おすすめの理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本全国(国外含め)誰でも知っている繁華街</li> <li>→そのため人が集まるキーポイントになっている。 活気に繋がっている。</li> <li>・映画や小説の舞台としても知名度がある。</li> <li>・買物、娯楽など生活に便利。</li> </ul>	

班名	A2	
キャッチコピー	便利だから 豊かに暮らしやすい 新宿	投票欄
		
おすすめの理由	<p>何が便利？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通・ショッピング・医療・子育て・学び・区役所</li> </ul> <p>何が豊か？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政・福祉・環境・歴史・人</li> </ul>	

班名	A3	
キャッチコピー	住むなら一番!! 新宿区	投票欄
		●●●●●● ●●●●●●
おすすめの理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関の充実（バスタ新宿）</li> <li>・公共福祉 子育ての環境が良くなっている（保養所の充実）</li> <li>・デパート・病院の充実</li> <li>・グローバル化と治安の充実化</li> </ul>	


班名	A4	
キャッチコピー	豊かな表情、多様な町 新宿	投票欄
		●●●●●● ●●●●●● ●
おすすめの理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 10地区毎にいろいろな特徴がある</li> <li>2) アトム、ゴジラのいる町 箱根山もあるぞ</li> <li>3) いろんな人がいる</li> <li>4) お店が多い</li> </ol>	

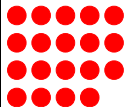
班名	B1	
キャッチコピー	世代を越えた 魅力ある街—新宿—	投票欄
		●●●●●● ●●●●●●
おすすめの理由	①子育てしやすい ②学びやすい ③生活の利便性が高い(交通・ショッピング・医療) ④歴史・文化がある ⑤財政が健全	

班名	B2								
キャッチコピー	人の集う新宿 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">[</td> <td>・にぎわい</td> <td>・多様性がある</td> </tr> <tr> <td>・活気</td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・インフラ含む</td> </tr> </table>	[	・にぎわい	・多様性がある	・活気	←→	・インフラ含む		投票欄
			[	・にぎわい	・多様性がある				
・活気	←→								
・インフラ含む									
		●●●●●● ●●●●●●							
おすすめの理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都庁がある＝ネームバリュー(ビジネスの中心)</li> <li>・区の中でも様々な特色がある。面白い。(イベント・お祭りが多いい。)</li> <li>・子育て支援が充実している。(緑、公園が多い。病院、学校等多い。)</li> <li>・外国人が多い。＝異文化文化が多様化している。</li> </ul> <p>デメリットとして→人が多い分事故、事件が多い。 防災対策(都市直下型地震) 歌舞伎町のイメージ。</p>								

班名	B3	
キャッチコピー	スーパーコンビニエンスシティ新宿	投票欄 ●●●●●● ●●●●●● ●●●●●● ●●●●●● ●●●●●●
おすすめの理由	<p>○・とにかく便利！（交通、買い物）                  ・実は暮らしやすい！（病院、子育て）                  ・自然が身近にたくさん！（公園、歴史）</p> <p>ただし…</p> <p>×・治安問題がある ・コミュニケーションが不足（新旧・外）                  ・汚い（ゴミ、タバコ） ・区政サービスわかりにくい</p>	

班名	B4	
キャッチコピー	・ ・ 意外と住みやすい町 新宿	投票欄 ●●●●●● ●●●●●● ●●●●●●
おすすめの理由	<p>新宿は都庁もあり東京都の中心                  利便性が良い                  にぎわいがある                  娯楽施設                  外国人が多く国際色豊か                  自然が豊か                  病院が多い 福祉が充実                  歴史ある文化</p>	

班名	C1	
キャッチコピー	住みたくなる街	投票欄
		
おすすめの理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑が多い</li> <li>・利便性(衣・食・住)が高い(交通アクセスも！)</li> <li>・歴史が残る</li> <li>・学びが多く、スポーツ施設が多い</li> <li>・人とのつながりが豊か</li> </ul>	

班名	C2	
キャッチコピー	みんなあり区新宿区 歴史・医療・食・にぎわい・緑・交通	投票欄
		
おすすめの理由	すべて充実 ・歴史 夏目漱石、寺(神寺、仏閣)など ・医療 国際医療センター、女子医大、東京医大、慶應病院など施設充実 ・食 世界中の食 ・にぎわい デパート、映画館、学生、旅行者、神宮球場 ・緑 新宿御苑、戸山公園、中央公園、おとめやま公園、街路樹 ・交通  区長さんがステキ      区役所の人親切	

班名	C3	
キャッチコピー	住んで分かる 明るい未来 歴史と文化 緑のいやし	投票欄
		●●●●●● ●●●●●● ●●
おすすめの理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・便利 → 当たり前(新宿のイメージ)</li> <li>・人口増、多様性(外国人など)、財政豊か ⇒ 未来へ</li> <li>・新旧の共存、江戸時代からの歴史 ⇒ 新宿のイメージにない</li> <li>・御苑、大学もあって緑豊か、川と堀 ♪</li> </ul>	

班名	C4	
キャッチコピー	国際色豊かで便利な街。 それが新宿ブランド！！	投票欄
		●●●●●● ●
おすすめの理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多文化交流</li> <li>・便利！</li> <li>・公共施設の充実</li> <li>・見所まんさい</li> <li>・公園が多く緑豊か</li> <li>・働く場も多い</li> <li>・ばつぐんの知名度！</li> </ul>	

## 討議2 「区政に参加すること、区政情報を知ること（区民の権利）」

区から自治基本条例について説明（資料2、P143参照）を行ったうえで、「区民の権利」に関する区の取組についての情報提供（資料2、P157参照）を踏まえ、各グループに分かれて次のとおりテーマを設定し、「評価できること」と「改善が必要なこと」を話し合いました。それらを踏まえて、評価できることをより良くし、改善が必要なことの改善策について、班ごとに自由に討議を行い、班としての意見・アイデアを発表用ワークシートに取りまとめました。

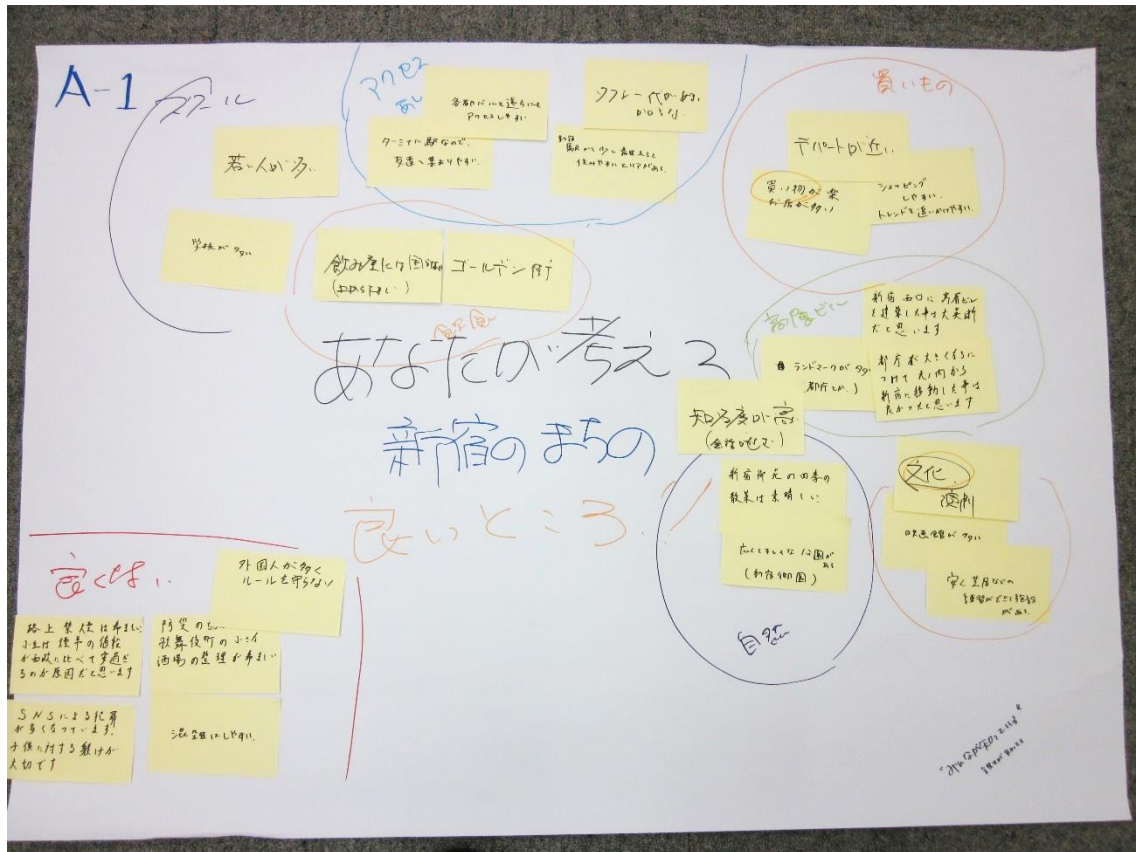
Aグループ	区政情報を知る権利について
Bグループ	区政に参加する権利について
Cグループ	生涯にわたり学ぶ権利について

### ① 【区政情報を知る権利について】（Aグループ）

得票が最も多かったのは、A1班の「SNSを利用しない人に対する緊急情報の提供」であり、A3班の「情報発信をもっと早く（災害時等）」と合わせて、緊急時の情報発信・情報提供の体制確保の必要性に関する意見が多く支持を得ました。次いで、A4班の「ポジ／ネガ公平で透明性のある発信」とA2班の「すべてをデータ化、オープン化する」といった、公平でオープンな情報発信の体制整備の必要性に関する意見が得票を集めました。

さらに、多様で情報格差のない情報提供体制の整備に関する意見があげられたほか、区民側がもっと積極的に情報を知ろうとする姿勢が重要とする意見、HP・ネットの活用や、広告媒体の選択と集中など効果的な情報提供方法の工夫の必要性を指摘する意見などがあげられました。

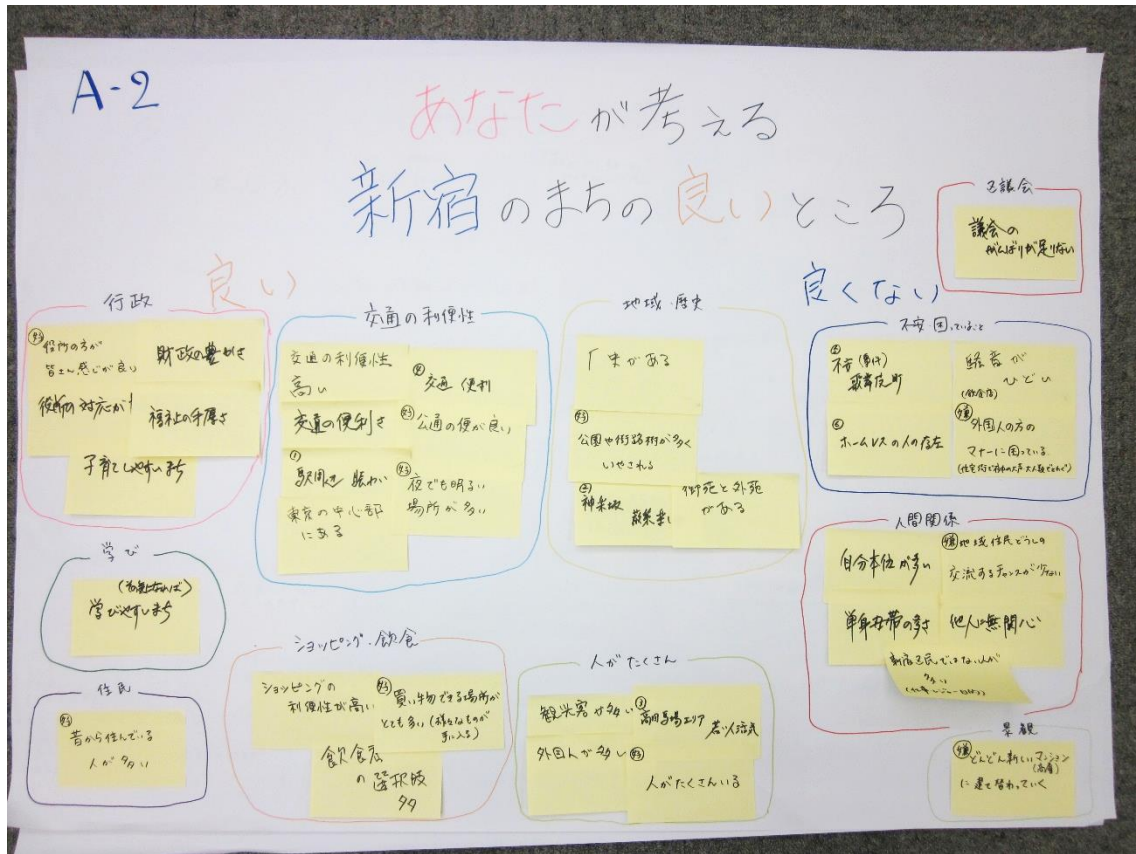
意見分類	班	個別意見	ページ	投票数	合計
緊急時の情報発信・情報提供	A1	SNSを利用しない人に対する緊急情報の提供	P14	9	14
	A3	情報発信をもっと早く（災害時等）	P16	5	
公平でオープンな情報発信	A4	ポジ／ネガ公平で透明性のある発信	P17	7	12
	A2	すべてをデータ化、オープン化する	P15	5	
多様で情報格差のない情報提供	A1	多様化する生活様式に対するアプローチ手段	P14	4	6
	A2	情報アクセス性改善と情報格差をなくした情報提供	P15	2	
区民の関心・姿勢	A3	もっと積極的に情報を知ろう	P16	4	6
	A1	民泊等新たな社会問題に対する区の対応状況	P14	2	
HP・ネットの活用促進	A2	HP その他で区民の知る権利と内容を明示する	P15	4	6
	A3	ネット活用の促進	P16	2	
効果的な情報提供方法	A4	広報媒体の選択と集中	P17	2	4
	A4	転居時の区政情報の説明	P17	2	
【その他のアイデア、書き残しておきたいこと】					
A2・アライグマを見た					
A4・一番興味が湧くタイミングでインプットを！					



班名	A1
テーマ	区政運営に関する情報を知る権利

班でまとめた意見（重要なもの3つ）	投票欄
多様化する生活様式に対するアプローチ手段	●●●●
民泊等新たな社会問題に対する区の対応状況	●●
SNSを利用しない人に対する緊急情報の提供	●●●●●● ●●●●●●
その他のアイデア、書き残しておきたいこと	





班名	A2
テーマ	区政運営に関する <u>情報を知る</u> 権利

班でまとめた意見（重要なもの3つ）	投票欄
・HPその他で区民の知る権利と内容を明示する	●●●●
・情報アクセス性改善と情報格差をなくした情報提供	●●
・すべてをデータ化、オープン化する ☆区民が知らないと損をする？	●●●●●
その他のアイデア、書き残しておきたいこと	
“アライグマを見た”	



班名	A3
テーマ	情報を知る権利

班でまとめた意見（重要なもの3つ）	投票欄
もっと積極的に情報を知ろう	●●●●
ネット活用の促進	●●
情報発信をもっと早く(災害時等)	●●●●●
その他のアイデア、書き残しておきたいこと	



班名	A4
テーマ	区政運営に関する知る権利

班でまとめた意見（重要なもの3つ）	投票欄
① 広報媒体の選択と集中	●●
② ポジ／ネガ公平で透明性のある発信	●●●●●● ●●
③ 転居時の区政情報の説明	●●
その他のアイデア、書き残しておきたいこと ↓ <b>一番興味が湧くタイミングでインプットを！</b>	

② 【区政に参加する権利について】（Bグループ）

得票が最も多かったのは、B1班の「新宿アプリをつくって住民税安くする」であり、B1班の「ラインに登録するとポイントGET!」、B2班の「インセンティブ活用」など、区民の参加を後押しするインセンティブ付与の提案に関する意見が多く支持を得ました。次いで、B4班の「結果の周知と活用」、B2班の「郵送（本人宛）が非常に効果的」など、結果をフィードバックしたり、本人に直接通知したりするなど、きめ細かなフォローアップやアプローチの重要性に関する意見が得票を集めました。

さらに、情報の定期共有会や区民会議など情報共有や区民対話の機会の拡大に関する意見、区議の活用やスマホ・SNSなど、ツールを活用した区民参加の促進に関する意見などがあげられました。

意見分類	班	個別意見	ページ	投票数	合計
インセンティブ付与	B1	新宿アプリをつくって住民税安くする	P19	8	17
	B1	ラインに登録するとポイントGET!	P19	4	
	B2	インセンティブ活用 ポイント付与・区内商品券・表彰	P20	2	
	B3	参加しやすい環境作り（例：報酬）	P21	2	
	B4	参加への動機づけ 身近な情報の提供（生活に密着した）	P22	1	
結果のフィードバック、通知・宣伝方法の工夫	B4	結果の周知と活用 調査結果の分析とフィードバック	P22	6	14
	B2	郵送（本人宛）が非常に効果的 若者層もっと!	P20	6	
	B3	宣伝（例：公共機関、TV、チラシ、タクシー）	P21	2	
情報共有・対話の機会の拡充	B3	情報の定期共有会（例：転居時、成人）	P21	6	8
	B1	区民会議の無作為抽出を増やす。会議の回数増やす。	P19	2	
ツールの活用	B4	区政参加への工夫 区議の活用、ツールの工夫（スマホを使用）	P22	7	8
	B2	インフラ（生涯学習センター・SNS）を上手に使う→申し込みまで	P20	1	
<p><b>【その他のアイデア、書き残しておきたいこと】</b></p> <p><input type="checkbox"/> B2・フィードバックも重要！結果も郵送で（5票）</p> <p><input type="checkbox"/> B3・住み良くしたい（興味はある）→知る機会がない（情報がない）→行政のポーズになっている</p> <p><input type="checkbox"/> B4・参加に対して「おこづかい」を支給</p>					



班名	B1
テーマ	ヤングマン参加大作戦！！

班でまとめた意見（重要なもの3つ）	投票欄
<p>★新宿アプリを作って住民税安くする</p> <p>まずは新宿区が何をしているかお知らせ！</p>	●●●●●● ●●●●
<p>★ラインに登録するとポイントGET！</p> <p>しんじゅく若者会ギなど区政に参加できるイベントを発信！ポイントためてプレゼントget！</p>	●●●●●
<p>★区民会議の無作為抽出を増やす。会議の回数増やす。</p>	●●
<p>その他のアイデア、書き残しておきたいこと</p>	



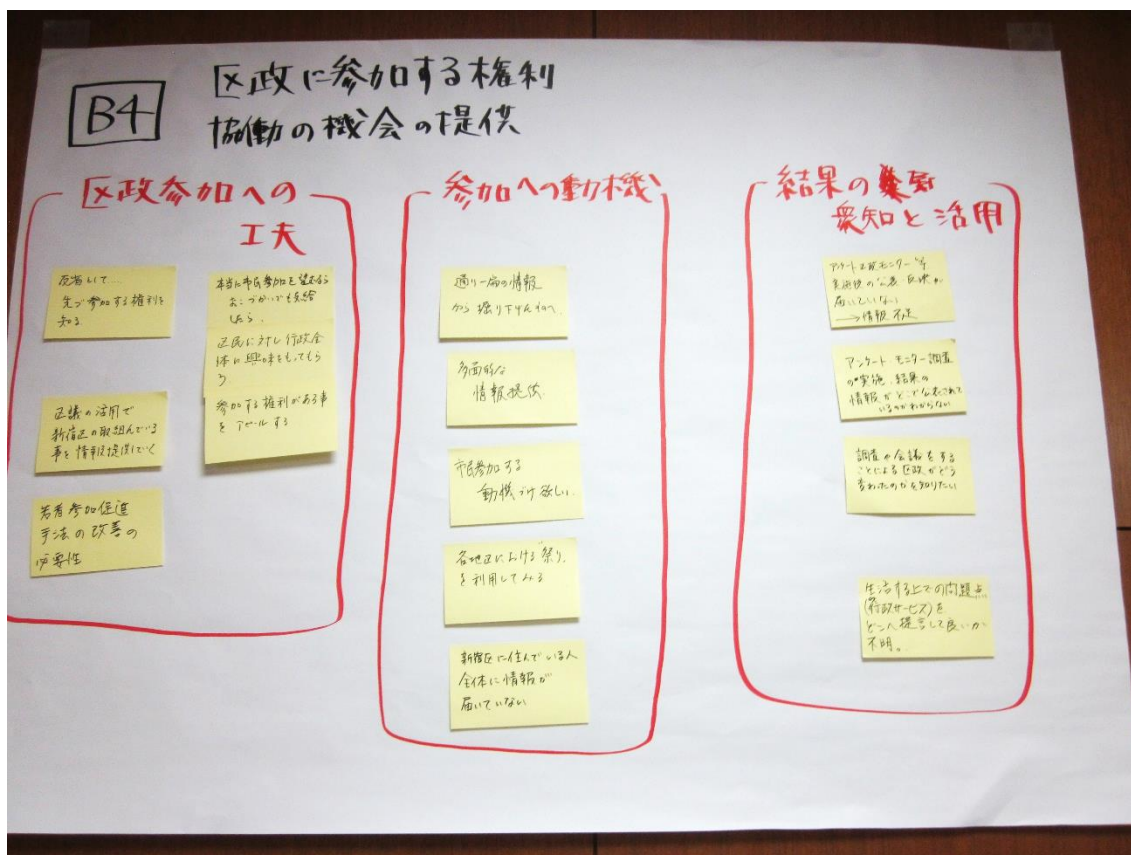
班名	B2
テーマ	区政に参加する権利について

班でまとめた意見 (重要なもの3つ)	投票欄
・郵送(本人宛)が非常に効果的 若者層もっど!!	●●●●●●●●
・インフラ(生涯学習センター・SNS)を上手に使う→申し込みまで	●
・インセンティブ活用 ・ポイント付与 ・新宿区内商品券 ・表彰	●●
その他のアイデア、書き残しておきたいこと	
☆フィードバックも重要!! 結果も郵送で	●●●●●●



班名	B3
テーマ	得する区／損する区 ～新宿区は？～

班でまとめた意見（重要なもの3つ）	投票欄
情報の定期共有会（例：転居時、成人）	●●●●●●●●
参加しやすい環境作り（例：報酬）	●●
宣伝（例：公共機関、TV、チラシ、タクシー）	●●
その他のアイデア、書き残しておきたいこと	
住み良くしたい → 知る機会がない → 行政のポーズになっている 興味はある                      情報がない	



班名	B4
テーマ	区政に参加する権利、協働の機会の提供

班でまとめた意見（重要なもの3つ）		投票欄
区政参加への工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>区議の活用</li> <li>ツールの工夫(スマホを使用)</li> </ul>	●●●●●●●●
参加への動機づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>身近な情報の提供(生活に密着した)</li> </ul>	●
結果の周知と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査結果の分析とフィードバック</li> </ul>	●●●●●●●●
その他のアイデア、書き残しておきたいこと <ul style="list-style-type: none"> <li>参加に対して「おこづかい」を支給</li> </ul>		



③ 【生涯にわたり学ぶ権利について】（Cグループ）

得票が最も多かったのは、C3班の「ポイント制の導入」であり、C4班の「家庭用ポスターの配布!! ～無料体験チケット付き～QRコードも付けて!!」と合わせて、インセンティブを付与して生涯にわたり学ぶ機会を促進する提案に関する意見が多く支持を得ました。次いで、C4班の「異文化交流プログラム!! ～135カ国の先生を迎えて～」といった新宿区の特徴である国際性を生かした講座内容・プログラムの充実に関する意見が得票を集めたほか、C1班の「自治の担い手として学ぶということとは？」など、そもそも「生涯にわたり学ぶ権利」の意義・あり方について問い直す意見にも得票が集まりました。

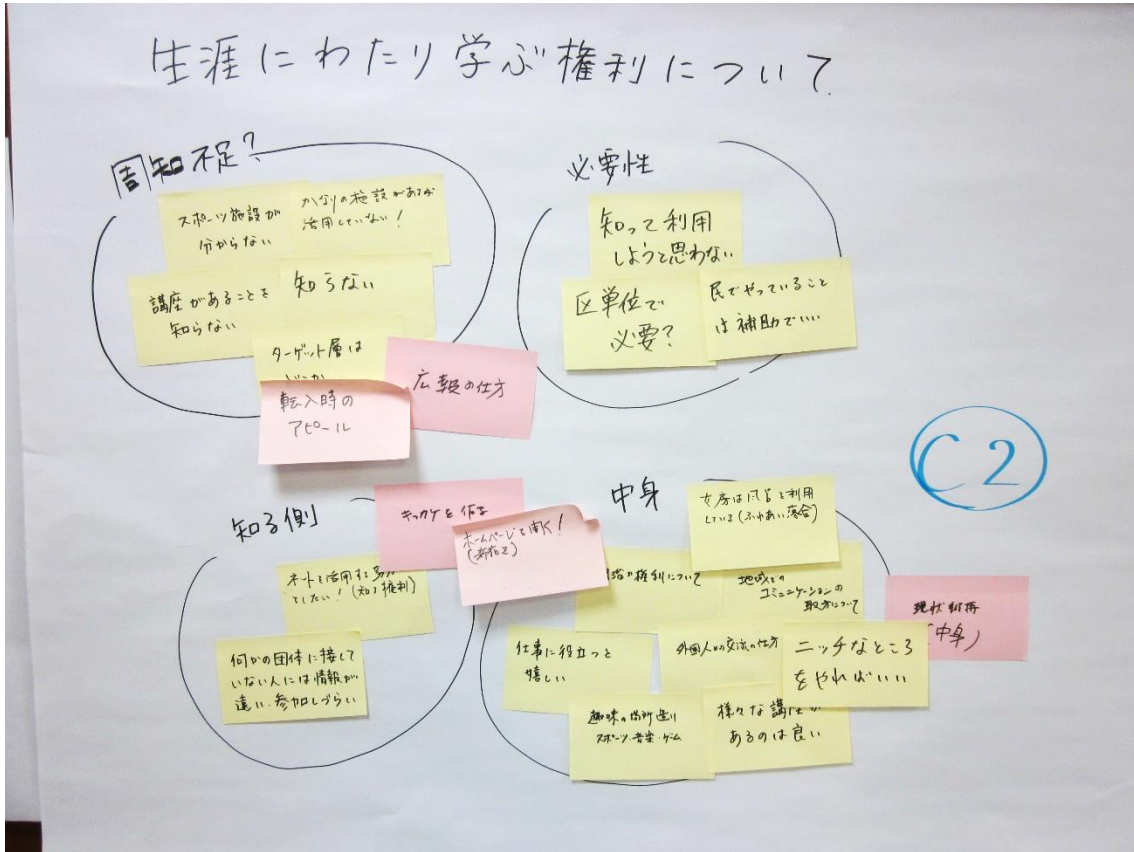
さらに、区民により興味を持ってもらうためのPRの工夫・推進に関する意見があげられたほか、他の区の実態を学んで共有してほしいという意見も見られました。

意見分類	班	個別意見	ﾊﾟｰﾂ	投票数	合計
インセンティブの付与	C3	ポイント制の導入	P26	10	15
	C4	家庭用ポスターの配布!! ～無料体験チケット付き～QRコードも付けて!!	P27	5	
講座内容・プログラムの充実	C4	異文化交流プログラム!! ～135カ国の先生を迎えて～	P27	8	9
	C4	実用的な講座の充実!! ～スマホ・PC・カメラ etc…～	P27	1	
学ぶ権利に対する理解促進	C1	「自治の担い手として学ぶ」ということは?	P24	7	9
	C1	「生涯にわたり」ということは?	P24	1	
	C1	「場の提供」と「広報」について	P24	1	
PRの工夫・推進	C3	PR不足 → 興味を持ってもらう	P26	4	8
	C3	新宿区在住タレントでPR	P26	3	
	C2	現状存在を知らない方々への周知方法について改善が必要（転入のタイミング、学習に特化したおしらせ）	P25	1	
	C2	インターネットの利用	P25	3	
<b>【その他のアイデア、書き残しておきたいこと】</b> <input type="checkbox"/> C1・新宿未来創造財団? 区立施設の利用（1票） ・大学、NPOの活用 ニーズの調査 <input type="checkbox"/> C3・居住外国人を講師に招く ・他の区の実態を学んで共有してほしい（6票）					



班名	C1
テーマ	生涯にわたり学ぶ権利について

班でまとめた意見 (重要なもの3つ)	投票欄
「自治の担い手として学ぶ」ということは？	●●●●●●●●
「生涯にわたり」ということは？	●
「場の提供」と「広報」について	●
その他のアイデア、書き残しておきたいこと	
新宿未来創造財団？ 区立施設の利用 大学、NPOの活用 ニーズの調査	●



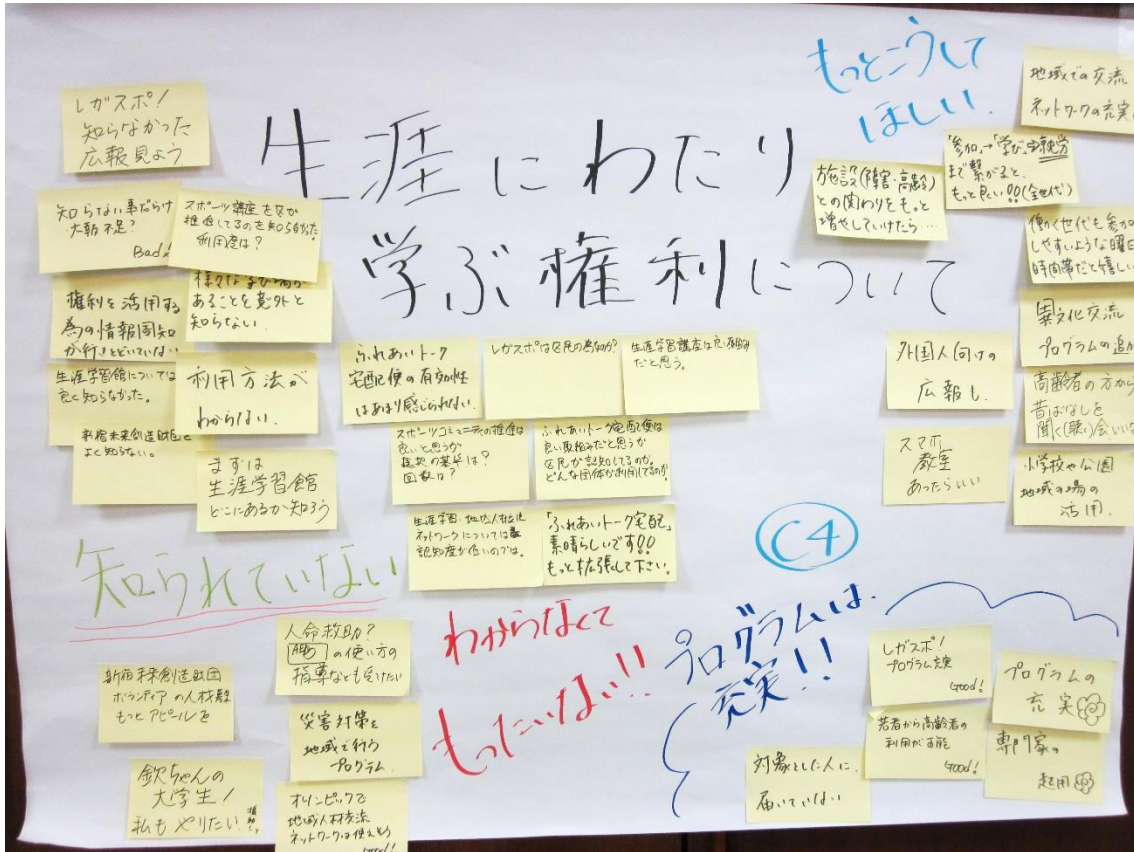
班名	C2
テーマ	生涯にわたり学ぶ権利について

班でまとめた意見 (重要なもの3つ)	投票欄
現状存在を知らない方々への周知方法について改善が必要 (転入のタイミング、学習に特化したおしらせ)	●
インターネットの利用	●●●
その他のアイデア、書き残しておきたいこと	



班名	C3
テーマ	生涯にわたり学ぶ権利について

班でまとめた意見（重要なもの3つ）	投票欄
PR不足 → 興味を持ってもらう	●●●●
・ポイント制の導入	●●●●●● ●●●●●●
・新宿区在住タレントでPR	●●●●
その他のアイデア、書き残しておきたいこと	
・居住外国人を講師に招く ・他の区の実態を学んで共有してほしい	●●●●●● ●



班名	C4
テーマ	教えて新宿区!! ~知らない、わからない、もったいない~

班でまとめた意見 (重要なもの3つ)	投票欄
・家庭用ポスターの配布!! ~無料体験チケット付き~QRコードもつけて!!	●●●●●
・実用的な講座の充実!! ~スマホ・PC・カメラ etc...~	●
・異文化交流プログラム!! ~135カ国の先生を迎えて~	●●●●● ●●●●

その他のアイデア、書き残しておきたいこと

**討議3 「良好な地域社会を創出するために自分にできること（区民の責務）」**

「区民の責務」に関して、区と区民の協働の取組等についての情報提供（資料2、P166参照）を踏まえ、各グループに分かれて次のとおりテーマを設定し、「地域で感じていること」や「課題と思っていること」などを話し合いました。それらを踏まえて、「地域社会をより良くするために、自分たちができること」について、班ごとに自由に討議を行い、班としての意見・アイデアを発表用ワークシートに取りまとめました。

Aグループ	健康で長生きできる高齢者を支え合うまちに向けて
Bグループ	防災や環境美化など安全安心で快適なまちに向けて
Cグループ	地域で支える子育てしやすいまちに向けて

① 【健康で長生きできる高齢者を支え合うまちに向けて】（Aグループ）

得票が最も多かったのは、A3班の「趣味・生き甲斐に繋がる＝人とのふれあいコミュニティ」であり、交流機会・コミュニティの拡充、相互理解の促進に関する意見が多く、支持を得ました。また、A4班の「必要性の理解 若者にもメリット」など、若者も含めた健康に対する理解促進の必要性に関する意見が得票を集めました。

さらに、エステ・散髪、ご飯を一緒に食べる、フラダンス大会、シニア向けのスマホ講座など高齢者の意識や活動の活性化に関する意見や、何をしたらよいかわからない高齢者向けの案内や体調を崩した時の連絡先等の PR や交流の場づくりの促進を行政に期待する意見、区民自身が意識を高めることの必要性に関する意見、外国人高齢者に対する配慮に関する意見などがあげられました。

意見分類	班	個別意見	ページ	投票数	合計
交流機会・コミュニティの拡充、相互理解の促進	A3	趣味・生き甲斐に繋がる＝人とのふれあいコミュニティ	P31	10	13
	A4	思いやり、相互理解 より気持ちのつながった理解へ	P32	2	
	A1	交流『食やゲームで交流』 外国人から学ぶ、若者から学ぶ、高齢者から学ぶ	P29	1	
	A4	地域のふれ合いの機会の創出 高齢者に限定しない	P32	0	
健康に対する理解促進	A4	必要性の理解 若者にもメリット	P32	10	13
	A1	教育『生涯教育』 年代別、階層別	P29	3	
高齢者の意識・活動の活性化	A1	ゴールドシルバー『輝く高齢者』 エステ・散髪、断捨離フリマ	P29	7	13
	A2	意識改革 自分たちができることとして ご飯を一緒に食べる…、フラダンス大会をする…	P30	6	
行政によるPR・場づくりの促進	A2	PR不足 つながりがわからない、何をしたいのかわからない	P30	2	3
	A2	行政にお願い シニア層の体調を崩した時の連絡先、行政に場所を作ってもらおう	P30	1	
区民の意識向上	A3	健康（食）不安を持つ＝自覚する!! 事業紹介のPR告知する	P31	0	0
	A3	自身で調べて貰う為に Net、新聞、掲示板 etc…	P31	0	

**【その他のアイデア、書き残しておきたいこと】**

- A1・外国人高齢者についても考えていかないといけない ・寿命より、健康寿命（1票）
- A2・シニア層のためのスマホ講座（ガラケー終了のため）（3票）
- A3・継続は力なり（1票）
- A4・それでも、最終的な介護は必要



班名	A1
テーマ	知って やって 得する

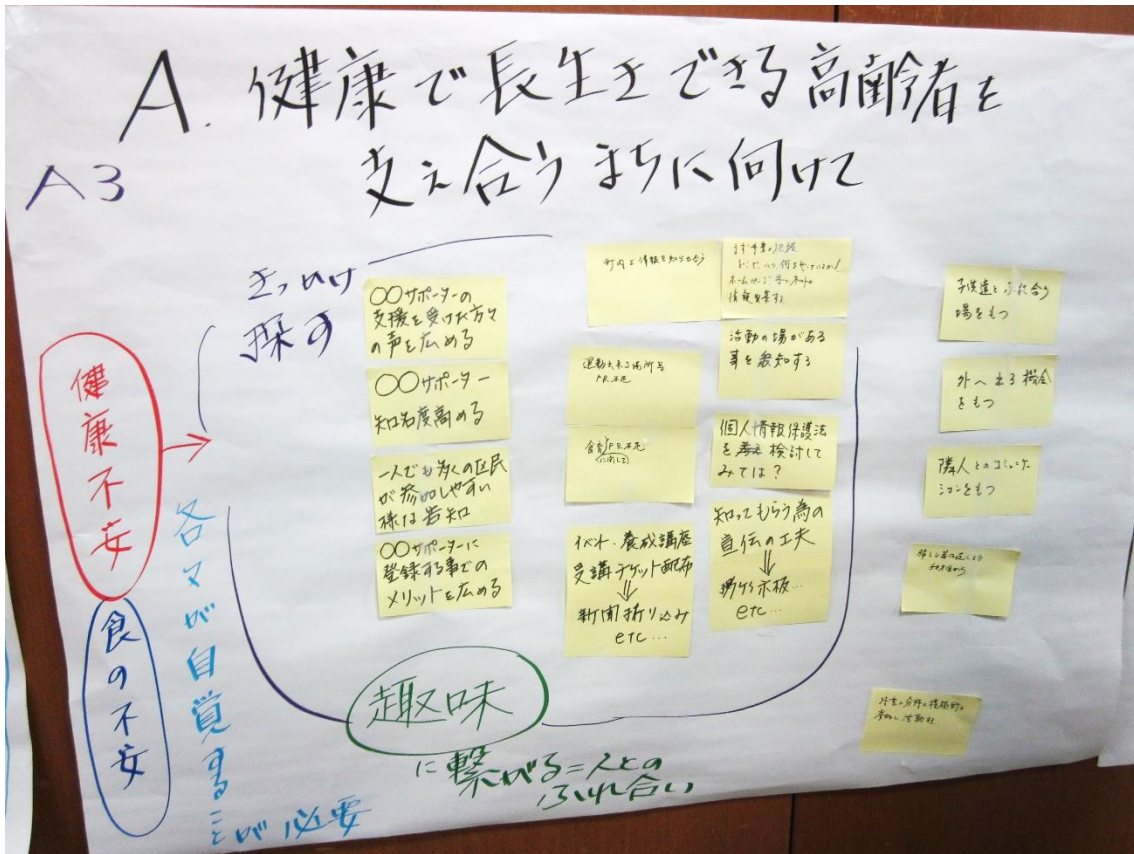
班でまとめた意見 (重要なもの3つ)	投票欄
教育 『生涯教育』 —年代別 —階層別	●●●
交流 『食やゲームで交流』 —外国人から学ぶ —若者から学ぶ —高齢者から学ぶ	●
ゴールデンシルバー 『輝く高齢者』 —エステ・散髪 —断捨離フリマ	●●●●● ●●
その他のアイデア、書き残しておきたいこと	
外国人高齢者についても考えていかないといけない。 寿命より、健康寿命 ●	



班名	A2
テーマ	シニアが輝く大作戦

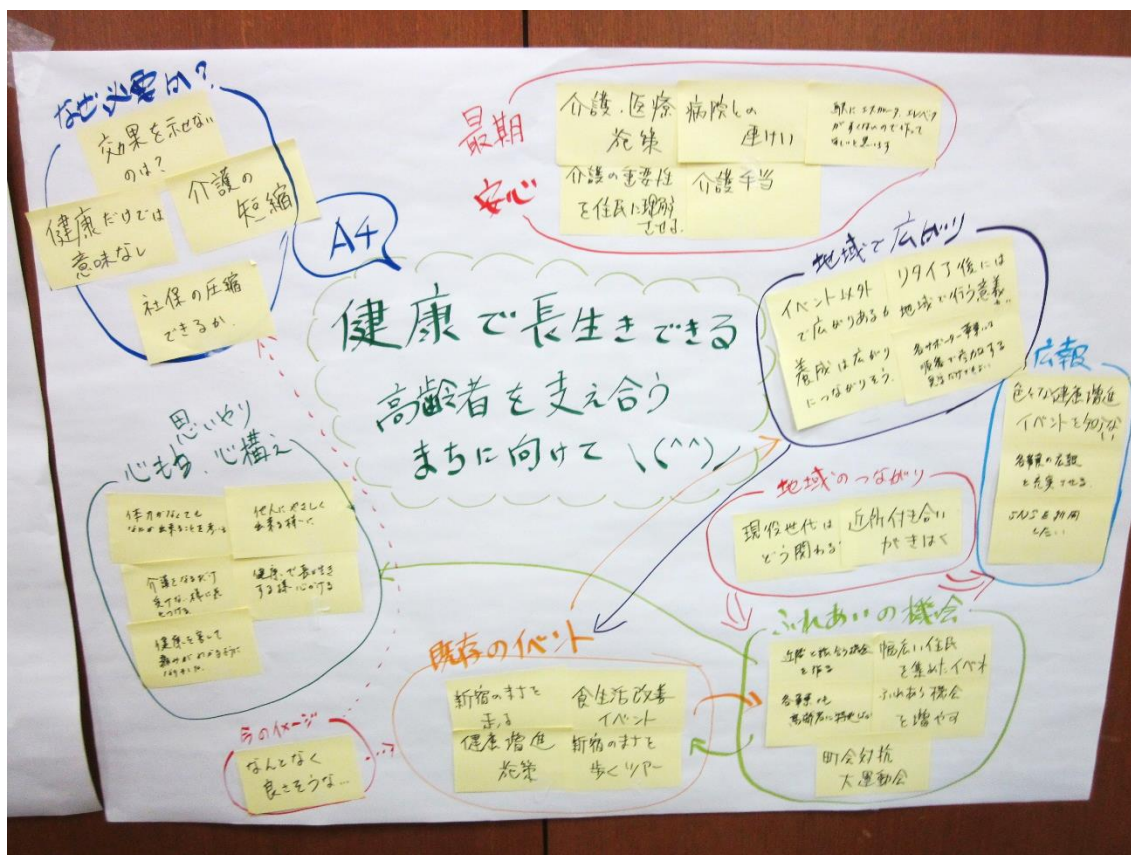
班でまとめた意見 (重要なもの3つ)	投票欄
①PR不足 ★つながりがわからない! ★何をしたいのかわからない!!	●●
②意識改革 ★自分たちができることとして *ごはんを一緒に食べる… *フラダンス大会をする…	●●●●●●●●
③行政にお願い ★シニア層の体調崩した時の連絡先 ★行政に場所を作ってもら	●
その他のアイデア、書き残しておきたいこと	
★シニア層のためのスマホ講座(ガラケー終了のため)	●●●





班名	A3
テーマ	健康で長生きできる高齢者を支え合う街作り

班でまとめた意見（重要なもの3つ）	投票欄
健康不安を持つ＝自覚する！！ （食） 事業紹介のPR告知する。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">大切さ</div> <p>自身で調べて貰う為にNet、新聞、掲示板etc...</p>	
趣味・生き甲斐に繋がる＝人とのふれあいコミュニティ	●●●●● ●●●●●
その他のアイデア、書き残しておきたいこと	
『継続は力なり』 ●	



班名	A4
テーマ	健康で長生きできる高齢者を支え合うまちに向けて

班でまとめた意見（重要なもの3つ）	投票欄
必要性の理解 若者にもメリット	●●●●●● ●●●●●●
地域のふれ合いの機会の創出 高齢者に限定しない	
思いやり、相互理解 より気持ちのつながった理解へ	●●
その他のアイデア、書き残しておきたいこと	
それでも、最終的な介護は必要	

② 【防災や環境美化など安全・安心で快適なまちに向けて】（Bグループ）

得票が最も多かったのは、B1班の「人に優しくする個人の意識 ニーズを把握」であり、街で困っている人に声をかけるなど、区民一人ひとりの他者に対する理解や尊重、相互扶助の意識向上の重要性に関する意見が多く支持を得ました。次いで、B4班の「地域清掃を積極的に行う。～まずは家の周りから～」など、身近な活動への参加の必要性に関する意見が得票を集めました。

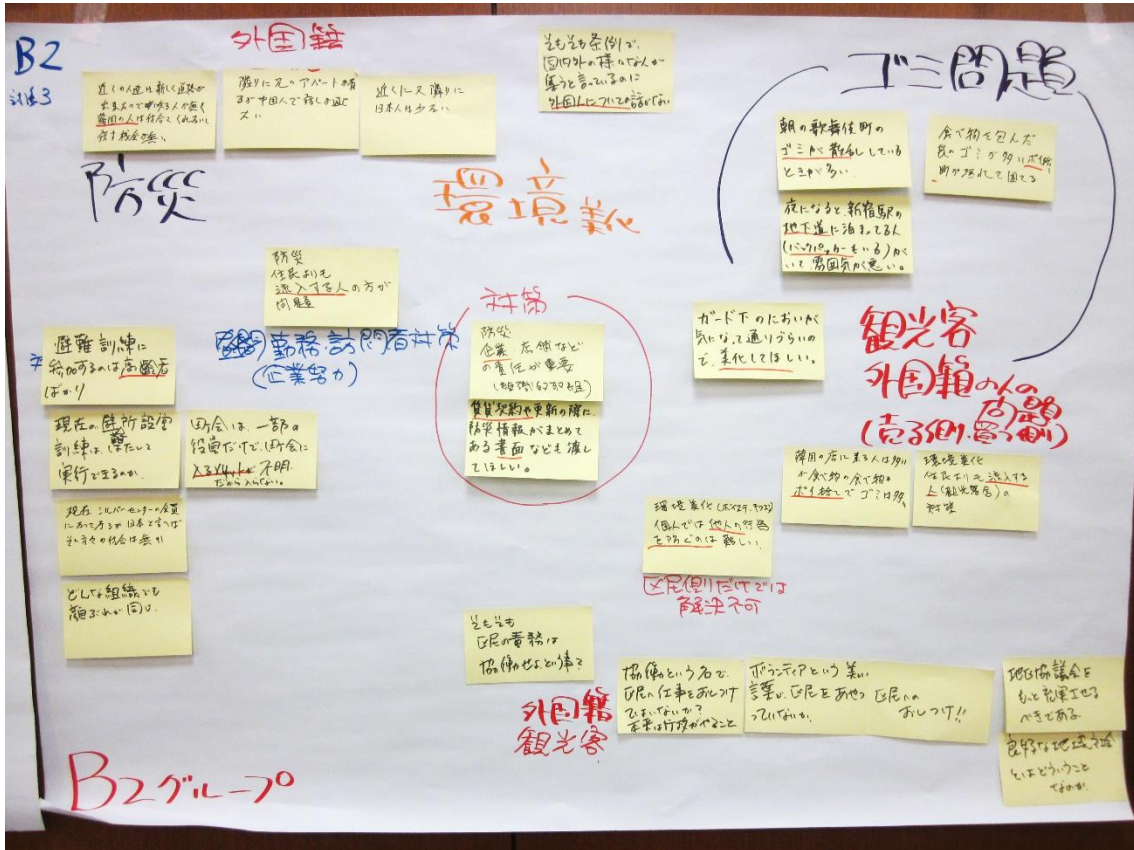
さらに、防災や公園づくりなどに対する個人の意識・活動の向上、ボランティアの価値や「区民の責務」の意義に対する意見や、さらに個人の知識や体験を共有する機会の重要性などの意見があげられました。また、外国籍や来訪者を含めた対応の重要性についての指摘もありました。

意見分類	班	個別意見	パネル	投票数	合計
他者に対する理解・尊重、相互扶助の意識の向上	B1	人に優しくする個人の意識 ニーズを把握	P34	10	12
	B3	参加 町会活動の維持、街で困っている人に声をかける	P36	2	
身近な活動への参加	B4	地域清掃を積極的に行う。 ～まずは家の周りから～	P37	9	11
	B1	美化個人意識を持つ まずはイベントに参加してみる、目の前のごみを拾う、家族と!!	P34	2	
個人意識・活動の促進	B1	防災個人意識を持つ!! 情報格差をなくす、帰宅難民、連絡網、多言語化、ペットも	P34	2	6
	B4	区民として防災対策活動に積極的に参加する	P37	2	
	B4	地域に合った公園作りへの取り組み	P37	3	
ボランティアの価値、市民の責務に対する意識・知識	B3	知る 奉仕、ボランティア活動の価値・意義、区が実施している防災・環境美化対策を知る	P36	3	6
	B2	そもそも責務とは、協働せよ という事なのか!!	P35	3	
知識・体験の共有	B3	経験を生かす 職業等で得た知識・体験を共有する、個人の良い体験を伝える ※保育園	P36	5	5
外国籍や訪問者等の対応	B2	防災 外国籍、単身者、在学在勤者及び訪問者（夜の店への客） 実際に災害時に対応できるか	P35	3	4
	B2	環境 外国籍、観光局 ゴミ捨て対策⇒個人では注意できない	P35	1	
<p><b>【その他のアイデア、書き残しておきたいこと】</b></p> <p><b>B1</b>・シルバー人材の活用と、そのための情報提供（情報を取りに行く個人の意識）</p> <p><b>B2</b>・アイデアとして賃貸更新時に防災マニュアル配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業努力（1票）</li> <li>・夜の訪問者の対策（従業員も外国籍）</li> </ul> <p><b>B3</b>・企業に街の美化に参加するための競争を促す（事業者の参加を、シミュレーションによる災害の可視体験・防災方法の教育）</p> <p><b>B4</b>・ゴミ箱と喫煙場所を増やそう！</p>					



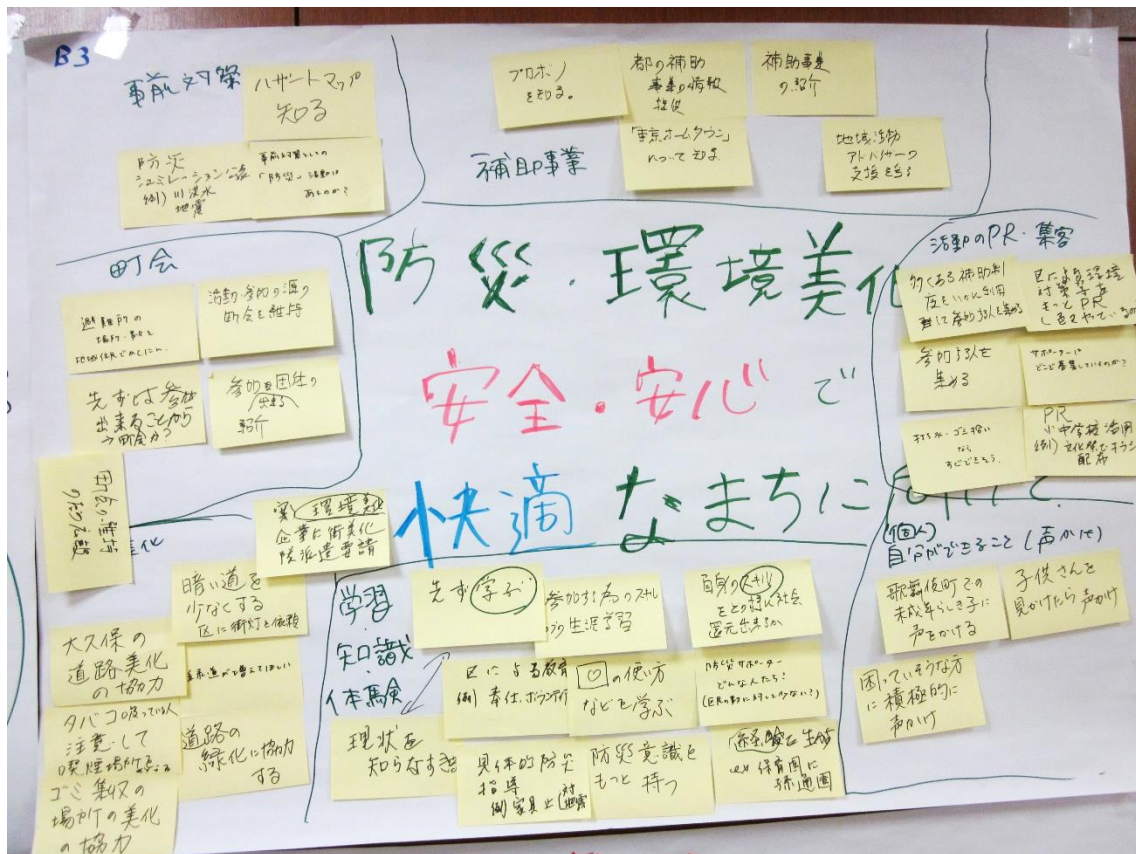
班名	B1
テーマ	防災と環境と美化と私。

班でまとめた意見（重要なもの3つ）	投票欄
<b>防災個人意識を持つ！！</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報格差をなくす</li> <li>・帰宅難民</li> <li>・連絡網</li> <li>・多言語化</li> <li>・ペットも</li> </ul>	●●
<b>美化個人意識を持つ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まずはイベントに参加してみる</li> <li>・目の前のゴミを拾う</li> <li>・家族と！！</li> </ul>	●●
<b>人に優しくする個人の意識</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズを把握</li> </ul>	●●●●●● ●●●●●●
その他のアイデア、書き残しておきたいこと  <b>シルバー人材の活用と、 そのための情報提供（情報を取りに行く個人の意識）</b>	



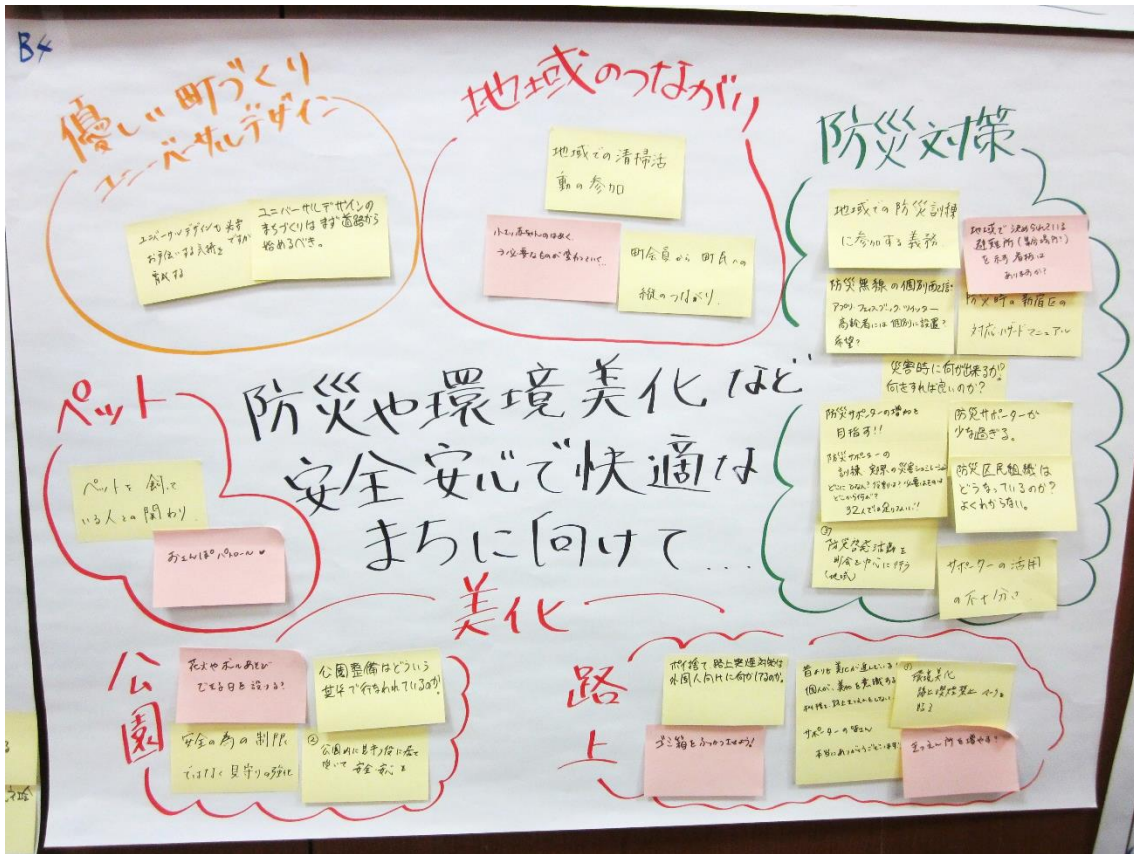
班名	B2
テーマ	防災も環境美化もキーワードは外国人及び訪問者

班でまとめた意見（重要なもの3つ）	投票欄
環境 外国籍、観光客 住んでいる人だけではコントロールできない ゴミ捨て対策⇒個人で注意できない	●
防災 外国籍、単身者、在学在勤者及び訪問者（夜の店への客） 実際に災害時に対応できるのか 避難訓練は現実的ではないのではないか？	●●●●
そもそも責務とは、協働せよ という事なのか！！ ボランティアという美句で、区民へ押しつけてはいないか。	●●●●
その他のアイデア、書き残しておきたいこと アイデアとして賃貸更新時に防災マニュアル配布 企業努力 夜の訪問者への対策（従業員も外国籍）	●



班名	B3
テーマ	防災・環境美化など安全・安心で快適なまちに向けて自分たちができること

班でまとめた意見（重要なもの3つ）		投票欄
①知る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奉仕、ボランティア活動の価値、意義</li> <li>・区が実施している防災・環境美化対策を知る</li> </ul>	●●●
②参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町会活動の維持</li> <li>・街で困っている人に声をかける</li> </ul>	●●
③経験を生かす	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業等で得た知識、体験を共有する</li> <li>・個人の良い体験を伝える ※保育園</li> </ul>	●●●●●
その他のアイデア、書き残しておきたいこと		
<p>企業に街の美化に参加するための競争を促す（事業者の参加をシミュレーションによる災害の可視体験・防災方法の教育</p>		



班名	B4
テーマ	防災や環境美化など安全安心で快適なまちに向けて

班でまとめた意見（重要なもの3つ）	投票欄
・区民として防災対策活動に積極的に参加する。	●●
・地域清掃を積極的に行う。～まずは家の周りから～	●●●●●● ●●●●●●
・地域に合った公園作りへの取り組み。	●●●●
その他のアイデア、書き残しておきたいこと	
・ゴミ箱と喫煙場所を増やそう！！ ●●	

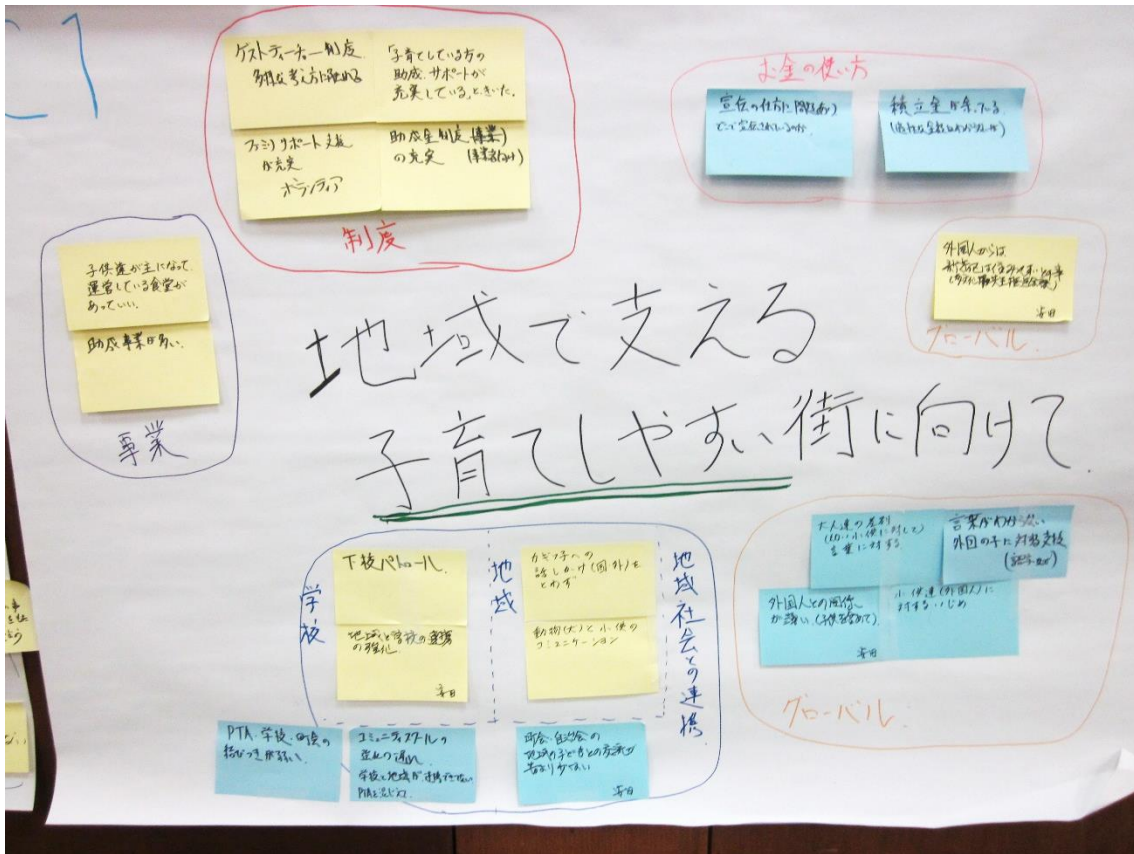
③ 【地域で支える子育てしやすいまちに向けて】（Cグループ）

得票が最も多かったのは、C4班の「助成金を増やしてほしい（単身者・子育て家庭に補助を）」であり、区民ニーズへの対応の必要性に関する意見が多く支持を得ました。次いで、C3班の「出張所 町会 の有効活用」など、地域の各種機関・団体との連携強化の必要性に関する意見が得票を得ました。地域の活動や交流などコミュニティ活動の促進に関しても、特に子どもと地域のつながり、子どもと大人の交流等に関連する意見が多くあげられました。

さらに、外国人との交流・サポートを含めて、PR・情報共有の促進に関する意見や、子育て交流の促進に関する意見などもあげられました。

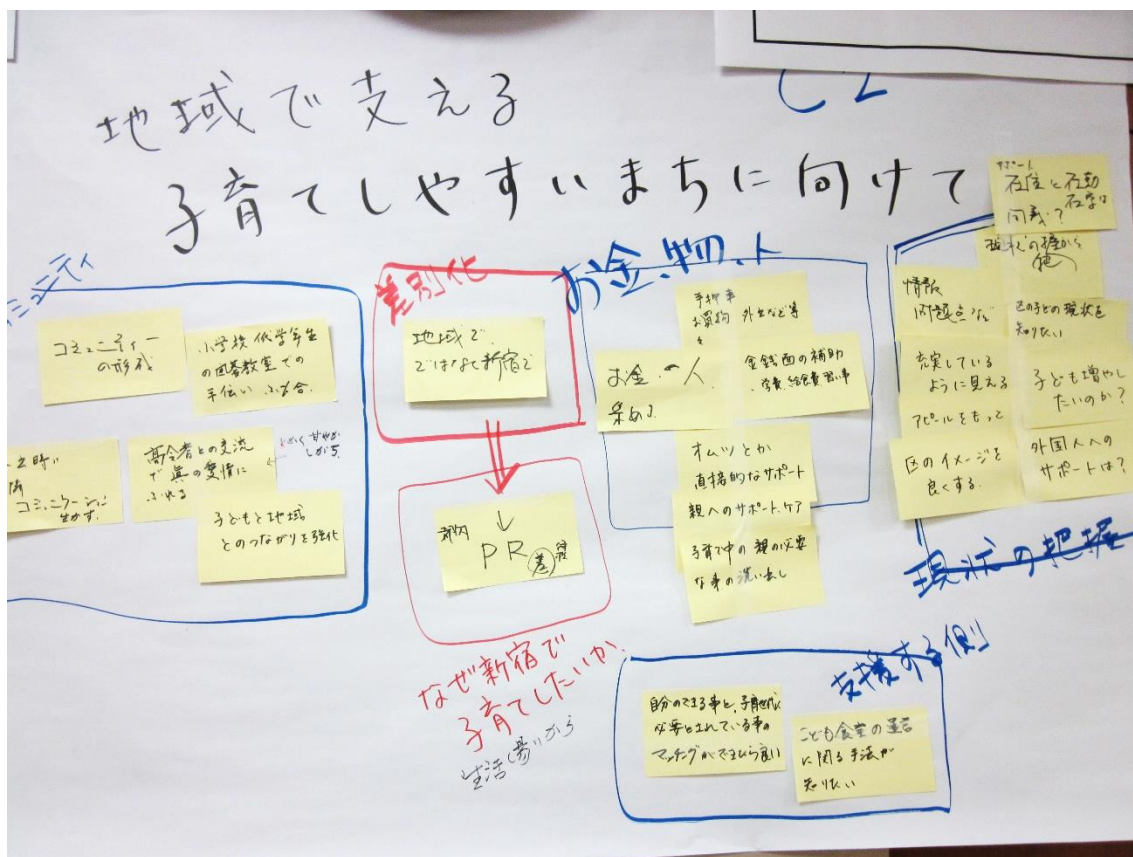
意見分類	班	個別意見	パース	投票数	合計
コミュニティ活動の促進	C2	コミュニティの形成 子どもと地域とのつながり強化、高齢者の方々との交流の場	P40	5	12
	C1	地域の大人が子どもに関心を持つ	P39	5	
	C3	イベントに参加する →地域交流	P41	1	
	C4	声かけと行事参加	P42	1	
助成の拡大	C4	助成金を増やしてほしい（単身者・子育て家庭に補助を）	P42	10	10
地域の各種機関・団体との連携強化	C3	出張所 町会 の有効活用	P41	8	10
	C1	各支援団体とPTA、学校を含めた子どもに対する連携強化	P39	2	
PR・情報共有の促進	C2	PR 新宿愛をもって 多種多様なふれあいあり！	P40	5	9
	C2	知ること 現状の把握、課題、既にできていること、在日外国人サポート	P40	4	
	C3	自ら制度を聞く、意見を言う	P41	0	
子育て交流の促進	C1	外国人との子育て交流の促進	P39	6	7
	C4	子育てサポートに参加する	P42	1	
<b>【その他のアイデア、書き残しておきたいこと】</b> <input type="checkbox"/> C1 ・声掛け運動 ・子ども見守り隊（犬 etc 動物との触れ合い含め） <input type="checkbox"/> C3 ・国際化のカベ ・行政のPR 不足 <input type="checkbox"/> C4 ・将来に向けて永く新宿に住み続けてほしい為です					





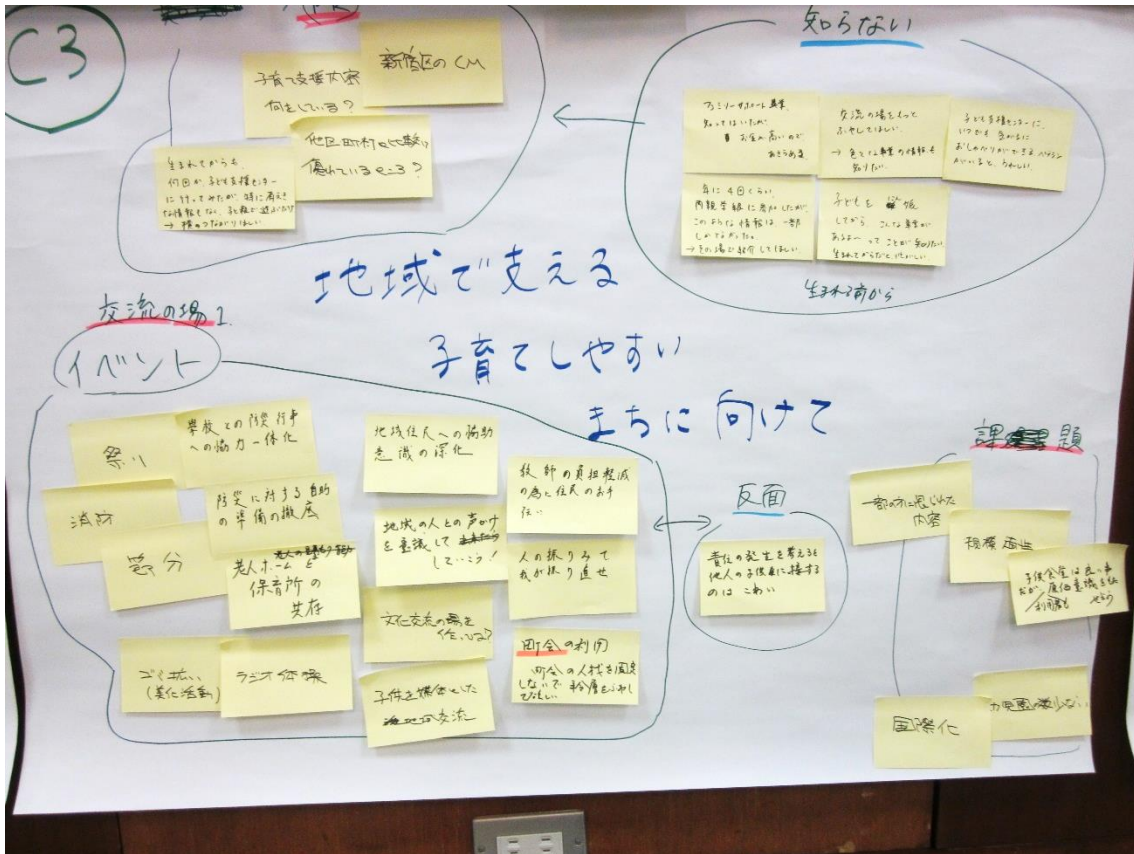
班名	C1
テーマ	地域で支える子育てしやすい街に向けて

班でまとめた意見 (重要なもの3つ)	投票欄
地域の大人が子どもに関心を持つ	●●●●●
外国人との子育て交流の促進	●●●●● ●
各支援団体とPTA、学校を含めた子どもに対する連携強化	●●
その他のアイデア、書き残しておきたいこと	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・声掛け運動</li> <li>・子ども見守り隊(犬etc 動物との触れ合い含め)</li> </ul>	



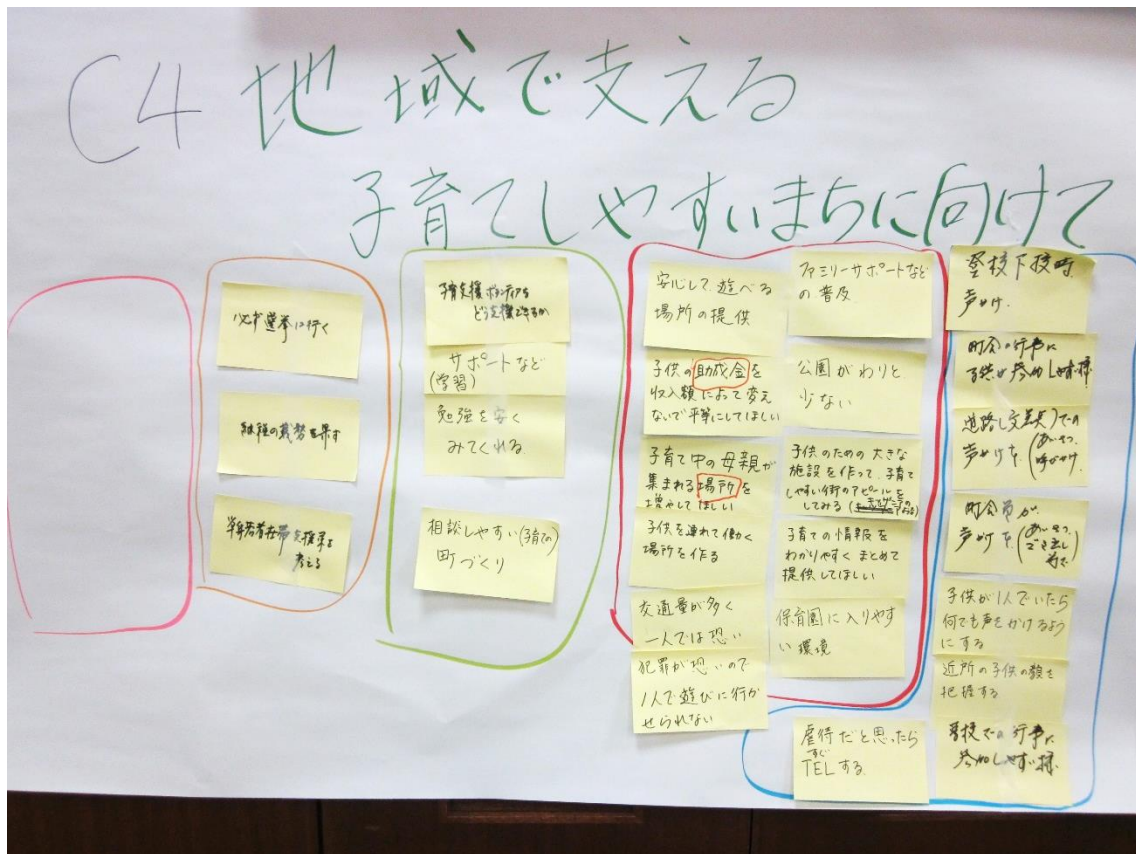
班名	C2
テーマ	地域で支える子育てしやすいまちに向けて

班でまとめた意見（重要なもの3つ）		投票欄
知ること	現状の把握、課題、既にできていること、在日外国人サポート	●●●●
コミュニティの形成	子どもと地域とのつながり強化 高齢者の方々との交流の場	●●●●●
PR 新宿愛をもって	多種多様なふれあいあり！	●●●●●
その他のアイデア、書き残しておきたいこと		



班名	C3
テーマ	新宿サザエさん化運動

班でまとめた意見 (重要なもの3つ)	投票欄
・自ら制度を聞く、意見を言う	
・イベントに参加する → 地域交流	●
・出張所 町会 の有効活用	●●●●●●●●
その他のアイデア、書き残しておきたいこと	
・国際化のカベ ・行政のPR不足	



班名	C4
テーマ	地域で支える子育てしやすいまちに向けて

班でまとめた意見 (重要なもの3つ)	投票欄
声かけと行事参加	●
子育てサポートに参加する	●
助成金を増やしてほしい (単身者・子育て家庭に補助を)	●●●●● ●●●●●
その他のアイデア、書き残しておきたいこと ↑ 将来に向けて永く新宿に住み続けてほしい為です	

#### 討議4 「住民投票、地域自治組織について」

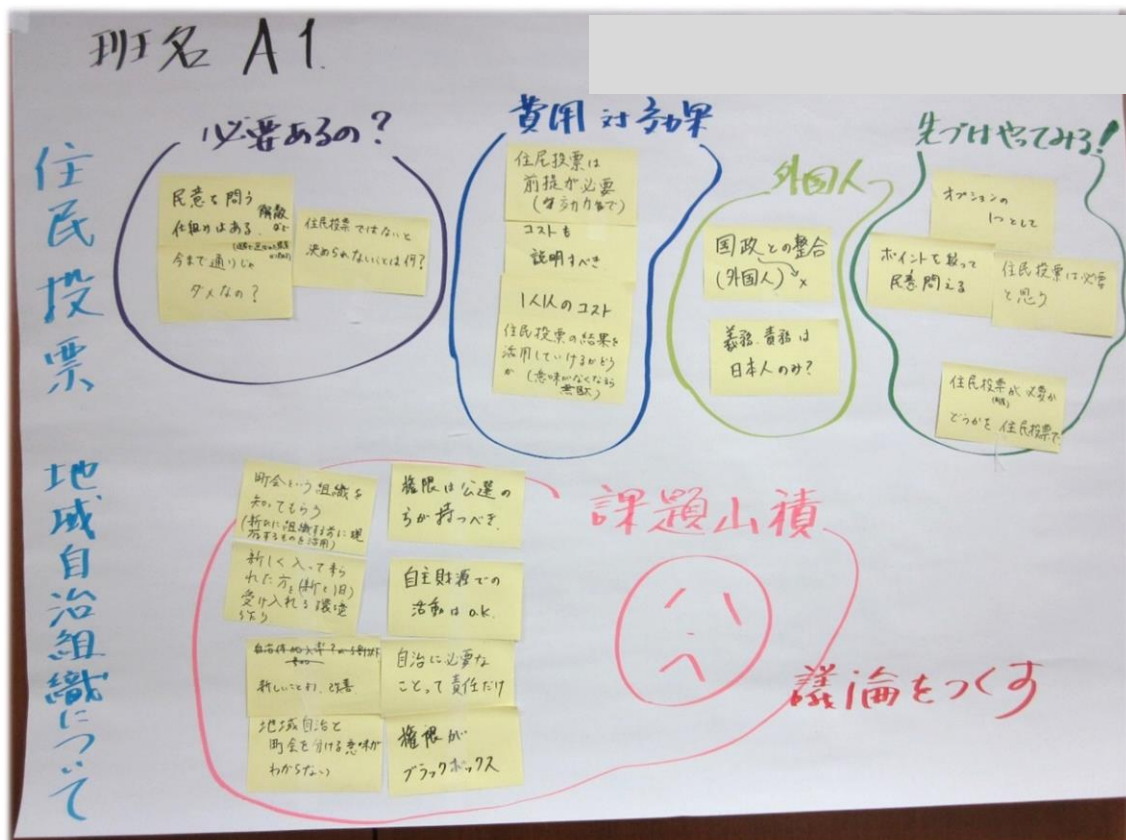
---

「住民投票」及び「地域自治組織」についての情報提供（資料2、P173 参照）を踏まえ、班ごとに自由に討議を行い、討議の内容を模造紙に取りまとめました（P44～56 参照）。

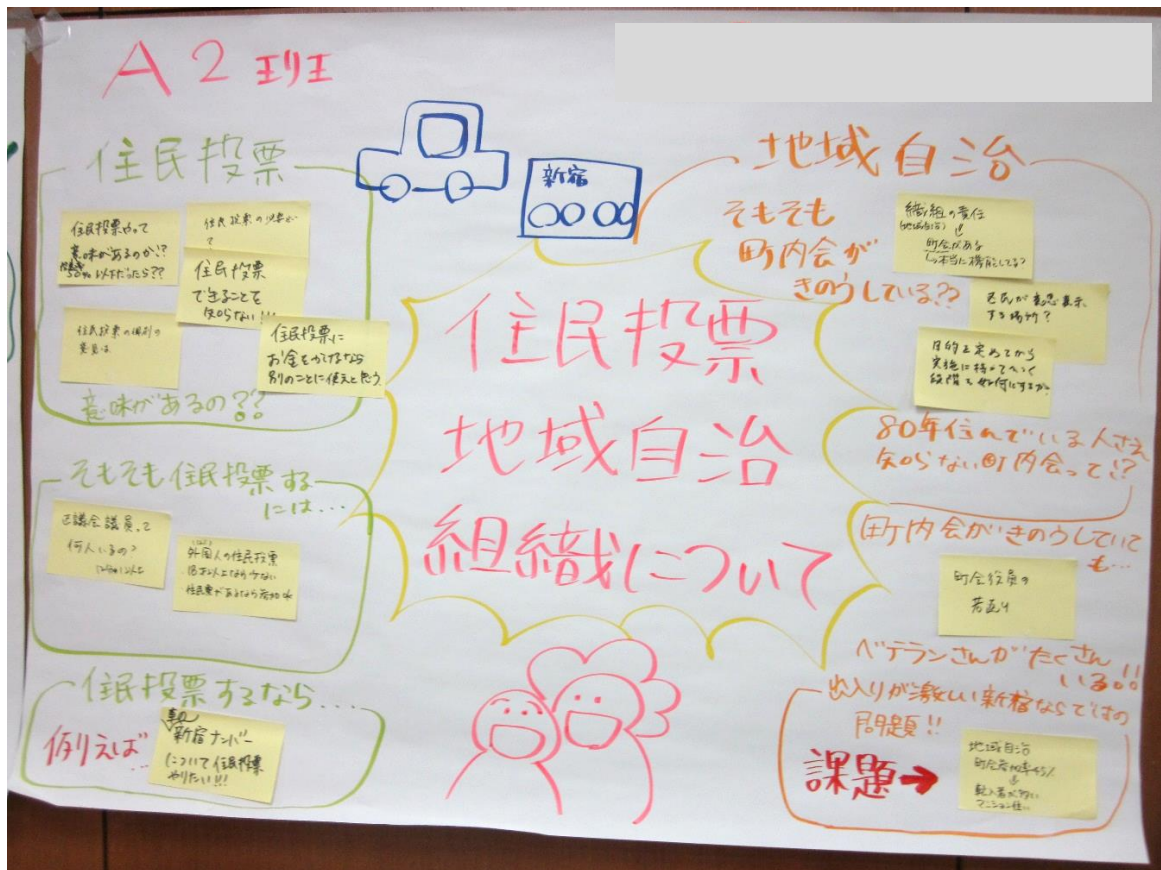
住民投票については、「住民投票ができる権利があるなら使いたい」、「意見を表明する場は欲しい」、「ポイントを絞って民意が問える」、「住民投票が行われることで初めて関心を持つ事が大事」などの意見がありました。一方、「住民投票を実施する重大な事項があるのか」、「結果の責任は誰が持つのか」、「民意を問う仕組みはある」、「区長や区議会の権限が優先すべき」、「拘束力がないのであれば、アンケートでもよい」、「住民投票にお金をかけるなら別のことに使ってほしい」など、必要性・意義自体を問い直すことや、費用対効果、議会との関係について整理すること等の問題点があげられました。また、実施する際の課題として、「拘束力を持たせるべき」、「結果の扱いは次回の選挙の判断材料にすればよい」、「投票者は日本国民に限るべき」、「外国人の参加がなぜ問題となるのか」など、多岐にわたる多くの意見がありました。

地域自治組織については、既存の町会・自治会の活用についてのご意見が多く、町会・自治会活動の周知や、誰もが町会・自治会に参加できる開かれた環境づくり、若い方や転入された方の加入促進による組織と活動の活性化の必要性などのご意見があげられました。また、実現に向けての担い手やエリアの課題などの意見もありました。

<p>班名</p>	<p>A1</p>
<p>【住民投票】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●必要あるの？                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・民意を問う仕組みはある(解散など)</li> <li>・今まで通りじゃダメなの？</li> <li>・住民投票ではないと決められないことは何？</li> </ul> </li> <li>●費用対効果                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民投票は前提が必要(効力など)</li> <li>・コストも説明すべき</li> <li>・1人1人のコスト</li> <li>・住民投票の結果を活用していけるかどうか(意味がなくなるなら無駄)</li> </ul> </li> <li>●外国人                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・国政との整合(外国人)</li> <li>・義務、責務は日本人のみ？</li> </ul> </li> <li>●まずはやってみる！                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・オプションの1つとして</li> <li>・ポイントを絞って民意問える</li> <li>・住民投票は必要と思う</li> <li>・住民投票が必要かどうかを住民投票で</li> </ul> </li> </ul>	<p>【地域自治組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●課題山積 議論をつくす                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・町会という組織を知ってもらう(新たに組織する前に現存するものを活用)</li> <li>・新しく入ってこられた方を(新と旧)受け入れる環境作り</li> <li>・新しいことより改善</li> <li>・地域自治と町会を分ける意味がわからない</li> <li>・権限は公選の方が持つべき</li> <li>・自主財源の活動はOK</li> <li>・自治に必要なことって責任だけ</li> <li>・権限がブラックボックス</li> </ul> </li> </ul>



<p>班名</p>	<p>A2</p>
<p>【住民投票】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●意味があるの??             <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民投票やって意味があるのか?!(投票率50%以下だったら?)</li> <li>・住民投票の個別の意見は</li> <li>・住民投票の必要性?</li> <li>・住民投票できることを知らない</li> <li>・住民投票にお金をかけるなら別のことに使えと思う</li> </ul> </li> <li>●そもそも住民投票するには...             <ul style="list-style-type: none"> <li>・区議会議員って何人いるの?(12分の1以上)</li> <li>・外国人の住民投票 18才以上なら少ない。住民票あるなら参加 OK</li> </ul> </li> <li>●住民投票するなら...             <ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば、車の新宿ナンバーについて住民投票やりたい!!!</li> </ul> </li> </ul>	<p>【地域自治組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●そもそも町内会が機能している??             <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織(地域自治)の責任→町会がある→本当に機能している?</li> <li>・区民が意思表示する場所?</li> <li>・目的を定めてから実施に持っていく段階を如何にするか</li> <li>・80年住んでいる人さえ知らない町内会って?!</li> </ul> </li> <li>●町内会が機能していても...             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベテランさんがたくさんいる</li> <li>・町会役員の若返り</li> </ul> </li> <li>●出入りが激しい新宿ならではの問題!!課題             <ul style="list-style-type: none"> <li>・町会参加率 45%→転入者が多い、マンション住まい</li> </ul> </li> </ul>

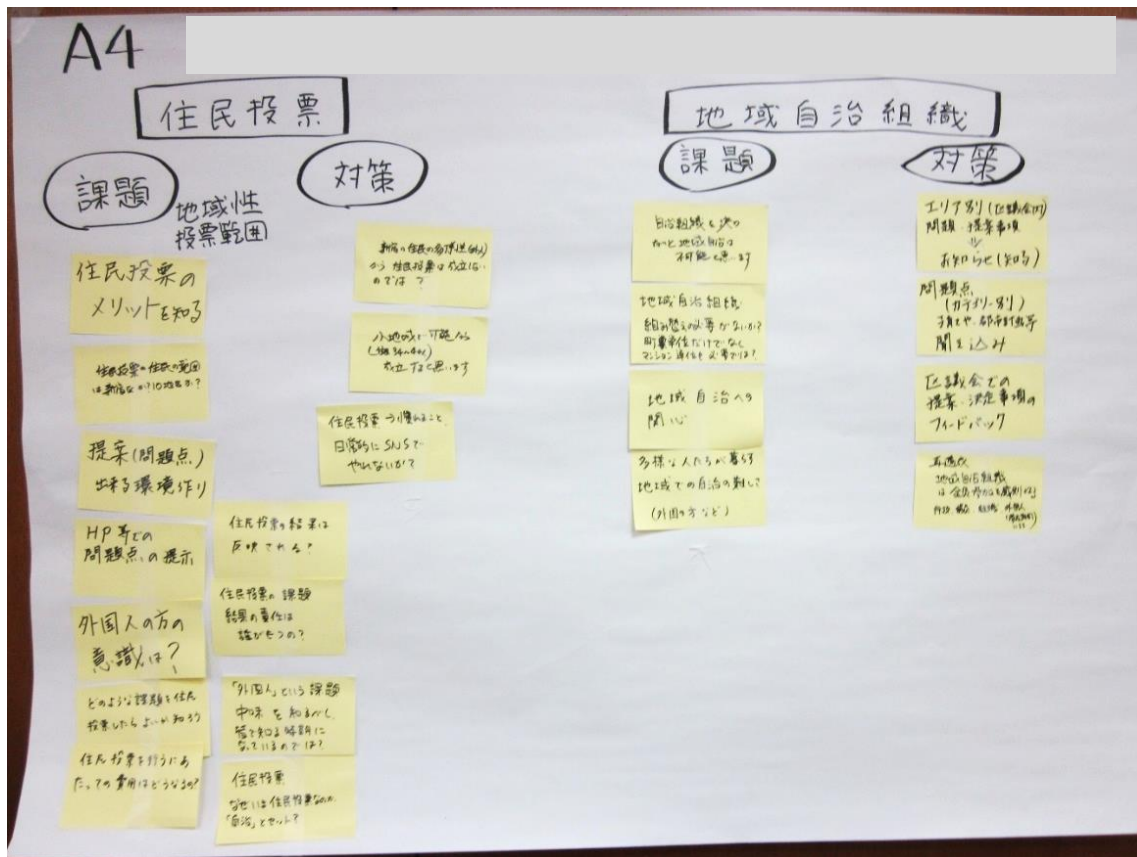


<p>班名</p>	<p>A3</p>
<p><b>【住民投票】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大な議題がまずあるのか？</li> <li>・住民投票を行う必要性はあるのか</li> <li>・住民投票、地域自治組織 役割・分担？</li> <li>・住民投票課題アンケート</li> <li>・住民投票に付託すべきテーマは何か</li> <li>・住民投票にゆだねる危険性</li> <li>・住民投票テーマが決まりにくい！</li> <li>・住民投票の必要性 PRはできるか！</li> <li>・国籍ある外国人のみ投票可にする</li> <li>・投票率UPのためネット投票にする</li> <li>・明らかに財源不足は住民投票なし</li> <li>・住民投票 OKはハードルが高い</li> <li>・区は早急に条例を定めるべき</li> <li>・事項の制限は設ける必要はない。自ずと絞られると思う</li> <li>・結果の拘束力はなくても「尊重すべき」でよい</li> <li>・外国人は「納税している人、選挙権を有する人でよい」</li> </ul>	<p><b>【地域自治組織】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会の存在意義は？</li> <li>・町内会のメリット→入っているとポイント溜まるとか…</li> <li>・地域自治は別の細かい法律が必要の気がする</li> <li>・お年寄が子供を預かるサービス</li> <li>・地域自治一ヒト・モノ・カネを制限しなければ</li> </ul>





<p>班名</p>	<p>A4</p>
<p><b>【住民投票】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●課題: 地域性、投票範囲             <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民投票のメリットを知る</li> <li>・住民投票の住民の範囲は新宿区か? 10 地区か?</li> </ul> </li> <li>・提案(問題点) 出来る環境作り</li> <li>・HP 等での問題点の提示</li> <li>・外国人の方の意識は?</li> <li>・どのような課題を住民投票したらよいか知ろう</li> <li>・住民投票を行うにあたっての費用はどうなるの?</li> <li>・住民投票の結果は反映される?</li> <li>・結果の責任は誰がもつ?</li> <li>・「外国人」という課題 中身を知るべし、皆で知る時期になっているのでは?</li> <li>・なぜいま住民投票なのか、「自治」とセット?</li> <li>●対策             <ul style="list-style-type: none"> <li>・新宿の住民の多様性(外国人)から住民投票は成立しないのでは?</li> <li>・小地域で可能なら(住民 3 千~4 千人)成立すると思います</li> <li>・住民投票→慣れること、日常的に SNS でやれないか?</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>【地域自治組織】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●課題             <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治組織を決めないと地域自治は不可能と思えます</li> <li>・組み替えの必要がないか? 町単位だけでなく、マンション単位も必要では?</li> <li>・地域自治への関心</li> <li>・多様な人たちが暮らす地域での自治の難しさ(外国の方など)</li> </ul> </li> <li>●対策             <ul style="list-style-type: none"> <li>・エリア別(区議会内)問題・提案事項                     <ul style="list-style-type: none"> <li>→お知らせ(知る)</li> </ul> </li> <li>・問題点(カテゴリー別)子育てや都市計画等聞き込み</li> <li>・区議会での提案・決定事項のフィードバック</li> <li>・再編成、地域自治組織は全員参加を原則とする</li> </ul> </li> </ul> <p>行政、議員、組織、外国人(滞在期間による)</p>



班名	B1
<p><b>【住民投票】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●意義                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民投票の真意が不透明である</li> <li>・住民投票を実施したあとの施策が理解できにくい</li> <li>・投票結果の権限が不透明と思える</li> <li>・住民の意志を区政に直接反映する意味合いが理解できにくい</li> <li>・住民投票をやれる制度は作るべきだ</li> </ul> </li> <li>●選挙の権威                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民投票不必要、先ず区長・区議選投票率UPを</li> <li>・議会・区長(政策)の決定を透明化する方が重要</li> <li>・選挙で選ばれた区長・議員も20%程度</li> </ul> </li> <li>●対象事案                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事案具体的に決める</li> </ul> </li> <li>●成立要件                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民投票の成立要件は必要ないもしくはもっと低く設定すべき</li> </ul> </li> <li>●拘束力                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・拘束力を持たせるべし</li> </ul> </li> <li>●議会の請求権                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の発議は1/12ではなく、もっとバーを上げるべき(1/3以上とか)</li> <li>・議員1/12はハードル低すぎ</li> </ul> </li> <li>●対象者(外国人)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国民に限るべき</li> <li>・外国人参加させるのは早い</li> <li>・外国人の投票参加が懸念される</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>【地域自治組織】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●現行組織の活用                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会の組織について、新しい自治会もある人数で認める</li> <li>・地域の町会と自治会の判断がつきにくい</li> </ul> </li> <li>●不要論                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自治(組織)不要←区民意識/現状でOK</li> <li>・自治組織不要と思う、誰がやるのか不明</li> <li>・地域自治組織は必要ないと思う</li> <li>・先ず現行行政組織がコマメにしっかりやるべし</li> </ul> </li> </ul>



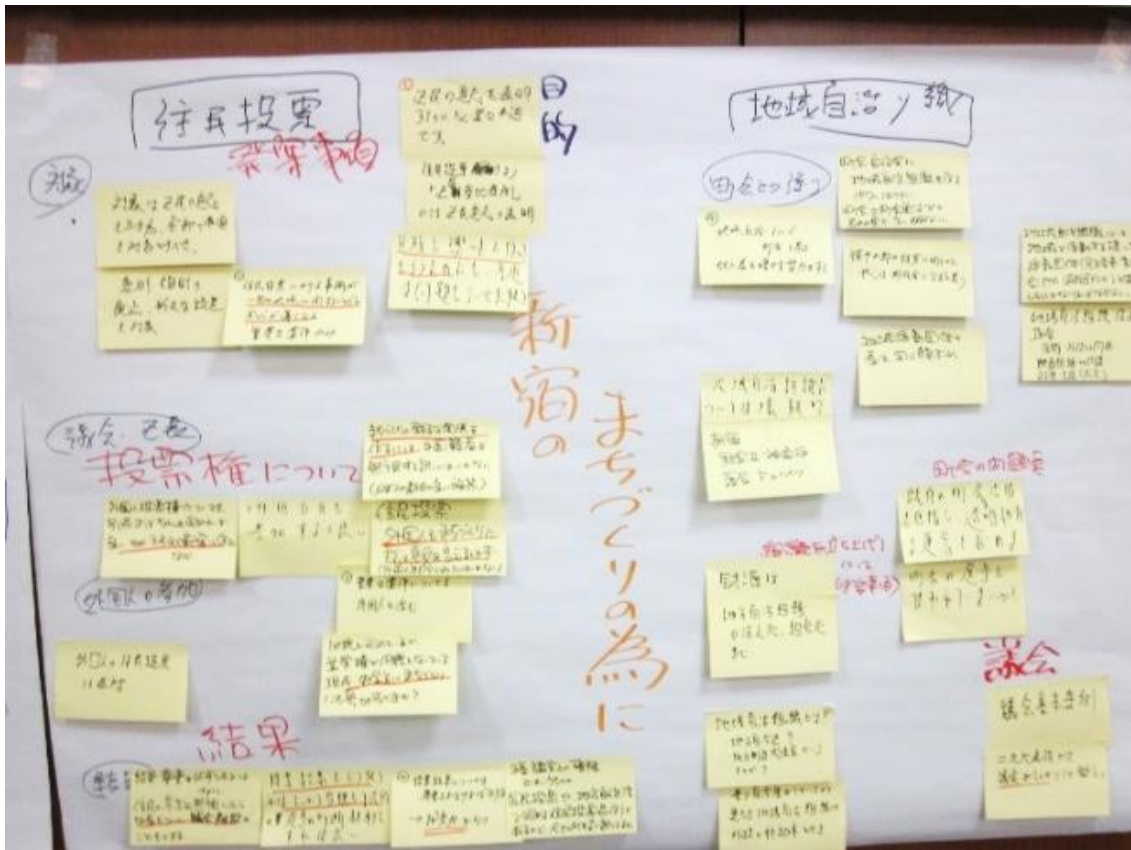
<p>班名</p>	<p>B2</p>	<p>【住民投票】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●投票率                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・有効投票率は必要</li> <li>・有効投票率 何%</li> <li>・そもそも都・区の選挙の投票率低いので成立しないのでは？</li> </ul> </li> <li>●そもそも投票が必要か？                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・拘束力 事実上のもの 次回の選挙に反映</li> <li>・実現させるさせないに関わらず「住民の意志表示」の手段として必要性を感じる</li> <li>・区長と議会はなんなのか？                             <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 区民の代表ではあるが、大切な事項について「住民に問う」ことはしても良い!! くだん仕事して下さるでしょ？</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>●外国人の投票について                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・区内に住所を有する年齢満 18 年以上の者で「別に条例で定める」外国人を含め(同じ) (何年以上、何月以上)</li> <li>・外国人の投票について→投票できる在留資格を選択する(ex.永住権→OK、学生→NG)</li> <li>・外国人の投票は反対です                             <ul style="list-style-type: none"> <li>→多数になると主張が大きくなるのでは？</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>●投票率                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定団体に依る運動員が働き廻って人集めをするので、これを止める事は出来ないのか...</li> </ul> </li> <li>●その他                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民投票そのものを知らせる</li> <li>・投票の対象 2 択 3 択</li> </ul> </li> </ul>	<p>【地域自治組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●世代                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・町会の若返りもしくは若い世代との共存(近所の町会は、古い方が仕切っていて、若い人がいない...)</li> <li>・地域によって町会の活動がまちまち</li> <li>・町会イベントはあまりないけど町会費は払う</li> <li>・住民の世代に合わせて自治会を設置する？</li> </ul> </li> <li>●町会の周知                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・町会は近頃会員が少なくなって困る。もっと住民に伝え方を考えていきたい</li> <li>・町会を実施しているとしたら、誰でも参加できるように開けておく</li> </ul> </li> <li>●参加する？しない？                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域愛の温度差</li> <li>区役所(出張所) 区民 SNS の利用</li> <li>・町会の加入→自由意志</li> <li>・地域自治ー必要？</li> <li>・マンションの自治会 VS 町会(昔ながらの住民)</li> <li>・まずは町会に参加する</li> <li>・町会参加を掲示する</li> </ul> </li> </ul>
-----------	-----------	---	---



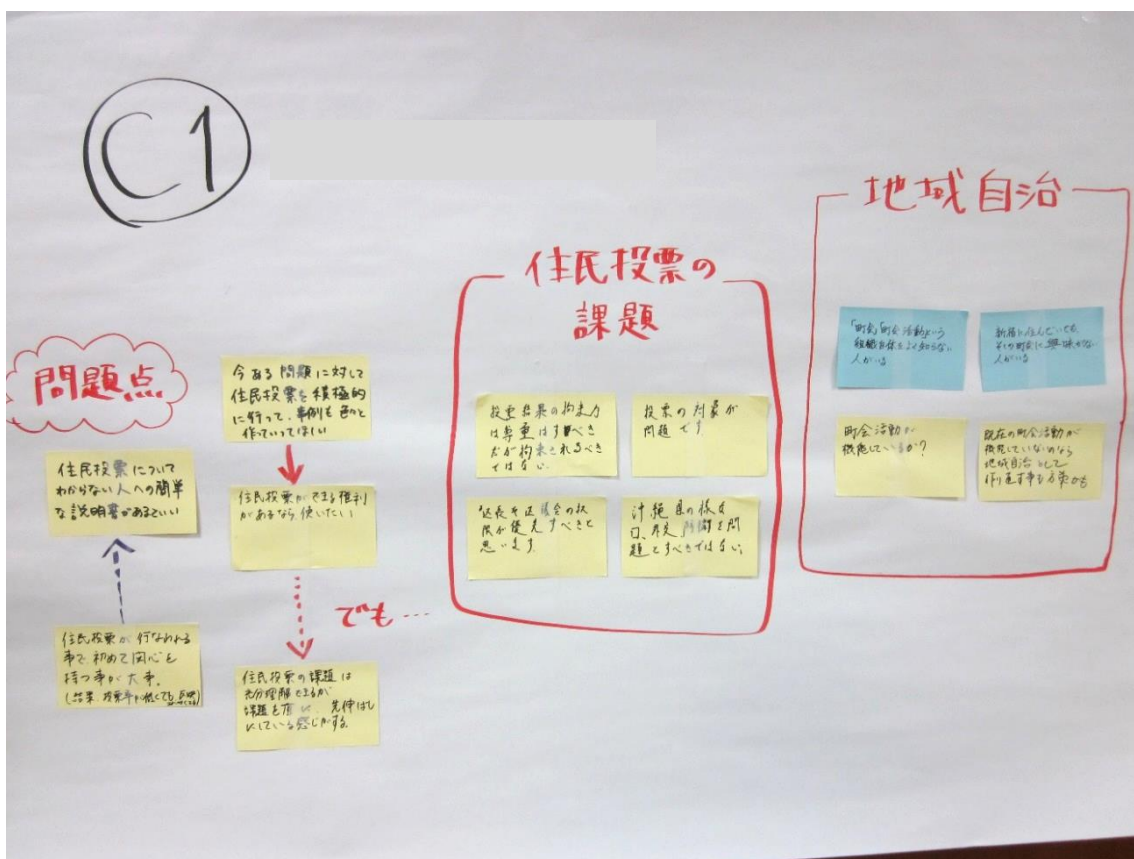
班名	B3		
<p><b>【住民投票】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●住民投票の是非                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・＜前提＞区民への教育</li> <li>・○か×かでなく、意見聴取の場として</li> <li>・これを住民投票で問うべき！</li> <li>・参加者数や割合がわからない</li> <li>・一市民として意見を表明する場は欲しい</li> <li>・行われる限り実行したいと思う</li> </ul> </li> <li>●結果の拘束力                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・投票率 50%以上のみを結果として認める基準が正値か疑問</li> <li>・住民投票の結果が最優先であるべきとは思わない</li> <li>・住民投票の結果は尊重し実行したい</li> <li>・区の結果の拘束力って条例レベルで変えられるものなの？</li> <li>・そもそも代議制と直接住民が投票した結果とが分かれたらどうするのかわからない</li> <li>・投票結果は区民の意見、議会・区長は意見を受け立案・実施に向けて尽力する</li> </ul> </li> <li>●投票対象                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・区民の生活に関する物事</li> <li>・投票の対象が広すぎると投票にかかる税金もかさむ</li> <li>・原発や基地問題等も(こそ)対象とすべき</li> </ul> </li> <li>●外国籍の方の参加も受け入れていく方向                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民として登録した際に外国人の方には参加の是非を問う</li> <li>・外国籍の方も入れて、それにより結果に影響がでて多数決だからやむをえないのでは</li> <li>・地方自治や地方政治は外国籍の人でも参加しうることになってたと思う。外すと印象悪くないか？</li> </ul> </li> </ul>		<p><b>【地域自治組織】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会と地域自治組織の違いが分からない</li> </ul>	



班名	B4
<p><b>【住民投票】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●発案事項 対象・目的           <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象は区民の意志を示す為、全部の事項を対象とすべき</li> <li>・条例・規則の廃止、新たな設置を対象</li> <li>・住民投票にかける事柄が一部の地域に関することだと感心が薄くなる。重要な案件のみ</li> <li>・区政に興味を持ってもらうためにも、身近な問題もテーマに扱う</li> <li>・住民投票より「区民参加条例」による区民意志の表明</li> <li>・区民の意志を表明するのに必要な制度です</li> </ul> </li> <li>●投票権について           <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人投票権についても別条例でちゃんと定めれば良い(ex.3年以上新宿に住むなど)</li> <li>・外国人区民も参加すると良い</li> <li>・まちづくりの良好な関係を作るには、外国籍者を無視するわけにはいかない</li> <li>・外国人もまちづくりに対して意見を言えるはず</li> <li>・外国人の住民投票は反対</li> <li>・重要な案件については外国人も含む</li> <li>・18歳と定めているが、選挙権が18歳となっている現在、中学生にまちづくりに参加すべきか？</li> </ul> </li> <li>●結果           <ul style="list-style-type: none"> <li>・結果尊重→必ずしもではない</li> <li>住民の意思を無視したら、区長リコール・議会解散もできる</li> <li>・投票結果をどう扱うかは、しっかり監視して次回の選挙の判断材料にすれば良い</li> <li>・投票結果については尊重されなければならない→拘束力をもつ</li> <li>・区長・議会との権限とはいうものの、国民投票や地方自治法で定める住民投票条例があるので今さら何を言い訳しているのか</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>【地域自治組織】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●町会との係り           <ul style="list-style-type: none"> <li>・町会・自治会に地域自治組織を作るパワーはない(町会は町会単位でのものの見方、広い目はない)</li> <li>・地域自治組織は、地域で活動する様々な活動団体(民生委員・育成会・PTA・消防団など)と協働していかなければならない</li> <li>・地域自治組織作る場合、目的、行政との関係、既存団体との関係、政策決定</li> <li>・地域活動団体の長は同じ顔ぶれ</li> <li>・地域自治組織イコール町会と考え加入者を増やす努力をする</li> <li>・防災に関しても中心は町会になると思う</li> <li>・地域自治組織については懐疑的</li> </ul> </li> <li>●町会の問題点           <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の町会等活用を目指し、透明性有る運営を求める</li> <li>・町会が選挙に使われていないか？</li> </ul> </li> <li>●組織を立ち上げるには(必要事項)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・財源は地域自治組織の法人化・組合化まで</li> <li>・地域自治組織とは？</li> <li>地方自治区？地方制度調査会でいうものか？</li> <li>・基礎自治体としているので、更なる地域自治組織は行政の非効率となる</li> </ul> </li> <li>●議会           <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例</li> <li>・二元代表制として議会がしっかりして欲しい</li> </ul> </li> </ul>



<p>班名</p>	<p>C1</p>
<p><b>【住民投票】</b></p> <p>●問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民投票が行われることで初めて関心を持つ事が大事(結果投票率が低くても、反映されなくても)</li> <li>・住民投票についてわからない人への簡単な説明書があるといい</li> <li>・今ある問題に対して住民投票を積極的に行って、事例を色々作ってほしい</li> <li>・住民投票ができる権利があるなら使いたい</li> <li>・住民投票の課題は充分理解できるが、先伸ばしにしている感じがする。</li> </ul> <p>●課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投票結果の拘束力は尊重すべきだが、拘束されるべきではない</li> <li>・投票の対象が問題です</li> <li>・区長や区議会の権限が優先すべきと思います</li> <li>・沖縄県のような、国、外交、防衛を問題とすべきではない</li> </ul>	<p><b>【地域自治組織】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「町会」「町会活動」という組織自体をよく知らない人がいる</li> <li>・新宿に住んでいてもその町会に興味がない人がいる</li> <li>・町会活動が機能しているか?</li> <li>・既存の町会活動が機能していないのなら、地域自治として作り直す事も方策かも</li> </ul>



班名	C2
<p><b>【住民投票】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●そもそも                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民投票 興味有</li> <li>・住民投票 意味有</li> <li>・早く条例化して作るべき 新宿大改造</li> <li>・住民投票の目的・意義は？</li> <li>・住民投票 子供の頃から</li> </ul> </li> <li>●(事案)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境変化を招く事案</li> <li>・学校・病院・公園</li> <li>・区の所有物</li> <li>・住民が不利益を被るもの</li> <li>・区の財源を多く使うもの</li> </ul> </li> <li>●(権限・範囲)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・区長・議会の上に置く、最終決定</li> <li>・区長・議会 &gt; 区民</li> <li>・出張所管轄エリア単位での範囲</li> </ul> </li> <li>●(拘束力)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・2/3以上賛成事案は必ず議会で論じられること</li> <li>・must</li> <li>・区長の超法規的な権利行使</li> </ul> </li> <li>●(投票権)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・区民であれば可</li> <li>・税金を払ってれば</li> <li>・外国人→納税はしている</li> </ul> </li> </ul> <p>参加 OK but 制限を設ける</p>	<p><b>【地域自治組織】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報ない</li> <li>・町会・自治会 現在わからない</li> <li>・地域内の外国人実態調査を</li> <li>・外国人の町会加入制度</li> <li>・手段と目的、ニーズがあれば</li> </ul>

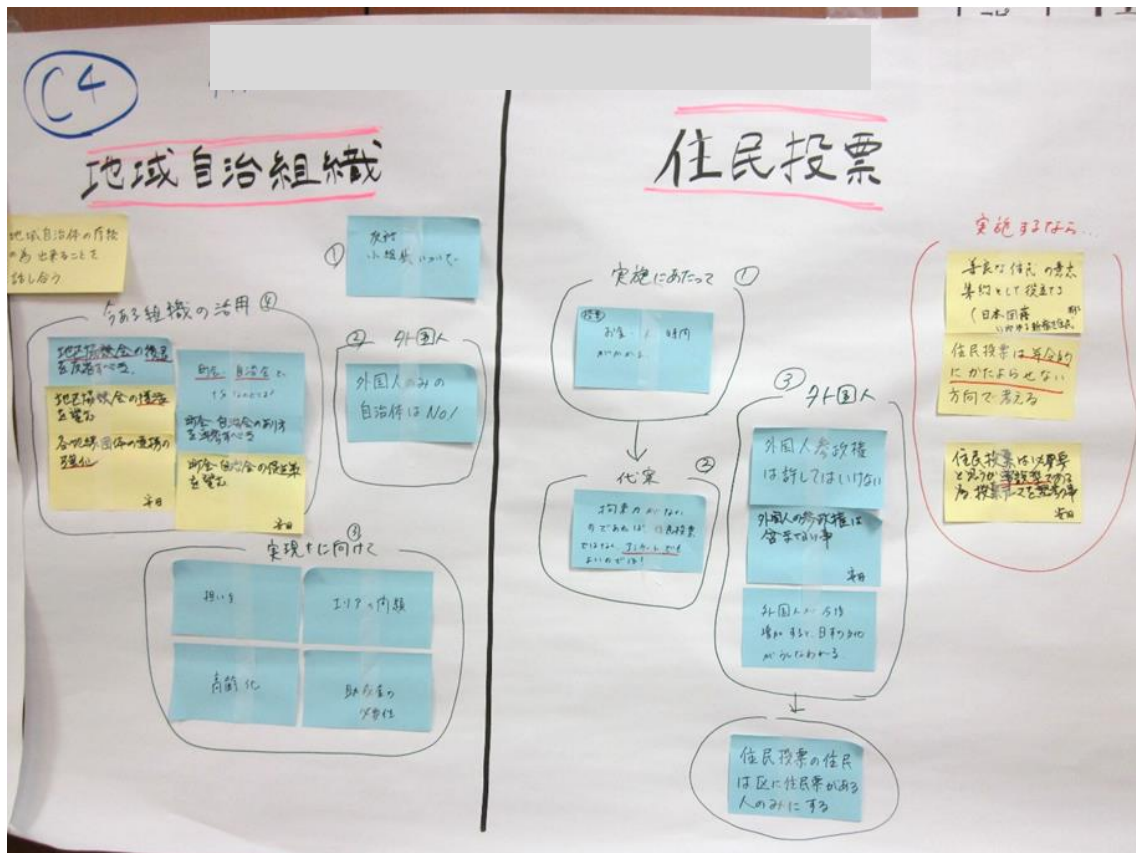




<p>班名</p>	<p>C3</p>
<p><b>【住民投票】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●そもそも             <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例ってどうやって作ればいいのか</li> <li>・プロ(行政)が出来ないことを何故素人に押し付けるの</li> <li>・重い課題は基本条例を作るときに解決したわけではないの</li> </ul> </li> <li>●中身             <ul style="list-style-type: none"> <li>・区の住民の権利が主張出来るのであればいいと思う</li> <li>・制度があることは良さそう</li> <li>・総論賛成各論反対になってしまう</li> <li>・住民投票にかける事項そのものを事前に投票する?</li> <li>・一部の意見で極端に流れると怖い</li> <li>・外国人の扱いが不透明 住民なのか、庇護する対象なのか</li> <li>・外国人に対しては参加に反対</li> <li>・外国人と仲良くないといいいながら何故問題となるのか</li> </ul> </li> <li>●議会             <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の権限と住民投票の権限の違いは?</li> <li>・選挙と投票の意味がわからない</li> <li>・新宿区で何故住民投票が必要なのか</li> <li>・議会は何故黙っているの</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>【地域自治組織】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町会組織が閉塞しないよう行政が指導・教育する</li> <li>・自治会を流動的になるよう見守って欲しい</li> <li>・権力者をつくらないように、風通しの良い組織</li> <li>・町会だけでいいと思う</li> <li>・町会があるのになんで自治組織が必要なのか</li> <li>・町会の中身を考えよう</li> <li>・町ごとに特色があるのは楽しい</li> </ul>



班名	C4
<p><b>【住民投票】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●実施にあたって                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・お金・人・時間がかかる</li> </ul> </li> <li>●代案                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・拘束力がないのであれば、住民投票ではなく、アンケートでもよいのでは？</li> </ul> </li> <li>●外国人                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人参政権は許してはいけない</li> <li>・外国人の参政権は含まない事</li> <li>・外国人が今後増加すると日本の文化はうしなわれる</li> </ul> </li> </ul> <p>⇒住民投票の住民は区に住民票がある人のみにする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●実施するなら                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・善良な住民の意志集約として役立てる(日本国籍いわゆる新宿区住民)</li> <li>・住民投票は年齢的にかたよらせない方向で考える</li> <li>・住民投票は必要と思うが、常設型である為、投票テーマを熟考の事</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>【地域自治組織】</b></p> <p>地域自治体の存続の為出来ることを話し合う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●実施にあたって                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・反対 小組織について</li> </ul> </li> <li>●外国人                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人のみの自治体は NO !</li> </ul> </li> <li>●実現に向けて                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手</li> <li>・エリアの問題</li> <li>・高齢化</li> <li>・助成金の必要性</li> </ul> </li> <li>●今ある組織の活用                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・町会・自治会で十分なのは？</li> <li>・町会・自治会のあり方を再考すべき</li> <li>・町会・自治会の促進策を望む</li> <li>・地区協議会の後退を反省すべき</li> <li>・地区協議会の復活を望む</li> <li>・各地縁団体の連携の強化</li> </ul> </li> </ul>



## 自由意見交換

最後に「自由意見交換」として、条例のその他事項や2日間の区民検証会議の感想等について、ワールドカフェ方式で、各テーブルにホスト役1名を残し、他の参加者は席替えをしながらテーブルごとに自由に討議を行いました。

ホスト役による各テーブルでの討議内容の概要のまとめは下記の通りです。

班	ご意見等
A1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ もっと多くの人に区政を</li> <li>・ 学生に運営をさせたら</li> <li>・ 条例、HP が良くない</li> <li>・ 新宿は職員の対応が良いのに文章が分かりづらい</li> <li>・ いなくなった方の原因</li> </ul>
A2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新宿に来ている人の働いている人の意見を聞く</li> <li>・ こういう区民会議をしても継続しないと意味がない</li> <li>・ お弁当がかたい 選びたい！</li> <li>・ 議題がムズい！！</li> <li>・ 新宿区は何故お金持ちの区なの？</li> <li>・ 住民投票について</li> <li>・ オリンピックの観光客への対応</li> </ul>
A3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歌舞伎町（役所の前）をもっと安心、きれいな町へ！</li> <li>・ 新宿の物件 庶民が買えるような値段にしてほしい。</li> <li>・ 四谷大好きです。住みつづけられるよう希望します。</li> <li>・ 新宿が大好きです。安いいい物件紹介してください！！</li> </ul>
A4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治の勉強になった</li> <li>・ 新宿のイメージを再認識させられた</li> <li>・ 自治の認識は低い</li> <li>・ 討議結果は公表されるか</li> <li>・ 区政を考えるよい機会</li> <li>・ 充実した2日間であった</li> <li>・ 今回のテーマは当初からやるべきであった</li> <li>・ 今回は検証会ではなく自治勉強会であった</li> </ul>
B1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オリンピックのチケットについて（新宿区民優先！）→安く！！</li> <li>・ 検証会議の結果についてフィードバックしてくれるのか！</li> <li>・ 外国人居住者への対応！</li> <li>・ 新宿区内神社巡り！</li> </ul>

班	ご意見等
B2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大久保通り 住めば分ります 外国籍の人は新宿区には住んで貰いたくない</li> <li>・ 大久保通りの整備を キレイナ通りに変えて貰いたい</li> <li>・ 今回の会議は基本条例については初めはキャンセルと話しましたが来て見て皆様にささえられてとても感謝しています とても良かった 新宿は大好き この区で骨を埋めたい</li> </ul>
B3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体的に参加してよかったと感じる方が多かった。</li> <li>・ この会議で出た意見がどう反映されていくか示してほしい</li> <li>・ 参加対象を広げるべきー外国の方、昼間働きに来てる方</li> </ul>
C2	<p>A：区の戦略 B：フィードバック C：意見 D：情報 E：運営 F：本音</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A どうしたい！？ 区の方向性、戦略</li> <li>・ B ポーズになっている 共有されている→フィードバックある？</li> <li>・ C 子供や外国人の意見 議員不在</li> <li>・ D 情報の相互交換</li> <li>・ E 予習してきて、実行案を出すべき 毎年・月開催すべき→2日間じゃ足りない</li> <li>・ F 本音の会話（初日 AM ワールドカフェ） 継続の必要性</li> </ul>

## 6 総括（まとめ）

今回の検証では、区民討議会形式による区民検証会議を開催し、自治の担い手である区民に係る2つの条文、第5条「区民の権利」及び第6条「区民の責務」についての検証を行いました。

検証に当たっては、区民検証会議に先立って実施した庁内検証における、区民生活に大きく関わる具体的な制度・しくみ、行政サービスなどが条例の趣旨に則して実施されているかについての検証を踏まえ、区民検証会議で区の実情等の情報提供を行った上で、区民の視点から本条例を推進するためのご意見やご提案等をいただき、今後の区政運営に反映させていくものです。

区民検証会議では、参加者をA・B・Cの3つのグループに分け、さらにグループ内を4つの班に分けて意見交換・討議を行い、討議で出た意見を班ごとに模造紙・発表用ワークシートにまとめて集約し、発表を行いました。参加者は、各班の発表を聞き、良いと感じた意見に投票しました。

### ■ 区政に参加すること、区政情報を知ること（区民の権利）について（条例第5条）

#### （1） 区政情報を知る権利

緊急時の情報発信・情報提供の体制確保の必要性に関する意見があげられました。また、公平でオープンな情報発信の体制整備の必要性に関する意見がありました。さらに、多様で情報格差のない情報提供体制の整備に関する意見があげられたほか、区民側がもっと積極的に情報を知ろうとする姿勢が重要とする意見、HP・ネットの活用や、広告媒体の選択と集中など効果的な情報提供方法の工夫の必要性を指摘する意見などがあげられました。

#### （2） 区政に参加する権利

区民の参加を後押しするインセンティブ付与の提案に関する意見があげられました。また、結果をフィードバックしたり、本人に直接通知したりするなど、きめ細かなフォローアップやアプローチの重要性に関する意見がありました。さらに、情報の定期共有会や区民会議など情報共有や区民対話の機会の拡大に関する意見、区議の活用やスマホ・SNSなど、ツールを活用した区民参加の促進に関する意見などがあげられました。

#### （3） 生涯にわたり学ぶ権利

インセンティブを付与して生涯にわたり学ぶ機会を促進する提案に関する意見があげられました。また、新宿区の特徴である国際性を生かした講座内容・プログラムの充実に関する意見があったほか、そもそも「生涯にわたり学ぶ権利」の意義・あり方について問い直す意見もありました。さらに、区民により興味を持ってもらうためのPRの工夫・推進に関する意見があげられたほか、他の区の実態を学んで共有してほしいという意見も見られました。

■ **良好な地域社会を創出するために自分にできること（区民の責務）について（条例第6条）**

“良好な地域社会を創出するために自分にできること”の討議に当たっては、区政課題である少子高齢化や安全安心なまちづくりに関する次の3つのテーマをグループごとに設定し、その分野における区と区民との協働による取組の情報提供を行ったうえで討議を行いました。

**（1）健康で長生きできる高齢者を支え合うまちに向けて**

交流機会・コミュニティの拡充、相互理解の促進に関する意見があげられました。また、若者も含めた健康に対する理解促進の必要性に関する意見がありました。さらに、高齢者の意識や活動の活性化に関する意見や、何をしたらよいかわからない高齢者向けの案内や体調を崩した時の連絡先等のPRや交流の場づくりの促進を行政に期待する意見、区民自身が意識を高めることの必要性に関する意見、外国人高齢者に対する配慮に関する意見などがあげられました。

**（2）防災や環境美化など安全・安心で快適なまちに向けて**

街で困っている人に声をかけるなど、区民一人ひとりの他者に対する理解や尊重、相互扶助の意識向上の重要性に関する意見があげられました。また、身近な活動への参加の必要性に関する意見がありました。さらに、防災や公園づくりなどに対する個人の意識・活動の向上、ボランティアの価値や「区民の責務」の意義に対する意見や、さらに個人の知識や体験を共有する機会の重要性などの意見があげられました。また、外国籍や来訪者を含めた対応の重要性についての指摘もありました。

**（3）地域で支える子育てしやすいまちに向けて**

区民ニーズへの対応の必要性に関する意見があげられました。また、地域の各種機関・団体との連携強化の必要性に関する意見がありました。地域の活動や交流などコミュニティ活動の促進に関しても、特に子どもと地域のつながり、子どもと大人の交流等に関連する意見があげられました。さらに、外国人との交流・サポートを含めて、PR・情報共有の促進に関する意見や、子育て交流の促進に関する意見などもあげられました。

■ **住民投票について（条例第17条、18条、19条、20条）**

住民投票については、「住民投票ができる権利があるなら使いたい」、「意見を表明する場は欲しい」、「ポイントを絞って民意が問える」、「住民投票が行われることで初めて関心を持つ事が大事」などの意見がありました。一方、「住民投票を実施する重大な事項があるのか」、「結果の責任は誰が持つのか」、「民意を問う仕組みはある」、「区長や区議会の権限が優先すべき」、「拘束力がないのであれば、アンケートでもよい」、「住民投票にお金をかけるなら別のことに使ってほしい」など、必要性・意義自体を問い直すことや、費用対効果、議会との関係について整理すること等の問題点があげられました。また、実施する際の課題として、「拘束力を持たせるべき」、「結果の扱いは次回の選挙の判断材料にすればよい」、「投票者は日本国民に限るべき」、「外国人の参加がなぜ問題となるのか」など、多岐にわたる多くの意見がありました。

### ■ 地域自治組織について（条例第21条）

地域自治組織については、既存の町会・自治会の活用についてのご意見が多く、町会・自治会活動の周知や、誰もが町会・自治会に参加できる開かれた環境づくり、若い方や転入された方の加入促進による組織と活動の活性化の必要性などのご意見があげられました。また、実現に向けての担い手やエリアの課題などの意見もありました。

### ■ まとめ

区政の情報発信や情報提供の方法についてさらなる工夫が必要です。また、区民の区政参加を促進するため環境整備、区民が生涯にわたり学ぶための機会の促進や講座内容、プログラムのさらなる充実が必要です。

良好な地域社会を創出するために区民の責務として自分にできることについては、3つのテーマで共通して、個人の意識を向上や、住民同士の相互理解、地域とのつながり・交流を促進するとともに、各々の経験を活かした身近なコミュニティ活動への参加の機会を拡大していく必要があります。

住民投票については、必要性や意義、実施する際の課題等について多岐にわたる意見があげられたため、今後も引き続き課題を整理していく必要があります。

地域自治組織については、既存の町会・自治会の周知や加入促進、開かれた環境づくりなどについての意見があげられたため、町会・自治会のさらなる活性化に向けた支援が必要です。また、地域の区分の規模や、既存の様々な団体が活動している中でどのような組織が適切なのか等について引き続き整理していく必要があります。

## 第3章 新宿区自治基本条例の関連諸制度等の庁内検証

区民生活に大きく関わる具体的な区政運営の制度・しくみ、行政サービスなどを、23の「検証項目」に整理して、自治基本条例の趣旨に則して運用されているかどうかの検証を進めました。検証項目は、次のとおりです。

### 1 検証項目一覧

No.	検証項目	条文	主な関連制度等
1	区政に関する情報を知る権利	第5条 区民の権利	① 広報しんじゅく、くらしのガイドの発行・配布 ② ホームページ、しんじゅくノートの管理運営及びツイッター、フェイスブックを使った情報発信 ③ ケーブルテレビを活用した広報番組の制作 ④ 多文化共生のまちづくり（外国人への情報提供） (再掲)新宿区財政状況の公表に関する条例 (再掲)予算編成の情報公開 (再掲)新宿区情報公開条例 (再掲)新宿区個人情報保護条例
2	区政に参加する権利	第5条 区民の権利	① 区政モニター制度 ② 区民意識調査 ③ 若者の区政参加の促進 ④ パブリック・コメント制度 ⑤ 区長へのはがき・投書による広聴 ⑥ 区民の意見把握（多文化共生） ⑦ 区民の意見把握（各施設利用者アンケート） ⑧ 区民の意見把握（景況調査） ⑨ 区民の意見把握（新宿区産業と企業等の事業活動に関する調査） ⑩ 区民の意見把握（障害者及び高齢者） ⑪ 区民意見の把握（男女共同参画） ⑫ 区民意見の把握（健康づくり） ⑬ 区民意見の把握（建築物等耐震化支援事業、新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例、区営住宅の再編整備） ⑭ 各種審議会等 ⑮ 区民討議会等
3	自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利	第5条 区民の権利	生涯学習の機会の提供及び生涯学習活動の活性化



No.	検証項目	条文	主な関連制度等
4	良好な地域社会の創出に努める責務	第6条 区民の責務	① 歌舞伎町地区のまちづくり推進
			② 平和の啓発活動（平和派遣者との協働事業）
			③ 多様な主体との協働の推進
			④ 高齢者を見守り・支えあう地域づくり
			⑤ 次世代育成協議会への区民委員の参画等
			⑥ 地区青少年育成委員会等、地域の子育て支援団体への協力・支援、男女共同参画に関する啓発活動
			⑦ 地域における健康づくりの推進
			⑧ 女性の健康づくり
			⑨ 食育の推進、乳幼児から始める歯と口の健康づくり、人と猫の調和のとれたまちづくり
			⑩ 区民との協働による公園づくり
			⑪ 新宿区公園及び道のサポーター制度
			⑫ 交通安全総点検
			⑬ 第三次環境基本計画の推進
			⑭ 路上喫煙対策の推進
			⑮ 協働によるまちづくりの推進
			⑯ 地域が参画する学校運営の充実
			⑰ 「将来の有権者」（小中高生）に対する主権者教育
5	区民ニーズの的確な把握	第12条 区の行政機関の責務	（再掲）区政モニター制度
			（再掲）区民意識調査
			（再掲）若者の区政参加の促進（しんじゅく若者意識調査）
			（再掲）パブリック・コメント制度
			（再掲）区長へのはがき・投書による広聴
			（再掲）区民討議会等
6	区民への説明責任	第12条 区の行政機関の責務	（再掲）広報しんじゅく、くらしのガイドの発行・配布
			（再掲）ホームページ、しんじゅくノートの管理運営及びツイッター、フェイスブックを使った情報発信
			（再掲）ケーブルテレビを活用した広報番組の制作
			（再掲）新宿区財政状況の公表に関する条例
			（再掲）予算編成の情報公開
			（再掲）新宿区情報公開条例
			（再掲）新宿区個人情報保護条例
7	公益保護	第13条 職員の責務	新宿区公益保護のための通報に関する条例
8	法令遵守	第13条 職員の責務	新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例

第3章 新宿区自治基本条例の関連諸制度等の庁内検証

No.	検証項目	条文	主な関連制度等
9	公正・公平な職務遂行	第13条 職員の責務	新宿区職員のサービスの宣誓に関する条例
10	職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上	第13条 職員の責務	① 職員向け講演会等の実施
			② 新宿区職員研修規程・特別区職員研修規則・地方公務員法第39条
11	財政の健全化	第14条 区政運営の原則	財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立
12	効果的かつ効率的な公共サービスの提供	第14条 区政運営の原則	(再掲)行政評価制度
13	総合的な計画の策定	第14条 区政運営の原則	基本構想・総合計画・実行計画
14	区の財政状況の公表	第14条 区政運営の原則	① 新宿区財政状況の公表に関する条例
			② 予算編成の情報公開
15	組織の整備	第14条 区政運営の原則	① 新宿区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
			② 組織の整備（組織改正）
16	区民の意見把握	第14条 区政運営の原則	(再掲) 区民の意見把握（多文化共生）
			(再掲) 区民の意見把握（各施設利用者アンケート）
			(再掲) 区民の意見把握（景況調査）
			(再掲) 区民の意見把握（新宿区産業と企業等の事業活動に関する調査）
			(再掲) 区民の意見把握（障害者及び高齢者）
			(再掲) 区民意見の把握（男女共同参画）
			(再掲) 区民意見の把握（健康づくり）
			(再掲) 区民意見の把握（建築物等耐震化支援事業、新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例、区営住宅の再編整備）
			(再掲) 区政モニター制度
			(再掲) 区民意識調査
			(再掲) 若者の区政参加の促進（しんじゅく若者意識調査）
			(再掲) パブリック・コメント制度
			(再掲) 区長へのはがき・投書による広聴
			(再掲) 区民討議会等
(再掲) 次世代育成協議会への区民委員の参画等			
(再掲) 第三次環境基本計画の推進			
17	区民の区政への参加、協働の機会の場の提供	第14条 区政運営の原則	(再掲) 歌舞伎町地区のまちづくり推進
			(再掲) 平和の啓発活動（平和派遣者との協働事業）
			(再掲) 多様な主体との協働の推進

No.	検証項目	条文	主な関連制度等
17	区民の区政への参加、協働の機会の場の提供	第14条 区政運営の原則	(再掲)高齢者を見守り・支えあう地域づくり
			(再掲)次世代育成協議会への区民委員の参画等
			(再掲)地区青少年育成委員会等、地域の子育て支援団体への協力・支援、男女共同参画に関する啓発活動
			(再掲)地域における健康づくりの推進
			(再掲)女性の健康づくり
			(再掲)食育の推進、乳幼児から始める歯と口の健康づくり、人と猫の調和のとれたまちづくり
			(再掲)区民との協働による公園づくり
			(再掲)新宿区公園及び道のサポーター制度
			(再掲)交通安全総点検
			(再掲)第三次環境基本計画の推進
			(再掲)路上喫煙対策の推進
			(再掲)協働によるまちづくりの推進
			(再掲)地域が参画する学校運営の充実
			(再掲)「将来の有権者」(小中高生)に対する主権者教育
(再掲)各種審議会等			
(再掲)区民討議会等			
(再掲)若者の区政参加の促進(しんじゅく若者会議)			
18	行政評価の実施と区政運営への適切な反映	第14条 区政運営の原則	① 行政評価制度 ② 新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
19	情報公開制度	第15条 情報公開	新宿区情報公開条例
20	個人情報保護制度	第16条 個人情報保護	新宿区個人情報保護条例
21	自らの意見を表明する権利、健やかに育つ環境の保障	第22条 子どもの権利等	① 新宿区次世代育成支援計画
			② 新宿区子ども未来基金
			③ 出産・子育て応援事業
			④ 新宿区教育ビジョン
22	国、他の自治体及び関係機関との連携協力	第23条 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力	① 特別区全国連携プロジェクト
			② 災害時に関する協定
			③ 伊那市等との交流・連携
			④ 文化・歴史に関する協定
23	国際社会との相互理解及び協調、多文化共生のまちづくりの推進	第24条 国際社会との関係	① 海外友好都市交流
			② 多文化共生のまちづくり

## 2 関連諸制度等の取組状況

### 第5条 区民の権利

(区民の権利)

第5条 区民は、区政に関する情報を知る権利を有する。

- 2 区民は、公共サービスを受ける権利を有する。
- 3 区民は、区政に参加する権利を有する。
- 4 区民は、区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利を有する。

【解説】第1項は、単に区政に関する情報を受けとるだけでなく、自ら区政に関する情報の提供を求めたり、内容の理解を深めたりすることができる権利を規定しています。第2項は、地方自治法第10条第2項で保障されている権利を含め、公共サービスを受ける権利を包括的に規定しています。第3項は、政策などの立案、事業の実施、その評価などの様々な過程において意見を述べたり、事業の担い手、受け手として参加するなど、多様な方法による区民の参加を保障するものです。第4項は、地域自治を推進していくうえで、生涯にわたって学習することが必要であるとの考えから、区民の権利として盛り込みました。

### 検証項目No.1：区政に関する情報を知る権利

#### ■ 広報しんじゅく、くらしのガイドの発行・配布

##### ◇制度・事業の概要

区の施策やサービス等、区政に関する喫緊の情報や課題、イベント・講座の情報や地域の話題などの提供を通し、区民が広く区政に参画し、新宿のまちに愛着を持っていただけるよう、「広報しんじゅく」「くらしのガイド」を発行・配布しています。

「広報しんじゅく」は月3回・年36回発行し、日刊6紙に折り込みのほか区の施設や駅、郵便局、スーパー・コンビニエンスストア、公衆浴場等で配布するとともに個別配達もしています。また、スマートフォン・タブレット用アプリ「マチイロ」、Web閲覧サービス「マイ広報紙」を導入し、電子媒体を活用した広報紙記事の情報発信をしています。

「くらしのガイド」は隔年で発行し、地図とともに全戸配布しており、区の窓口や郵送でも配布しています。

##### ◇取組状況

1	広報しんじゅく (配布の拡大)	<p>新聞購読者が減少し、折り込み配布数の減が続くことから、広報しんじゅくを折り込み配布している日刊6紙を購読していない方にも広く区政情報を提供するため、身近な配布場所の拡大と個別配達(ポスティング)の実施で、広報しんじゅくを手にする機会を確保しています。</p> <p>個別配達は、平成20年4月から、主に高齢者・障害者を対象に開始しました。自治基本条例の施行を踏まえ、平成23年度に、新聞を購読していない方も配布対象とし、町会・自治会に制度の周知を依頼しました。また、くらしのガイド全戸配布時に「個別配達の案内兼申込書」を同封しているほか、「子育てメッセ」「若者のつどい」等の行政ブースでの同申込書の配布、高齢者向け情報紙「ぬくもりだより」への個別配達案内記事の掲載などで制度の認知度が高まり、利用者が拡大しています。</p> <p>身近な配布場所として、平成27年度からサンクスや通所介護施設に、平成30年11月15日号から区内全ての郵便局に広報しんじゅくを設置し配布場所を拡大しています。また、30年度に実施した広報活動の検証でご意見をいただいた銀行や商店街等への配布を検討していきます。</p> <p>【実績】</p> <p>平成27年9月:2,900件    平成28年9月:4,400件                  平成29年9月:4,500件    平成30年9月:5,600件</p>
---	--------------------	--

2	広報しんじゅく (視覚障害者への配布)	視覚障害者向けには点字版、カセットテープ版、デジ版、CD版のほか、新宿区ホームページに音声データをアップし、区民のニーズに合わせた多様な選択肢を用意しています。
3	広報しんじゅく (電子媒体を使った広報紙記事の情報発信)	<p>より多くの方に区政情報を提供できるよう、スマートフォン・タブレット用アプリ「マチイロ」を平成 28 年 2 月 25 日号から、Web 閲覧サービス「マイ広報紙」を平成 30 年 10 月 25 日号から開始しました。</p> <p>「マチイロ」は広報しんじゅくをバックナンバーを含めて閲覧できるほか、「子ども」「健康」など登録した気になる分野の新着情報も入手できます。「マイ広報紙」はカテゴリーごとに記事を検索でき、興味のあるカテゴリーをマイページに登録しておくで見つけたい情報が効率的に探せます。</p> <p><b>【実績】</b>                  マチイロ登録者数(区内・区外、平成 30 年 9 月末日現在)                  区内:2,094 名 区外:511 名</p>
4	くらしのガイド (特集掲載)	<p>くらしのガイドには行政情報のほか、防災情報や新宿のまちの魅力を伝える特集記事などを掲載し、読み物としても親しまれる構成としています。</p> <p>2018 年(平成 30 年)版では、防災の特集記事「いざというときに備えて」で災害に備えて準備しておきたいことや知っておきたい知識を紹介しているほか、区の代表的なイベントやスポットを地域ごとに紹介する「でかけてみよう いろとりどりの5エリア」を掲載しています。</p>

■ ホームページ、しんじゅくノートの管理運営及びツイッター、フェイスブックを使った情報発信

◇制度・事業の概要

区民にとって区政が身近なものとなるよう、様々な手段で区政情報を積極的に発信しています。その一つとしてホームページに加え、ツイッターやフェイスブックなどで情報を発信しています。

「ホームページ」は、「必要な情報が探しやすく使いやすい」サイトとなるようコンテンツ管理システム(CMS)で管理運営しています。

「しんじゅくノート」は平成 24 年度に民間事業者の自立採算に移行し、官民協働で運営しています。

「ツイッター・フェイスブック」は緊急時の情報発信手段を確保するために開設しました。地震や台風等の災害関連情報を発信するほか区のイベントや事業なども案内しています。

◇取組状況

1	<p><b>【ホームページ】</b>                  必要な情報が探しやすく使いやすいサイトに向けた取組</p>	<p>スマートフォンの普及などインターネットを取り巻く状況の変化を踏まえ、ホームページのリニューアルに取り組み、平成 26 年 10 月に、画面のワイド表示や、スマートフォン版表示画面への自動切替に対応した新サイトを公開しました。</p> <p>平成 28 年度には、より細かな検索やカスタマイズが可能なサイト内検索機能を導入しました。平成 29 年度に、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成のため、トップページにオリンピック開催までをカウントダウンするバナーを設置しました。平成 30 年度に実施した広報活動の検証の意見を踏まえ、トップページ上部のメニューに区役所へのアクセス等を追加することや、サイト内検索を「あいまい検索」に対応させるためカスタマイズを行うことを予定しており、今後も「必要な情報が探しやすく使いやすい」サイトを目指していきます。</p> <p><b>【実績】</b>日平均アクセス数・日平均閲覧者数                  平成 27 年度:50,191pv・16,943 人 平成 28 年度:47,449pv・16,676 人                  平成 29 年度:44,416pv・16,340 人                  ※27・28 年度のアクセス数はモバイル版を含む。</p> <p>障害者・高齢者を含み誰にでも使いやすいホームページとなるよう、アクセシビリティの維持・向上を目指し、職員向けのアクセシビリティ研修とホームページのアクセシビリティ検証に取り組んでいます。アクセシビリティの JIS 規格「JIS X 8341-3:2016」では、適合レベル「AA 一部準拠」(平成 29 年度検証結果)を達成・維持しています。</p>
---	---	---

2	<p>【しんじゅくノート】 掲載内容の充実に向けた取組</p>	<p>しんじゅくノートは、行政・事業者・区民等の多様な主体が情報を発信しています。区公式ホームページの到着情報や商店等事業所の情報、地域のニュースやおすすめスポットの紹介、イベント情報、サークルの会員募集などを掲載しています。平成 30 年 7 月には、「運営パートナー企業」として区内事業者がサイトの運営に関わることでできる体制を整え、より地域に密着した情報・コンテンツの充実に取り組んでいます。</p> <p>【実績】日平均アクセス数・日平均閲覧者数 平成 27 年度:1,685pv・1,173 件 平成 28 年度:1,471pv・1,238 件 平成 29 年度:1,579pv・1,313 件 登録会員数:2,777 名(平成 30 年 3 月)</p>
3	<p>【ツイッター、フェイスブック】 より魅力ある情報発信に向けた取組</p>	<p>緊急時の情報発信手段の確保のため、平成 23 年 4 月に区公式ツイッター、平成 25 年 3 月に区公式フェイスブックのアカウントをそれぞれ開設しました。地震や台風等の災害関連情報を発信するほか区のイベントや事業なども案内しています。利用者の拡大や、より魅力的な情報発信のため、平成 29 年度にハッシュタグや画像の積極的な利用を開始したほか、平成 30 年度は動画配信を試行しています。</p> <p>【実績】ツイッター累計フォロワー数・年間ツイート(発信)数 平成 28 年度:5,775 名・242 件 平成 29 年度:6,611 名・269 件 平成 30 年度:6,900 名・237 件 フェイスブック累計「いいね！」数・年間投稿数 平成 28 年度:810 件・242 件 平成 29 年度:981 件・269 件 平成 30 年度:1,139 件・225 件</p>

## ■ ケーブルテレビを活用した広報番組の制作

### ◇制度・事業の概要

多様化する区民の情報収集手段に対応するとともに、映像を通して分かりやすく区政情報を発信する手段として、広報番組「こんにちは新宿区長です！」(20 分番組)を年 2 本、個性あふれる地域の魅力をレポートし、新宿自慢の「地域力」を発信する広報番組「わたしのまち新宿」(20 分番組)を年 4 本、新春特別番組「新宿区長 年頭のあいさつ」(10 分)を 1 本制作し、区内のケーブルテレビ局(ジェイコム港新宿)で放送しています。

また、区ホームページ(ユーチューブを利用)で動画配信しているほか、区政情報センター・区立図書館(所蔵は中央・四谷・下落合図書館のみ)で DVD を貸し出しています。

### ◇取組状況

1	<p>魅力的な番組内容・区民参加の番組作り</p>	<p>まちの魅力を視覚的かつ効果的に伝えるため、ロケ収録を基本に、地域の人へのインタビューなども取り入れながら、視聴者に伝わりやすく魅力的な内容となるよう心掛けています。</p> <p>「わたしのまち新宿」は若い世代や子育て世代にも興味を持っていただけるよう、学校の取組を紹介するほか、地域に根付いた観光施設にもなっている銭湯などを PR しています。「新宿区長年頭のあいさつ」は、平成 29 年度に撮影方法を区長と MC の対談形式に変更し、視聴者を飽きさせない工夫をしました。「こんにちは新宿区長です！」は、区長自ら、最新の区政情報などを説明するほか、体験などを交えながら分かりやすく伝えています。</p>
2	<p>視聴者数の拡大</p>	<p>平成 28 年度から下落合図書館でも DVD を所蔵し、貸し出しています。平成 30 年度に、区民意識調査の結果を分析し、より多くの方が番組を視聴できるよう、平成 30 年 6 月放映分から放映開始時間を変更しました。また、広報活動の検証を踏まえ、区施設等での放映を検討していきます。</p> <p>(変更前)「午後 0 時 30 分から」「午後 4 時から」「午後 11 時から」 (変更後)「午前 9 時から」「午後 6 時 35 分から」「午後 11 時から」</p>

■ 多文化共生のまちづくり（外国人への情報提供）

◇制度・事業の概要

新宿区における外国人住民の割合は人口の12%を超え、国籍数においては130ヶ国以上にのびます。区では、多文化共生社会の実現をめざし、日本語学習の支援・外国人相談窓口の運営・外国人への情報提供など、様々な多文化共生施策を行っています。

◇取組状況

1	外国人への情報提供	<p>外国人向け生活情報・行政情報を、平成21年度に策定した外国人への情報提供ガイドラインに基づき、4言語(日本語ルビつき、英語、中国語、ハングル)で提供しています。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語広報紙「新宿ニュース」の発行(年4回発行)</li> <li>・外国語生活情報紙の発行(年1回発行)</li> <li>・外国語ホームページの運営(月3回更新)</li> <li>・新宿生活スタートブックの発行(日本語ルビつき、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、ミャンマー語)</li> <li>・外国語版 SNS の運用(Twitter、Facebook、LINE@、微博(Weibo))</li> </ul> <p>外国人住民の生活に必要な情報をより入手しやすく提供するため、区施設のほか、外国人コミュニティや外国人支援団体等の協力により、積極的に配布場所を拡大しています。</p> <p>今後は、行政からの一方的な情報提供にとどまらないよう、外国人住民の要望を踏まえ、必要とされる情報の把握に努めていきます。</p>
---	-----------	--

■ (再掲) 新宿区財政状況の公表に関する条例 (P101)

■ (再掲) 予算編成の情報公開 (P102)

■ (再掲) 新宿区情報公開条例 (P111)

■ (再掲) 新宿区個人情報保護条例 (P113)

検証項目No.2 : 区政に参加する権利

■ 区政モニター制度

◇制度・事業の概要

区民の区政に対する意見・要望等を聴取し、これを区政運営の参考とするため、区政モニター会議及びアンケート区政モニターを設置し、区政への区民参加を推進しています。

区政モニター会議は、会議を通して、比較的少人数の区民から組織的、継続的に意見聴取を行い、区民の一般的な関心や意見等を把握し、区政運営に反映する制度です。アンケート区政モニターは、会議に参加しにくい、若年層や勤労世帯を含む幅広い層の区民意見を聴取することを目的としたアンケート調査に回答していただくモニター制度です。

◇取組状況

1	区政モニター会議	<p>毎年公募で区政モニター(定員50人)を募集し、任期は1年とし、毎回違うテーマの会議を年数回開催します。高齢者福祉、子育て、防災などのテーマに関する区事業の説明の後、モニターから様々な質問を受けます。活動を通して寄せられた要望、意見などを区政運営に反映させます。</p> <p>開始時期は、昭和45年度からです。</p> <p><b>【実績】</b>          平成27年度:39名(男13名、女26名)          平成28年度:35名(男13名、女22名)          平成29年度:30名(男14名、女16名)</p>
2	アンケート区政モニター	<p>若年層や勤労世帯を含むより幅広い層の区民意見の聴取を行うため、無作為抽出による区の依頼を引き受けていただいた1,000人をモニターとして登録し、年4回、郵送により、区事業に関するアンケート調査を実施し、その結果を区政運営に反映させています。任期は1年です。</p> <p>開始時期は、平成16年度からです。平成20年度から実施回数を3回から4回に増やすとともに、登録者数も600名から1000名に拡大しました。</p> <p><b>【実績】</b>          平成27年度:1,000名(男467名、女533名)          平成28年度:1,000名(男449名、女551名)          平成29年度:1,000名(男408名、女592名)</p>

■ 区民意識調査

◇制度・事業の概要

<p>区民意識調査は、区政運営の基本となる区の重要な課題に対する区民の意向・要望及び区民の生活意識等を把握し、今後の区政運営に反映させるために毎年1回実施している調査で、昭和48年から実施しています。</p> <p>調査内容は、経年調査項目として、同じ設問内容を設定し、毎年調べ比較するもので、居住意向、生活における心配事、区政への関心、区政への要望、選挙といった5項目を設定しています。また、特集調査項目として、それぞれの年度の今日的な課題や今後の施策に影響を及ぼすような項目を特に調査する内容になっています。</p> <p>(1)調査地域 新宿区全域          (2)調査対象 満18歳以上の区民、2,500名(住民基本台帳からの層化抽出法による無作為抽出)          (3)調査方法 託送配付及び郵送回収によるアンケート方式</p>
---

◇取組状況

1	区民意識調査 調査対象の拡大	<p>平成24年度から住民基本台帳法の改正があり、外国籍の住民の方も調査対象としました。</p> <p>調査票は日本語・英語・中国語・ハンガルの4か国語版を用意し、外国籍の方については4か国語版をすべて同梱することで、言語的にもわかりやすく、答えやすい環境を整えました。</p> <p><b>【平成29年度実績】</b>          (1)標本数 2,500人(日本国籍 2,158人、外国籍 342人)          (2)有効回収数 1,257人(日本国籍 1,152人、外国籍 89人、無回答 16人)          (3)有効回収率 50.3%(日本国籍 53.4%、外国籍 26.0%)</p>
---	-------------------	---



2	区民意識調査 調査結果の周知	<p>調査報告書を作成し、事務用として各課、区内各図書館に送付しているほか、区政情報センターでも閲覧できるようにしています。また、区のホームページ上でも電子データ(PDF)を公開しています。電子データについては、過去の報告書の検索も可能となっています。</p> <p>調査結果の要約版を、平成24年度から日本語・英語・中国語・ハンガルの4か国語でそれぞれ作成し、区内各図書館、区政情報センター、多文化共生プラザで閲覧できるようにしています。また、区の外国語ホームページ上でも電子データ(PDF)を公開しています。</p> <p><b>【平成29年度実績】</b>                  (1)報告書 300部                  (2)要約版 1,100部(日本語 1,000部、英語 30部、中国語 30部、ハンガール 40部)</p>
3	区民意識調査 IT活用方法の提供	<p>意識調査の回答データを使って、住民の方が独自の視点による分析・解析を行うことができるよう、平成24年度から、回答内容のローデータ(エクセル)を区のホームページ上で公開しています。</p>

## ■ 若者の区政参加の促進

### ◇制度・事業の概要

持続的に発展するまちづくりを進めるには、長期的な将来展望を視野に入れた区民参加が不可欠であり、とりわけ次世代を担う若者の参加が重要です。

日頃、区政との関わりの少ない若者世代の意識やアイデアを区政に反映させるための効果的な仕組みづくりを構築します。

### ◇取組状況

1	しんじゅく若者意識調査	<p>区内在住の18～39歳の若者に対してインターネットによるアンケート調査を実施します。「居住意向」、「居住年数」、「転出したい理由」、「区政への関心」「区政への関心の理由」「区の行政サービスに関する情報の入手方法」などの区政への関心度などを調査し、今後の若者に対する施策に反映し、事務事業等に活かします。</p> <p>開始時期は、平成29年度からです。</p> <p><b>【実績】</b> 平成29年度:208名(男104名、女104名)</p>
2	しんじゅく若者会議	<p>日頃、区と関わりの少ない若い世代の方の、区への関心を高め、区政への関わりを持つきっかけづくりを目的とし、公募及び無作為抽出による区の依頼を引き受けていただいた区内在住の18歳～39歳を対象に年1回会議を開催します。</p> <p>開始時期は、平成29年度からです。</p> <p><b>【実績】</b> 平成29年度:63名(男32名、女31名)</p>

## ■ パブリック・コメント制度

### ◇制度・事業の概要

パブリック・コメント制度は、区民の生活に広く影響を及ぼす施策等を決定するときに、事前に案を公表し、区民の皆さんからご意見等をいただき、当該意見等を踏まえた施策等の決定を行うこととともに、寄せられたご意見とそれに対する区の考え方を公表する制度であり、平成14年7月から実施しています。

これにより、区の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、区民参加をより実質的なものとしていき、更に、区民にとってより身近で分かりやすい、区民と区との協働による開かれた区政を推進しています。

### ◇取組状況

1	施策等の案の事前公表と意見募集の周知	<p>周知方法は、広報紙及びホームページに掲載するほか、施策等の案は、担当課、区政情報課、区政情報センター、特別出張所等、多くの区民が閲覧できるようにしています。</p>
---	--------------------	---

2	意見募集期間	<p>意見募集の期間は、新宿区パブリック・コメント制度に関する規則上、「広報しんじゅく」の発行日から2週間以上の期間としていますが、過去3年(平成27年度以降)、36件の募集期間を見ますと、30日以上が34件、14日以上30日未満が2件と、当該規則に定める日数を大きく上回る期間を設定し、広く区民の意見を寄せていただけるよう図っています。</p> <p>意見募集の方法については、担当課等の窓口で直接意見用紙を受け付けるほか、郵送、FAX、ホームページからの受付や「区長と話そう～しんじゅくトーク」や、関係団体への説明会など多様な方法をとることにより、区民の方それぞれの状況に応じて意見が提出できるよう図っています。</p>
3	意見等の公表	<p>施策等の意思決定を行う際には、「意見等」、「意見等に対する区の考え方等」を広報紙、ホームページのほか、担当課、区政情報課、区政情報コーナー等で閲覧できるよう公表し、区民参加、区民と区との協働による区政を推進するよう努めています。</p> <p><b>【実績】</b>実施件数・1件平均意見募集日数・意見件数／意見提出人数          平成27年度:12件・35.5日・4,924件／3,390人          平成28年度:5件・31.6日・783件／152人          平成29年度:19件・30.9日・2,123件／386人</p>

■ 区長へのはがき・投書による広聴（区長へのはがき・手紙・HP等）

◇制度・事業の概要

<p>区民の声を広く聴取し、区政の参考とするため「区長へのはがき」により、意見・要望・苦情等を受け付けています。「区長へのはがき」は、「新宿区くらしのガイド」に綴じ込みのほか、特別出張所、図書館など区の主要施設において配布しています。また、区政情報課窓口、一般投書、ファックス、区ホームページの「ご意見専用フォーム」によっても意見等を受け付けています。匿名等の投書を除き、原則として收受日から14日程度(土日、休日及び12月29日から1月3日までを除く。)で回答を作成し、当該意見、要望を行った本人あてに送ります。</p>
---

◇取組状況

1	区民意見システムによる投書管理	<p>行政需要が多様化する中、様々な媒体による意見等に対し、迅速かつ的確に対応するため、一元的管理を行い、投書処理の進行管理を行うとともに、処理後の意見等をデータベース化し、類似案件の回答処理への活用や集計及び分析を行う、新宿区区民意見システムを平成21年4月に導入しました。意見等の收受から回答までの進捗状況をシステム上で管理し、処理の効率化を図り、行政需要の把握のための支援機能としては、寄せられた意見等をシステム上で集計し、活用しています。</p> <p><b>【実績】</b>平成29年度意見件数、期限内回答率          投書:252件(区政への意見)          施策別件数:499件(意見内容別の延べ数)          期限内回答率:83.0%</p> <p>※統合基盤システムの再構築に合わせて、区民意見システムも再構築を行いました(平成30年3月稼働)。</p>
---	-----------------	--

## ■ 区民の意見把握（多文化共生）

### ◇制度・事業の概要

多文化共生実態調査は、地域で共に生活する日本人と外国人の現状を把握し、今後の多文化共生施策の推進に向けた基礎資料を得ることを目的として実施しています。

### ◇取組状況

1	多文化共生実態調査	平成 27 年度に、地域で共に生活する日本人と外国人の現状を把握するため、多文化共生実態調査として、「外国人住民調査」及び「日本人住民調査」の 2 種類のアンケート調査を実施しました。調査対象は、住民基本台帳から単純無作為抽出した区内に在住する 20 歳以上の男女個人(外国人住民調査:5,000 人 日本人住民調査:2,000 人)です。
---	-----------	--

## ■ 区民の意見把握（各施設利用者アンケート）

### ◇制度・事業の概要

区立施設の運営にあたって、施設利用者の満足度を高め、効果的・効率的な施設運営を実現するため、指定管理者が利用者懇談会や利用者アンケートを実施し利用者ニーズの把握を行っています。

### ◇取組状況

1	各施設利用者アンケート(各指定管理者)	<p>毎年、各施設において、指定管理者が利用者アンケートを実施して区民ニーズを把握し、施設運営に反映しています。また、区は、指定管理者の管理業務の事業評価の際に、利用者ニーズの把握が適切に行われ実績に反映したかの判断資料として活用しています。</p> <p>地域センター10 所、区民ホール3所、区民保養所・区民健康村、新宿コスミックスポーツセンター、新宿スポーツセンター、大久保スポーツプラザ、公園内運動施設6所、生涯学習館5館、新宿NPO協働推進センター、新宿文化センター、新宿歴史博物館、林芙美子記念館、佐伯祐三アトリエ記念館、中村彝アトリエ記念館、漱石山房記念館 高田馬場創業支援センター、新宿消費生活センター分館</p>
---	---------------------	---

## ■ 区民の意見把握（景況調査）

### ◇制度・事業の概要

区内中小企業の景気動向を把握し、産業振興施策の指針として活用するため景況調査を行っています。

### ◇取組状況

1	景況調査	<p>中小企業の景気動向を把握するため、平成 23 年度から、区内の中小企業を対象とした「景況調査」を4半期ごとに実施しています。景況調査の結果は、的確な商工相談を行うための判断資料や産業振興施策を策定する際の指針として活用しています。</p> <p>なお、景況調査の結果は、区ホームページで公表しています。</p>
---	------	--

## ■ 区民の意見把握（新宿区産業と企業等の事業活動に関する調査）

### ◇制度・事業の概要

区内企業の現状や企業の抱える課題等を把握するため、企業や団体等を対象とした調査を実施しています。調査の結果は、産業振興プラン(平成 30(2018)年度～平成 39(2027)年度)の策定に活用するとともに、産業振興施策を立案するための基礎資料とします。

◇取組状況

1	新宿区産業と企業等の事業活動に関する調査	<p>今後の産業振興の方向性を定める産業振興プラン(平成 30(2018)年度～平成 39(2027)年度)の策定や産業振興施策を立案するための基礎資料として活用するために、新宿区産業と企業等の事業活動に関する調査を実施しました。</p> <p>【実施時期】平成 28 年 6 月～平成 29 年 3 月</p> <p>【第 1 次アンケート調査対象】区内に本所(社・店)が所在する企業等と単独事業所 23,271 社</p> <p>【ヒアリング調査対象】第 1 次アンケート調査回答企業のうち、ヒアリング調査協力可能企業 50 社</p> <p>【第 2 次アンケート調査対象】第 1 次アンケート調査回答企業で連絡用メールアドレスの記載があった企業 2,278 社</p> <p>なお、調査結果を基に産業振興会議での議論を踏まえ、平成 30 年 3 月に産業振興プランを策定しました。</p> <p>新宿区産業と企業等の事業活動に関する調査の結果は、区ホームページで公表しています。</p>
---	----------------------	---

■ 区民の意見把握 (障害者及び高齢者)

◇制度・事業の概要

<p>1 高齢者の保健と福祉に関する調査</p> <p>「新宿区高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」(平成 30(2018)年度～平成 32(2020)年度)を策定する基礎資料とするため、「新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査」を実施しています。</p> <p>2 障害者生活実態調査</p> <p>「新宿区障害者計画」(平成 30(2018)年度～平成 39(2027)年度)、「第 1 期新宿区障害児福祉計画」・「第 5 期新宿区障害福祉計画」(平成 30(2018)年度～平成 32(2020)年度)を策定する基礎資料とするため、障害者・障害児の生活実態を把握するための調査を「区民の生活のニーズに関する調査」として実施しています。</p> <p>3 介護モニター</p> <p>介護保険制度の改善と介護保険サービスの質の向上に資する意見等を区民から聴取し、介護保険制度の運営の参考とするとともに、区民の介護保険制度への理解を深めることを目的とし、事業を実施しています。</p>
--

◇取組状況

1	高齢者の保健と福祉に関する調査	<p>「新宿区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、高齢者・保健施策の現状や課題、施策の方向性、並びに介護保険サービスの提供体制整備の方策をまとめ体系化したものであり、3 年ごとに策定しています。</p> <p>平成 28 年度はその 2 年目にあたり、「高齢者の保健と福祉に関する調査」を実施し、計画の基礎資料としました。区民に対する調査は、一般高齢者調査(要支援・要介護認定を受けていない 65 歳以上の高齢者 3,500 人を対象)、要支援・要介護認定者調査(要支援・要介護認定を受けている方 1,500 人を対象)、第 2 号被保険者調査(要支援・要介護を受けていない 40 歳～64 歳の方 1,500 人を対象)をそれぞれ無作為抽出により実施しました。</p>
2	障害者生活実態調査	<p>障害者が住み慣れた地域で生活できるよう、区の障害者施策に関する基本的な計画とともに、障害者や障害児への障害福祉サービス等を計画的に確保するため、一体的に調和のとれた計画として、「新宿区障害者計画(平成 30(2018)年度～平成 39(2027)年度)」、「第 1 期新宿区障害児福祉計画」・「第 5 期新宿区障害福祉計画」(平成 30(2018)年度～平成 32(2020)年度)を平成 30 年 2 月に策定しました。</p> <p>平成 28 年度は、障害者・障害児の生活実態を把握するための調査を「区民の生活のニーズに関する調査」として実施し、計画の基礎資料としました。区民に対する調査は、在宅の方(障害層別抽出 4,800 人)、施設に入所している方(240 人)、18 歳未満の方と保護者の方(690 人)を対象に実施しました。</p>

3	介護モニター	<p>平成17年度から介護保険事業計画や介護保険制度の現状、高齢者福祉施策や介護予防についてなど、その時々々の社会情勢にそったテーマを取り上げ、講義、班討議によるモニター会議や施設見学等のモニター活動を実施しています。</p> <p>介護モニター活動の終了後は、モニターがそれぞれの地域において、他の利用者等への啓発や自助・共助の担い手となっています。</p> <p>平成 30 年度は、無作為抽出でモニターの勧誘を行った内から、約40人が介護モニターとして活動しています。</p>
---	--------	---

## ■ 区民意見の把握（男女共同参画）

### ◇制度・事業の概要

第三次男女共同参画推進計画(平成 30(2018)年度～35(2023)年度)を策定する基礎資料とするための調査として、「男女共同参画に関する区民の意識・実態調査アンケート」「男女共同参画に関する中学生の意識・実態調査アンケート」を実施しました。

また同様に、「ワーク・ライフ・バランスに関する企業の意識・実態調査アンケート」「ワーク・ライフ・バランスに関する従業員の意識・実態調査アンケート」を実施しました。

### ◇取組状況

1	<p>男女共同参画に関する区民および中学生の意識・実態調査</p> <p>ワーク・ライフ・バランスに関する企業および従業員の意識・実態調査</p>	<p>第二次男女共同参画推進計画(平成 24 年度～29 年度)の成果を検証し、第三次男女共同参画推進計画(平成 30 年度～35 年度)を策定するための基礎資料とするため、平成 28 年度にアンケート調査を実施しました。</p> <p><b>【実績】</b></p> <p>「男女共同参画に関する区民および中学生の意識・実態調査」 調査数・回収数・回収率 区民:2,250 件・665 件・29.6% 中学生:250 件・107 件・42.8% 合計:2,500 件・772 件・30.9%</p> <p>「ワーク・ライフ・バランスに関する企業の意識・実態調査」 調査数・回収数・回収率:4,500 件・495 件・11.0%</p> <p>「ワーク・ライフ・バランスに関する従業員の意識・実態調査」 調査数・回収数・回収率:13,500 件・1,136 件・8.4%</p>
---	---	---

## ■ 区民意見の把握（健康づくり）

### ◇制度・事業の概要

「新宿区健康づくり行動計画」(平成 30(2018)年度～34(2022)年度)の策定にあたり、区民の健康状態や健康に関する意識等の実態を把握し、計画に反映させていくための基礎資料として調査を実施しました。

### ◇取組状況

1	新宿区健康づくりに関する調査	<p>「新宿区健康づくり行動計画」(平成 30(2018)年度～34(2022)年度)は、健康づくりの取組を推進するため平成 29 年度に策定しました。</p> <p>策定にあたり、区民の健康状態や健康に関する意識等の実態を把握し、計画に反映させていくための基礎資料として、平成 28 年度に「新宿区健康づくりに関する調査」を実施しました</p> <p>調査は、18 歳以上の区民(外国人住民を含む)より、無作為抽出で5,000 名を対象に実施しました。</p>
---	----------------	---

■ 区民意見の把握（建築物等耐震化支援事業、新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例、区営住宅の再編整備）

◇制度・事業の概要

1	建築物等耐震化支援事業	助成制度を耐震改修の実施に効果的に繋げるため、区民意見の把握をしています。意見把握は、区政モニターアンケートや個別配布時にアンケート調査を行うとともに、地域センター祭り等で直接区民意見の把握に努めています。また、アンケート結果等に基づき、助成制度の見直しを検討しています。
2	新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	中高層建築物の建築に伴う建築主と近隣住民の紛争を予防するために、建築計画概要を記載した標識の設置と建築計画の説明を建築主に義務付け、近隣住民に対する建築計画の事前周知を図り、建築主と近隣住民が建築計画について相互理解のもと、建築計画に関する意見や要望について話し合いを行います。区は建築主と近隣住民双方の意見等の把握に務め、話し合いの調整や条例による「あっせん」、「調停」による建築紛争の解決に役立てています。
3	マンション実態調査	建物の維持管理、コミュニティ形成、防災や防犯への取組など、区内マンションの現状を把握するための調査を実施しています。

◇取組状況

1	区政モニターアンケートやアンケート調査及び地域センター祭り等での普及啓発活動における区民へのヒアリング	建築物等耐震化支援事業の助成制度を活用して耐震改修の実施に効果的に繋げていくため、各地域センター祭りに参加し、区民へのヒアリングを平成 24 年度から実施しています。また、地域危険度の高い地区で実施しているモデル地区事業(27年度は 17 地区、28年度は 10 地区、29年度は 25 地区)では、個別訪問による普及啓発活動を行うとともに、耐震化に関するヒアリング調査を行っています。 調査の結果を踏まえて、当事業の周知度や地域の現状把握等、今後の事業の推進に活用しています。平成 30 年 4 月には、木造住宅の耐震改修工事の補助要件の拡充(区内全域を補助率の高い区分に統一など)を行いました。また、平成 30・31 年度は地域危険度の高い地区以外でも個別訪問を拡大し、区内全域の意見を広く聴く取組を行っています。
2	新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	建築主と近隣住民の意見等や話し合い状況の把握について、以下の取組を行っています。 ・近隣住民からの電話による聞き取りや、面談による図面をもとにした相談 ・建築主に対する提出された説明会等報告書の内容確認と聞き取り ・近隣住民に対する建築主への対応に関する打ち合わせ ・建築紛争が生じている場合、説明会を傍聴するなど話し合いの状況把握 把握した建築主と近隣住民の意見等を、双方の話し合いや、あっせん等による建築紛争の解決に役立てています。 また、その意見等の主な項目については、他の建築主が建築を計画する際の配慮事項として他の建築主に伝えることにより、建築紛争の予防を図っています。
3	マンション実態調査	これまで3回(平成 15、20、28年度)実施しています。平成 28年度の調査では賃貸マンションも対象に含め、第4次新宿区住宅マスタープラン(平成 30(2018)年度～39(2027)年度)を策定するための基礎資料としました。 平成 28年度マンション実態調査では、分譲マンションは「3階建て以上で区分所有された非木造の共同住宅」を対象に、「マンションの概要」「管理組合の活動」「防災対策」「長期修繕・大規模修繕」など9項目によるアンケート調査を実施するとともに、アンケート未回答及び郵送物不達の方譲マンションには外観目視による現地訪問調査を実施しました。また、賃貸マンションは「3階建て以上で区分所有されていない非木造の共同住宅」を対象に、「マンションの概要」「マンションの入居状況」「今後の経営意向」など7項目によるアンケート調査を実施しました。 【平成 28 年度マンション実態調査より】 < 件数等 > 分譲マンション 2,200 棟 ・アンケート回答数 229 棟 ・外観目視による現地訪問調査数 1,971 棟 賃貸マンション 2,208 棟・アンケート回答数 623 棟

## ■ 各種審議会等

### ◇制度・事業の概要

施策の基本方針や個別分野の計画策定等にあたり、審議会等を設置し専門的な視点からの検討を行っています。その際、公募による区民委員を委嘱し区民の立場からの意見を検討に反映しています。

### ◇取組状況

No.	審議会等	No.	審議会等
1	新宿区基本構想審議会	13	子ども・子育て会議
2	情報公開・個人情報保護審議会	14	男女共同参画推進会議
3	外部評価委員会	15	健康づくり行動計画推進協議会
4	特別職報酬等審議会	16	国民健康保険運営協議会
5	住居表示審議会	17	新宿区民泊問題対応検討会議
6	多文化共生まちづくり会議	18	みどりの推進審議会
7	文化芸術振興会議	19	自転車等駐輪対策協議会
8	産業振興会議	20	環境審議会
9	消費生活地域協議会	21	リサイクル清掃審議会
10	障害者施策推進協議会	22	都市計画審議会
11	高齢者保健福祉推進協議会	23	景観まちづくり審議会
12	次世代育成協議会	24	住宅まちづくり審議会

## ■ 区民討議会等

### ◇制度・事業の概要

平成30年度からの10年間を展望する総合計画の策定にあたり、町会・自治会等への意見聴取、区民討議会、インターネットアンケート調査など様々な手法により、区民の区政参加を促進しました。また、地域の代表や公募区民が委員となる基本構想審議会の答申をもとに総合計画を策定することで、区民の参画と協働による計画づくりを進めました。さらに、第一次実行計画策定の際にも、区民討議会を開催し、ご意見をいただきました。

区では、このように、計画策定の際には、区民の区政参加の促進と、協働の機会を提供しています。

### ◇取組状況

1	町会・自治会等への意見聴取	町会・自治会、地区協議会及び各種審議会委員を対象に、平成28年2月3日～5月31日に調査票により、健康、高齢者福祉などの行政分野ごとに意見をお聞きしました。意見は、基本構想審議会及び都市計画審議会へ報告し、総合計画策定に向けた基礎資料としました。  回投票数:152 回答項目数:2,438 意見件数:3,172
2	インターネット・アンケート調査	今後の施策展開への区民等のニーズを広く把握するため、平成28年5月27日～6月9日の間、満18歳以上の男女個人の方へインターネット・アンケート調査を実施し、施策への満足度・重要度、定住意向、区への来訪理由と地域への評価、区への転入意向、区政や地域活動への参加意向などについて、ご意見をいただきました。 調査結果は、基本構想審議会及び都市計画審議会へ報告し、総合計画策定に向けた基礎資料としました。  回答人数:1,435(新宿区在住の方:935 新宿区外在住の方:500)

3	区民討議会(新宿区総合計画)	<p>区政に対して発言する機会の少ない区民の方々が、世代や職業を越えて集い、まちづくりについて話し合い、その声を新たな総合計画の策定に活かしていくため、無作為抽出の区民 1,200 名へ案内し、参加申込者の中から 60 名を選出、うち当日 58 名の参加により、平成 28 年 6 月 25 日・26 日の2日間(会場:新宿区役所本庁舎大会議室)、区民討議会を開催しました。</p> <p>当日は、3 つのグループに分かれ、「健康に暮らせるまち」「子育てしやすいまち」「地域コミュニティ」「災害に強いまち」「多様な魅力による賑わいの創造」等のテーマで討議を行いました。</p> <p>意見や提案は、基本構想審議会及び都市計画審議会へ報告し、総合計画策定に向けた基礎資料としました。</p>
4	区民討議会(新宿区第一次実行計画)	<p>新たな第一次実行計画の策定にあたり、広く区民の意見を計画に反映させるため、区民討議会を実施しました。</p> <p>区民討議会では「無作為抽出」した 1,200 名の区民の方を対象に参加者を募り、参加希望者から54名の方にご参加いただきました。討議会では、総合計画に掲げる「5つの基本政策」を柱に、第一次実行計画でどのような事業に取り組むべきか議論し、方向性をまとめていただきました。区では、区民討議会の結果を踏まえ、第一次実行計画を策定しました。</p> <p>実施日:平成 29 年 5 月 27 日(土)・28 日(日) 当日参加者数:54 名</p>

### 検証項目No.3 : 自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利

#### ■ 生涯学習の機会の提供及び生涯学習活動の活性化

##### ◇制度・事業の概要

<p>区では、区民の生涯学習機会の提供及び生涯学習活動の活性化を図るため、区内の生涯学習活動の拠点施設として生涯学習館5館を運営しています。</p> <p>生涯学習館の指定管理者である新宿未来創造財団では、生涯学習館等を会場に各種生涯学習講座を開催するとともに、区内の生涯学習活動団体自らの企画・提案による区民向け各種生涯学習講座の開催を支援する事業を実施しています。また、生涯学習の機会の提供及び生涯学習活動の活性化のために、区内の活動団体・地域人材の情報収集及び区民への提供、さらには団体や人材間の交流の仕組みづくりを目的とした生涯学習・地域人材ネットワークの整備を進めています。</p> <p>この他、区は、区民の区政への関心と地域課題等に関する知識を深めていただくとともに、区政への区民参加の契機づくりと学習機会を提供することを目的として、区職員を地域派遣する「ふれあいトーク宅配便」を実施しています。(平成 30 年度 75 課 130プログラム)</p>
---

##### ◇取組状況

1	生涯学習館の運営	<p>生涯学習館(区内5館)は、区民等の生涯学習の場として団体のほか個人でも利用できる施設で、利用者数も年々増加しています。</p> <p>毎年 1 回、各館で利用者懇談会や利用者アンケートを実施するなかで、区民のニーズを把握し、そのニーズを運営に活かしています。</p> <p>また、平成 24 年度からは、区民との協働による地域のコミュニティガーデンづくりの取組として、赤城生涯学習館において「赤城ガーデニングクラブ」を実施しています。赤城生涯学習館庭園において、公募による区民が土づくりから種まき、苗植え、水やり等を行い、野菜や草花の植栽を整備することにより、生涯学習館利用者及び地域住民に楽しんでいただいています。</p> <p>【実績】全館の利用者合計 平成 27 年度:277,993 人 平成 28 年度:285,559 人 平成 29 年度:277,279 人</p>
---	----------	--



2	各種 生涯学習講座	<p>新宿未来創造財団では、区民の多様なニーズに応えるための生涯学習講座を多数実施しています。</p> <p>また、「区民団体等による自主企画事業に対する支援事業」では、区内の生涯学習活動団体の区民向け自主企画講座の開催を支援することにより、区民の多様なニーズに応えています</p> <p>本事業に参画する団体に対しては、新たな講座受講者が団体活動に参加することによる活性化を図るために、新規受講者がより多く参加する講座になるよう、企画内容に対する助言・アドバイスを行っています。平成 26 年度から参画団体の運営自立化を一層進めるため支援金の支給上限額や支給回数の上限を設定するなどの見直しを行いました。</p> <p><b>【実績】</b>          支援内容: 支援金の支給、実施会場の優先確保、講座情報の広報周知協力          平成 27 年度 支援事業数: 44 事業 支援金額: 1,223,505 円          平成 28 年度 支援事業数: 32 事業 支援金額: 712,304 円          平成 29 年度 支援事業数: 28 事業 支援金額: 451,161 円</p>
3	生涯学習・地域人材交流ネットワーク	<p>本事業は、文化やスポーツ・国際理解・芸術など幅広い分野の区内地域人材を発掘・登録し、活用することによって、地域住民の生涯学習活動を区民が支援する仕組みをつくとともに、人材の交流を促進することを目的とした事業です。</p> <p>ネットワーク登録人材の活用については、新宿シティハーフマラソン等、区や財団事業における活用に加えて、区民による活用を一層促進することによって、登録人材が実際に地域で活動する機会を増やします。特に、通訳・翻訳ボランティアについては、従来の区や財団事業での活用に限らず、地域団体による活用を促進するよう一層周知を図ります。</p> <p>また、新宿未来創造財団の自主事業で、平成 25 年 8 月から稼働した人材情報検索・照会システム「新宿地域人材ネット」の運用と連携し、人材の登録情報を充実させ、区民や地域団体での活用機会をふやすことによってネットワークそのものの利用促進を図ります。</p> <p><b>【実績】</b>          登録数: 929 人(平成 30 年 3 月末現在)</p>

## 第6条 区民の責務

### (区民の責務)

**第6条** 区民は、区内にともに生きるものとして、互いの自由及び人格を尊重し、良好な地域社会の創出に努めるものとする。

【解説】本条では、区民の責務として、この1つの条文に多くの意味合いを込めました。

新宿区は国内外から様々な目的を持った人が集うまちであり、ともに暮すまちです。

区民は、この地(区内)にともに生きるものとして、お互いに個人の自由と人格を尊重することが大切なことは当然なこととだれもが考えていることと思います。

さらに、もう一方で地域社会との協調を図り、良好な地域社会を創出することも重要なことであるという主旨を区民の責務として盛り込みました。

## 検証項目No.4：良好な地域社会の創出に努める責務

### ■ 歌舞伎町地区のまちづくり推進

#### ◇制度・事業の概要

歌舞伎町を誰もが安心して楽しめるまちに再生するため、区は、地元の商店街振興組合や町会、事業者、警察・消防等の関係行政機関等と連携・協力して、総合的繁華街対策「歌舞伎町ルネッサンス」を推進しています。本事業は、平成17年1月に設立した歌舞伎町ルネッサンス推進協議会の下、「クリーン作戦プロジェクト」、「地域活性化プロジェクト」、「まちづくりプロジェクト」の3つのプロジェクトを中心に、総合的な施策を展開しています。

平成20年4月には、各事業を効果的、効率的に実施するための組織「歌舞伎町タウン・マネジメント(TMO)」を設立しました。TMOは、歌舞伎町ルネッサンスを推進するまちづくり組織として、誰もが安心して楽しめる「エンターテイメントシティ・歌舞伎町」を目指し、地域活性化や情報発信等の活動を行っています。

#### ◇取組状況

1	クリーン作戦プロジェクト (「安全・安心対策」と「環境美化」)	歌舞伎町地区のまちづくり推進として、悪質な客引き防止パトロールなどの安全・安心対策や、路上清掃などの環境美化事業を実施しています。これらの事業は、地元の商店街振興組合や町会、事業者、NPO団体、警察・消防等の関係行政機関が、連携、協力しながら取り組んでいます。 <安全・安心対策> 客引き防止パトロール(毎週水曜日～土曜日、午後6時～7時30分) 平成27年度 回数:171回、延参加人数:1,191人 平成28年度 回数:172回、延参加人数:1,253人 平成29年度 回数:174回、延参加人数:1,164人 <環境美化> 歌舞伎町クリーン作戦(毎週水曜日、午後3時～4時) 平成27年度 回数:31回、延参加人数:1,615人 平成28年度 回数:38回、延参加人数:2,039人 平成29年度 回数:35回、延参加人数:1,886人 シネシティ広場清掃(毎週水曜日、午前10時～11時) 平成27年度 回数:39回、延参加人数:245人 平成28年度 回数:43回、延参加人数:310人 平成29年度 回数:41回、延参加人数:363人
---	------------------------------------	---

2	地域活性化プロジェクト (新たな文化の創造・発信と賑わいづくり)	<p>区立大久保公園、シネシティ広場、ゴジラロード(セントラルロード)等の歌舞伎町にある公共の空間・施設等を活用し、様々なイベントを開催することで、新たな文化の創造・発信と賑わいづくりに取り組んでいます。</p> <p><b>【実績】</b>                  平成27年度 参加団体数:159 団体、来場者数:405,904 名                  平成28年度 参加団体数:366 団体、来場者数:599,995 名                  平成29年度 参加団体数:296 団体、来場者数:627,211 名</p>
3	まちづくりプロジェクト (健全で魅力あふれるまちづくり)	<p>「歌舞伎町まちづくり誘導方針」に沿って、健全で魅力あふれるまちづくりを誘導しています。建て替えによる拠点整備にあたっては、良好な計画となるよう地区計画等の都市計画手法を検討・支援します。また、「歌舞伎町街並みデザインガイドライン」に基づき、地元組織を母体としたまちづくり協議会による自主ルールの策定支援と道路整備(自主ルールによる維持管理)を一体的に行っています。</p> <p><b>【地区計画や自主ルール策定の実績】</b>                  平成28年度:2件                  平成30年度:3件</p> <p><b>【道路整備の実績】</b>                  平成27年度:シネシティ広場及び東側道路整備                  平成29年度:新宿東宝ビル東側道路整備</p>

■ 平和の啓発活動（平和派遣者との協働事業）

◇制度・事業の概要

<p>新宿区は、昭和61年3月15日に行った「新宿区平和都市宣言」の趣旨を普及啓発するために、①平和展②親と子の平和派遣③平和派遣者との協働事業を行っています。その中の、③平和派遣者との協働事業では、親と子の平和派遣に参加した方々で組織している「新宿区平和派遣の会」と区が協働して、平和啓発事業を推進しています。</p> <p>平和派遣報告会、平和講演会、映画会、すいとんの会、平和マップウォーキングなどの多彩な企画を「新宿区平和派遣の会」をはじめとする区民の方々と協働して企画、運営することにより、区民の方々の意見を反映したわかりやすく魅力的な企画が可能となり、より多くの方々、とりわけ若い世代の方が参加しやすい内容を目指しています。また、参加者に毎回アンケートを行い、さらに多くの意見を反映した企画となるよう改善に努めています。</p>
--

◇取組状況

1	平和派遣報告会	<p>毎年、親と子の平和派遣終了後に、平和派遣に参加した親子、「新宿区平和派遣の会」、新宿区の共催で「平和派遣報告会」を開催しています。</p> <p>平成30年は、10月7日に若松地域センター3F ホールで開催しました。地域の子ども達による「早稲田少年少女合唱団」にコンサートをしていただき、合唱団とともに平和について考える機会を得ることができました。</p> <p>報告会の計画・準備、チラシの作成、当日の運営等を今年の派遣参加者と「新宿区平和派遣の会」の方たちが中心に担っていただきました。創意あふれる充実した内容となり、参加者の方々から好評を得ることができました。また、会場を地域センターとしたため、地域から多くの方々に参加していただく事ができました。</p>
2	平和マップウォーキング	<p>平成21年度に「新宿平和派遣の会」と協働で、新宿区内の史跡、戦跡を紹介する「新宿区平和マップ」を作成しました。この平和マップをもとに、毎年「平和マップウォーキング」を実施しています。</p> <p>平和マップウォーキングは、「新宿区平和派遣の会」の方々が中心になって、企画、チラシの作成、資料作成、当日の案内を担っています。</p> <p>参加者は、高齢の方から小学生まで幅広い年齢構成で、ウォーキングを通して、「長年住んでいても知らなかった」発見や、「未だ残る戦跡に驚いた」、「改めて新宿区の地域を見直し愛着を深めることが出来た」などと好評を得ています。</p> <p>ウォーキング終了後は、地域センター等で戦争体験者の方のお話も交え懇親会を行っています。</p>

3	平和講演会 すいとんの会	<p>戦争の体験講話と、戦時中の代用食である「すいとん」を食してみる会を「新宿区平和派遣の会」と協働で実施しています。</p> <p>戦争体験者の方のお話は、毎回参加者の心を打ち、すいとんを食べることによって当時の生活を想像し、戦争の悲惨さや平和の大切さについて考える機会としています。</p> <p>企画、当日の運営は、おもに「新宿区平和派遣の会」が行い、当年平和派遣に参加した方々もお手伝いしてくださっています。企画の段階では、戦争の怖くて暗いイメージが、参加者を遠ざけることのないようにと、わかりやすいチラシを作成することに知恵を絞ったりと、総意で企画の工夫をしています。</p> <p>最近では、親子連れの参加者も増えて、家庭で平和について語る機会につながっています。</p>
---	-----------------	--

## ■ 多様な主体との協働の推進

### ◇制度・事業の概要

協働推進基金助成金の実施を通して区民参加の促進、地域課題の解決に向けた取組を行っていきます。協働支援会議において、協働事業推進のしくみを考え、多様な主体の参画による協働のまちづくりを進めていきます。また、地域を支えるNPOや地域活動団体などの多様な主体との協働を促進するため、地域活動団体等の連携協力・情報交換の場として新宿NPO協働推進センターを開設し、運営しています。

### ◇取組状況

1	協働推進基金助成金制度	<p>区民、事業者等からの寄附金による協働推進基金を原資として、NPO等の多様な団体からその専門性や柔軟性を活かした事業を公募し、協働支援会議を中心とした審査会が選定した事業に対して助成を行うことにより、多様な主体との協働を推進していきます。</p> <p>本制度は平成29年度に見直しを図り、平成30年度から協働事業提案制度とNPO活動資金助成を統合した新たな制度として実施しています。</p> <p>旧制度の協働事業提案制度は平成18年度から開始した制度で、平成29年度までの12年間で130事業の提案があり、24事業を協働事業として実施しています。平成27年度は4事業、平成28年度は6事業の提案があり、各年度のうち1事業を選定しました。平成29年度は新規募集を休止し、補助事業化により団体の自主性を活かした事業へ転換する等、より機動的に地域課題の解決を図る制度に見直しを図りました。</p> <p>また、旧制度のNPO活動資金助成は、平成16年度から開始した制度で、29年度までの14年間で183事業の申請があり、91事業に助成金を交付しています。平成27年度は13事業の申請があり7事業への交付、平成28年度は5事業の申請がありましたが、交付団体はありませんでした。平成29年度は9事業の申請があり、5事業に交付しています。新制度では区内のNPO法人に限らず、非営利団体が実施する地域課題の解決に向けた事業への助成へ見直しを図りました。</p> <p>また、毎年、実施事業の評価を行い、地域課題の解決など、協働事業の制度の実効性について検証を行っています。</p>
2	協働支援会議	<p>協働推進基金助成金の審査や協働と参画を進めるためのしくみづくりについての検討を行うために平成16年に設置した会議体です。協働支援会議の構成は外部委員とし、公募区民枠を設けて区民の区政参加を図り、新宿区にふさわしい協働事業を推進しています。</p> <p>なお、協働支援会議の委員は、協働事業の事業評価も行っています。</p> <p><b>【構成員】</b>(全8名)※平成30年度からは9名 学識経験者 1名、NPO2名、公募区民3名、事業者 1名、新宿区社会福祉協議会 1名</p> <p><b>【開催実績】</b> 平成27年度: 全7回 平成28年度: 全7回 平成29年度: 全10回</p>

3	新宿 NPO 協働推進センター	<p>多様な主体の協働の取組によって地域課題を解決していく基盤づくりを支援する拠点として、平成25年4月に「新宿 NPO 協働推進センター」を開設しました。同センターでは、区内で社会貢献活動を行う団体を対象とした活動場所の提供の他、交流会や、講座、シンポジウムの開催、活動情報の収集と情報提供等を行い、多様な主体のネットワークづくりや、個々の団体の活動基盤強化の支援、社会貢献活動の普及啓発に取り組んでいます。平成30年3月末現在、利用登録団体数は91団体です。</p> <p>当施設の運営にあたっては、指定管理者制度を活用して協働の機会を確保しています。現在、公募により選定した区内 NPO 法人の集合体である新宿 NPO ネットワーク協議会を指定管理者として指定しています。また、開設後も利用団体による事業運営委員会を設置する等、利用者(区民)の参加の仕組みも導入しています。</p>
---	-----------------	--

## ■ 高齢者を見守り・支えあう地域づくり

### ◇制度・事業の概要

1	地域安心カフェの運営支援	<p>高齢者や介護者等が気軽に交流や相談ができる場の運営を支援することにより、高齢者や介護者の孤立を予防するとともに、地域における区民の支えあいの充実を図ります。</p>
2	新宿区高齢者見守り登録事業	<p>高齢者に身近な民間事業者が、高齢者見守り登録事業者として、通常業務の範囲内で気づいた高齢者の異変を高齢者総合相談センターへ連絡する等、関係機関と連携して、地域の高齢者をゆるやかに見守っています。</p>
3	認知症サポーターの養成	<p>高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、病気の理解や対応方法などの基礎を学ぶ、認知症サポーター養成講座を実施し、地域で見守るサポーターを養成しています。</p>
4	地域支え合い活動の推進	<p>高齢者が住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らし続けることができるよう、地域の中で高齢者の自立を支援し、多世代が互いに支え合う「地域支え合い活動」を推進します。活動の拠点として、平成30年2月に「薬王寺地域ささえあい館(ささえーる 薬王寺)」を開設しました。</p>

### ◇取組状況

1	地域安心カフェの運営支援	<p>(1) 地域安心カフェの広報等による周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ほっと安心カフェ「すみれ」「たんぼぼ」「ひまわり」 (百人町4丁目アパート 10号棟、14号棟、16号棟 各集会室/毎月 第4水曜日、第1・第3木曜日、第1土曜日)</li> <li>②カフェ「だんだん」(戸山シニア活動館/毎月第2木曜日)</li> <li>③カフェ・メモリアル原町(原町高齢者複合施設/毎週木曜日)</li> <li>④カフェ「マザアス」(マザアス新宿/毎月第3月曜日)</li> <li>⑤音カフェ♪優っくり(優っくり村新宿西落合/毎月第2金曜日)</li> <li>⑥30(サンマル)カフェ(戸山ハイツ 30号棟 集会室/毎週土曜日)</li> </ul> <p>(2) ボランティア募集説明会の開催(年1回)</p> <p>(3) ボランティアフォローアップ研修の開催</p> <p>(4) 地域安心カフェ連絡会の開催</p>
2	新宿区高齢者見守り登録事業	<p>平成24年9月から、高齢者の生活に身近な郵便局や新宿区新聞販売同業組合及び理容生活衛生同業組合新宿支部等の登録を得て、事業開始しました。平成30年11月15日現在、460事業者の登録があり、重層的な高齢者の見守りを行っています。通常業務の範囲内で気づいた高齢者の異変について、高齢者総合相談センター等へ連絡し、必要な支援につなげています。また、各地区で開催する高齢者見守り支え合い連絡会に参加していただき、民生委員、地域見守り協力員等の地域で活動する見守り関連団体の方々との意見交換や交流も図っています。</p> <p>今後も多様な事業者への参加を呼びかけ、高齢者の地域における見守りの強化を推進していきます。</p>

3	認知症サポーターの養成	<p>平成 20 年度から、区内在住・在勤・在学者を対象に実施しています。区役所で開催している他に、地域で活動する団体からの要請に応じて出張講座を開催するなど、区民が身近な場所で受講できるよう多様な機会を設けています。平成 30 年 10 月末現在、延べ 21,646 人の認知症サポーターを養成しました。</p> <p>今後も予想される認知症高齢者の増加を踏まえ、認知症サポーター養成講座を引き続き開催し、認知症高齢者にやさしい地域づくりを推進していきます。</p>
4	地域支え合い活動の推進	<p>活動の拠点となる館に「地域ささえあい館活動支援員」1 名を配置し、活動のPRや情報発信、館で活動する団体の育成、支援等を行いました。また、館の登録団体として新たに「高齢者等支援団体」を設けました。高齢者等の支援を目的とするものであれば年齢に関係なく利用することができ、平成 29 年度末には 9 団体が登録しました。多世代交流による料理講座や、ボッチャなど気軽に取り組めるスポーツ講座など、各団体による様々な講座が開かれています。このほか、館主催の「地域支え合い活動」に資する多数の講座を実施し、より多くの方が活動の担い手として活躍できるよう支援を進めています。平成 29 年度は、14 講座、延べ 501 人の参加がありました。</p> <p>館以外では、平成 29 年度、福祉部職員によるPTを設置し、「ささえあいのまち新宿」をキャッチフレーズとしたロゴを作成したほか、地域支え合い活動を紹介する動画を作成し、「若者のつどい」をはじめ様々なイベント等で動画を活用し、活動の普及、啓発に努めました。</p>

## ■ 次世代育成協議会への区民委員の参画等

### ◇制度・事業の概要

区では、妊娠期から世帯形成期までのライフステージを見通した総合的な次世代育成支援施策を推進するため、次世代育成支援計画を策定しています。この計画の進行管理を行い、同施策を総合的かつ効果的に推進していくため、公募区民委員等で構成される次世代育成協議会を設置しています。

なお、同計画策定にあたっては、区民の子育て支援サービスの利用状況を始め、子どもや子育て家庭の状況や意識を把握するため、就学前児童保護者から若者までの区民に対するアンケート調査を行っています。

また、子育て支援施設の委託事業者等の選定時には、入札方式によるのではなく、利用者や区民の意見を反映できる公募型プロポーザル方式により、事業者を選定しています。

### ◇取組状況

1	次世代育成支援に関する調査の実施	<p>「(仮称)新宿区次世代育成支援計画(第四期)」「(仮称)新宿区子ども・子育て支援事業計画(第二期)」(いずれも 2020～2024 年度)を平成 31 年度に策定するため、区民の子育て支援サービスの利用状況をはじめ、子どもや子育て家庭の実態・意識を把握することを目的として、平成 30 年度に「新宿区次世代育成支援に関する調査」を実施しています。</p> <table border="1" data-bbox="486 1512 1396 1899"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>調査名称</th> <th>対象数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>新宿区次世代育成支援に関する調査(就学前児童保護者)</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>新宿区次世代育成支援に関する調査(小学 1～6 年生保護者)</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>小学生の日常生活と意識に関する調査(小学 5、6 年生本人)</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>新宿区次世代育成支援に関する調査(小学 5、6 年生保護者用)</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>中学生の日常生活と意識に関する調査(中学 1～3 年生本人)</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td>新宿区次世代育成支援に関する調査(中学 1～3 年生保護者)</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>キ</td> <td>青少年の日常生活と意識に関する調査(H30.4.1 現在 15～17 歳)</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>ク</td> <td>若者の意識調査(H30.4.1 現在 18～39 歳)</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>10,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>調査対象は、住民基本台帳に基づく層化無作為抽出により選定し、区分ウとエ、オとカは同一世帯の親子を対象とする以外は、一つの世帯に複数の調査が重複しないよう調整しています。区分ア、イは、子ども・子育て支援事業計画のニーズ量の把握を目的とし、その他の区分は、次世代を担う子どもやその保護者、若者の意識や生活について調査を行っています。</p>	区分	調査名称	対象数	ア	新宿区次世代育成支援に関する調査(就学前児童保護者)	2,500	イ	新宿区次世代育成支援に関する調査(小学 1～6 年生保護者)	2,200	ウ	小学生の日常生活と意識に関する調査(小学 5、6 年生本人)	800	エ	新宿区次世代育成支援に関する調査(小学 5、6 年生保護者用)	800	オ	中学生の日常生活と意識に関する調査(中学 1～3 年生本人)	800	カ	新宿区次世代育成支援に関する調査(中学 1～3 年生保護者)	800	キ	青少年の日常生活と意識に関する調査(H30.4.1 現在 15～17 歳)	1,000	ク	若者の意識調査(H30.4.1 現在 18～39 歳)	1,200	合計		10,100
区分	調査名称	対象数																														
ア	新宿区次世代育成支援に関する調査(就学前児童保護者)	2,500																														
イ	新宿区次世代育成支援に関する調査(小学 1～6 年生保護者)	2,200																														
ウ	小学生の日常生活と意識に関する調査(小学 5、6 年生本人)	800																														
エ	新宿区次世代育成支援に関する調査(小学 5、6 年生保護者用)	800																														
オ	中学生の日常生活と意識に関する調査(中学 1～3 年生本人)	800																														
カ	新宿区次世代育成支援に関する調査(中学 1～3 年生保護者)	800																														
キ	青少年の日常生活と意識に関する調査(H30.4.1 現在 15～17 歳)	1,000																														
ク	若者の意識調査(H30.4.1 現在 18～39 歳)	1,200																														
合計		10,100																														

		<p>区分ウ、エ(小学5、6年生、保護者)については、今回の調査で新たに対象に加え、年齢階層が引き続き区分オ、カ(中学生、保護者)と一貫性のある設問としています。調査総数を前回の6,400件から10,500件まで増やすとともに、子どもの貧困や幼児教育の無償化など新たな課題にも対応した質問項目も設定して実施しています。結果報告は3月中に行う予定です。</p>
2	<p>子育て支援施設の事業委託時等における公募型プロポーザル方式による選定</p>	<p>児童館の指定管理者、学童クラブの委託事業者の選定を行う際は、広く応募事業者を募って、複数の事業者に企画を提案してもらい、その中からもっとも優れた提案を行った事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」により決定しています。</p> <p>選定に際しては、プロポーザル実施要領、選定委員会実施要領、評価基準等を作成し、厳正な審査基準に基づき、事業者を選定しています。</p> <p>選定委員については、学識経験者や専門知識を持つ委員のほか、学童クラブの保護者代表、小学校PTA代表者等にも委員をお願いしています。選定に際し、子育て当事者や区民の意見を反映できる仕組みを作ることで、区民の意見把握や区民の区政への参加に努めています。なお、プロポーザル方式により事業者を選定する過程においては、広く区民を対象とした公開プレゼンテーションを実施しています。傍聴者の方にはアンケート調査を行い、その意見も選定に反映させています。</p>

■ 地区青少年育成委員会等、地域の子育て支援団体への協力・支援、男女共同参画に関する啓発活動

◇制度・事業の概要

<p>区の基本施策に掲げる「地域で安心して子育てができるしくみづくり」を進めるため、区民にとって必要性和有益性が高い、子育て支援活動や青少年健全育成活動等を自主的に行う地域の団体等に対し、区が協力・支援を行っています。活動に対する補助金交付、広報協力、連携支援、活動場所の提供等を行うことにより、地域において、活発で、継続性と安定性のある子育て支援活動等が行われるよう支援するとともに、連携が可能な分野では協働の取組も進めています。これにより、区単独では対応が困難な区民ニーズに対しても、より機動性が高く、きめ細やかな対応が可能となっています。</p> <p>また、男女が、性別にかかわらず、共にあらゆる分野に参画することのできる男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画推進センター(ウィズ新宿)を拠点に、区民委員や関係団体等と協働して啓発活動を行っています。</p>
--

◇取組状況

1	<p>地区青少年育成委員会等への協力・支援</p>	<p>地区青少年育成委員会は、地域における青少年の健全育成を目的として様々な事業を行い、また、地域の環境浄化等に努めている団体です。区内10地区の青少年育成委員会が、地域の特色を活かして、子どもや保護者のニーズに沿って行う自主的な活動に対して、区が協力・支援を行っています。</p> <p>青少年活動推進委員は、次代を担う自立した青少年を育成するため、様々な体験活動や家庭の教育力向上の支援活動等を行う委嘱委員です。体験活動を中心に子どもの主体的な成長を支援することや、情報誌の発行などによる家庭の教育環境の向上に係る活動に対し、区が支援を行っています。</p> <p>これらの活動を区が支えることで、子どもと子育てを地域社会全体で応援し、新宿区がより一層「子育てしやすいまち」となるような環境づくりを推進しています。</p>
2	<p>プレイパーク活動の推進</p>	<p>新宿区内の公園等において、プレイパーク活動及びプレイパーク活動の啓発を行う事業を実施する団体に対し、活動に係る経費の一部助成や活動場所の提供、広報活動の支援などを行っています。プレイパーク活動は、屋外で児童が安心して遊べる環境を確保し、並びに、児童の責任に基づく自主的な遊びを支援することを目的としています。区内では4団体が活動しており、各団体が地域や公園の特性を生かした活動を展開しています。プレイパークは子どもの居場所を提供するとともに、保護者同士の交流も含めた子育て支援の場となっています。</p> <p>また、それぞれの活動だけではなく、プレイパーク活動団体のメンバーで構成される「新宿プレイパーク協議会」が地域住民にプレイパーク活動を広く周知し、活動の裾野を広げ、プレイパーク活動に関する地域住民の主体的な取組を促進するた</p>

		<p>めに、区内の公園等を活用したイベント(1日プレイパーク等)を実施するとともに、プレイリーダー等人材育成のための養成講座を開催する啓発活動を行っています。今後も区民との協働により、区民が主体的に考え創意工夫を生かした、参画と協働を基本とするプレイパークの推進につなげていきます。</p>
3	落合三世代交流事業	<p>平成21年度より、落合三世代交流事業として、子どもを中心に幅広い各世代がそれぞれの役割を担いながら交流し、誰もが気軽に立ち寄れる多世代交流のスペースである「落合三世代交流サロン」を、西落合児童館において開設しています。</p> <p>住民自身が実施主体となっている5つのプロジェクトを中心に企画・立案・運営することで、地域ニーズを反映し、区民の創意工夫を活かした内容を提供しています。開設以降どの年代にも利用が見られ、多世代がつどい、交流できる場として地域に定着しています。幅広い世代が集う場を提供することで、地域の団らん、子育て支援、高齢者の生きがいづくりにもつながっています。また、平成23年度から近隣小学校と連携し、小学校校舎におけるみどりのカーテン作りに協力したり、平成29年度から目白大学生がイベントにも協力したりするなど、落合地域における多世代交流の促進に努めています。</p> <p>今後も「落合三世代交流を育てる会」としていっそう地域に定着し、地域コミュニティの拠点となるよう、区も後押ししながら活動を充実させていきます。</p>
4	新宿子育てメッセ	<p>区内の子育て関係団体と協働して、新宿子育てメッセ実行委員会を運営し、「新宿子育てメッセ」開催に向けた取組と、情報交換や研修会等を行っています。</p> <p>「新宿子育てメッセ」は、主に小学校低学年までの子どもを持つ保護者を対象とした、地域団体の活動発表の場で、平成30年度に第9回を開催しました。(参加団体:49団体、来場者:約2,500名)。メッセでは、工作等の体験ブース、親子向けライブ等のステージ、大型絵本の読み聞かせ、乳幼児向けひろば、男性向け・マタニティ向け講座や行政情報ブース等の出展があり、子育て中のパパ・ママや祖父母、これから子どもを持つ予定の夫婦のほか、外国籍の方の参加も見られています。</p> <p>子育てメッセ実行委員会は、子育て支援・関係団体同士のネットワークを構築し、地域ぐるみで子育て支援の輪を広げていくことを目的としており、団体同士の情報交換、意見交換のほか、研修会による団体の自己啓発も図っています。今後も実行委員会と区で協働し、地域の子育てネットワークを広げていくため、新規団体の加入促進や地域団体の活性化を推進していきます。</p>
5	男女共同参画に関する啓発活動	<p>男女共同参画推進センターでは、男女共同参画推進センターの利用登録団体から推薦された運営委員会との協働で、男女共同参画講座及び性と生の講座を実施しています。男女共同参画講座は、男女共同参画社会の実現に向けた意識向上と人材育成を、性と生の講座は、性の問題を通して女性の人権意識を高めることを目的としています。そのほか、公募団体との協働によるウィズ新宿とのパートナーシップ講座を実施しています。</p> <p>また、男女共同参画に対する区民の関心と意識を高めるため、年1回実施している男女共同参画フォーラムの企画及び運営は、一般公募と男女共同参画推進センター運営委員会からの推薦による実行委員会との協働により実施しています。</p> <p>さらに、男女共同参画情報誌「ウィズ新宿」の作成・編集を一般公募による編集委員と協働で行っています。</p>



## ■ 地域における健康づくりの推進

### ◇制度・事業の概要

健康寿命の延伸に向け、地域社会全体で健康づくりへの意識を高めるため、健康づくりに関わりの深い「運動」と「食」を中心に、健康づくりに無関心な層も含めた区民が、気軽に健康づくりに取り組める環境づくりを行います。その一環として、地域での健康づくり活動を推進する区民の育成及び活動支援を行うなど、地域のつながりを豊かにする取組を推進します。

また、新宿いきいき体操サポーターは、各地域センターで開催している「新宿いきいき体操講習会」において、体操の普及啓発のため、丁寧な指導を行っています。地域交流館やシニア活動館等では、新宿いきいき体操サポーターを中心とした「新宿いきいき体操ができる会」が定期的に活動し、広く参加者を受け入れています。

### ◇取組状況

1	ウォーキングの推進	<p>●ウォーキングマスター養成講座 歩くことの楽しさを広め、地域の健康づくり活動を支援するウォーキングマスターを養成しています。 平成29年度は34名、平成30年度は27名が講座を修了し、地域でウォーキングを広める活動や、ウォーキングイベントのサポート等行っています。</p> <p>●NPO、地域活動団体等と連携したウォーキングの推進に向けた取組 誰もがウォーキングに親しめるように、新宿のまちの魅力や健康情報などを盛り込んだ「ウォーキングマップ」をNPO、地域活動団体等の協力を得て作成しました。平成30年度は2万部、平成31年度は1万部配布しました。マップを活用した住民主体のウォーキングの催しが開催されるなど、多様な場で活用されています。</p>
2	高齢期の健康づくりと介護予防の推進	<p>●しんじゅく100トレの地域展開 高齢期の特性を踏まえたトレーニングを開発し、身近な地域で住民主体で継続的に取り組まれるよう支援していきます。 平成30年度は、区民や区内関係機関・関係団体、有識者等からなるトレーニング開発に向けた検討会を開催し、3つのモデルグループへの支援と効果検証を実施しました。平成31年度から区内全域で取り組まれるよう、支援に向けた準備をすすめています。</p>
3	新宿いきいき体操サポーターによる普及啓発活動	<p>新宿オリジナルの介護予防体操「新宿いきいき体操」は、平成30年度に制作から10周年を迎えました。 区民が介護予防に取り組むきっかけを作ること、場所を選ばずに気軽に介護予防の取組が継続できることを目指し、体操の制作からその普及啓発に至るまで区民が中心となって担っています。 また、普及啓発の中心となっている新宿いきいき体操サポーターは300人を超え、地域交流館などさまざまな場所で定期的に体操の指導に取り組んでいます。平成30年度には、区が実施する「新宿いきいき体操サポーター新規養成セミナー」を受講した25人が新たに新宿いきいき体操サポーターになりました。</p>

## ■ 女性の健康づくり

### ◇制度・事業の概要

「女性の健康づくり」では、女性の健康支援センターを拠点に、ライフステージによる心身の変化に対応し、自分らしくいきいきと暮らしていけるよう、サポーターの養成と活動支援、普及啓発、相談などを行っています。

### ◇取組状況

1	女性の健康づくり	<p>●女性の健康づくりサポーターの養成と活動支援</p> <p>「女性の健康づくりサポーター」を養成し、正しい知識に基づいて、地域で女性の健康づくりに関する活動が行えるよう支援しています。</p> <p>女性の健康づくりに関するチラシの配布やイベントへのボランティア参加などを行っています。</p> <p>【実績】</p> <p>サポーター登録者 184名(平成30年10月現在)</p>
---	----------	---

## ■ 食育の推進、乳幼児から始める歯と口の健康づくり、人と猫の調和のとれたまちづくり

### ◇制度・事業の概要

#### 1 食育の推進

健康をつくる「食習慣」や「食文化の継承」などの取組が実践できるよう、子どもから成人、高齢者に至るまで、ライフステージに応じた食育活動を推進しています。

#### 2 乳幼児から始める歯と口の健康づくり

子どもの歯と口の健康を維持するため、保育園等での出張歯科健康教育、デンタルサポーターであるかかりつけ歯科医による相談やフッ化物の塗布など、乳幼児期から子どもの歯科保健を支えるための環境整備を図るとともに、地域、かかりつけ歯科医、子育て専門職、養護教諭等の連携を強化することにより、乳幼児からの歯と口の健康づくりを推進します。

#### 3 人と猫の調和のとれたまちづくり

飼い主のいない猫をこれ以上増やさないよう、猫に係る問題を地域で解決するため、地域住民と民間団体及び行政が協働し、地域の実情にあわせたルールを作り、さまざまな取組を行っています。

### ◇取組状況

1	食育の推進	<p>●食育ボランティアの育成と活動支援</p> <p>「食育ボランティア」を研修を通じて育成し、地域における多様な食育が展開できるよう活動を支援しています。主な活動として、児童館、保育園、福祉施設等において食育講座を開催しています。</p> <p>【実績】 食育ボランティア登録者:87名(平成29年度)</p> <p>●新宿区メニューコンクール</p> <p>小学生以下の子どもとその家族や中学生を対象に、毎年テーマに沿ったオリジナルレシピを公募し、優秀作品を表彰しています。平成24年度からは、区内の専門学校との協働により調理審査を実施し、優秀作品のレシピカードは区内スーパーマーケット等で配布しています。</p> <p>【実績】 応募総数:896作品(平成30年度)</p>
2	乳幼児から始める歯と口の健康づくり	<p>●デンタルサポーターの育成</p> <p>区内歯科医療機関従事者や子育て支援専門職(保育園看護師、保育士、幼稚園教諭など)を「デンタルサポーター」として、それぞれの立場に合わせた研修会を開催しています。</p> <p>【実績】 256名参加(平成29年度)</p> <p>●地域活動歯科衛生士による健康教育</p> <p>ボランティア活動に関心のある地域の有資格者(歯科衛生士等)を募り、保育園・幼稚園をはじめ、地域の要望に応じて出張歯科健康教育を行っています。</p> <p>【実績】 65園実施(平成29年度)</p>

3	人と猫の調和のとれたまちづくり	<p>●地域猫の普及啓発</p> <p>命ある猫を排除するのではなく、飼い主のいない猫をこれ以上増やさないう去勢・不妊手術を行い、餌を適切に与え、食べ残しや糞の清掃を地域で行っています。</p> <p>まちづくりの視点から、特別出張所と協力し、町会・地区協議会へ働きかけを進めています。</p> <p>地域で団体を作って活動しているボランティアには、「人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会」のメンバーになってもらい、事業に協力をしていただいています。またメンバーと連携し、パネル展、相談会、セミナー等の企画・運営を継続して行ってきました。取組の結果、猫に関する苦情や相談件数は減少傾向にあります。</p> <p>【実績】平成 29 年度          連絡協議会活動: 全9回実施・メンバー数39名          セミナー: 年2回実施・延べ55名参加</p>
---	-----------------	---

## ■ 区民との協働による公園づくり

### ◇制度・事業の概要

<p>区では、公園が魅力ある空間として多くの区民に親しんでいただける施設となるよう、区民のニーズを反映した公園づくりを進めています。</p> <p>地域に身近な公園の整備においては、地域住民と一緒に公園の整備プランを考え、区民に愛される魅力ある公園の実現を目指しています。</p> <p>また、新宿中央公園では、区民や学識経験者等と共に検討して策定した「新宿中央公園魅力向上推進プラン」に基づき、公園の特色や魅力をさらに活かした公園づくりを進めています。</p>
---

### ◇取組状況

1	みんなで考える身近な公園の整備	<p>地域に身近な区立公園を整備する際には、地域の特性や要望を十分に活かしていくために、地域住民と協働して公園の整備プランを作成しています。住民との話し合いを重ねることで地域が必要とする公園の姿が明確となり、住民の意見やアイデアを公園整備に活かすことで利用ニーズを反映した魅力ある公園づくりを行うことができます。また、公園の管理運営に対する関心も高まり、公園完成後、公園サポーターとして公園管理に参加する区民も多くいらっしゃいます。現在までに本事業にて 13 か所の公園を整備しており、平成 30 年度は、なんと児童遊園において、平成 29 年度に地域住民と協働して作成した整備プランに基づき、再整備工事を行っています。</p>
2	新宿中央公園の魅力向上	<p>新宿中央公園の魅力をもっと高め、誰もが足を運びたくなる公園にするため、「新宿中央公園魅力向上推進プラン」に基づき、新宿中央公園の特色や魅力をさらに活かした公園づくりを進めます。</p> <p>新宿中央公園における今後の公園づくりの基本的な計画となる同プランの策定にあたっては、地域住民や学識経験者、専門家等で構成された検討会を設置して検討を重ね、平成 29 年 9 月に計画を策定しました。同プランに基づき、平成 29 年度は大型複合遊具の再設置や公園トイレにおけるネーミングライツの公募(平成 30 年 6 月に事業者と協定締結、7 月にサイン設置)などに取り組みました。平成 30 年度は、芝生広場の再生等に向けた設計業務やカフェ・レストラン等を設置する民間事業者の選定など、引き続き、公園の魅力づくりに向けた取組を推進しています。</p>

## ■ 新宿区公園及び道のサポーター制度

### ◇制度・事業の概要

区で管理している公園等は184箇所、道路は1,789路線あります。公園及び道のサポーター制度は、区民や区内の企業とともに、安全で快適な使いやすい公園を育て、美しい道路環境を守っていく制度です。サポーターの方には、区との話し合いで決定した活動場所や活動内容について、区で定める実施要綱に基づき、自主的に活動していただいています。

### ◇取組状況

1	区民の自発的かつ自主的な管理を促す取組	公園及び道のサポーター制度では、サポーターのアイデアや地域のニーズなどにより、区との話し合いの中でどのような活動を行うかを決めています。このため、公園や道路の清掃、植栽の管理などの他、公園利用者にマナーを守っていただくための声かけや、地域イベントの開催、犬の広場の管理、ホタル飼育、公園トイレや遊具の清掃など、多種多様な活動が行われています。
2	参加者の拡大とサポーターへの情報発信	新宿区町会連合会で制度の説明を行ったり、参加の比率の少ない若年層に向けて「はたちのつどい」や「若者のつどい」でパンフレットを配布するなどの呼びかけを行っています。また、今後は、サポーター間の連携を向上させるため、サポーターに向けた情報誌の発行などの情報発信を行っていきます。
3	サポーターの状況	平成27年度から平成29年度までのサポーター数は以下のとおりです。 【実績】 公園サポーター 平成27年度:1,287名 平成28年度:1,303名 平成29年度:1,435名 道のサポーター 平成27年度:616名 平成28年度:617名 平成29年度:616名

## ■ 交通安全総点検

### ◇制度・事業の概要

区民、特に交通弱者の目線から道路の交通安全施設や「交通安全プログラム」に基づき、区内全小学校を5つのグループに分け、それぞれ5年に1回定期的に総点検を実施しています。点検に当たっては、区民、交通管理者、道路管理者、その他関係団体とともに実施し、通学路の安全確保を図っています。

### ◇取組状況

1	交通安全総点検	平成30年度で全小学校の点検は一回りしますが、交通事情は毎年変化しうるので、新たに2回目のサイクルを平成31年度以降も引き続き実施していきます。 【実績】 平成27年度 実施校:6校 点検箇所数:66か所 平成28年度 実施校:17校 点検箇所数:67か所 平成29年度 実施校:6校 点検箇所数:46か所
---	---------	---

## ■ 第三次環境基本計画の推進

### ◇制度・事業の概要

平成15年度に「新宿区環境基本計画」を策定し、平成19年度には「地球温暖化・ヒートアイランド現象を防ぐ」を重要課題として追加し計画改定を行いました。

平成25年2月には、新宿区の将来の環境を見据えながら、区民・事業者・区による「参加と協働の促進」と「グリーン経済の推進」を横断的な観点とし、基本目標と進めるべき具体的な施策、重点的な取組を示した「第二次環境基本計画」を策定しました。

また、平成30年2月には平成23年3月に策定した「新宿区地球温暖化対策指針」を統合し、計画期間を平成30年度からの10年間とする「新宿区第三次環境基本計画」を策定しました。今後、「持続可能な環境都市・新宿」の実現に向け、計画を推進していきます。

◇取組状況

1	計画の策定にあたっての区民の意見把握	区民の意見把握としては、平成 29 年 6 月に区民 1,800 人、事業者 388 事業者を対象とした区民・事業者アンケートを実施しました。また、平成 29 年 8 月から 9 月にかけてパブリック・コメントを実施し、意見等 15 件が寄せられました。併せて、新宿区エコライフ推進協議会や新宿区エコ事業者連絡会など関係団体への説明を行うとともに、新宿リサイクル活動センターなど計 3 か所で区民説明会を開催し、意見把握に努めました。
2	環境都市像の実現に向けた協働・連携の取組	第三次環境基本計画では、目指すべき環境都市像の実現に向けて、「環境に配慮したまちづくり」を進め、5 つの基本目標を設定しています。特に喫緊の課題となっている地球温暖化対策・ヒートアイランド対策については「新宿打ち水大作戦」の実施やみどりのカーテンの育成、環境学習情報センターがコーディネーターとなっていく事業者による環境出前講座、新宿の森を開設している自治体と連携した自然体験ツアー、エコ・チェックダイアリーの配布などにより区民・事業者・区が協働・連携して温室効果ガスの削減と省エネルギー活動を推進しています。また、毎年発行する「新宿区環境白書」において環境基本計画の進捗状況を確認するとともに、区民や事業者に公開しています。

■ 路上喫煙対策の推進

◇制度・事業の概要

<p>区では平成 17 年 8 月に「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」に基づき、区内全域での路上喫煙を禁止しました。この条例では、制度の周知、意識の普及啓発による喫煙者のマナー向上を図ることとして罰則規定を設けていません。</p> <p>区は、受動喫煙やたばこの火による被害を防止するため、地域等との協働によるキャンペーンやパトロールによる指導を継続的に実施することで、区民・事業者・来街者等に対する路上喫煙禁止の普及啓発を行い、良好な生活環境づくりを推進しています。</p>
---

◇取組状況

1	路上喫煙禁止キャンペーン・路上喫煙対策協力員による普及啓発	<p>町会、商店街、事業者、ボランティア団体と区が協働して、ポイ捨て防止とともに路上喫煙禁止キャンペーンを実施しています。区民のまち美化意識の高まりとともに、自主的な清掃活動を行うボランティア等も増加しており、参加者は増加傾向にあります。</p> <p>また、地域団体から推薦を受けた路上喫煙対策協力員（平成 30 年 9 月現在 87 名登録）が、地域ごとの状況に合わせて、パンフレットや啓発用ティッシュの配布など普及啓発活動を行っています。</p> <p><b>【実績】</b>          ポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーン          （新宿駅東口、西口及び高田馬場駅周辺）          平成 27 年度：合計 20 回、延べ 4,698 名参加          平成 28 年度：合計 21 回、延べ 4,860 名参加          平成 29 年度：合計 24 回、延べ 5,689 名参加</p>
2	区民意見システムや通報等に対する対応	<p>区民意見システムや担当課に直接いただくご意見、要望、苦情等を一元的に管理し、それぞれの内容に即して、ポスター・ステッカー等の掲示、路面シート・看板・標識等の設置、路上喫煙禁止パトロール員の派遣、事業者・施設管理者等への協力依頼など、適切な対応に努めています。</p> <p>平成 27 年度の要望・苦情等処理件数は 268 件で、平成 28 年度は 395 件、平成 29 年度は 503 件あり、健康増進法改正や東京都受動喫煙防止条例の成立など、喫煙と健康に係る世論の高まりとともに件数は年々増加しています。</p>

## ■ 協働によるまちづくりの推進

### ◇制度・事業の概要

1	<p><b>駐車場整備事業の推進</b></p> <p>新宿区駐車場整備地区は、新宿区駐車場整備計画に基づき、適切な駐車施策を推進することとしています。その中で、駐車場の適正な配置や既存ストックの有効活用を推進する必要性が高い新宿駅周辺地区を対象として、東京都駐車場条例に基づく地域ルールを策定しています。</p>
2	<p><b>地区計画等のまちづくりルールの策定</b></p> <p>地域の課題にきめ細かく対応していくために、地域住民との協働によりまちづくり活動を行い、地区計画やまちづくり構想、ガイドライン等のまちづくりルールづくりを行っています。</p>
3	<p><b>木造住宅密集地区整備促進事業</b></p> <p>若葉地区は、平成6年8月に地区計画を決定し、共同建替えとともに、崖地沿いの空地や道路、小公園も併せて整備することにより、防災性と居住環境の向上を図ってきました。平成9年3月には、若葉地区の地元住民及び権利者と新宿区の連携を密にし、円滑にまちづくりを推進するため、「若葉地区まちづくり推進協議会」を設置しています。</p>
4	<p><b>安全・安心な建築物づくり</b></p> <p>「安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち」の実現に向けて、一般社団法人東京都建築士事務所協会新宿支部との協働により「安全安心・建築なんでも相談会」を実施し、区民からの建築関連の相談に応じることを通して安全・安心な建築物づくりを進めています。</p>
5	<p><b>ユニバーサルデザインのまちづくり</b></p> <p>ユニバーサルデザインのまちづくりの理念のもと、誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすい都市空間やその生活環境づくりに取り組んでいます。平成23年3月には、ユニバーサルデザインまちづくりガイドラインを制定するなど、推進方策の検討や普及啓発を実施し、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めています。</p>

### ◇取組状況

1	<p>駐車場整備事業の推進</p>	<p>新宿駅周辺地区では、まちの賑わい、回遊性等の向上といったまちづくりや更新時期を迎えた建物の建替えを促進するため、地元のまちづくり組織との協働により、地区特性に即した駐車施設の附置義務基準である駐車場地域ルールを策定し、施行しています。</p> <p><b>【実績】</b> 2件(新宿駅東口地区駐車場地域ルール、新宿駅西口地区駐車場地域ルール)</p>
2	<p>地区計画等のまちづくりルールの策定</p>	<p>地区計画等まちづくりルールの策定は、地域住民と区の協働のまちづくりです。区の意向のみでなく、地域住民の意向を十分に踏まえる必要があります。</p> <p>まちづくりに関する地域住民の気運に応じて、地域住民で構成するまちづくり協議会等の検討組織運営に対する支援、検討状況を周知するためのまちづくりニュース発行、協議会に参加できない住民を含めた意向把握のためのアンケート調査等、まちの将来像の実現に向けた支援を行っています。こうした支援をとおして、地区計画等まちづくりルールの策定に取り組んでいます。</p> <p><b>【実績】</b> 平成27年度:2件 平成28年度:5件 平成29年度:4件</p>
3	<p>地元部会とのまちづくり協議</p>	<p>若葉地区まちづくり推進協議会は、自分たちのまちをより良くするため、平成12年度にまちの将来像・イメージに関する具体的な整備内容や実現方法である、「若葉地区まちづくり協力基準」を策定しました。</p> <p>同協議会の地元部会では、若葉地区内において建築を行おうとする者と、地区計画の届出を行う前にまちづくり協力基準に基づく協議を行っています。</p> <p>また、区は、若葉地区まちづくり推進協議会の事務局として、若葉地区内において建築を行おうとする者に対して、地元部会とのまちづくり協力基準に基づく協議を依頼しています。</p> <p>地元部会との若葉地区まちづくり協力基準に基づく協議は、毎年度数件行っています。</p> <p><b>【実績】</b> 平成27年度:3件 平成28年度:4件 平成29年度:4件</p>

4	安全安心・建築なんでも相談会	<p>新宿区基本構想に掲げる「安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち」の実現に向けて、区民からいただく建築に係る相談に対して一般社団法人東京都建築士事務所協会新宿支部との協働で「安全安心・建築なんでも相談会」を実施しています。この相談会は、平成 15 年度から開始し、毎月 1 回の割合で、新宿区役所本庁舎や各地域センターで年間 12 回実施しています。相談内容としては、住宅等の建替えやリフォームなど多岐に亘り、併せて耐震化支援事業やアスベスト対策費助成などの事業紹介も行っています。</p> <p>【実績】 平成 28 年度:12 回実施 平成 29 年度:12 回実施</p>
5	区民などが参加するワークショップを開催し、ユニバーサルデザインガイドブックの作成	<p>ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、平成 26 年度から、公募した区民などが参加するユニバーサルデザインワークショップを開催するなかで、その成果としてユニバーサルデザインガイドブックを作成し、イベントなどでの普及啓発に活用しています。</p> <p>【実績】 ユニバーサルデザインワークショップの開催 平成 27 年度:開催 7 回 平成 28 年度:開催 7 回 平成 29 年度:開催 7 回 ユニバーサルデザインガイドブックの作成:8種類</p>

## ■ 地域が参画する学校運営の充実

### ◇制度・事業の概要

教育委員会は、施策や事業を総合的かつ体系的に明らかにし、区民に分かりやすく示していくことを目的として、新宿区教育ビジョンを策定しています。このなかで「地域が参画する学校運営の充実」を取組の方向性として掲げ、地域住民や保護者等が学校運営に参画するしくみである地域協働学校の取組を通して、学校と地域とが連携・協働して子どもたちの豊かな学びの環境をつくるとともに、チームとして子どもたちの成長にかかわり、開かれた学校づくりを推進しています。また、学校評価等の活用を図るなかで、地域の意見や要望、創意工夫を活かした学校づくりを進めています。

### ◇取組状況

1	地域協働学校(コミュニティ・スクール)の充実	<p>学校運営に地域住民や保護者等が参画することにより、地域に信頼され、地域に支えられる開かれた学校づくりを進めるため、平成 27 年度に 11 校(小学校 8 校、中学校 3 校)、平成 28 年度に 11 校(小学校 8 校、中学校 3 校)を地域協働学校に順次指定し、平成 29 年度に 10 校(小学校 7 校、中学校 3 校)を指定したことですべての区立小・中学校が地域協働学校となりました。各校の取組のさらなる充実を図るため、各校の学校運営協議会に職員を派遣し情報提供などの支援を行うとともに、委員向け研修会の開催や周知用リーフレットによる事例紹介等を行っています。</p> <p>また、平成 30 年度からは新たに「小中連携型地域協働学校」と「学校運営協議会と地域との連絡会」の二つの取組を四谷地区でモデル実施しています。</p> <p>「小中連携型地域協働学校」では、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支えるとともに、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげるため、近隣の学校間や小・中学校間の連携を図っています。</p> <p>「学校運営協議会と地域との連絡会」では、これまで学校運営協議会に参加する機会がなかった文化・芸術団体等の地域団体や NPO、地域の企業、大学・専門学校等へ呼び掛けて連絡会を開催し、人材の確保や周知活動等に取り組んでいます。</p>
2	学校評価の充実	<p>区立学校において、教職員等による自己評価、保護者・地域住民等による学校関係者評価、学識経験者等による第三者評価により学校評価を実施してきました。</p> <p>平成 29 年度よりすべての区立学校が地域協働学校に指定されることを踏まえ、平成 28・29 年度に学校評価検討委員会を設置し、地域協働学校下における学校評価の在り方について検討しました。</p> <p>平成 30 年度からは、この検討を踏まえた学校評価を、すべての区立学校で実施しています。</p>

■ 「将来の有権者」(小中高生)に対する主権者教育

◇制度・事業の概要

区内の小学校・中学校・高等学校において「将来の有権者」である児童生徒に対し、選挙や政治に関心を持ってもらうよう、出前授業や模擬投票、生徒会選挙への支援を行っています。

◇取組状況

1	選挙出前授業・模擬投票、生徒会選挙支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小学6年生向け選挙出前授業・模擬投票 平成30年度は区立小学校20校で出前授業・模擬投票を実施しています(12月1日現在で9校実施済)。授業は「早大模擬選挙班」の学生メンバー及び明るい選挙推進委員と協働で行っています。</li> <li>●中学校生徒会選挙支援 平成30年度は6校の区立中学校に対し、投票箱・投票記載台・選挙管理委員会腕章の貸し出しを行いました。また、中学生に選挙や政治の大切さを訴えるため、選挙管理委員の講話を4校で行いました。</li> <li>●高等学校等での選挙出前授業 平成30年度は高等専修学校及び高等学校(計4校の予定)で、投票の仕方や候補者情報の取扱い方法等、実践的な内容で投票参加・政治参加の重要性を訴える出前授業・模擬投票を実施しています。</li> </ul>
---	------------------------	---



## 第12条 区の行政機関の責務

### (区の行政機関の責務)

第12条 区の行政機関は、区民に最も身近な行政機関として区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断及び責任の下で職務を執行するものとする。

2 区の行政機関は、多様な方法により区政運営に関する情報を分かりやすく区民に提供する等、区民への説明責任を果たすものとする。

【解説】本条では、区の行政機関の責務として2つの責務を規定しました。

第1項は、区の行政機関は区民に最も身近な行政機関として、このことを認識した上で、区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断と責任のもと職務を執行するということを規定しています。第2項は、区民が区政の動きを的確に把握し判断していくために、各種の情報は「分かりやすく」提供するということを規定しています。

### 検証項目No.5：区民ニーズの的確な把握

- (再掲) 区政モニター制度 (P69)
- (再掲) 区民意識調査 (P70)
- (再掲) 若者の区政参加の促進 (しんじゅく若者意識調査) (P71)
- (再掲) パブリック・コメント制度 (P71)
- (再掲) 区長へのはがき・投書による広聴 (P72)
- (再掲) 区民討議会等 (P77)

### 検証項目No.6：区民への説明責任

- (再掲) 広報しんじゅく、くらしのガイドの発行・配布 (P66)
- (再掲) ホームページ、しんじゅくノートの管理運営及びツイッター、フェイスブックを使った情報発信 (P67)
- (再掲) ケーブルテレビを活用した広報番組の制作 (P68)
- (再掲) 新宿区財政状況の公表に関する条例 (P101)
- (再掲) 予算編成の情報公開 (P102)
- (再掲) 新宿区情報公開条例 (P111)
- (再掲) 新宿区個人情報保護条例 (P113)

## 第13条 職員の責務

### (職員の責務)

- 第13条** 職員は、区を愛し、区民の視点に立って、区の自治の実現に努めるものとする。
- 2 職員は、区民に最も身近な地方政府の一員であることを自覚するとともに、別に定める公益保護及び職員の行動規準等に関する規程その他法令等を遵守し、公正かつ公平に職務を遂行するものとする。
- 3 職員は、職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上に努めるものとする。

**【解説】** 第1項は、職員は、新宿区を愛するという気持ちを土台に、区民の目線で、区民の視点に立って、自治の実現に努めるということを規定しています。第2項は、職員は、最も身近な地方政府の一員であるという自覚を、改めて促すとともに、法令の遵守と公平公正に職務を執行することを常に意識しなければならないことを規定しています。第3項は、職員は、その職務遂行に当たって、知識の取得や技能の向上に努め、職員自身の能力を開発していくことを規定しています。

## 検証項目No.7：公益保護

### ■ 新宿区公益保護のための通報に関する条例

#### ◇制度・事業の概要

区では、法令・条例等に違反し区の公益を害する通報の仕組みを定め、公益を害する事実の早期発見、早期是正を図り、区民生活の安定及び健全な区政運営を図っています。通報は、第三者機関である「新宿区公益保護委員(弁護士3名)」が受け付け、処理します。

#### ◇取組状況

1	公益通報制度の普及啓発、理解促進	<p>公益通報制度をより多くの方々に理解してもらうよう区広報への掲載や、制度を詳しく紹介するパンフレット、通報先の案内リーフレットを作成、配布し、普及啓発を行っています。</p> <p>受託事業者にも法令遵守を徹底するよう、区の事業を受託する事業者と交わす契約書には、公益通報に関する特記事項を添付するようにしています。</p> <p>区職員を対象に新宿区公益保護委員が講師となって研修を実施し、制度の理解を深めています。</p>
2	通報受付の態勢	<p>通報は、新宿区公益保護委員が電話、FAX、電子メールにより受け付けています。委員に直接、通報、相談できるように、月1回、区役所において相談窓口を設けています。</p>

## 検証項目No.8：法令遵守

### ■ 新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例

#### ◇制度・事業の概要

区では、職員が区民の信頼を裏切ることなく公正かつ公平に職務を遂行していくため、その守るべき規準として「職員の公正な職務遂行のための行動規準」を定めています。

#### ◇取組状況

1	行動規準の普及啓発	<p>職員の公正な職務遂行のための行動規準を広く理解してもらえるよう制度の仕組みを詳しく紹介するパンフレットを作成、配布し、普及啓発を行っています。</p> <p>受託事業者にも法令遵守を徹底するよう、区の事業を受託する事業者と交わす契約書には、行動規準に関する特記事項を添付するようにしています。</p>
---	-----------	---

## 検証項目No.9：公正・公平な職務遂行

### ■ 新宿区職員のサービスの宣誓に関する条例

#### ◇制度・事業の概要

地方公務員法第31条は、「職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。」と規定しています。同規定を受け、区では新宿区職員のサービスの宣誓に関する条例を定めていて、職員は、「全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。」とある宣誓書に署名してからでなければ、職務を行うことはできません。

#### ◇取組状況

1	宣誓書への署名と入区式でのサービスの宣誓	新宿区自治基本条例の制定に合わせて、宣誓書の文言の中に同条例を遵守することを盛り込みました。職員となった者は、その宣誓書に署名すると共に、入区式でサービスの宣誓を行います。
2	サービスに関する研修の実施	地方公務員法に定められた地方公務員が守るべき義務や規律について、新任研修や公務員倫理研修等を実施する中で、知識の習得及び意識の向上を図り、区民の信頼に応えられる職員の育成に努めています。

## 検証項目No.10：職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上

### ■ 職員向け講演会等の実施

#### ◇制度・事業の概要

分権改革が進む中、新宿区職員には、自らの知恵と工夫で地域の特性や実情を踏まえた政策を創り出していく「政策形成能力」のより一層の向上が求められます。そこで、新宿自治創造研究所のアドバイザーや様々な分野の外部講師を招き、講演会や勉強会を行うことで、職員一人ひとりが知識を深め、政策形成能力を向上できるよう支援します。

#### ◇取組状況

1	職員向け講演会の実施	<p>年2回、職員の政策形成能力の向上を図るため、学識経験者等の外部講師を招き、行政課題や社会問題をテーマに職員向け講演会を実施しています。</p> <p>平成30年度は、大久保を中心に長期的なフィールドワークを行い、多文化共生まちづくり会議にも携わってきた大学院講師による「外国人との連携によるまちづくり」に関する講演を7月に行い、27人の職員が参加しました。また、若者政策や政策法務などを研究されている専門家である大学エグゼクティブアドバイザーによる「自治体における若者政策」に関する講演を10月に実施し、29人の職員が参加しました。</p> <p>平成27年から平成30年までの参加者へのアンケート結果によると、80～100%の満足度を得られ、専門家による示唆に富んだ講演会となりました。</p>
2	職員向け講座の実施	<p>年2～4回、職員の政策形成能力の向上を図るため、人口や統計などの数字やグラフのデータに基づいた政策立案を行うことを支援する目的として、職員向け講座を実施しました。パソコン操作などの演習を取り入れ、より実務に役立つスキルの習得を目指す内容としました。</p> <p>平成29年度は大学助教授と研究所研究員による統計データ活用講座を9月の2日間にわたって行い、延べ24人の職員が参加しました。平成30年度は第1回として、経済産業省関東経済産業局のRESAS調査員による「地域経済分析システム(REASAS)活用講座」を9月に行い、22人の職員が参加しました。平成27年から平成30年までの参加者へのアンケート結果によると、80～100%の満足度を得られ、職員のスキルアップにつながる講座となりました。</p>

■ 新宿区職員研修規程・特別区職員研修規則・地方公務員法第39条

◇制度・事業の概要

区がめざす職員像の実現に向けて、民間研修機関の経験豊かなコンサルタントによる継続的な研修や、実務経験豊かな人材育成センター専任講師による基礎研修を実施しています。

また、実務を遂行するうえで欠かせない知識の取得を通じ、基礎的能力を向上させるとともに、職員一人ひとりの資質向上に向け、区民起点で考え、区民と協働し、職場や仕事を改善する職員の育成を行っています。

◇取組状況

1	研修等実施状況	<p>民間コンサルタントを活用した自考・自律型職員研修や能力開発目標に応じて研修を選択できるステージ型研修、人材育成センター講師による必ず身につけておくべき知識・技能を学ぶ基本研修を実施しています。</p> <p>また、職員の学ぶ意欲や研究心を職員の能力向上につなげていくために、自己啓発(平成27年度実績 56人・平成28年度実績 50人・平成29年度実績 42人)の支援を行っています。</p> <p>さらに、専門性の向上や技術の継承等のために、特別区職員研修所等の共同研修を受講し、実践力の強化に努めています。</p> <p><b>【実績】</b> 平成29年度</p> <table border="1" data-bbox="488 826 1401 1021"> <tr> <td>ア 区研修</td> <td>10区分</td> <td>133回</td> <td>2,921人</td> <td>170日</td> </tr> <tr> <td>イ 4区合同研修</td> <td>3区分</td> <td>12回</td> <td>92人</td> <td>17日</td> </tr> <tr> <td>ウ 特別区共同研修</td> <td>10区分</td> <td>178回</td> <td>801人</td> <td>323日</td> </tr> <tr> <td>エ 清掃研修</td> <td>2区分</td> <td>9回</td> <td>9人</td> <td>16日</td> </tr> <tr> <td>オ その他研修</td> <td>1区分</td> <td>12回</td> <td>26人</td> <td>24日</td> </tr> </table>	ア 区研修	10区分	133回	2,921人	170日	イ 4区合同研修	3区分	12回	92人	17日	ウ 特別区共同研修	10区分	178回	801人	323日	エ 清掃研修	2区分	9回	9人	16日	オ その他研修	1区分	12回	26人	24日
ア 区研修	10区分	133回	2,921人	170日																							
イ 4区合同研修	3区分	12回	92人	17日																							
ウ 特別区共同研修	10区分	178回	801人	323日																							
エ 清掃研修	2区分	9回	9人	16日																							
オ その他研修	1区分	12回	26人	24日																							
2	職員の対応における区民ニーズの把握の視点	<p>好感度1番の区役所の実現に向けて、窓口対応等の接遇の向上を図るために、区政モニターの集計結果を指標として、区民の意向を十分に把握し、接遇研修を実施しています。</p> <p>また、職員マナーブックを継続的に活用し、職員を育成する職場環境を整えています。</p>																									
3	行政評価による事業改善	<p>職員の能力開発や育成を押し進めるにあたって、人材育成センターが担う役割は大きいとの評価意見を得ています。</p> <p>区では、民間の人材開発のノウハウも導入しながら、研修をはじめOJT支援、自己啓発支援などを行うために、研修カリキュラムの充実を図っています。</p> <p>その上で、人材育成センターを分権時代を担う区職員の育成拠点として運営を行い、新宿区版ハンドブック「仕事のための基礎知識」等を活用した研修を実施し、職員の意識改革・能力の向上を図っています。</p>																									

## 第14条 区政運営の原則

### (区政運営の原則)

**第14条** 区長は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努めるとともに、公正で公平な視点に立って、効果的かつ効率的な公共サービスの提供に努めるものとする。

2 区長は、公共サービスの提供に当たっては、区の基本構想に基づきその実現のための総合的な計画を定めるものとする。

3 区長は、適切な方法で区の財政状況を公表するものとする。

4 区の行政機関は、組織相互間の連携を図り、一体として行政機能を発揮するよう組織を整備するものとする。

5 区の行政機関は、多様な方法により区民の意見を把握するとともに、区民の区政への参加及び協働の機会を提供するものとする。

6 区の行政機関は、行政評価を実施するとともに、その結果について公表し、区政運営に適切に反映するものとする。

**【解説】** 第1項から第3項は、機関としての区長の、公共サービスの提供及び財政状況の公表に関することについて規定しています。第1項は、持続可能で健全な財政基盤を確保し、公正・公平な視点に立ち効果的、効率的に行うこと、第2項は、基本構想に基づき、その実現のため総合的な計画を定めること、第3項は、財政状況に関する説明責任を果たすため適切な方法で区の財政状況を公表することを規定しています。

第4項から第6項は、区の行政機関の、区政運営に関することについて規定しました。第4項は、区民ニーズ（行政需要、行政課題など）に対応し、区の行政機関の役割と責務を実現するため、組織の整備、編成について、相互の連携を図り、一体的、総合的な機能を発揮するよう整備すること、第5項は、第5条第3項の「区政に参加する権利」を受けて、区民の区政に参加する機会と、区民と区の行政機関が、共通の目的を実現するためお互いを理解し、認め合い、それぞれの役割と責任において連携し、協力し合う機会（協働の機会）を提供すること、第6項は、行政評価を実施し、その結果を公表することと、その行政評価の結果を区政へ適切に反映することを規定しています。

## 検証項目No.11：財政の健全化

### ■ 財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立

#### ◇制度・事業の概要

実行計画にもとづく事務事業の見直し、行政評価制度の活用等による効果的・効率的な行財政運営の確保等に取り組むとともに、区有財産の有効活用による歳入の確保、特別区民税の滞納対策や国民健康保険のコンビニ収納などの増収対策、税外収入確保の取組など財政基盤の確立を図っています。

また、公共施設整備などに必要な財源として基金や起債の活用、公債費負担の平準化など財源対策、施設等の中長期修繕計画や長寿命化計画、公共施設等総合管理計画に基づく計画的な改修等を行っています。

平成30年度予算編成にあたっては実行計画の推進と積極的な施策の重点化、行政評価や決算実績に基づく事務事業の見直し等による徹底した経費削減と一層の歳入確保に努めることを基本方針とし、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に取り組みました。

平成31年度予算は、社会経済情勢の変化に対応しながら、区が直面する課題に迅速かつ的確に取り組む、徹底した経費削減とより一層の歳入確保を図ることにより、持続可能な行財政運営の確立を目指すことを基本方針とし、編成作業を進めています。

◇取組状況

1	事務事業の見直しと財政基盤の強化に向けた取組 (平成30年度予算編成)	<p><b>健全な区財政の確立</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○財政基盤強化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的、効率的な行財政運営の確保 2事業 67百万円</li> <li>行政評価制度の推進、全庁情報システムの統合推進</li> <li>・増収対策(特別区民税及び国民健康保険料等) 98百万円</li> <li>滞納整理支援システムの運用、コンビニ収納等の活用他</li> </ul> </li> <li>○行政評価結果の反映                     <ul style="list-style-type: none"> <li>行政評価による施策の充実・見直し・再構築を進め、予算に的確に反映させ、区が取り組むべき課題に財源を重点的に振り向け、より実効性の高い施策を構築するための取組を進めています。</li> <li>・平成29年度内部評価結果(計画事業103事業)及び外部評価結果(計画事業99事業)</li> </ul> </li> <li>○事務事業の見直し △1,796百万円                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・決算不用額精査、実行計画による事務事業の見直し、区有財産の有効活用による歳入確保、その他事業見直し等</li> </ul> </li> </ul>
2	財源対策 (平成30年度予算編成)	<p><b>財源対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○基金の有効活用(取崩)                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会資本等整備基金 403百万円</li> <li>・義務教育施設設備等次世代育成環境整備基金 396百万円</li> <li>・減債基金 1,000百万円</li> <li>・スポーツ施設整備基金 231百万円 他</li> </ul> </li> <li>○起債の活用                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設整備などに必要な財源として特別区債を発行 849百万円</li> </ul> </li> </ul>

**検証項目No.12 : 効果的かつ効率的な公共サービスの提供**

■ (再掲) 行政評価制度 (P105)

**検証項目No.13 : 総合的な計画の策定**

■ 基本構想・総合計画・実行計画

◇制度・事業の概要

<p>区では、基本構想を定め、基本理念や、めざすまちの姿、基本姿勢などを示しています。</p> <p>そして、基本構想を実現するため、施策の方向性を示す総合計画と、具体の事業を計画的に実施するための実行計画を定め、まちづくりを推進しています。</p> <p>計画の策定にあたっては、学識経験者や地域の代表、公募区民で構成される基本構想審議会の答申をもとに、地域説明会やパブリック・コメント、区民討議会などを実施し、広くご意見を伺いました。</p>
---

◇取組状況

1	新宿区基本構想	<p>新宿区のまちづくりを進めるにあたり、基本理念、新宿区がめざすまちの姿、まちづくりの基本目標及び基本姿勢を明らかにするもので、まちづくりの基本指針となるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇めざすまちの姿『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち</li> <li>◇基本構想の計画期間(想定時期)は、2025年です。</li> </ul>
2	新宿区総合計画	<p>新宿区総合計画は、「新宿区基本構想」に示す、めざすまちの姿『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまちの実現に向けた、施策の方向性を示したものです。新宿区総合計画は、基本構想を実現するために、「基本計画」と「都市マスタープラン」の性格をあわせもち、一体的な計画として策定するものです。また、地域福祉計画の内容も取り込んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇平成30(2018)年度を初年度とし、2027年度までの10年間で、新宿区総合計画の期間としています。</li> </ul>

3	新宿区実行計画	実行計画は、新宿区基本構想に定めた「めざすまちの姿『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」の実現をめざし、新宿区総合計画に示した施策を具体的な事業として計画的に実施していくために策定する行財政計画であり、区政運営の具体的指針となるものです。
---	---------	--

## 検証項目No.14：区の財政状況の公表

### ■ 新宿区財政状況の公表に関する条例

#### ◇制度・事業の概要

区では毎年2回(6月・12月)、区の財政状況について区民の皆様にお知らせするため、条例に基づき告示として掲示場に掲示するとともに、区広報紙にその概略を公表しています。(条例に基づく公表は、地方自治法第243条の3に規定されているもので、毎年2回以上行わなければならないものです。)

また、平成20年度以降は、自治体の財政状況を早期に把握し、破綻を防ぐことを目的に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、自治体の財政の健全度を測る指標(健全化判断比率)についても、議会(9月議会)での決算認定後、決算の概要とともに、10月の区広報紙で公表を行っています。

#### ◇取組状況

1	財政状況の公表	<p>「新宿区財政状況の公表に関する条例」に基づき、毎年6月及び12月に財政状況の公表を行っています。公表事項としては、6月では前年10月1日から同年3月31日までの、また、12月の公表では、同年4月1日から同年9月30日までの、歳入歳出予算の執行状況、区民負担の概況、及び財産、公債等の現在高などの状況を明らかにしています。その概要については区広報紙(6月・12月)に掲載しています。</p> <p>また、平成20年度以降は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、自治体財政の健全度を測る健全化判断比率について、毎年度、監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、決算の概要と合わせて、区広報等で公表を行っています。</p>
2	財政白書の作成	<p>区政の現状と課題について、わかりやすくお示するとともに、今後の財政運営についての議論をしていただく資料として、平成13年度より「新宿区の財政について―新宿区財政白書―」を発行しています。</p> <p>「新宿区の財政について」は、これまでの普通会計決算のデータから、区財政の推移と現状を中心に説明を行うとともに、平成20年度からは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率についても、あわせて公表を行っています。</p> <p>平成28年度決算からは、総務省から新たに示された統一的な基準による財務書類を掲載しており、区の財政状況の特徴を明らかにし、さらなる財政の健全化に努めています。</p>
3	財務書類作成システムの運用	<p>財政状況をより的確に把握するための方法として、従来のフロー面での決算に加えてストック面からの情報提供手法である新たな公会計制度への取組が各自治体で行われています。</p> <p>区では、平成11年度決算から、総務省方式と言われる会計モデルで「貸借対照表」と「行政コスト計算書」を公表してきました。その後、平成19年度決算から新たに提示された「総務省改訂モデル」に基づき試行的に作成し、さらに、平成23年度からより精度の高い固定資産台帳の整備を前提とする「基準モデル」に基づく財務書類を作成していました。</p> <p>各自治体においても財務書類の公表が行われていますが、作成方式が複数あり、比較が困難であるほか、多くの自治体では簡便な作成方式である「総務省改訂モデル」が採用されているため、公共施設等のマネジメントにも資する固定資産台帳の整備が不十分であるという課題がありました。</p> <p>そこで、総務省は統一的な基準による財務書類の整備促進を図るため、財務書類の作成手順や資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法を示した「統一的な基準によ</p>

	<p>る地方公会計マニュアル」を作成し、このマニュアルに基づき、原則として、平成27年度から平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類を整備するとともに、予算編成等で積極的に活用するよう要請を行いました。</p> <p>これを受け、区では、総務省が提供する地方公会計標準システムを導入し、平成28年度決算より、「統一的な基準」による財務書類を作成・公表しています。</p>
--	---

## ■ 予算編成の情報公開

### ◇制度・事業の概要

<p>区では、区政運営の透明性を確保し、区民の皆様からの区政運営への関心を持っていただくことを目的に、平成16年度から主要な事業の予算見積(毎年11月頃に公表)とその査定結果(毎年2月)を公表しています。主要事業の概要については、ホームページに掲出するとともに、その概要を区広報紙にも掲載しています。</p>
--

### ◇取組状況

1	<p>予算編成過程の情報公開</p>	<p>予算の編成方針を毎年、9月に新宿区各部局に発出しています(その内容についてはホームページにも掲出)。例年11月頃に編成方針を受け、各部局から提出された主要事業の見積りの概要について、区広報及びホームページで、区民の皆様へ情報公開しています。また、予算原案が作成される2月には、その査定内容についても、公開しています。公開となる事業については、予算編成過程の情報公開がはじまった平成16年度(17年度主要事業15本)から比べると、平成29年度では約10倍(30年度実行計画事業160本)となっています。</p>
2	<p>予算概要の作成</p>	<p>区の行財政運営の取組について、わかりやすくお示しすることを目的に、平成8年度から、翌年度当初予算の概要を作成し、公表を行っています。議会で審議される予算案について、例年2月に、その概要と主要事業の内容を公表しています。また、平成23年度からは、年度途中で行われる補正予算についても、議案送付と同時に、その概要を作成し、ホームページで掲出するなどの改善を行っています。</p>

## 検証項目No.15：組織の整備

### ■ 新宿区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

#### ◇制度・事業の概要

<p>任命権者から、毎年、区長に対して、職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告します。その報告を取りまとめ、その概要を公表します。</p>
---

#### ◇取組状況

1	<p>人事行政の運営状況の公表</p>	<p>平成16年6月の地方公務員法の一部を改正する法律により、平成17年4月に「新宿区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第10号)」を施行し、毎年11月末までに公表を行っています。</p>
2	<p>人事行政における透明性</p>	<p>人事行政の運営状況の公表における透明性の確保については、総務部人事課、区役所1階区政情報コーナー及び区立図書館の各館で閲覧、広報紙への掲載及びホームページへの掲載など広く周知しています。</p>
3	<p>人事行政の運営状況の公表の効果性及び効率性</p>	<p>平成18年度から一部の公表内容について、前年度比較の数値を記載し、平成20年度からは前年度比較数値を増やしました。また、グラフを多用して視覚的にも公表内容の向上を図っています。</p>



## ■ 組織の整備（組織改正）

### ◇制度・事業の概要

多様な区政課題に的確に対応し、より効果的、かつ効率的な行政運営を行うため、組織改正などにより組織体制を整備することで、区民サービスの向上を図っています。

また、再任用職員の活用や、指定管理者制度の導入、業務の委託化等により、職員数を見直すなど、定員の適正化に努めています。

### ◇取組状況

1	組織改正	平成 28 年度の組織改正では、災害時の迅速な対応を図るべく、総務部の中に危機管理担当部危機管理課を設置する、地域振興部を新設し、東京オリンピック・パラリンピック開催等担当部東京オリンピック・パラリンピック開催等担当課を新設するなど、大幅な組織改正を行い、区政課題に的確に対応するために策定した第三次実行計画の着実な推進と、平成 30 年度から始まる総合計画に向けて、より効率的な組織体制の整備を行いました。
---	------	--

## 検証項目No.16：区民の意見把握

- （再掲）区民の意見把握（多文化共生）（P73）
- （再掲）区民の意見把握（各施設利用者アンケート）（P73）
- （再掲）区民の意見把握（景況調査）（P73）
- （再掲）区民の意見把握（新宿区産業と企業等の事業活動に関する調査）（P73）
- （再掲）区民の意見把握（障害者及び高齢者）（P74）
- （再掲）区民意見の把握（男女共同参画）（P75）
- （再掲）区民意見の把握（健康づくり）（P75）
- （再掲）区民意見の把握（建築物等耐震化支援事業、新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例、区営住宅の再編整備）（P76）
- （再掲）区政モニター制度（P69）
- （再掲）区民意識調査（P70）
- （再掲）若者の区政参加の促進（しんじゅく若者意識調査）（P71）
- （再掲）パブリック・コメント制度（P71）
- （再掲）区長へのはがき・投書による広聴（P72）
- （再掲）区民討議会等（P77）
- （再掲）次世代育成協議会への区民委員の参画等（P84）
- （再掲）第三次環境基本計画の推進（P90）

**検証項目No.17：区民の区政への参加、協働の機会の場の提供**

- (再掲) 歌舞伎町地区のまちづくり推進 (P80)
- (再掲) 平和の啓発活動 (平和派遣者との協働事業) (P81)
- (再掲) 多様な主体との協働の推進 (P82)
- (再掲) 高齢者を見守り・支えあう地域づくり (P83)
- (再掲) 次世代育成協議会への区民委員の参画等 (P84)
- (再掲) 地区青少年育成委員会等、地域の子育て支援団体への協力・支援、男女共同参画に関する啓発活動 (P85)
- (再掲) 地域における健康づくりの推進 (P87)
- (再掲) 女性の健康づくり (P88)
- (再掲) 食育の推進、乳幼児から始める歯と口の健康づくり、人と猫の調和のとれたまちづくり (P88)
- (再掲) 区民との協働による公園づくり (P89)
- (再掲) 新宿区公園及び道のサポーター制度 (P90)
- (再掲) 交通安全総点検 (P90)
- (再掲) 第三次環境基本計画の推進 (P90)
- (再掲) 路上喫煙対策の推進 (P91)
- (再掲) 協働によるまちづくりの推進 (P92)
- (再掲) 地域が参画する学校運営の充実 (P93)
- (再掲) 「将来の有権者」(小中高生)に対する主権者教育 (P94)
- (再掲) 各種審議会等 (P77)
- (再掲) 区民討議会等 (P77)
- (再掲) 若者の区政参加の促進 (しんじゅく若者会議) (P71)

## 検証項目No.18：行政評価の実施と区政運営への適切な反映

### ■ 行政評価制度

#### ◇制度・事業の概要

区の施策及び事業の適切な進行管理を図り、効果的かつ効率的な区政運営に資するとともに、区政運営について区民への説明責任を果たすため、行政評価を実施しています。

評価にあたっては、区が行う内部評価に加え、外部評価委員会が行う外部評価の仕組みを取り入れ、より客観性・透明性の高い評価を行っています。

#### ◇取組状況

1	内部評価	<p>区の施策及び事業が、その目的に即して効果的・効率的に展開され、実施されているか否かを評価し、その結果を区の施策形成に活用するために、区では平成13年度から内部評価を実施しています。</p> <p>内部評価では、行政活動を「計画」・「実行」・「評価」・「見直し」といった行財政運営の意思決定サイクル(PDCAサイクル)の中で捉え、区が行っている施策及び事業の実績や成果を客観的に分析して現状を把握し、社会情勢や環境の変化を踏まえた区民ニーズへの適用を検証しています。そのうえで、事業の見直しの考え方や方向性を明らかにし、その結果を公表することで、行政としての説明責任を果たし、区政の透明性の向上を図っています。</p> <p>また、内部評価の過程を通じて、政策形成能力の向上を図るとともに、区民の視点に立ってわかりやすく説明することで、職員のさらなる意識改革を図っています。</p>
2	外部評価	<p>外部評価委員会は、総合計画や実行計画などの進行管理を行うため、平成19年度に、区長の附属機関として設置しました。委員会は、学識経験者3名、公募による区民6名、区内各種団体の構成員6名で構成しており、区民の行政評価に対する参画の機会を確保しています。</p> <p>委員会による外部評価は、区が自己評価した内部評価結果を踏まえ、区が実施する施策及び事業を区民の視点から分析し、検証することにより、行政評価の客観性・透明性を高めています。</p> <p>外部評価結果は区長に報告され、区長はその結果を公表しています。</p>
3	区の総合判断	<p>内部評価結果及び外部評価結果を踏まえ、行政委員会とも意見を調整したうえで総合判断を行い、予算編成や計画事業のローリングに反映します。</p> <p>また、この総合判断を公表することで、行政としての説明責任を果たし、区政の透明性を向上させています。</p>
4	行政評価制度	<p>上記のとおり、内部評価、外部評価により、区民視点でわかりやすく、区民の区政参加を確保した行政評価の実施に努めるとともに、この評価の仕組みを日常の業務マネジメントに組み込み、事業の見直しにつなげています。</p> <p>また、その評価結果を踏まえ、総合的に判断し、事業のあり方等の考え方を明らかにしています。</p> <p>※平成27年度から平成29年度まで実績はP106～110のとおり</p>

### ■ 新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

#### ◇制度・事業の概要

新宿区教育ビジョンに掲げる全ての個別事業を対象として「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を毎年実施し、結果を区民に公表することで、効果的かつ信頼される教育行政の推進を図っています。

#### ◇取組状況

1	新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価	<p>教育委員会が、課題や今後の改善の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図るため、毎年、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行っています。</p> <p>結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに、公表することにより、区民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進を図ります。</p>
---	------------------------------------	---

## 検証項目No.18 行政評価の実施と区政運営への適切な反映（行政評価制度）

【平成 27 年度】

行政評価制度には、区が実施している施策や事業を自己評価する内部評価と、その結果を区民の視点で分析し、検証する外部評価があります。

平成 27 年度は、第二次実行計画の三年目である平成 26 年度に実施した 105 の計画事業（まちづくり編 81 事業、区政運営編 24 事業）のほか、経常事業 74 事業を内部評価し、経常事業評価の対象事業について事業別行政コスト計算書を作成しました。

また、その結果を踏まえ、外部評価は、計画事業 85 事業（まちづくり編 81 事業、区政運営編 4 事業）及び経常事業 26 事業を評価しました。

### ●内部評価結果

計画事業については、4 つの視点（「サービスの負担と担い手」、「適切な目標設定」、「効果的・効率的な視点」、「目的（目標水準）の達成度」）及び「総合評価」から評価し、「事業の方向性」を示しています。

また、経常事業についても、計画事業とは異なる視点（「サービスの負担と担い手」、「手段の妥当性」、「効果的・効率的」、「目的又は実績の評価」）及び「総合評価」から評価し、「事業の方向性」を示しています。

27 年度の計画事業、経常事業の「総合評価」と「事業の方向性」の内部評価結果は以下のとおりです。

#### 計画事業（まちづくり編）

総合評価	事業の方向性										計
	継続	改善	縮小	拡大	統合	分割	廃止	休止	終了	その他	
計画以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画どおり	57	3	0	3	1	0	0	0	2	6	72
計画以下	7	1	0	1	0	0	0	0	0	0	9
計	64	4	0	4	1	0	0	0	2	6	81

#### 計画事業（区政運営編）

総合評価	事業の方向性										計
	継続	改善	縮小	拡大	統合	分割	廃止	休止	終了	その他	
計画以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画どおり	14	0	0	0	0	0	0	0	8	2	24
計画以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	14	0	0	0	0	0	0	0	8	2	24

経常事業

総合評価	事業の方向性										計
	継続	拡大	縮小	統合	分割	改善	完了	休止	廃止	その他	
適切	69	2	0	0	0	0	0	0	1	0	72
要改善	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
計	69	3	0	0	0	1	0	0	1	0	74

●外部評価結果

外部評価は、内部評価した4つの視点（計画事業は、「サービスの負担と担い手」、「適切な目標設定」、「効果的・効率的な視点」、「目的（目標水準）の達成度」、経常事業は、「サービスの負担と担い手」、「手段の妥当性」、「効果的・効率的」、「目的又は実績の評価」）、「総合評価」及び「事業の方向性」の項目ごとに評価しています。

27年度の外部評価結果は以下のとおりです。

計画事業

評価区分	サービスの負担と担い手	適切な目標設定	効果的効率的な視点	目的(目標水準)の達成度	総合評価	事業の方向性
適当である	84	72	83	79	80	85
適当でない	1	13	2	6	5	0

経常事業

評価区分	サービスの負担と担い手	手段の妥当性	効果的効率的	目的又は実績の評価	総合評価	事業の方向性
適当である	26	25	23	22	26	25
適当でない	0	1	3	4	0	1

## 検証項目No.18 行政評価の実施と区政運営への適切な反映（行政評価制度）

【平成 28 年度】

行政評価制度には、区が実施している施策や事業を自己評価する内部評価と、その結果を区民の視点で分析し、検証する外部評価があります。

平成 28 年度は、第二次実行計画の最終年度である平成 27 年度に実施した 102 の計画事業（まちづくり編 79 事業、区政運営編 23 事業）を内部評価しました。

また、その結果を踏まえ、外部評価は、計画事業 84 事業（まちづくり編 79 事業、区政運営編 5 事業）について評価しました。

### ●内部評価結果

計画事業については、4 つの視点（「サービスの負担と担い手」、「適切な目標設定」、「効果的・効率的な視点」、「目的（目標水準）の達成度」）「総合評価」及び「第二次実行計画期間における総合評価」から評価し、「事業の方向性」を示しています。

28 年度の計画事業の「第二次実行計画期間における総合評価」と「事業の方向性」の内部評価結果は以下のとおりです。

#### 計画事業（まちづくり編）

第二次実行計画期間における総合評価	事業の方向性										計
	継続	手段改善	事業縮小	事業拡大	事業統合	事業分割	廃止	休止	終了	その他	
計画以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
計画どおり	40	2	0	11	5	0	0	0	1	10	69
計画以下	5	0	0	2	1	0	0	0	0	1	9
計	45	2	0	13	6	0	0	0	1	12	79

#### 計画事業（区政運営編）

第二次実行計画期間における総合評価	事業の方向性										計
	継続	手段改善	事業縮小	事業拡大	事業統合	事業分割	廃止	休止	終了	その他	
計画以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画どおり	7	0	0	0	5	0	0	0	3	8	23
計画以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	7	0	0	0	5	0	0	0	3	8	23

## ●外部評価結果

外部評価は、内部評価した4つの視点（計画事業は、「サービスの負担と担い手」、「適切な目標設定」、「効果的・効率的な視点」、「目的（目標水準）の達成度」）、「第二次実行計画期間における総合評価」及び「事業の方向性」の項目ごとに評価しています。

28年度の外部評価結果は以下のとおりです。

## 計画事業

評価区分	サービスの負担と担い手	適切な目標設定	効果的効率的な視点	目的(目標水準)の達成度	第二次実行計画期間における総合評価	事業の方向性
適当である	84	82	81	82	84	83
適当でない	0	2	3	2	0	1

## 検証項目No.18 行政評価の実施と区政運営への適切な反映（行政評価制度）

【平成 29 年度】

行政評価制度には、区が実施している施策や事業を自己評価する内部評価と、その結果を区民の視点で分析し、検証する外部評価があります。

平成 29 年度は、第三次実行計画の初年度である平成 28 年度に実施した 103 の計画事業を内部評価しました。

また、その結果を踏まえ、外部評価は、計画事業 99 事業について評価しました。

### ●内部評価結果

計画事業については、4 つの視点（「サービスの負担と担い手」、「適切な目標設定」、「効果的・効率的な視点」、「目的（目標水準）の達成度」）及び「総合評価」から評価し、「事業の方向性」を示しています。

29 年度の計画事業の「総合評価」と「事業の方向性」の内部評価結果は以下のとおりです。

#### 計画事業

総合評価	事業の方向性								計
	継続	手段改善	拡充	統合	分割	終了	経常事業化	その他	
計画以上	1	0	0	0	0	0	0	0	1
計画どおり	46	7	18	6	1	6	7	4	95
計画以下	4	0	2	0	0	0	1	0	7
計	51	7	20	6	1	6	8	4	103

### ●外部評価結果

外部評価は、内部評価した 4 つの視点（計画事業は、「サービスの負担と担い手」、「適切な目標設定」、「効果的・効率的な視点」、「目的（目標水準）の達成度」）、「総合評価」及び「事業の方向性」の項目ごとに評価しています。

29 年度の外部評価結果は以下のとおりです。

#### 計画事業

評価区分	サービスの負担と担い手	適切な目標設定	効果的効率的な視点	目的(目標水準)の達成度	総合評価	事業の方向性
適当である	98	93	94	96	98	98
適当でない	1	6	5	3	1	1



## 第15条 情報公開

(情報公開)

**第15条** 区の行政機関及び議会は、区民の区政に関する情報を知る権利を保障し、これを積極的に公開することにより、区民との共有を図るものとする。

**【解説】** 区民の区政への参加や地域自治を推進していくためには、「情報」の取扱いが極めて大切です。本条では、区の行政機関と議会に対して、区民の知る権利を保障するとともに、区政に関する情報を積極的に公開することにより、区民と情報共有することを規定しています。

### 検証項目No.19：情報公開制度

#### ■ 新宿区情報公開条例

##### ◇制度・事業の概要

区では、様々な情報を収集し、保存し、発信や提供をしています。その区が保有する情報については、区民の知る権利を保障し、区の説明責任を全うするために、条例により取扱いのルールを定め、積極的に公開・提供をしています。

##### ◇取組状況

1	情報公開制度における透明性及び区民ニーズ把握の視点	<p>より透明度の高い行政運営を図るため、公文書公開請求権者の範囲を「区民等」から「何人」へと拡大するよう、情報公開条例の一部改正(平成25年7月施行)を行いました。</p> <p>さらに、公文書公開制度をより利用しやすいものとするため、「公文書公開請求方法の拡大」【電子申請サービス・FAX】及び「公文書公開方法の拡大」【光ディスク(CD-R)の交付】を行いました。</p> <p>また、公文書公開決定等の審査請求内容を審査する情報公開・個人情報保護審査会での審議内容などにより、公開請求を行う区民の意向を十分把握し、区民ニーズに的確かつ迅速に対応しています。</p>
2	公文書公開請求等の状況	平成27年度から平成29年度までの実施機関別件数(P112)

検証項目No.19 情報公開制度（公文書公開請求等の状況）

1 平成27年度

実施機関	件数		請求・申出件数						
	公開決定等件数		全部公開	部分公開	非公開			却下	未決定・取下げ
	27年度分	26年度分			非公開情報	不存在	存否応答拒否		
区長	268	233	92	166	2	4	1	0	3
教育委員会	34	23	17	7	0	8	0	0	2
選挙管理委員会	2	5	0	1	0	1	0	0	0
監査委員	2	5	0	0	0	2	0	0	0
議会	3	8	1	0	0	2	0	0	0
合計	309	274	110	174	2	17	1	0	5

2 平成28年度

実施機関	件数		請求・申出件数						
	公開決定等件数		全部公開	部分公開	非公開			却下	未決定・取下げ
	28年度分	27年度分			非公開情報	不存在	存否応答拒否		
区長	269	268	83	163	2	11	0	0	10
教育委員会	35	34	11	16	0	2	0	0	6
選挙管理委員会	1	2	0	0	0	1	0	0	0
監査委員	1	2	1	0	0	0	0	0	0
議会	1	3	0	1	0	0	0	0	0
合計	307	309	95	180	2	14	0	0	16

3 平成29年度

実施機関	件数		請求・申出件数						
	公開決定等件数		全部公開	部分公開	非公開			却下	未決定・取下げ
	29年度分	28年度分			非公開情報	不存在	存否応答拒否		
区長	243	269	123	86	3	21	2	0	8
教育委員会	25	35	11	12	0	1	0	0	1
選挙管理委員会	1	1	1	0	0	0	0	0	0
監査委員	1	1	0	1	0	0	0	0	0
議会	2	1	0	1	0	1	0	0	0
合計	272	307	135	100	3	23	2	0	9

## 第16条 個人情報保護

### (個人情報保護)

**第16条** 区の行政機関及び議会は、その保有する個人に関する情報を保護し、これを適切に管理するものとする。

**【解説】** 情報の提供や公開を積極的に行う中で、区の行政機関と議会は、個人情報の収集、保管、利用にあたり、個人情報を保護しなくてはなりません。また、個人情報保護とその利用は対立すべきものではなく、調和すべきものです。本条では、区の行政機関及び議会に対して、その保有する個人情報の保護と、適切に管理することを規定しています。なお、個人情報の保護に関し、より詳細な規定は「新宿区個人情報保護条例」等で定められています。

## 検証項目No.20：個人情報保護制度

### ■ 新宿区個人情報保護条例

#### ◇制度・事業の概要

区では、様々な情報を収集し、保存し、発信や提供をしています。その情報には、個人情報も含まれています。そのため、条例により区における個人情報の取扱いのルールを定めるとともに、区民に自己の情報について開示する権利を明らかにし、基本的人権を擁護していきます。

#### ◇取組状況

1	個人情報保護制度における区民ニーズ把握の視点	<p>新宿区自治基本条例の制定を踏まえ、個人情報をより適切に管理するため、実務者向けの説明会などを実施し、あらゆる職層を対象にして個人情報事故対応などの事例検討を重点的に行いました。</p> <p>さらに、自己情報開示制度をより利用しやすいものとするため、「自己情報開示方法の拡大」【光ディスク(CD-R)の交付】を行いました。</p> <p>区の個人情報の取扱いを審議する情報公開・個人情報保護審議会については、議事資料などを区ホームページに掲載し、区民に広く周知することにより、透明性を図っています。</p> <p>また、情報公開・個人情報保護審議会委員として、公募区民2名を委嘱しています。審議会における審議では、公募区民委員から様々なご意見をいただき、個人情報の取扱い内容に反映しています。</p>
2	自己情報開示請求の状況	平成27年度から平成29年度までの実施機関別件数(P114)

検証項目No.20 個人情報保護制度（自己情報開示請求の状況）

1 平成27年度

件数 実施機関	請求件数		開示決定等件数						
	27年度分	26年度分	全部開示	一部開示	非開示			却下	未決定・取下げ
					非開示情報	不存在	応答拒否		
区長	139	144	53	43	1	35	0	0	7
教育委員会	0	2	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	139	146	53	43	1	35	0	0	7

2 平成28年度

件数 実施機関	請求件数		開示決定等件数						
	28年度分	27年度分	全部開示	一部開示	非開示			却下	未決定・取下げ
					非開示情報	不存在	応答拒否		
区長	146	139	72	34	1	35	0	0	4
教育委員会	1	0	0	1	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	147	139	72	35	1	35	0	0	4

3 平成29年度

件数 実施機関	請求件数		開示決定等件数						
	29年度分	28年度分	全部開示	一部開示	非開示			却下	未決定・取下げ
					非開示情報	不存在	応答拒否		
区長	188	146	86	40	0	55	2	0	5
教育委員会	4	1	1	2	0	1	0	0	0
選挙管理委員会	1	0	0	0	0	1	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	1	0	0	0	0	1	0	0	0
合計	194	147	87	42	0	58	2	0	5

## 第22条 子どもの権利等

## (子どもの権利等)

第22条 子どもは、社会の一員として自らの意見を表明する権利を有するとともに、健やかに育つ環境を保障される。

【解説】本条では、子どもは、社会の一員として自らに係る区政の問題について、それぞれの年齢に応じた形で意見を表明する権利を有し、健やかに育つ（心身の成長、教育等）ための環境が保障されていることを規定しています。

## 検証項目No.21：自らの意見を表明する権利、健やかに育つ環境の保障

## ■ 新宿区次世代育成支援計画

## ◇制度・事業の概要

区では、子どもと子育てを社会全体で応援することにより、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境を保障するために、子育てしやすいまち「子育てコミュニティタウン新宿」の実現に向けて、「新宿区次世代育成支援計画(第三期)(平成27年度～31年度)」に基づき、様々な子育て支援施策への取組を進めています。あわせて、「新宿区子ども・子育て支援事業計画(平成27～31年度)」に基づき、計画的に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援の充実等を推進しています。

## ◇取組状況

1	新宿区次世代育成支援計画の策定及び施策の実施	<p>次世代育成支援計画については、44名の委員(会長は区長)で構成する次世代育成協議会で協議し、進行管理を行っており、平成30年度は、次世代育成支援事業として283事業を実施しています。</p> <p>事業の内容及び進捗状況については、「新宿区次世代育成支援事業進捗状況一覧」を区ホームページで公表しています。</p> <p>【区内出生数の推移】※『新宿区の概況』から 平成15年:1,788人 平成20年:1,997人 平成25年:2,469人 平成29年:2,788人</p> <p>【新宿区は子育てしやすいまちだと思ふ人の割合】 ※次世代育成支援に関する調査結果から 就学前児童保護者 平成15年:24.7% 平成20年:35.9% 平成25年:47% 小学生保護者 平成15年:16.6% 平成20年:35% 平成25年:54.9%</p> <p>2020年度からの次期次世代育成支援計画は、平成31年度に策定する予定です。そのため平成30年度は「次世代育成支援に関する調査」を実施し、計画策定に必要な基礎資料の収集を行っています。平成30年度の「子育てしやすいまちだと思ふ人の割合」数値は、この調査結果に基づき算出する予定です。</p>
2	次世代育成支援推進本部会議での庁内連携と待機児童解消緊急対策の実施	<p>次世代育成支援施策を協議し、次世代育成支援計画を策定するとともに、同施策を総合的かつ効果的に推進していくため、区長を本部長、副区長及び教育長を副本部長とし、各部長等で構成する次世代育成支援推進本部会議を設置し、庁内での連携確保を図っています。</p> <p>また、待機児童解消緊急対策として、賃貸物件を活用した私立認可保育所等による整備を進め、平成26年4月2日から平成30年4月1日までに、保育の受け入れ枠を2,103名拡大しました。</p>
3	子ども家庭・若者サポートネットワーク、子ども・若者総合相談窓口	<p>福祉・保健・教育等の子ども家庭関係組織が連携し、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者支援地域協議会及びいじめ防止対策推進法に基づくいじめ問題対策連絡協議会の3つの機能を持たせた、「子ども家庭・若者サポートネットワーク」を設置しています。</p>

		<p>年2回の全体会議と、5つの部会を適宜開催しており、関係組織が一体的に協力して、子どもを取り巻く問題の解決に向けた検討を行うことで、児童虐待防止、発達支援、不登校及び学校における問題行動への対応など、子どもの権利に係る様々な課題に対して効果的な取組を進めています。</p> <p>また、子どもの健やかな育ちを支援するため、子どもや保護者が抱える多岐に渡る複雑な悩みを気軽に相談できる仕組みとして、区の様々な分野の相談窓口を「子ども・若者総合相談窓口」として連携させており、どの窓口からも適切な相談先へ繋ぐことのできる環境が作られています。</p>
4	小・中学生フォーラム	<p>子どもの権利や自己決定に関する意識を育てるとともに、子どもの意見を聞く機会として、区長が毎年、小学校2～3校、中学校1校を訪問し、児童・生徒とテーマに沿って意見交換を行う、「小・中学生フォーラム」を実施しています。</p> <p>子どもたちに広く社会への関心を持ってもらうとともに、子どもの意見を区長が直接しっかり受け止めることで、自らの意見が区政に反映されるという体験ができ、新宿のまちへの愛着や区政への参画意欲を高めて貰う機会となっています。</p>

## ■ 新宿区子ども未来基金

### ◇制度・事業の概要

子育て家庭の福祉の向上を図るとともに、子どもたちの生きる力を育むため、平成28年4月に「新宿区子ども未来基金」を設置しました。

基金を活用し、未来を担う子どもの育ちを支援する区民等の自主的な活動に資金を助成します。

### ◇取組状況

1	新宿区子ども未来基金の設置・運営	<p>平成30年度は10月末までに11件、984,504円の寄附へのご協力をいただきました。子どもの育ちを支援する活動への助成については、11活動が助成申請を行い、うち9活動への助成金の交付が決定しました(子ども食堂5活動、学習支援1活動、子育て支援2活動、青少年の健全育成1活動)。9活動のうち2活動が平成30年度新たに助成申請を行った活動であり、年々、子どもの育ちを支援する活動の輪が着実に広がっています。</p> <p>また、毎年度末には、新宿区子ども未来基金の趣旨普及と子どもの育ちを支援する活動がより活発に行われることを目的として、助成活動報告会を実施しています。</p>
---	------------------	---

## ■ 出産・子育て応援事業

### ◇制度・事業の概要

妊産婦や乳幼児の健康の維持、出産・育児に対する不安の軽減、疾病の予防・早期発見等、妊娠期から子育て期にわたる支援を行うとともに乳幼児健診の機会をとらえ、関係機関との連携による子育てサービスを行っていきます。

### ◇取組状況

1	出産・子育て応援事業	<p>妊婦、乳幼児とその保護者の心身の健康保持の増進、産後うつ予防、虐待防止を図るため、すべての妊婦が、妊娠期から保健師等の専門職に相談できる機会を設けることにより、妊娠・出産・子育てに関する不安やリスクを早期に把握します。また支援が必要な妊婦には支援プランを作成するとともに、母子保健サービス等を実施する関係機関と連携し継続的な支援を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行っていきます。</p> <p>【実績(平成29年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職による妊婦との面接および支援プランの作成件数:3,070件</li> <li>・継続支援数:564件</li> <li>・育児パッケージの配布:3,071件</li> </ul>
---	------------	---

## ■ 新宿区教育ビジョン

### ◇制度・事業の概要

区では、子どもの基本的な権利を大切に考え、子どもの目線から子どもの幸せを考え、子どもが幸せに生きることのできる社会の実現をめざしています。

教育委員会では、平成21年3月に策定した「新宿区教育ビジョン」に基づき、子どもの学力や学習状況、心身の状況を的確に捉え、子どもたちの力を伸ばす、より質の高い学校教育の実現に取り組んでいます。

### ◇取組状況

1	人権教育の推進	平成24年度から、小学校毎年1校、中学校隔年1校を、新宿区人権尊重教育推進校に指定することにより、人権教育を効果的に推進するための方策について実践的に研究する取組を始めました。実践例の紹介等のリーフレットを作成、全教員へ配布し、区立学校全体で成果を共有しています。子どもたちが人権についての理解を深め、思いやりの心や判断力、実践力などを身につけられるよう取組を進めています。
2	児童会・生徒会活動の充実	児童会・生徒会活動は、各校の状況に合わせて児童・生徒の自主的な取組を進めています。特に生徒会活動について、全区立中学校10校と特別支援学校1校が参加する中学校生徒会役員交流会を毎年12月に実施するとともに、協議の内容や各校の生徒会活動をまとめた交流会誌を作成・配布し、各校における生徒会活動の充実を図っています。
3	学校評価の充実	学校では、学校の関係者が主体性をもって学校運営にかかわり、学校運営の改善につながるよう学校評価を行っています。このなかで、教職員や保護者・地域及び児童・生徒を対象としたアンケートを実施しています。 児童・生徒が学校評価のアンケートや授業評価等を通して、自らの考えを記述することにより、学校運営の改善に参画する機会としています。 また、各学校の実態に応じ、児童・生徒の意見を、学校行事の企画・運営に反映させる工夫をしています。
4	児童・生徒の不登校対策	近年増加傾向にある児童・生徒の不登校対策のため、各関係機関との連携や校内の組織体制を確立させ、よりきめ細かな対応ができるよう、平成29年度よりスクールソーシャルワーカーを2名から3名に増員し配置するとともに、家庭と子供の支援員を小・中学校(5校)に派遣しています。また、「新宿区不登校対策マニュアル」(第4号、第5号、第6号、第7号)を作成し、全教職員に配布することで、適切な指導・支援について理解啓発を図っています。 さらに、平成30年度より「教育課題モデル校(不登校対策)」を2校指定し、児童・生徒が不登校に陥らないために、予兆への対応を含めた初期段階から、段階ごとの支援を行う早期対応等について研究を進めています。これらの取組により、学校、家庭、関係機関等が連携し、不登校の未然防止を図っています。
5	いじめ防止等の取組	平成27年度より「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート(hyper-QU)」を活用し、児童・生徒一人ひとりの学級生活の満足度や学級での関わり等について分析することで、いじめを含む様々な問題行動に対する組織的な対応の充実と改善につなげています。いじめを正確に認知するとともに、教職員間で共通認識するために、いじめの定義やいじめの認知に関する考え方等、いじめへの理解や対応力を高めるため、平成30年3月に「いじめ防止プログラム 改訂版2」を作成しました。 また、平成26年度に設置した「学校問題支援室」では、学校への継続的な助言や関係機関との連絡調整、個別の事案への指導・助言・支援等を行っています。「学校問題等調査委員会」では、いじめ等による重大事態が発生した際に事実関係の調査や児童・生徒及び保護者の権利を最優先するとともに、要因を分析し、再発防止に向けて取り組む体制を整えているほか、新宿区のおいじめの状況の情報共有等を行っています。これらの取組により、学校、家庭、地域、関係機関等と連携して、いじめの未然防止と早期発見・早期対応等を図っています。

## 第23条 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力

### (国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力)

**第23条** 区は、広域的な課題又は共通の課題の解決に当たっては、国、東京都その他の自治体及び関係機関と対等な立場で連携を図り、相互に協力して取り組むものとする。

【解説】本条では、区は、医療や福祉、環境などの様々な分野で広域的又は共通の課題を解決するために、国、東京都、他の自治体や病院、大学、NPO法人などの様々な関係機関と対等な立場で連携を図り、課題解決に向けて相互に協力して取り組むということを規定しています。

## 検証項目No.22：国、他の自治体及び関係機関との連携協力

### ■ 特別区全国連携プロジェクト

#### ◇制度・事業の概要

東京と地方とを対立する関係として捉えるのではなく、東京を含む全国各地域がともに発展・成長し、共存共栄を図ることを目的に、平成26年9月に特別区長会がプロジェクトを立ち上げ、特別区と全国の各地域が連携・交流事業を行う取組を推進しています。

#### ◇取組状況

1	特別区全国連携プロジェクト	<p>区民まつり「ふれあいフェスタ」において、友好都市である長野県伊那市をはじめ、愛媛県松山市、山梨県北杜市、群馬県沼田市、東京都大島町、岐阜県下呂市、石川県白山市によるブース出展及びステージ出演によるPRを行い、区民等と関係自治体の相互理解や交流を深めています。</p> <p>また、区役所本庁舎1階で全国各自治体の観光・イベント等のチラシ・パンフレットを配架するとともに、「東北絆まつり」の情報を広報しじゅくに掲載するなど、各自治体のPR活動に協力を行っています。</p>
---	---------------	--

### ■ 災害時に関する協定

#### ◇制度・事業の概要

地震により災害が発生した場合、区及び防災関係機関は、あらかじめ定められた所掌事務及び業務に従って応急対策を実施しますが、被害状況により、他の機関に協力を求め、災害対策を実施することが予想されます。このため、区では、他の自治体と相互援助協定を、民間団体と物資や輸送等の協力に関する協定を締結しています。

#### ◇取組状況

1	他自治体との連携・協力	<p>他自治体との協定は、次のとおりです。</p> <p>①長野県伊那市との相互援助協定(平成7年)</p> <p>②特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定(平成8年)</p> <p>③災害時応急対策活動の相互応援に関する協定 (北海道砂川市ほか22自治体・平成8年)</p> <p>④山梨県北杜市との相互援助協定(平成11年)</p> <p>平成23年4月以降では、日ごろから交流のあった群馬県沼田市と災害時における相互援助に関する協定を平成24年10月に締結しました。</p> <p>今後も、他自治体と日ごろからの交流を深める中で、協定締結について検討していきます。</p>
2	国・東京都との連携・協力	<p>東京都とは、震災時における応急給水槽の使用について「給水施設の維持管理及び運用に関する協定」を昭和58年(鶴巻南公園)と平成3年(百人町ふれあい公園)に締結しています。</p> <p>平成23年4月以降では、東京都と「災害時における下水道施設へのし尿搬入及</p>



		<p>び受け入れに関する覚書」を平成 25 年 1 月に締結しました。</p> <p>また、国土交通省と「災害時の情報交換に関する協定」を平成 25 年 4 月に締結しました。</p> <p>今後も、国・東京都との連携強化を図っていきます。</p>
3	関係機関との連携・協力	<p>関係機関との主な協定は、次のとおりです。</p> <p>①災害時の医療救護活動についての協定(新宿区医師会・昭和 51 年)</p> <p>②災害時における法律相談に関する協定(新宿区法律相談担当弁護士クラブ・平成 14 年)</p> <p>③災害時における物流業務等の協力に関する協定(一般社団法人東京都トラック協会新宿支部・平成 30 年改定)</p> <p>④災害時における道路障害物除去等応急対策業務に関する協定書(新宿土木防災協力会・平成 22 年)</p> <p>平成 23 年 4 月以降は、主に帰宅困難者一時滞在施設の提供に関する協定締結を進めています。</p> <p>今後も、関係機関との協定締結を進めています。</p>

## ■ 伊那市等との交流・連携

### ◇制度・事業の概要

区と旧高遠町は、旧高遠藩主内藤家の縁により昭和 61 年に友好提携を宣言し、その友好の更なる発展を願い、平成 18 年に伊那市・高遠町・長谷村が合併して誕生した新しい伊那市と、新たに友好提携を締結しました。区は、今後も伊那市と、交流を通して理解を深めるとともに、地域活性化・環境保全・職員能力向上など共通課題における連携をはかり、双方自治体の更なる発展を目指します。

### ◇取組状況

1	区(市)民交流	<p>新宿区立小学校6年生を対象に、伊那市を訪れての体験学習を行い、田植えや稲刈り、「新宿の森」での間伐実習など、都会では体験することのできない自然体験を行っています。また、区役所において、伊那市を紹介する写真展、物産展を毎年行っており好評です。区民まつり「ふれあいフェスタ」には、伊那市の伝統芸能団体がステージ出演し、伊那特産品の販売や間伐材を使った木工体験コーナーは多くの来場者でにぎわいます。他方、伊那まつりには新宿区の民踊団体が参加し、まつりを盛り上げています。</p> <p>平成 28 年は伊那市との友好都市提携 10 周年、旧高遠町からは 30 周年にあたり、交流事業パネルの展示や 10 周年記念式典等を実施しました。</p> <p>平成 29 年度からは教育機関における交流として、区小・中学生に給食食材(伊那産野菜・果物)やジオ定規(南・中央アルプス山脈の写真入り)を提供、区小・中学校卒業生へ花束(伊那の特産アルストロメリア)を贈呈いただき、区からは市小・中学新1年生へ夏目漱石のクリアファイルを贈呈しました。</p> <p>さらに、フルーツ専門店の新宿高野では、伊那市と連携して特産のブルーベリーやイチゴを使ったパフェの提供、フルーツ生果・ケーキの販売、伊那市民がフルーツカット等を教わる企画も毎年行っています。</p> <p>このように、両自治体の更なる発展を図るため、まつり参加や教育機関・民間企業との連携による区民・市民間の交流を積極的に行っています。</p>
2	地球環境保全のための取組	<p>区は、平成 20 年 2 月に長野県伊那市と「地球環境保全のための連携に関する協定」を締結しました。協定に基づき、平成 21 年度から区が伊那市市有林において年間約 20～30ha ずつ間伐等の整備を行い、森林の生長を促し、二酸化炭素の吸収を促進させることで区内の二酸化炭素の排出量の一部と相殺するカーボン・オフセットの取組を推進しています。また、「新宿の森・伊那」を開設し、自然体験ツアーなど区民の環境体験学習の場としても活用しています。</p> <p>また、群馬県沼田市、東京都あきる野市においても同様にカーボン・オフセットの取組を行うとともに、各自治体と連携した自然体験ツアーを実施し、地球環境保全に努めています。</p>

3	職員派遣交流	<p>新宿区と伊那市とは、平成 19 年度から、友好提携に基づき互いに職員を派遣しあい、交流職員として派遣先の業務や交流事業に関する研修を通じて、職員の能力向上および交流事業の円滑な実施を図っています。</p> <p><b>【実績】</b>                  新宿区から伊那市へ派遣 6名(平成 20 年度～)                  伊那市から新宿区へ派遣 6名(平成 19 年度～)</p>
---	--------	--

## ■ 文化・歴史に関する協定

### ◇制度・事業の概要

夏目漱石にゆかりのある各自治体との連携・協力のもと、事業展開及び情報発信を行っています。

### ◇取組状況

1	夏目漱石をゆかりとした歴史・文化及び観光交流に関する協定書	<p>区は、平成 27 年 7 月に愛媛県松山市と「夏目漱石をゆかりとした歴史・文化及び観光交流に関する協定書」を締結しました。協定に基づき、夏目漱石松山赴任 120 年や小説「坊っちゃん」発刊 110 年、夏目漱石と正岡子規の生誕 150 年、明治維新 150 年等の節目において、松山と新宿をつなぐ作家の多様な魅力を発信する協働企画展を実施するなど、両区市のさらなる連携・協力により文化交流・観光交流を深めています。</p>
2	文化と歴史を縁とする包括連携に関する覚書	<p>区は、平成 27 年 10 月に熊本県、熊本市及び文京区と「文化と歴史を縁とする包括連携に関する覚書」を締結しました。覚書に基づき、それぞれの自治体間で共通する「夏目漱石」のほか、「小泉八雲」に関連した文化及び歴史の資産を背景に、主催事業への相互支援などを行い、文化・観光・歴史・広報等における連携・交流を進めています。</p>

## 第 24 条 国際社会との関係

### (国際社会との関係)

**第 24 条** 区は、国際都市として自覚を持って、国際社会との相互理解及び協調に努めるものとする。

**【解説】** 新宿区は、国内外の様々な人が住み、働き、学ぶまちであり、また、観光などでも多くの人が訪れるまちです。本条では、こうした国際都市としての自覚を持って、国際社会との相互理解及び協調に努めることを規定しています。

## 検証項目No.23：国際社会との相互理解及び協調、多文化共生のまちづくりの推進

### ■ 海外友好都市交流

#### ◇制度・事業の概要

新宿区はギリシャ・レフカダ市、ドイツ・ベルリン市ミッテ区、中国・北京市東城区と友好提携を結んでいます。文化・スポーツ交流などを通じて、都市間の友好関係を築くとともに、国際社会との相互理解及び協調に努めています。

#### ◇取組状況

1	ギリシャ・レフカダ市との交流	<p>新宿区とギリシャ・レフカダ市は、平成元年 10 月 12 日に友好都市であることを宣言しました。明治時代の文人、小泉八雲(ラフカディオ・ハーン)が、レフカダ市に生まれ、新宿区でこの世を去った縁により相互に交流を重ね、理解と友情を深めてきました。この関係をさらに堅いものとし、これをもとに両方のまちが、文化の向上と一層の親善を図り、国際平和にも寄与したいと考え、友好都市であることを宣言しました。小泉八雲を通じた交流を行っているほか、平成 2 年度以降、児童・生徒の絵画作品交流及び作品展を毎年開催するなど、継続的な文化交流を行っています。</p>
---	----------------	--

2	ドイツ・ベルリン市ミッテ区との交流	<p>新宿区と旧ティアガルテン区は、区民合唱や青少年交流などを通じて交流を重ね、平成6年7月6日に、友好協定を締結しました。ミッテ区は、平成13年1月1日にティアガルテン区とミッテ区、ヴェディング区の3区が統合された都市です。</p> <p>平成4年度以降、青少年交流事業として毎年交互に青少年10～20名程度が互いの都市を訪問し、現地でのホームステイ体験などを通じて、互いの文化への理解を深めています。今後も青少年交流事業を通じて友好関係を深めていきます。</p>
3	中国・北京市東城区との交流	<p>新宿区と中国・北京市東城区は、老人クラブゲートボールや少年サッカー、卓球などを通じて友好交流を深め、平成7年10月15日に、友好交流・協力関係締結に関する合意書に調印がなされました。</p> <p>スポーツ交流、児童・生徒の絵画作品交流及び作品展の開催などの文化交流も行われています。また、北京市王府井国際ブランド祭への商店街振興組合の参加など、地域を交えた交流も広がりを見せています。</p>

## ■ 多文化共生のまちづくり

### ◇制度・事業の概要

新宿区における外国人住民の割合は人口の12%を超え、国籍数においては130ヶ国以上にのぼります。区では、多文化共生社会の実現をめざし、日本語学習の支援・外国人相談窓口の運営・外国人への情報提供など、様々な多文化共生施策を行っています。

### ◇取組状況

1	日本語学習の支援	<p>外国人住民が地域で安定した生活を送るための入門・初級レベルの日本語教室を実施しています。</p> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新宿区日本語教室 しんじゅく多文化共生プラザを含む区内10ヵ所12教室 参加人数:27年度563人、28年度619人、29年度671人</li> <li>・日本語学習コーナー(しんじゅく多文化共生プラザ内)の設置</li> <li>・新宿日本語ネットワーク 週4回しんじゅく多文化共生プラザでのレベル別の日本語指導</li> <li>・夜の子ども日本語教室 外国にルーツを持つ子どもを対象とした日本語学習支援</li> </ul> <p>上記の実施には多くの区民ボランティアに協力を頂いており、区民参加・協働の観点からも適切に行われています。</p>
2	外国人相談窓口の運営	<p>外国人住民の生活不安等を取り除くために、多言語による相談窓口を設置しています。</p> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人相談窓口(区役所本庁舎1階) 対応言語:英語・中国語・韓国語</li> <li>・外国人相談コーナー(しんじゅく多文化共生プラザ) 対応言語:英語・中国語・韓国語・タイ語・ミャンマー語・ネパール語 相談件数:27年度/5,161件、28年度/4,806件、29年度/5,105件</li> </ul>
3	外国人への情報提供	<p>外国人向け生活情報・行政情報を、平成21年度に策定した外国人への情報提供ガイドラインに基づき、4言語(日本語ルビつき、英語、中国語、ハングル)で提供しています。</p> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語広報紙「新宿ニュース」の発行(年4回発行)</li> <li>・外国語生活情報紙の発行(年1回発行)</li> <li>・外国語ホームページの運営(月3回更新)</li> <li>・新宿生活スタートブックの発行(日本語ルビつき、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、ミャンマー語)</li> <li>・外国語版SNSの運用(Twitter、Facebook、LINE@、微博(Weibo))</li> </ul> <p>外国人住民の生活に必要な情報をより入手しやすく提供するため、区施設のほ</p>

		<p>か、外国人コミュニティや外国人支援団体等の協力により、積極的に配布場所を拡大しています。</p> <p>今後は、行政からの一方的な情報提供にとどまらないよう、外国人住民の要望を踏まえ、必要とされる情報の把握に努めていきます。</p>
4	新宿区多文化共生まちづくり会議の運営	<p>多文化共生のまちづくりを総合的かつ効果的に推進するために、平成 24 年 9 月に区長の附属機関として設置しました。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>第 1 期(平成 24 年 9 月～26 年 8 月)は「外国にルーツを持つ子どもの教育環境の向上」「災害時における外国人支援の仕組みづくり」に関する審議を、第 2 期(平成 26 年 9 月～28 年 8 月)は「多文化共生実態調査」に関する審議を、第 3 期(平成 28 年 9 月～平成 30 年 8 月)は「住宅」と「暮らし」に関する審議をそれぞれ行い、答申や報告に基づく各種の取組を行うことを通じて、多様性を尊重し、国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的違いを認め、理解し合い、共に生きていく多文化共生のまちづくりを進めてきました。なお、平成 30 年 9 月からの第 4 期は「しんじゅく多文化共生プラザの活用による多文化共生のさらなる推進について」をテーマとして審議を行っています。</p> <p>引き続き、会議の意見を踏まえて多文化共生のまちづくりを積極的に推進していきます。</p>
5	窓口等における多言語対応の推進	<p>窓口等における案内業務や相談業務において、職員と外国人住民の円滑なコミュニケーションを実現するため、平成 29 年度より、タブレット端末を利用したテレビ通訳システムを導入しています。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>対応言語:英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・タガログ語・タイ語・フランス語・ネパール語・ヒンディー語・ロシア語・ミャンマー語</p> <p>導入台数:29 年度/5 台、30 年度/8 台</p> <p>設置場所:本庁舎・第一分庁舎(2 台)、第二分庁舎・分館(1 台)、しんじゅく多文化共生プラザ(1 台)、保健センター4 所(各 1 台)</p> <p>対応件数:29 年度/380 件</p>

## 3 平成26年度検証時における指摘事項の対応状況

## (1) 条文に規定する関連諸制度の評価に対する対応状況

No.	関係条文	指摘事項	現在の対応状況
1	第5条	<p>「自治の担い手」として、「理解する」、「情報を共有する」及び「政策を提言する」こと的前提としての「生涯にわたり学ぶ権利」という観点から論点を整理していく必要があります。</p>	<p>生涯にわたり学ぶ権利を保障するため、区では様々な生涯学習の場や機会を提供しています。それらの活動は、主催者や内容を問わず、自治の担い手の育成に少なからず寄与していると認識しています。引き続き生涯学習の場や機会を提供していきます。</p> <p>また、条例の基本理念にある「自治の担い手として地域の課題を解決する」活動は、町会・自治会を中心に、身近な生活環境などの課題解決に向けた取組が進められています。このような共助の活動に多くの区民が関わることで自治の担い手として経験を積み、「理解する」、「情報を共有する」及び「政策を提言する」自治能力が培われるものと認識しています。一人でも多くの区民が自治の新たな担い手となるよう、このような共助の活動を支援していきます。</p>
3	第12条	<p>区民ニーズの把握が施策へどう反映していますか、事業の改善にどのようにつながっていますかの結果やその過程が見えにくいため、工夫や努力が必要です。</p>	<p>区長へのはがきや投書による広聴として区民意見システムで扱ったものに関しては、各担当課において当該意見等に対する施策への反映を5段階（①すぐに対応できる、②次年度での対応に努める、③今後の参考とする、④実現不可能、⑤既に実施済み）で評価していることから、事業の改善状況の対応課別件数など、より詳細な把握に努めていきます。</p> <p>また、その他の広聴活動により把握した区民ニーズは、集計・分析した結果等を全庁に周知しており、各担当課において施策への反映を推進しているところです。</p> <p>さらに、パブリック・コメント制度により、区民の生活に広く影響を及ぼす施策等を決定する場合は事前に案を公表し、区民の意見を考慮して決定しています。また、寄せられた意見とそれに対する区の考え方を公表し、その透明性を確保しています。</p>
4	第12条	<p>若年層や外国人の意見・要望の把握が課題となっています。</p>	<p>区民意識調査では、満18歳以上の区民を対象に無作為に抽出しており、その中には外国人も含まれています。そのため、日本語の表記の調査票のほかに英語、中国語及びハングル表記の調査票を作成して調査を行っています。区政モニター制度に関しては、満18歳以上の区民を対象に募集していますが、外国人は日本語が理解できる場合に区政モニターとして活動してもらっています。</p> <p>また、インターネットを活用し、区内在住の18～39歳の若者に対して区政への関心度などの調査を実施しました。調査の結果を若者に対する施策に反映し、事務事業等に活かしていきます。</p> <p>今後も、若年層や外国人の意見等の把握については、情報収集ツールの進化に合わせた手法を研究していきます。</p>

No.	関係 条文	指摘事項	現在の対応状況
5	第 12 条	多様な方法による情報提供や区政情報の取得しやすさについては、双方向のやりとりも必要である。	<p>区公式ホームページや広報しんじゅくなど多様な媒体を活用して区政情報を発信していくとともに、区民意見システムや区民意識調査などを通して区民のニーズや意見を把握し、施策への反映を推進していきます。</p> <p>また、区民意見・FAQシステムにより、区民から寄せられた意見等に対して回答するほか、FAQ（よくある質問と回答）の提供で区民と情報共有し双方向のやりとりを行っています。なお、今後SNS等の活用については、情報セキュリティの観点から情報収集と回答方法に課題があり、整理が必要です。</p>
6	第 12 条	わかりやすさでは、広報しんじゅく等の見やすさ・内容のより一層の工夫、また、今後とも、区政情報の提供に対する説明責任を果たしているかを自覚し努力していくことが必要です。	<p>広報しんじゅくは、写真の掲載や図表の活用などデザインやレイアウトを工夫し編集を充実させ、見出しや色使い、文字の大きさなどにも配慮し、誰にでもわかりやすく親しみやすい紙面を作っています。また、手に取りたくなる・読みたくなる紙面となるよう、広報活動の検証を実施し、専門家や各分野から選任した区民の方の意見を伺い広報しんじゅくのリニューアル案を検討しました。</p> <p>今後も、区公式ホームページやツイッター、フェイスブックも活用して区政情報を正確かつ迅速に提供していきます。</p>
7	第 13 条	自治基本条例の規定が具体的な形になって示されていることはわかりますが、職員一人一人の仕事にどのように反映されているのかも明確にしていくことが必要です。	<p>新たに採用された職員は、サービスの宣誓をして自治基本条例を遵守することを誓い、新任研修では一科目として同条例を学びます。そうしたことにより、個々の職員が職務遂行に当たりその責務を果たしていくよう、今後も努めていきます。</p>
8	第 13 条	区民の視点に立った区の自治を実現していくためには、現場・現実を重視していくことが必要であり、こうした観点からの研修の充実が望まれます。	<p>区民が求めていることを感じ取り、課題を解決できる能力を身に付ける研修を実施していきます。また、新任研修でのフィールドワーク等を通じて、まちの歴史や文化、特性などを知ることで、地域の実情にあった政策づくりができる能力を育成していきます。</p>

No.	関係 条文	指摘事項	現在の対応状況
9	第 14 条	行政評価の区政運営への適切な反映と事務事業の見直しは財政の健全化につながるものであり、区財政状況の公表については、情報公開としては評価できますが、よりわかりやすい公表の方法など更なる工夫が必要です。	<p>区の財政状況の公表や予算編成の情報公開については、「新宿区自治基本条例」、「新宿区財政状況の公表に関する条例」や「地方公共団体の健全化に関する法律」などの条例や法令に基づき公表するもののほか、区民が財政面から区政運営を理解するとともに、区政への関心を高めるため様々な機会を捉えて、会計別、収入や支出、都区財政調整制度、区債や基金など様々な角度から分析し公表しています。</p> <p>一方で統一的な基準による財務書類の公開など、情報量も増加していることから、条例第12条第2項の趣旨にも沿うように、できるだけわかりやすい財政状況の公表や予算編成の情報公開を進めていきます。</p> <p>具体的には、広報しんじゅくの掲載記事や、新宿区の財政状況をわかりやすく視覚的に伝えるリーフレット「新宿区の財政」などについて、掲載内容を見直し、わかりやすい紙面構成にするなど、創意工夫に努めていきます。</p>
10	第 14 条	多様な方法による区民意見の把握については、意見に対する対応や対応する場合の優先順位の明確化も重要です。	<p>区民からの意見については、それぞれの意見の把握制度やシステムに応じて、区の考え方や今後の対応について、意見者へ回答しています。</p> <p>意見に対応する場合の優先順位については、一律に基準等を設けることは困難ですが、地域や行政の課題及び社会情勢を的確に把握し、優先度を見極めながら、施策や区政運営に反映させていきます。</p>
11	第 14 条	組織の整備については、「組織相互の連携」や「一体として行政機能を発揮する」ことについての更なる取組が必要とされます。	組織改正を行う場合には、総務部人事課において、新しい組織に必要な定数を定め、職員を配置しています。
12	第 14 条	区民の区政への参加及び協働の機会の提供については、区の施策の計画段階からの参加をより多く実施することや若年層をはじめ多様な世代の参加・協働への関わり、いわゆるサイレント・マジョリティなどへの働きかけが求められます。	<p>平成30年度からの10年間で展望する総合計画の策定にあたり、計画骨子案の作成の前から町会・自治会、地区協議会、各種審議会委員への意見聴取を行いました。</p> <p>また、計画策定に向けて組織された基本構想審議会には、地域で活動している団体を代表する区民や、公募区民に参加いただき、ご意見を反映しました。</p> <p>さらに、無作為抽出で選ばれた区民による区民討議会の開催や、インターネットアンケート調査によりご意見をいただき計画に反映させるなど、日頃、区政に関わりのない方の区政参加を推進しました。</p> <p>区では、このように、様々な機会を通じて広く区民の意見を伺い、いわゆるサイレント・マジョリティを含めた区民の区政参加の促進と、協働の機会を提供しています。</p>

No.	関係 条文	指摘事項	現在の対応状況
13	第 14 条	NPO、地域活動団体、企業、大学など新宿区の地域の実情に即した多様な主体の参加と協働のしくみが形成されていくことを期待します。	複雑・多様化する地域課題の解決を図るためには、多様な主体の参加や協働の仕組みを形成していくことは重要であり、協働支援会議による協働の仕組みの検証や協働推進基金助成金の実施、新宿NPO協働推進センターの運営等を通して、引き続き、多様な主体との協働を推進していきます。
14	第 22 条	社会の一員として子ども自らに係る区政に対する意見表明の場や環境を、更に設ける必要があります。また、意見を表明する権利だけでなく、区政参加やまちづくりへの参加の権利も必要と考えます。教育の中に自治基本条例がどう活かされているかもわかりにくく、今後に期待します。	<p>小・中学生フォーラムを実施し、区政や身の回りのことについて、児童・生徒が調べたり考えたりしたことを発表し、区長と意見交換を行う機会を設けています。将来、新宿のまちに関心と愛着を持ち、区政への参画意欲を持つ大人へと成長するきっかけづくりを目的としています。</p> <p>また、児童館・児童コーナーにおける行事等を開催するにあたり、子ども会議や子どもスタッフとして、会議・企画・運営等を通して、子どもが区主催の行事等に参加できる機会を提供しています。</p> <p>学校では、学級活動や児童会・生徒会活動等を中心として、児童・生徒が自らの考えを表明し、よりよい学級・学校づくりに参画することで、集団や社会の一員としての自覚をもつとともに、自主的、実践的な態度を培っています。</p> <p>今後も、自治基本条例のパンフレットを小学校6年生及び中学校3年生の副読本として、社会科や公民の授業等での活用を図りながら、子どもたちが区政を学ぶきっかけづくりとしていきます。</p>
15	第 23 条	関係機関については、区内の大学や病院など各分野での連携が重要です。今後は、より一層の国・都・他自治体との連携・交流により、地域の課題を解決していくことが求められます。	<p>区では、早稲田大学、目白大学（短期大学）、工学院大学、学習院女子大学と包括連携協定を締結し、大学の専門性と学生の力を活かしたまちづくりを推進しています。</p> <p>さらに、他の区内大学等においても、災害時の帰宅困難者の一時受入や、商店街振興など様々な分野において連携を深めています。</p> <p>また、医師会や病院などの医療機関については、災害時の援助協力などの協定を締結しています。</p> <p>国・都・他自治体との連携・交流については、友好都市を始めとした自治体との相互協力や、特別区長会全国連携プロジェクトの取組など、緊密な協力関係のもと、地域課題の解決につなげていきます。</p>
16	第 24 条	外国人が住み、働き、学び、また観光客も多く訪れる新宿では、お互いの言語・文化などの理解を深め、国際都市としての自覚を持って取り組んでいくことが必要です。	多文化共生のまちづくりの推進のほか、国外友好都市との交流等を通じて、国際社会との相互理解及び協調を、継続して進めていきます。



## (2) 前文及び各条項に記載されている語句についての課題提起に対する区の考え方

No.	関係条文	指摘事項	考え方
17	前文	「市民権」というのはいろいろ幅があり、条例では、区民という定義を明確にしているので「区民主権」という捉え方も考慮していく必要があると考えます。	「市民」という、一般的な広い概念として「市民権」という表現を用いています。
18	前文	多文化共生社会を実現していく前提として、「多文化共生」の意味や捉え方の議論が必要です。	区では外国人が多いことを区の特性として積極的にとらえ、国籍や民族等の異なる人々が互いに文化的違いを認め、理解し合い、地域社会の構成員として、共に生きていくことが「多文化共生」と考えています。
19	共通	「区民」と「住民」の位置付けの整理や明確化が必要です。条例で「区民」の定義を幅広くとっていることもあり、条例制定時にも議論したのですが、改めて再確認することが必要です。	自治基本条例における「区民」については、条例第2条で示したとおり、住民だけでなく、在勤・在住者を含めるなど定義を広くとっています。
20	第14条	条文には「参加」という言葉が使われていますが、区政や自治への関わりという意味合いから「参画」ということもある。「参加」と「参画」それぞれを定義して使い分けていくことが必要だと考えます。	自治基本条例では、区政に関わることを「参加」としています。

## (3) 条項についての課題提起及びその他の事項に対する対応状況

No.	関係条文	指摘事項	現在の対応状況／考え方
21	第14条	区民の区政への参加及び協働の機会の提供については、若者の区政参加が非常に遅れています。	平成29年度より若者の区への関心を高め、区政への関わりを持つきっかけづくりを目的とし、区内在住の18歳～39歳を対象に「しんじゅく若者会議」を年1回開催しています。 また、20代から30代の若者を中心に、若者同士の出会い・交流及び地域・行政とのつながりをテーマに「若者のつどい」を開催しています。区の施策や事業に対する若者の関心と理解を深めるため、実施内容の工夫に加え、SNSでの情報発信により参加を呼び掛けました。また、平成30年度は、「しんじゅく若者会議」において、本事業の検討を行いました。

22	第21条	<p>区民が主役という観点に立ち、新宿区から区民への権限の移譲の方向性を打ち出していくことが求められます。</p> <p>区民が自ら地域のことを考え、地域自治組織がどのような権限を持つべきなのかという点を考えることが必要であり、その時の受け皿をどうするかを検討しなくてはなりません。</p> <p>また、既存の諸団体との調整も必要です。</p>	<p>条例では、地域の特性を踏まえた住民の自治を尊重し、区民が個性豊かで魅力ある地域づくりを行えるよう、地域自治を推進することなどを規定しています。新たな地域自治組織に関しては、「区民は、地域づくりを行うため、地域の区分ごとに地域自治組織を置くことができる。」と規定しており、これは、地域づくりを行う主体は区民であり、基本理念にある区民が主役の自治の実現を図るとの考えによるものです。</p> <p>しかし、地域の区分や地域自治組織に必要な事項を定めるにあたっては、地域の区分の規模や、既存の様々な団体が活動している中でどのような組織が適切なのか等について整理が必要です。</p> <p>このため、新たな地域自治組織については、自治基本条例の基本理念に基づき、区民・議会・区の三者が、それぞれの立場で一定程度課題を整理し、議論の土台となる共通認識を築いて、引き続き慎重に検討を進めることが必要であると考えています。</p>
23	第25条	<p>検証のあり方やその方法、また、必要な措置について明確にしていくことも必要です。</p>	<p>条例の見直し等については、自治のあり方は、関連する諸制度や、社会経済情勢の変化などに対応しなければならないことから規定したものです。</p> <p>自治基本条例及び関連する諸制度の検証のあり方や方法、必要な措置を明確にすることについては、自治基本条例の基本理念に基づき、区民・議会・区の三者が、議論の土台となる共通認識を築いて、引き続き慎重に検討を進めることが必要であると考えています。</p>
24	第7章・第8章	<p>第7章に規定する「住民投票」及び第8章に規定する「地域自治」に関しては、別途、検討を促進するための方策の工夫が必要です。</p>	<p>住民投票の実施については、投票の対象とすべき事項、選挙で選ばれた長や議会の権限との関係、投票結果の拘束力のあり方など、地方自治制度との関係において検討すべき多くの論点があるほか、外国人の住民投票への参加についても議論があります。</p> <p>また、地域自治組織について、地域の区分や地域自治組織に必要な事項を定めるにあたっては、地域の区分の規模や、既存の様々な団体が活動している中でどのような組織が適切なのか等について整理が必要です。</p> <p>住民投票及び地域自治組織については、自治基本条例の基本理念に基づき、区民・議会・区の三者が、議論の土台となる共通認識を築いて、引き続き慎重に検討を進めることが必要であると考えます。</p>

## 4 総括（まとめ）

平成 26 年度に実施した検証の結果、自治基本条例の各条文に関連する諸制度の運用については様々な指摘事項はありましたが、全体としては、概ね自治基本条例の趣旨に則した施策の運営や取組が行われていると評価されました。

これを踏まえ、平成 30 年度の庁内検証では、平成 26 年度検証時における指摘事項の対応状況について確認するとともに、区民生活に大きく関わる具体的な制度・しくみ、行政サービスなどが条例の趣旨に則して実施されているかについて検証しました。

### 「第5条 区民の権利」について

当条項では、「区政に関する情報を知る権利」、「区政に参加する権利」、「公共サービスを受ける権利」及び「自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利」について区民の権利として規定しています。

今回の検証では、「区政に関する情報を知る権利」として、多様な媒体を活用した区政情報の発信についての取組状況、「区政に参加する権利」として、各分野の計画策定の際などの区民意見の把握や多様な方法による区民参加の取組状況、「自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利」として、学習の機会の提供と地域人材の交流に関する取組状況を検証しました。

#### （1）区政に関する情報を知る権利

前回の検証における「わかりやすさでは、広報しんじゅく等の見やすさ・内容のより一層の工夫、また、今後とも、区政情報の提供に対する説明責任を果たしているかを自覚し努力していくことが必要です。」との指摘事項を踏まえ、広報しんじゅくの配布場所の拡大のほか、平成 28 年 2 月からスマートフォン・タブレット用アプリ「マチイロ」、平成 30 年 10 月から Web 閲覧サービス「マイ広報紙」による電子媒体を使った広報記事の情報発信を開始しています。

また、「必要な情報が探しやすく使いやすい」サイトを目指した区ホームページのカスタマイズやツイッター、フェイスブックでのハッシュタグや画像・動画の利用開始、ケーブルテレビの活用など、様々な手段で区政情報を正確かつ迅速に提供できるよう取組をさらに推進しています。

このため、自治基本条例の趣旨に則して、制度・事業が行われているものと評価します。

今後も、広報しんじゅくを誰にでもわかりやすく親しみやすい、また、手に取りたくなる・読みたくなる紙面となるよう努めるとともに、区公式ホームページやツイッター、フェイスブックも活用して区政情報を正確かつ迅速に提供していきます。

#### （2）区政に参加する権利

区政モニター制度や区民意識調査、パブリック・コメント制度などをはじめ、施策や各分野の計画の策定等の際には、調査やアンケート、各種審議会などの様々な機会を設け区政参加を促進しています。前回の検証における「区民の区政への参加及び協働の機会の提供については、若者の区政参加が非常に遅れています。」という指摘を踏まえ、平成 29 年度からは「しんじゅく若者意識調査」及び「しんじゅく若者会議」を開始し、日頃区政と関わりの少ない若者世代の意識やアイデアを区政に反映させるための仕組みを構築しています。

このため、自治基本条例の趣旨に則して、制度・事業が行われているものと評価します。

今後も、政策などの立案や事業の実施、その評価などの過程において、様々な世代の区民の意見を反映できるよう、多様な方法による区民参加の機会を提供していきます。

### (3) 自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利

生涯にわたり学ぶ権利を保障するため、生涯学習館の運営や各種生涯学習講座の実施、人材交流の促進など、様々な生涯学習の場や機会を提供しています。

このため、自治基本条例の趣旨に則して、制度・事業が行われているものと評価します。

なお、前回の検証における『「自治の担い手」として、「理解する」、「情報を共有する」及び「政策を提言する」ことの前提としての「生涯にわたり学ぶ権利」という観点から論点を整理していく必要があります。』との指摘については、引き続き検討を要しますが、様々な生涯学習の場や機会を提供していくことは、自治の担い手の育成に少なからず寄与しているため、今後も、生涯学習や人材交流の促進に取り組んでいきます。

### 「第6条 区民の責務」について

当条項では、「区民は、区内にともに生きるものとして、互いの自由及び人格を尊重し、良好な地域社会の創出に努めるものとする。」と規定しています。

今回の検証では、良好な地域社会の創出に努めるためには、様々な主体が担い手となることが欠かせないことから、区民との協働により取り組んでいる制度・事業等の取組状況を検証しました。

現在、区では高齢者の見守り・支え合いや子育て支援、健康づくり、公園・道路等の環境美化、まちづくりや学校運営など、様々な分野において協働の機会を設けています。

平成29年度からは地域の健康づくり活動を支援するウォーキングマスターの養成を開始したほか、平成30年2月には多世代が互いに支え合う「地域支え合い活動」の拠点として「薬王寺地域ささえあい館（ささえーる 薬王寺）」を開設するなど取組をさらに推進しています。

また、協働推進基金助成金制度によるNPO法人等の非営利団体が実施する地域課題の解決に向けた事業への助成や、地域活動団体等の連携協力・情報交換の場となる新宿NPO協働推進センターを運営しています。

このため、自治基本条例の趣旨に則して、制度・事業が行われているものと評価します。

今後も、住民だけでなく、新宿区で働く人や学ぶ人、活動する人をはじめ、事業者やNPO法人、ボランティア団体などが担い手となり、積極的に地域に関わることができる協働の機会を提供していきます。

### 「第12条 区の行政機関の責務」について

当条項では、区の行政機関の責務として、「区民に最も身近な行政機関として区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断及び責任の下で職務を執行すること」、「多様な方法により区政運営に関する情報を分かりやすく区民に提供する等、区民への説明責任を果たすこと」が規定されています。

今回の検証では、「区民ニーズの的確な把握」については「第5条 区民の権利」の「区政に参加する権利」で、また、「区民への説明責任」については「第5条 区民の権利」

の「区政に関する情報を知る権利」、「第14条 区政運営の原則」の「区の財政状況の公表」、「第15条 情報公開」及び「第16条 個人情報保護」で検証しており、それぞれ自治基本条例の趣旨に則して、制度・事業が行われているものと評価します。

#### 「第13条 職員の責務」について

当条項では、「公益保護」、「法令遵守」、「公正・公平な職務遂行」、「職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上」について規定しています。

今回の検証では、職員が区民の視点に立って、区の自治の実現を図るために必要である、公益保護及び職員の行動規準やサービスの宣誓、研修・講演会等による職員の育成・能力開発などの制度・事業等の取組状況を検証しました。

区では、公益通報制度により公益を害する事実の早期発見・早期是正を図るとともに、職員が区民の信頼を裏切ることなく、誠実かつ公正・公平に職務を遂行するよう「職員の公正な職務遂行のための行動基準」や「新宿区職員のサービスの宣誓に関する条例」を定めています。

また、職員向けの講演会や研修等を通じて、職員一人ひとりの意識改革や能力の向上に取り組んでいます。その中では、地域でのフィールドワークを行い、まちの歴史や文化、特性などを知ること、現場・現実を重視した政策立案ができる能力の向上にも取り組んでいます。

このため、自治基本条例の趣旨に則して、制度・事業が行われているものと評価します。

今後も、職員が、新宿区を愛するという気持ちを土台として、区民との信頼関係を築きながら現場・現実を重視した政策立案ができるよう意識改革や能力向上に取り組んでいきます。

#### 「第14条 区政運営の原則」について

当条項では、「財政の健全化」、「効果的かつ効率的な公共サービスの提供」、「総合的な計画の策定」、「区の財政状況の公表」、「組織の整備」、「区民の意見把握」、「区民の区政への参加、協働の機会の場の提供」、「行政評価の実施と区政運営への適切な反映」について規定しています。

今回の検証では、財政の健全化及び自主的な財政基盤の確立や財政状況の公表の取組状況、基本構想に基づく総合計画の策定や区政を着実に推進するための組織の整備、区の施策・事業の適切な進行管理を図るための行政評価制度等について検証しました。

区では、実行計画にもとづく事務事業の見直し、行政評価制度の活用等による効果的・効率的な行財政運営の確保等に取り組むとともに、区有財産の有効活用による歳入の確保、特別区民税の滞納対策や国民健康保険のコンビニ収納などの増収対策、税外収入確保の取組など財政基盤の確立を図っています。また、財政状況や予算編成過程等について、広報紙やホームページで公表しています。

また、新宿区基本構想に示す、めざすまちの姿『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまちの実現に向けた、施策の方向性を示した「新宿区総合計画(平成30(2018)年度～39(2027)年度」と、その施策を具体の事業として計画的に実施していくための

行財政計画である「新宿区第一次実行計画（平成30（2018）年度～32（2020）年度）」を平成29年度に策定し、まちづくりを推進しています。

まちづくりの着実な推進にあたり、多様な区政課題に的確に対応し、より効果的、かつ効率的な行政運営を行う必要があるため、組織改正などにより組織体制を整備することで、区民サービスの向上を図るとともに、再任用職員の活用や、指定管理者制度の導入、業務の委託化等により、職員数を見直すなど、定員の適正化に努めています。

このため、自治基本条例の趣旨に則して、制度・事業が行われているものと評価します。

今後も、持続可能で健全な財政基盤を確保し、効果的・効率的な公共サービスの提供に努めるとともに、財政状況に関する説明責任を果たしていきます。また、区の行政機関の役割と責務を実現するため、組織相互間の連携が図れるよう組織の整備・編成を行うとともに、行財政運営のPDCAサイクルを強化し、より効果的・効率的に運用していきます。

なお、「区民の意見把握」については「第5条 区民の権利」の「区政に参加する権利」で、また、「区民の区政への参加、協働の機会の場の提供」については「第6条 区民の責務」で検証しており、自治基本条例の趣旨に則して、制度・事業が行われているものと評価します。

#### 「第15条 情報公開」、「第16条 個人情報保護」について

当条項では、「情報公開」と「個人情報保護」を規定しています。

今回の検証では、公文書公開請求や自己情報開示請求の状況等を踏まえ、区政に関する積極的な情報公開や個人情報の取扱い状況等について検証しました。

区では、様々な情報を収集し、保存し、発信や提供をしています。区が保有する情報については、区民の知る権利を保障し、区の説明責任を全うするため、「新宿区情報公開条例」により取扱いのルールを定め、積極的に公開提供しています。また、個人情報については、「個人情報保護条例」により取扱いのルールを定めるとともに、区民に自己の情報について開示する権利を明らかにしています。

このため、自治基本条例の趣旨に則して、制度・事業が行われているものと評価します。

今後も引き続き、慎重かつ適切に個人情報の保護及び管理を行うとともに、積極的な情報公開を行っていきます。

#### 「第22条 子どもの権利等」について

当条項では、「自らの意見を表明する権利」と「健やかに育つ環境の保障」を規定しています。

今回の検証では、子どもと子育てを社会全体で応援することにより、時代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりに向けた支援施策を検証しました。

毎年実施している「小・中学校フォーラム」では、子どもたちに広く社会への関心を持ってもらうとともに、子どもの意見を区長がしっかりと受け止め、自らの意見が区政に反映される機会を提供しています。

また、平成27年10月から「出産・子育て応援事業」を開始し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援体制を整備するとともに、平成28年度には「新宿区子ども未

来基金」を設置し、子どもの育ちを支援する活動に対して助成を行い、子どもが健やかに育つ環境整備に向けた取組をさらに推進しています。

また、学校教育においても、人権教育の推進や不登校対策、いじめ防止等の取組を行い、子どもの目線から子どもが幸せに生きることができる社会の実現をめざしています。

このため、自治基本条例の趣旨に則して、制度・事業が行われているものと評価します。

今後も、次代を担う子どもたちが社会の一員として意見を表明し、健やかに育つことができるよう子ども・子育て支援や、子どもたちの力を伸ばす学校教育に取り組んでいきます。

### 「第23条 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力」について

当条項では、「国、他の自治体及び関係機関との連携協力」を規定しています。

今回の検証では、友好都市である長野県伊那市との交流・連携事業をはじめ、災害、文化・歴史分野における他の自治体等との連携協力の取組状況を検証しました。

区では、友好都市を始めとした自治体との相互協力や、特別区長会全国連携プロジェクトの取組など、緊密な協力関係のもと、地域課題の解決につなげるための取組を推進しています。

また、他の自治体と災害時の相互援助協定を締結するとともに、関係機関と物資や輸送等の協力に関する協定を締結しているほか、夏目漱石にゆかりのある自治体との連携協力体制を構築し、文化交流・観光交流を深めています。

そのほかにも、区内大学等が持つ専門性や人的資源の活用による区政課題の解決に向けた取組や、医師会や病院などの医療機関との災害時の援助協力など、関係機関と連携を図っています。

このため、自治基本条例の趣旨に則して、制度・事業が行われているものと評価します。

今後も、医療や福祉、環境など様々な分野で広域的又は共通の課題を解決するため、国、東京都、他の自治体や病院、大学、NPO 法人などの関係機関と相互に協力していきます。

### 「第24条 国際社会との関係」について

当条項では、「国際社会との相互理解及び協調」、「多文化共生のまちづくりの推進」を規定しています。

今回の検証では、「国際社会との相互理解及び協調」として、海外友好都市との交流事業、「多文化共生のまちづくりの推進」として、日本語学習の支援や外国人相談窓口の運営等の多文化共生施策の取組状況を検証しました。

外国人が住み、働き、学び、また観光客も多く訪れる新宿では、お互いの言語・文化などの理解を深め、国際都市としての自覚を持って取り組んでいくことが必要です。

このため、海外友好都市との児童・生徒の絵画作品交流や青少年交流事業等を通じて相互理解を推進しています。

また、多文化共生社会の実現をめざし、日本語学習の支援や外国人相談窓口の運営、外国人の情報提供等に取り組むほか、平成29年度からは新たに区役所窓口等においてタブレット端末を利用したテレビ通訳システムを導入するなど、多文化共生施策をさらに充実

しています。

このため、自治基本条例の趣旨に則して、制度・事業が行われているものと評価します。

今後も、海外友好都市との交流事業を通じて、国際社会との相互理解及び協調に努めるとともに、多文化共生社会の実現をめざした施策を行っていきます。

#### まとめ

このように、前回の検証時の指摘事項等を踏まえ、区政情報を積極的に発信するため、スマートフォン・タブレット用アプリ「マチイロ」や、Web 閲覧サービス「マイ広報紙」による電子媒体を使った広報記事の情報発信を開始するなど、様々な手段で区政情報を正確かつ迅速に提供できるよう取組をさらに推進しています。

また、日頃区政と関わりの少ない若者世代の意識やアイデアを区政に反映させるため、平成 29 年度からは「しんじゅく若者意識調査」及び「しんじゅく若者会議」を開始し、区政参加の機会や区民の意見把握の場を広げています。

さらに、区民との協働によるまちづくりを推進するため、平成 29 年度から地域の健康づくり活動を支援するウォーキングマスターの養成を開始したほか、平成 30 年 2 月には「地域支え合い活動」の拠点となる「薬王寺地域ささえあい館（ささえーる 薬王寺）」を開設するなど、多世代が互いに支え合う環境整備を推進しています。

また、子どもが健やかに育つ環境整備に向けて、平成 27 年 10 月から「出産・子育て応援事業」を開始し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援体制を整備するとともに、平成 28 年度には「新宿区子ども未来基金」を設置し、子どもの育ちを支援する活動に対して助成を行っています。

以上のように、様々な分野において新たな取組を展開するとともに、他の制度や取組についても着実に推進しています。



## 第4章 新宿区自治基本条例の検証結果及び必要な措置について

今回の検証では、区民討議会形式による区民検証会議を開催し、自治の担い手である区民に係る2つの条文、第5条「区民の権利」及び第6条「区民の責務」についての検証を行いました。

検証の流れとしては、まず庁内検証を行い、平成30年10月22日に新宿区自治基本条例庁内検証委員会を立ち上げ、平成26年度検証時における指摘事項の対応状況について確認するとともに、区民生活に大きく関わる具体的な制度・しくみ、行政サービスなどが条例の趣旨に則して実施されているかについて検証しました。

庁内検証に当たっては、23の「検証項目」に整理して、関連する制度・事業が自治基本条例の趣旨に則して運用されているかどうかを取組状況等から検証しました。

前回の検証時から、様々な分野において新たな取組を展開するとともに、他の制度や取組についても着実に推進しているものと評価しました。

これを踏まえ、区民検証会議では、区の取組等の情報提供を行った上で、区民の視点から本条例を推進するためのご意見やご提案等をいただき、今後の区政運営に反映させていくこととしました。また、前回の検証では対象としなかった、第7章の「住民投票」及び第8章の「地域自治組織」についても、条文の解説や他自治体の事例、課題などを紹介したうえで、ご意見等をいただきました。

区民検証会議での意見・提案等を踏まえ、区政の情報発信や情報提供の方法についてさらなる工夫を行う必要があります。また、区民の区政参加を促進するための環境整備、区民が生涯にわたり学ぶ機会の促進や講座内容、プログラムのさらなる充実が必要です。

良好な地域社会を創出するために区民の責務として自分にできることについては、個人の意識を向上や、住民同士の相互理解、地域とのつながり・交流を促進するとともに、各々の経験を活かした身近なコミュニティ活動への参加の機会を拡大していく必要があります。

住民投票については、必要性や意義、実施する際の課題等について多岐にわたる意見があげられたため、今後も引き続き課題を整理していく必要があります。

地域自治組織については、既存の町会・自治会の周知や加入促進、開かれた環境づくりなどについての意見があげられたため、町会・自治会のさらなる活性化に向けた支援が必要です。また、地域の区分の規模や、既存の様々な団体が活動している中でどのような組織が適切なのか等について引き続き整理していく必要があります。

今後、庁内検証や区民検証会議でいただいたご意見・ご提案を庁内で共有し、自治基本条例の趣旨に則した効果的な区政情報の提供や区民の区政参加の促進をはじめ各施策・事業の内容や運用方法等に反映していきます。

なお、住民投票及び地域自治組織については、自治基本条例の基本理念に基づき、区民・議会・区の三者が、議論の土台となる共通認識を築いて、引き続き慎重に検討を進めることが必要であると考えます。

今後も適切な対応による、新宿区の更なる自治の推進に向けて取り組んでいきます。

# 資料 1

## 新宿区自治基本条例

〔平成 22 年 10 月 14 日  
新宿区条例第 43 号〕

### 目次

#### 前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）

第 2 章 区民（第 5 条・第 6 条）

第 3 章 議会等（第 7 条－第 9 条）

第 4 章 区長等（第 10 条－第 13 条）

第 5 章 区政運営の原則（第 14 条）

第 6 章 情報公開及び個人情報保護（第 15 条・第 16 条）

第 7 章 住民投票（第 17 条－第 20 条）

第 8 章 地域自治（第 21 条）

第 9 章 子どもの権利等（第 22 条）

第 10 章 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力等（第 23 条・第 24 条）

第 11 章 条例の見直し等（第 25 条）

#### 附則

私たちに繋がる先人たちは、かつて、みどり深き武蔵野大地の一角で集落を形成しました。以来、この地では数限りない人々が、連綿としたいのちの営みを続け、幾星霜の歴史を刻みながら多彩な文化を育んできました。

昭和 22（1947）年に牛込、四谷、淀橋の 3 区が合併して誕生した新宿区は、江戸時代から計画的に市街地として発展した地域、新宿駅を中心にした新興商業地域、丘陵地の高台に位置した純農村地域など、それぞれ地域によって異なる風情を見せ、多様性に富んだまちとして都市化しながら今日に至っています。

私たちの新宿区は、首都東京の中心に位置し、この地には、国内外の人々がともに暮らし、様々な目的を持った多くの人が集い、日々変貌（ぼう）を遂げながら活力のある国際的な都市として重要な存在感を示しています。

私たちの新宿区は、人々が営営として築いてきた価値ある歴史や文化が随所に息づくまちであり、日本を代表する文豪夏目漱石をはじめ幾多の貴重な人材を輩出しています。私たちの新宿区は、また、時代の先端を切り拓（ひら）く新しい文化の発信源として、進取の気風に富み、エネルギーに満ちたまちです。

こうした歴史的文化的遺産や地域の風土は、新宿区が持つ優れた特性として、私たちが誇りとするものです。

今、地域自治の時代を迎えようとしています。

新宿区が持つ特性を生かしながら、安全で安心な社会、持続可能な社会の実現をめざし、情報の共有化や区政参加の促進を図り、成熟した地域自治をこの地新宿に花開かせること

は、私たちに課せられた大きな使命です。

私たちは、新たな時代の流れを深く自覚し、世界の恒久平和や地球環境の保全を希求し、互いの人権や個性を尊重し合いながら、市民主権の下、この地に最もふさわしい私たちが主役の自治を創造します。

私たちは、世界からこの地に集う人々とともに互いの持つ多様性を認め合う多文化共生社会の実現をめざすとともに、新宿区の優れた歴史や文化を世代を超えて継承し、一人ひとりの思いをしっかりと基盤に据えた地方政府を創り上げる決意を込め、ここに新宿区の最高規範としてこの条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、自治の基本理念を明らかにするとともに、これに基づく区政運営の原則並びに区民、新宿区議会（以下「議会」という。）及び新宿区長（以下「区長」という。）の責務等について定め、もって新宿区（以下「区」という。）の更なる自治の実現を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体をいう。
- (2) 公共サービス 公共サービス基本法（平成21年法律第40号）第2条に規定する公共サービスをいう。
- (3) 区の行政機関 区長、新宿区教育委員会、新宿区選挙管理委員会及び新宿区監査委員をいう。
- (4) 職員 次に掲げる者をいう。
  - ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職にある者及び同条第3項に規定する特別職にある者（議員を除く。）で区に勤務するもの
  - イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員で区に勤務するもの

### (基本理念)

第3条 区は、人権を尊重し、一人ひとりを大切にす区政を行う。

- 2 区は、区民が主役の自治の実現を図り、区民は、自治の担い手として地域の課題を解決するものとする。
- 3 区は、地方自治の本旨に基づく基礎自治体であり、確立した自治権をもち、区民自治を基本とした区政を推進する。

(条例の位置付け)

第4条 区は、この条例を区における最高規範とし、他の条例等を制定し、又は改廃するに当たっては、この条例との整合性を図るものとする。

## 第2章 区民

(区民の権利)

第5条 区民は、区政に関する情報を知る権利を有する。

- 2 区民は、公共サービスを受ける権利を有する。
- 3 区民は、区政に参加する権利を有する。
- 4 区民は、区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利を有する。

(区民の責務)

第6条 区民は、区内にともに生きるものとして、互いの自由及び人格を尊重し、良好な地域社会の創出に努めるものとする。

## 第3章 議会等

(議会の設置)

第7条 区に区民の代表機関として、議会を置く。

(議会の責務)

- 第8条 議会は、区民の代表機関として、区民の意思が的確に区政に反映されるよう議決権を行使するとともに、適正な行政運営が行われるよう調査し、監視するものとする。
- 2 議会は、自治体の立法機関として、積極的に政策立案、政策提言を行い、議会活動の活性化に努めるものとする。
  - 3 議会は、議会活動に関する情報を区民と共有し、その説明責任を果たすものとする。

(議員の責務)

- 第9条 議会の議員（以下「議員」という。）は、区民の代表としてその権限及び責任を自覚して行動するものとする。
- 2 議員は、別に定める政治倫理基準その他法令等を遵守し、公正で公平な議会活動を行うものとする。

## 第4章 区長等

(区長の設置)

第10条 区に区の代表として、区長を置く。

(区長の責務)

第11条 区長は、区民の信託にこたえ、公正で公平な区政運営を行うものとする。

(区の行政機関の責務)

第 12 条 区の行政機関は、区民に最も身近な行政機関として区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断及び責任の下で職務を執行するものとする。

2 区の行政機関は、多様な方法により区政運営に関する情報を分かりやすく区民に提供する等、区民への説明責任を果たすものとする。

(職員の責務)

第 13 条 職員は、区を愛し、区民の視点に立って、区の自治の実現に努めるものとする。

2 職員は、区民に最も身近な地方政府の一員であることを自覚するとともに、別に定める公益保護及び職員の行動規準等に関する規程その他法令等を遵守し、公正かつ公平に職務を遂行するものとする。

3 職員は、職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上に努めるものとする。

## 第 5 章 区政運営の原則

(区政運営の原則)

第 14 条 区長は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努めるとともに、公正で公平な視点に立って、効果的かつ効率的な公共サービスの提供に努めるものとする。

2 区長は、公共サービスの提供に当たっては、区の基本構想に基づきその実現のための総合的な計画を定めるものとする。

3 区長は、適切な方法で区の財政状況を公表するものとする。

4 区の行政機関は、組織相互間の連携を図り、一体として行政機能を発揮するよう組織を整備するものとする。

5 区の行政機関は、多様な方法により区民の意見を把握するとともに、区民の区政への参加及び協働の機会を提供するものとする。

6 区の行政機関は、行政評価を実施するとともに、その結果について公表し、区政運営に適切に反映するものとする。

## 第 6 章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

第 15 条 区の行政機関及び議会は、区民の区政に関する情報を知る権利を保障し、これを積極的に公開することにより、区民との共有を図るものとする。

(個人情報保護)

第 16 条 区の行政機関及び議会は、その保有する個人に関する情報を保護し、これを適切に管理するものとする。

## 第7章 住民投票

### (住民投票)

第17条 区は、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について直接住民の意思を問うための投票制度（以下「住民投票」という。）を設ける。

2 住民投票において投票権を有する者は、区内に住所を有する年齢満18年以上の者で別に条例で定めるものとする。

### (住民投票の実施)

第18条 住民投票は、次に掲げる場合に、区長が実施するものとする。

(1) 前条第1項に規定する事項について、区内に住所を有する年齢満18年以上の者で別に条例で定めるものから、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、住民投票を実施するよう請求があったとき。

(2) 前条第1項に規定する事項について、議員の定数の12分の1以上の者から住民投票の実施を求める旨の発議がなされ、議会がこれを議決したとき。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、前条第1項に規定する事項について直接住民の意思を問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

### (住民投票の実施の結果の尊重)

第19条 区は、住民投票の実施の結果を尊重しなければならない。

### (条例への委任)

第20条 前3条に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

## 第8章 地域自治

### (地域自治)

第21条 区は、地域の特性を踏まえた住民の自治を尊重し、区民が個性豊かで魅力ある地域づくりを行えるよう、地域自治を推進する。

2 区の行政機関は、地域自治を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

3 区民は、第1項の地域づくりを行うため、地域の区分ごとに地域自治組織を置くことができる。

4 地域の区分及び地域自治組織に関し必要な事項については、別に条例で定める。

## 第9章 子どもの権利等

### (子どもの権利等)

第22条 子どもは、社会の一員として自らの意見を表明する権利を有するとともに、健やかに育つ環境を保障される。

## 第10章 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力等

(国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力)

第23条 区は、広域的な課題又は共通の課題の解決に当たっては、国、東京都その他の自治体及び関係機関と対等な立場で連携を図り、相互に協力して取り組むものとする。

(国際社会との関係)

第24条 区は、国際都市として自覚を持って、国際社会との相互理解及び協調に努めるものとする。

## 第11章 条例の見直し等

(条例の見直し等)

第25条 区長は、4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度について、区民及び議会とともに検証を行い、この条例の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

1. 「新宿区自治基本条例について」(P143～P156)
  
2. 「討議 2 区政に参加すること、区政情報を知ること  
(区民の権利)」(P157～P165)
  
3. 「討議 3 良好な地域社会を創出するために自分に  
できること(区民の責務)」(P166～P172)
  
4. 「討議 4 住民投票 地域自治組織」(P173～P178)



# 新宿区自治基本条例について

- 「①新宿区自治基本条例の概要」
  - 「②前回の検証会議」
  - 「③今回の検証会議（2月2・3日開催）」
- について説明します。



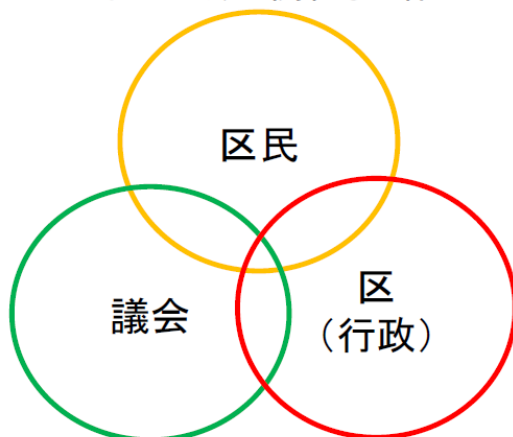
1

## ①新宿区自治基本条例の概要

### 新宿区自治基本条例とは

新宿区自治基本条例とは、新宿区の地域の特性を踏まえ、「新宿区」という単位で物事を考え決める場合の「**自治の基本ルール**」です。

まちづくりに関わる主体



どのような役割を担い、  
どのような方法で  
まちづくりを進めてい  
くか

2

## 新宿区自治基本条例ができるまで

まちづくりに関わる主体である、区民と議会と区（行政）が一体となり、条例の大枠の考え方や課題を検討しました。



## 新宿区自治基本条例ができるまで

**平成19年 2月** 自治基本条例の必要性が、基本構想審議会答申に盛り込まれる

区民、議会、区（行政）による検討を行う

**平成22年 7月** 新宿区自治基本条例の骨子案を作成

区民アンケート、区民討議会、地域懇談会、パブリック・コメントを実施し、さらなる検討を行う

**平成22年 8月** 新宿区自治基本条例の素案を取りまとめる

**平成22年10月** 新宿区自治基本条例の制定

**平成23年 4月** 新宿区自治基本条例の施行

平成19年度から、あしかけ4年にわたって条例の制定に取り組みました。

## 新宿区自治基本条例で定めていること

- ❑ 1 目指すべき「まちの姿」や自治における基本的な考え方、条例の位置付け
- ❑ 2 自治の担い手である「区民・議会・区長」等のそれぞれの責務や関係
- ❑ 3 区民の権利を守るための制度やより良いまちを創っていくための自治体運営のしくみ
- ❑ 4 国、他自治体等との連携・協力
- ❑ 5 条例の見直し等

## 新宿区自治基本条例の体系



## 新宿区自治基本条例の条文の紹介

### 目的(第1条)

この条例は、自治の基本理念を明らかにするとともに、これに基づく区政運営の原則並びに区民、新宿区議会及び新宿区長の責務等について定め、もって新宿区の更なる自治の実現を図ることを目的とする。

### 基本理念(第3条)

- 1 区は、人権を尊重し、一人ひとりを大切にする区政を行う。
- 2 区は、区民が主役の自治の実現を図り、区民は、自治の担い手として地域の課題を解決するものとする。
- 3 区は、地方自治の本旨に基づく基礎自治体であり確立した自治権をもち、区民自治を基本とした区政を推進する。

### 条例の位置付け(第4条)

区は、この条例を区における最高規範とし、他の条例等を制定し、又は改廃するに当たっては、この条例との整合性を図るものとする。



新宿区の紋章 7

## 新宿区自治基本条例の条文の紹介

### 区民の権利(第5条)

- 1 区民は、区政に関する情報を知る権利を有する。
- 2 区民は、公共サービスを受ける権利を有する。
- 3 区民は、区政に参加する権利を有する。
- 4 区民は、区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利を有する。

### 区民の責務(第6条)

区民は、区内にともに生きるものとして、互いの自由及び人格を尊重し、良好な地域社会の創出に努めるものとする。



## 新宿区自治基本条例の条文の紹介

### 議会の責務(第8条)

- 1 議会は、区民の代表機関として、区民の意思が的確に区政に反映されるよう議決権を行使するとともに、適正な行政運営が行われるよう調査し、監視するものとする。
- 2 議会は、自治体の立法機関として、積極的に政策立案、政策提言を行い、議会活動の活性化に努めるものとする。
- 3 議会は、議会活動に関する情報を区民と共有し、その説明責任を果たすものとする。

### 議員の責務(第9条)

- 1 議会の議員は、区民の代表としてその権限及び責任を自覚して行動するものとする。
- 2 議員は、別に定める政治倫理基準その他法令等を遵守し、公正で公平な議会活動を行うものとする。



9

## 新宿区自治基本条例の条文の紹介

### 区長の責務(第11条)

区長は、区民の信託にこたえ、公正で公平な区政運営を行うものとする。

### 区の行政機関の責務(第12条)

- 1 区の行政機関は、区民に最も身近な行政機関として区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断及び責任の下で職務を執行するものとする。
- 2 区の行政機関は、多様な方法により区政運営に関する情報を分かりやすく区民に提供する等、区民への説明責任を果たすものとする。



### 職員の責務(第13条)

- 1 職員は、区を愛し、区民の視点に立って、区の自治の実現に努めるものとする。
- 2 職員は、区民に最も身近な地方政府の一員であることを自覚するとともに、別に定める公益保護及び職員の行動規準等に関する規程その他法令等を遵守し、公正かつ公平に職務を遂行するものとする。
- 3 職員は、職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上に努めるものとする。

10

## 新宿区自治基本条例の条文の紹介

### 区政運営の原則(第14条)①

- 1 区長は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努めるとともに、公正で公平な視点に立って、効果的かつ効率的な公共サービスの提供に努めるものとする。
- 2 区長は公共サービスの提供に当たっては、区の基本構想に基づきその実現のための総合的な計画を定めるものとする。
- 3 区長は、適切な方法で区の財政状況を公表するものとする。
- 4 区の行政機関は、組織相互の連携を図り、一体として行政機能を発揮するよう組織を整備するものとする。



11

## 新宿区自治基本条例の条文の紹介

### 区政運営の原則(第14条)②

- 5 区の行政機関は、多様な方法により区民の意見を把握するとともに、区民の区政への参加及び協働の機会を提供するものとする。
- 6 区の行政機関は、行政評価を実施するとともに、その結果について公表し、区政運営を適切に反映するものとする。

### 情報公開(第15条)

区の行政機関及び議会は、区民の区政に関する情報を知る権利を保障し、これを積極的に公開することにより、区民との共有を図るものとする。

### 個人情報保護(第16条)

区の行政機関及び議会は、その保有する個人に関する情報を保護し、これを適切に管理するものとする。

12

## 新宿区自治基本条例の条文の紹介

### 住民投票(第17条)

- 1 区は、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について直接住民の意思を問うための投票制度を設ける。
- 2 住民投票において投票権を有する者は、区内に住所を有する年齢満18年以上の者で別に条例で定めるものとする。

### 地域自治(第21条)

- 1 区は、地域の特性を踏まえた住民の自治を尊重し、区民が個性豊かで魅力ある地域づくりを行えるよう、地域自治を推進する。
- 2 区の行政機関は、地域自治を推進するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 区民は、第1項の地域づくりを行うため、地域の区分ごとに地域自治組織を置くことができる。
- 4 地域の区分及び地域自治組織に関し必要な事項については、別に条例で定める。

13

## 新宿区自治基本条例の条文の紹介

### 子どもの権利等(第22条)

子どもは、社会の一員として自らの意見を表明する権利を有するとともに、健やかに育つ環境を保障される。



### 国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力(第23条)

区は、広域的な課題又は共通の課題の解決に当たっては、国、東京都その他の自治体及び関係機関と対等な立場で連携を図り、相互に協力して取り組むものとする。

### 国際社会との関係(第24条)

区は、国際都市として自覚を持って、国際社会との相互理解及び協調に努めるものとする。

14

## 新宿区自治基本条例の検証（平成26年度）

● 新宿区自治基本条例の第25条では「4年を超えない期間ごとに、自治基本条例及び関連する諸制度について、区民及び議会とともに検証を行い、条例の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずる。」と定めています。

このため、条例施行から4年目となる平成26年度に検証を行いました。



平成26年7月9日 検証会議設置



15

## 検証結果 全体評価(要旨)(平成26年度)

全体としては、様々な施策が自治基本条例の規定又は、精神に大きく違背しておらず、概ね自治基本条例の趣旨に則した施策の運営や取組が行われていると評価します。

16



## 条文ごとの検証結果と対応(要旨)(平成26年度)

### 「第5条 区民の権利」について

#### 評価

- ◆区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利については、概ね生涯学習の機会の提供及び生涯学習活動の活性化が行われていると評価します
- ◆「自治の担い手」として、「理解する」、「情報を共有する」及び「政策を提言する」ことの前提としての「生涯にわたり学ぶ権利」という観点から論点を整理していく必要があります。

#### 対応

- ・生涯にわたり学ぶ権利を保障するため、様々な生涯学習の場や機会を提供していきます。
- ・町会・自治会などの地域活動に多くの区民が関わることで、自治の担い手として「理解する」、「情報を共有する」及び「政策を提言する」といった自治能力が培われるものと認識しています。区ではこのような活動を支援していきます。



17

## 条文ごとの検証結果と対応(要旨)(平成26年度)

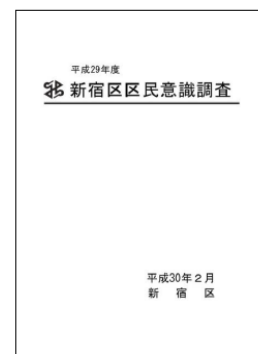
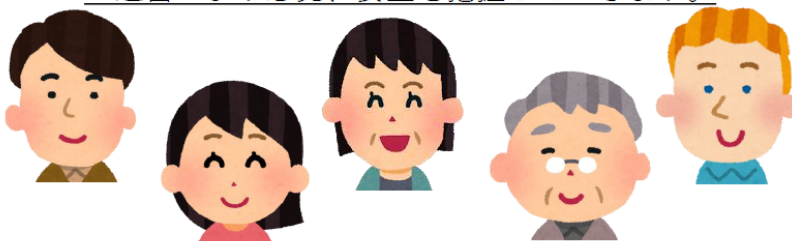
### 「第12条 区の行政機関の責務」について①

#### 評価

- ◆「区民ニーズの的確な把握」に概ね努めていると評価します。
- ◆区民ニーズの把握がどう反映しているか見えるように工夫や努力が必要です。また、若年層や外国人の意見・要望の把握が課題です。

#### 対応

- ・引き続き、区民意識調査やパブリック・コメントにより区民ニーズの把握に努めていきます。
- ・パブリック・コメントの意見と反映結果を公表していきます。
- ・若者から高齢者までの幅広い年齢層や、外国人住民を対象に区民意識調査を実施していきます。また、若者会議や多文化共生まちづくり会議などの運営により意見、要望を把握していきます。



区民意識調査報告書 ↑ 18

## 条文ごとの検証結果と対応(要旨)(平成26年度)

### 「第12条 区の行政機関の責務」について②

#### 評価

- ◆「区民への説明責任」は、区政情報の取得しやすさ、わかりやすさ等という点から、説明責任は概ね果たされていると評価します。
- ◆双方向のやりとりも必要であること、広報しんじゅく等の見やすさ・内容のより一層の工夫等に努力していくことが必要です。

#### 対応

- ・広報紙やホームページ、ツイッターなどにより、取得しやすい、分かりやすい情報提供を行っています。
- ・広報紙については、現在、専門家や区民からご意見を伺い、さらに見やすいものとなるよう検討しています。今後も、区公式ホームページやツイッター、フェイスブックも活用して区政情報を正確かつ迅速に提供していきます。

ホームページ→



↑ 広報紙 19

## 条文ごとの検証結果と対応(要旨)(平成26年度)

### 「第14条 区政運営の原則」について①

#### 評価

- ◆「多様な方法による区民意見の把握」は、概ね条例に則して取り組んでいると評価します。
- ◆意見に対する対応や対応する場合の優先順位の明確化も重要です。

#### 対応

- ・引き続き、区民意識調査や、区民意見システムなどの広聴活動に取り組んでいきます。
- ・区民意見に対する優先順位については、一律に基準等を設けることは困難ですが、地域課題を的確に把握し、優先度を見極めながら、施策や区政運営に反映させていきます。

#### 評価

- ◆「組織相互の連携を図り一体として行政機能を発揮する組織の整備」は、概ね条例に則して取り組んでいると評価します。
- ◆組織の整備については、「組織相互の連携」や「一体として行政機能を発揮する」ことについての更なる取組が必要とされます。

#### 対応

- ・組織相互間の連携を図り、行政の一体的・総合的な機能を発揮させるため、「組織検討会」で検討のうえ組織の再編に取り組んでいきます。

## 条文ごとの検証結果と対応(要旨)(平成26年度)

### 「第14条 区政運営の原則」について②

#### 評価

- ◆「区民の区政への参加及び協働の機会の提供」は、概ね条例に則して取り組んでいると評価します。
- ◆区の施策の計画段階から区民参加の機会を設けることや、いわゆるサイレント・マジョリティなどへの働きかけが求められます。
- ◆NPO、地域活動団体、企業、大学など新宿区の地域の実情に即した多様な主体の参加と協働のしくみが形成されていくことを期待します。

#### 対応

- ・区民の区政参加及び協働の機会の提供に取り組んでいきます。
- ・平成30年度からの10年を展望する総合計画の策定にあたっては、計画作成前から町会・自治会、地区協議会、各種審議会委員への意見聴取を行いました。また、無作為抽出で選ばれた区民討議会や、インターネットアンケートにより、いわゆるサイレント・マジョリティを含めた区民の区政参加を促進しました。
- ・NPOなどの地域活動団体への助成や、大学等と連携した地域の活性化、医療機関や企業との連携など、様々な主体との協働を推進していきます。



21

## 条文ごとの検証結果と対応(要旨)(平成26年度)

### 「第22条 子どもの権利等」について

#### 評価

- ◆子どもの「自らの意見を表明する権利」や「健やかに育つ環境の保障」は、概ね行われていると評価します。
- ◆子ども自らの意見表明の場や環境を、更に設ける必要があります。また、区政参加やまちづくりへの参加の権利も必要と考えます。

#### 対応

- ・子どもが自ら意見を表明できる環境づくりなどに取り組んでいきます。
- ・具体的には、小・中学生フォーラムを開催し、児童・生徒が調べたり考えたりを発表し、区長と意見交換を行う機会を設けています。また、児童館等の行事に子どもがスタッフとして、企画・運営等を行うことで、子どもの区政参加やまちづくりへの意識の醸成を行っています。
- ・学校では、児童会・生徒会活動等において、児童・生徒が自らの考えを表明し、よりよい学校づくりに参画することで、社会の一員としての自覚が芽生えるようにしています。



22

## 前文及び条文全体について(意見・課題)(平成26年度)

## (1) 語句についての課題提起

『市民主権』	「市民主権」というのはいろいろ幅があり、条例では、区民という定義を明確にしているので「区民主権」という捉え方も考慮していく必要があると考えます。
『多文化共生社会の実現』	多文化共生社会を実現していく前提として、「多文化共生」の意味や捉え方の議論が必要です。
『区民』と『住民』	「区民」と「住民」の位置付けの整理や明確化が必要です。条例で「区民」の定義を幅広くしていることもあり、条例制定時にも議論したのですが、改めて再確認することが必要です。
『参加』	条文には「参加」という言葉が使われていますが、区政や自治への関わりという意味合いから「参画」ということもある。「参加」と「参画」それぞれを定義して使い分けていくことが必要です。

23

## 前文及び条文全体について(意見・課題)(平成26年度)

## (2) 条項についての課題提起

第14条 区政運営の原則	区民の区政への参加及び協働の機会の提供については、若者の区政参加が非常に遅れています。(※現在は若者会議やインターネット意識調査により若者の区政参加の促進に取り組んでいます。)
第21条 地域自治	区民が主役という観点に立ち、区から区民への権限移譲の方向性を打ち出すことが求められます。地域自治組織の権限について考える必要があります。また、既存の諸団体との調整も必要です。
第25条 条例の見直し等	今回の検証会議では、条例に規定する関連諸制度の評価という側面から検証を行いました。今後は、検証のあり方やその方法、また、必要な措置について明確にしていくことも必要です。

## (3) その他の事項

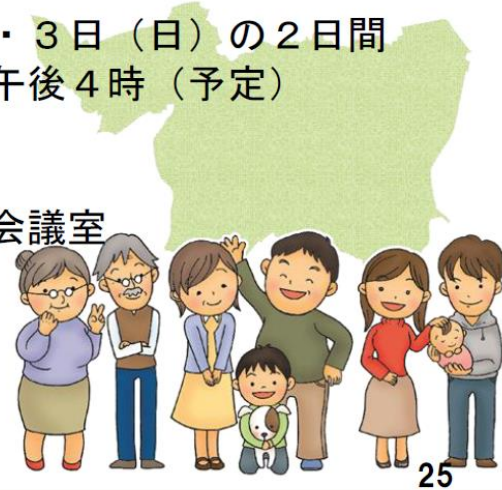
今回の検証の対象とならなかった、第7章に規定する「住民投票」及び第8章に規定する「地域自治」に関しては、別途、検討を促進するための方策の工夫が必要です。

24

## 新宿区自治基本条例に関する区民検証会議 (平成30年度)

平成30年度の区民検証会議を次のとおり開催します。

- 1 開催日程  
平成31年2月2日(土)・3日(日)の2日間  
両日とも午前9時30分～午後4時(予定)
- 2 会場  
新宿区役所本庁舎5階・大会議室
- 3 参加者  
区民60人  
\*無作為抽出50人  
\*公募10人



## 区民検証会議の参加者

平成30年度の区民検証会議では、より多くの区民の方にご参加いただきたいと思います。

区政に対して、日頃、発言する機会の少ない区民の参加を促進するため

自治基本条例に興味がある区民から意見をお聴きするため

無作為抽出で  
参加者を募る

公募で  
参加者を募る

## 区民検証会議の進め方①

### 参加者のグループ分け

参加者を3つのグループに分け、さらにグループ内を4～5名からなる班に分けます。

### 情報提供

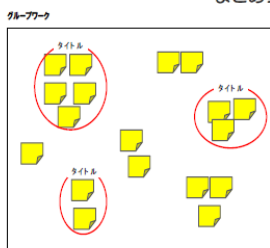
討議の前に情報提供を行います。参加者がテーマに沿った意見交換を活発に行えるよう、テーマごとに事業内容等を説明します。



### 参加者だけで討議・意見を集約・投票

討議は、参加者だけで班ごとに行います。各グループごとに、討議の進め方について補助するファシリテーターがいます。ただし、ファシリテーターは討議には参加しません。

班の討議は、付箋等を使いながら模造紙等にまとめ、班としての意見を集約し、班ごとにグループ内で発表します。参加者は、互いに各班の発表を聞き、各班への投票を行います。



まとめシート(イメージ)

「わたしたちが導入する改善案！」

グループ	発表
1.	
2.	
3.	

※上記のほかに、抽選した意見

27

## 区民検証会議の進め方②

### タイムスケジュール(予定)

《 1日目：2月2日(土) 》

※討議の前に情報提供(区の取組の説明)を行います。

時刻	時間	テーマ
9:30~9:45	0:15	開会式・全体ガイダンス
9:45~12:15	2:30	討議1 参加者がスムーズに討議を行えるよう、身近な話題をテーマに話し合います
12:15~13:15	1:00	休憩・昼食
13:15~15:45	2:30	討議2 区政に参加すること、区政情報を知ることについて話し合います(区民の権利)
15:45~16:00	0:15	1日目のまとめ

《 2日目：2月3日(日) 》

※討議の前に情報提供(区の取組の説明)を行います。

時刻	時間	テーマ
9:30~9:45	0:15	全体ガイダンス
9:45~12:15	2:30	討議3 良好な地域社会を創出するために自分にできることについて話し合います(区民の責務)
12:15~13:15	1:00	休憩・昼食
13:15~15:45	2:30	討議4 住民投票、地域自治組織について話し合います 自由意見 条例のその他事項、感想について話し合います
15:45~16:00	0:15	2日目のまとめ、閉会式

28

## 討議2

# 区政に参加すること、 区政情報を知ること (区民の権利)

平成31年2月2日



新宿区  
SHINJUKU CITY

1

### 区民の権利

第5条 区民は、**区政に関する情報を知る権利**を有する。

2 区民は、**公共サービスを受ける権利**を有する。

3 区民は、**区政に参加する権利**を有する。

4 区民は、**区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利**を有する。

新宿区  
SHINJUKU CITY

2

## 区民の権利

### 1 区民は、**区政に関する情報を知る権利**を有する。

#### 解説

■ 「区政に関する情報を知る権利」は、単に区政に関する情報を受けとるだけでなく、自ら区政に関する情報の提供を求めたり、内容の理解を深めたりすることができる権利をいいます。



### 2 区民は、**公共サービスを受ける権利**を有する。

#### 解説

■ 「公共サービスを受ける権利」は、地方自治法第10条第2項で保障されている権利を含め、公共サービスを受ける権利を包括的に規定しています。ここでは、一般的に用いられている「行政サービス」ではなく、より広い概念として公共サービス基本法で定義されている「公共サービス」という用語を用いることとしています。



## 区民の権利

### 3 区民は、**区政に参加する権利**を有する。

#### 解説

■ 「区政に参加する権利」は、政策などの立案、事業の実施、その評価などの様々な過程において意見を述べたり、事業の担い手として、また、受け手として参加するなど、多様な方法による区民の参加を保障するものです。



### 4 区民は、**区の自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利**を有する。

#### 解説

■ 「自治の担い手として、生涯にわたり学ぶ権利」は、地域自治を推進していく上で、生涯にわたって学習することが必要であるとの考えから、区民の権利として盛り込んでいます。  
「生涯にわたり学ぶ」とは、「理解する」、「情報を共有する」、「政策を提言する」の前提としての意味合いを含んでいます。





## A 区政情報を知る権利に対する区の主な取組紹介

### ■ 広報しんじゅく・くらしのガイド

- ◆ 「広報しんじゅく」は、月3回発行し、日刊6紙に折り込みのほか区の施設や駅、郵便局、スーパー・コンビニエンスストア、公衆浴場等で配布するとともに個別配達もしています。

- ▶ 発行部数（平成30年9月時点）：13万部  
うち 折り込み配達数：106,000件 個別配達数：5,600件

- ◆ より多くの方に区政情報を提供できるよう、スマートフォン・タブレット用アプリ「マチイロ」を平成28年2月に開始しました。広報しんじゅくをバックナンバーを含めて閲覧できるほか、「子ども」「健康」など登録した気になる分野の新着情報も入手できます。

- ▶ マチイロ登録者数（平成30年9月末現在）  
：2,605名（区内：2,094名 区外：511名）

- ◆ 「マイ広報紙」は平成30年10月から開始し、カテゴリーごとに記事を検索でき、興味のあるカテゴリーをマイページに登録しておくで見つきたい情報が効率的に探せます。

- ◆ 「くらしのガイド」は隔年で発行し、地図とともに全戸配布しており、区の窓口や郵送でも配布しています。行政情報のほか、防災情報や新宿のまちの魅力を伝える特集記事などを掲載しています。



▲ 広報しんじゅく



▲ QRコード：マイ広報紙「広報しんじゅく」のページ

## A 区政情報を知る権利に対する区の主な取組紹介

### ■ ホームページ

- ◆ 「ホームページ」では、くらし、イベント、事業者向けの情報などをお知らせするほか、緊急情報や注目情報を随時更新しています。

- ▶ 日平均アクセス数(平成29年度)：44,416pv  
▶ 日平均閲覧者数(平成29年度)：16,340人

- ◆ 必要な情報が探しやすく使いやすいサイトに向けて、様々な取組を進めています。

- ・画面のワイド表示、スマートフォン版表示画面への自動切替に対応した新サイトの公開(平成26年度)
- ・より細かな検索やカスタマイズが可能なサイト内検索機能を導入(平成28年度)
- ・サイト内検索を「あいまい検索」に対応させるためのカスタマイズ等を予定(平成30年度)



▲ 新宿区公式ホームページ

### ■ ツイッター、フェイスブック

- ◆ 「ツイッター」「フェイスブック」を活用し、区のイベントや事業の案内や緊急時は地震や台風等の関連情報を発信しています。

- ・ハッシュタグや画像の積極的な利用を開始(平成29年度)
- ・動画配信の試行(平成30年度)
- ▶ ツイッター累計フォロワー数(平成29年度末)：6,900名
- ▶ フェイスブック累計「いいね！」数(平成29年度末)：1,139件



▲ 新宿区公式ツイッター

## A 区政情報を知る権利に対する区的主要な取組紹介

### ■ ケーブルテレビを活用した広報番組

- ◆ 映像を通して分かりやすく区政情報を発信するため、広報番組を制作し、区内ケーブルテレビ局（ジェイコム港新宿）で放送しています。また、区ホームページ・YouTubeで動画配信しているほか、図書館でDVDを貸し出しています。



▲広報番組「わたしのまち新宿」

- ▶ 「こんにちは新宿区長です！」（20分番組、年2本制作）  
区長自ら、最新の区政情報などを説明するほか、体験などを交えながら分かりやすく情報を発信しています。
- ▶ 「わたしのまち新宿」（20分番組、年4本制作）  
学校の取組の紹介や、地域に根付いた観光施設にもなっている銭湯などの個性あふれる地域の魅力をレポートし、新宿自慢の「地域力」を発信しています。

### ■ 街頭大型ビジョンを活用した区政情報の提供

- ◆ 区内の街頭大型ビジョンを活用し、イベントのPRや、防災・障害者理解・DV防止・受動喫煙防止・食品ロス削減など、様々な啓発を行っています。



▲ユニカビジョン

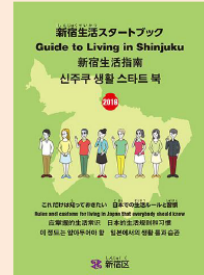
- ▶ 区内街頭大型ビジョン 7か所
  - ・アルタビジョン ・ユニカビジョン ・フラッグスビジョン
  - ・MONOKROMビジョン ・メトロコンコースビジョン
  - ・新宿M-SQUAREビジョン ・K-Plusビジョン

◀メトロコンコースビジョン

## A 区政情報を知る権利に対する区的主要な取組紹介

### ■ 外国人への情報提供

- ◆ 外国人向け生活情報・行政情報を原則4言語(日本語ルビつき、英語、中国語、ハングル)で提供しています。



▲「新宿生活スタートブック」

- ▶ 外国語広報紙「しんじゅくニュース」の発行（年4回発行）
- ▶ 外国語生活情報紙の発行（年1回発行）
- ▶ 外国語ホームページの運営（月3回更新）
- ▶ 新宿生活スタートブックの発行（日本語ルビつき、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、ミャンマー語）
- ▶ 外国語版SNSの運用（Twitter、Facebook、LINE@、微博〈Weibo〉）

- ◆ 各分野・事業ごとに必要に応じて外国語による情報提供を行っています。

- ▶ 資源・ごみの分け方・出し方（英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ミャンマー語・ネパール語・フランス語・タイ語・タガログ語・アラビア語）
- ▶ 国民健康保険のご案内（英語・中国語・韓国語）
- ▶ 介護保険べんり帳（英語・中国語・韓国語）
- ▶ 新宿区立の小中学校への入学案内 日本語・英語・中国語・韓国語・フランス語・タガログ語・ミャンマー語・ネパール語



▲「資源・ごみの分け方・出し方（ミャンマー語）」

## A 区政情報を知る権利に対する区の主な取組紹介

### ■ 情報公開制度

- ◆ 区では、様々な情報を収集し、保存し、発信や提供をしています。区が保有する情報については、区民の知る権利を保障し、区の説明責任を全うするために、情報公開条例により取扱いのルールを定め、積極的に公開・提供をしています。

▶ 公文書公開請求・申出件数(平成29年度)：272件

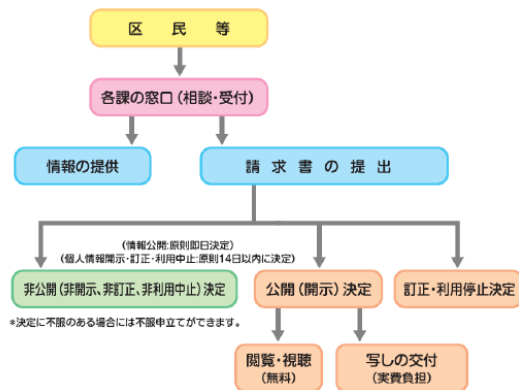


### ■ 個人情報保護制度

- ◆ 個人情報保護条例により、区における個人情報の取扱いのルールを定めるとともに、区民等に自己の情報について開示する権利を明らかにし、基本的人権を擁護しています。

▶ 自己情報開示請求件数(平成29年度)：194件

● 情報公開・個人情報開示（訂正、利用中止）の手続きの流れ●



## B 区政に参加する権利に対する区の主な取組紹介

### ■ アンケート区政モニター

- ◆ 若年層や勤労世帯を含むより幅広い層の区民意見の聴取を行うため、無作為抽出による区の依頼を引き受けていただいた1,000人（任期1年）に郵送によるアンケート調査（年4回）を実施し、その結果を区政運営に反映させています。

### ■ 区民意識調査

- ◆ 区政運営の基本となる重要な課題に対する区民の意向・要望や意識等を把握し、区政運営に反映させるため、無作為抽出による2,500人を対象とした調査を実施しています。

▶ 平成29年度実績

- ・ 標本数：2,500人
  - 〔 日本国籍2,158人 〕
  - 〔 外国籍342人 〕
- ・ 有効回収率：50.3%
  - 〔 日本国籍53.4% 〕
  - 〔 外国籍26.0% 〕

◇ 「ずっと住み続けたい」「できれば住み続けたい」の《定住意向》が8割弱を占める

問2 あなたは、これからも新宿区に住み続けたいですか。(〇は1つ)

	日本国籍	外国籍	[全体]
1 ずっと住み続けたい	35.5 %	24.7	[35.1]
2 できれば住み続けたい	43.7	58.4	[44.4]
3 できたら区外に転出したい	6.9	7.9	[6.9]
4 すぐにも転出したい	1.1	-	[1.1]
5 わからない	9.5	5.6	[9.1]
(無回答)	3.3	3.4	[3.3]

## B 区政に参加する権利に対する区の主な取組紹介

### ■ パブリック・コメント制度

- ◆ 区民の生活に広く影響を及ぼす施策等を決定するときに、事前に案を公表し、区民の皆さんからいただいたご意見等を踏まえた施策等の決定を行うとともに、寄せられたご意見とそれに対する区の考え方を公表する制度です。



▶ 平成29年度実績

- ▶ 実施件数：19件 ・ 延べ日数：588日 ・ 1件当たり平均日数：30.9日
- ▶ 延べ件数／延べ人数：2,123件／386人

### 平成29年度にパブリック・コメントを実施した19件

- ①基本計画
- ②第一次実行計画
- ③まちづくり長期計画
- ④第三次環境基本計画
- ⑤一般廃棄物処理基本計画
- ⑥耐震改修促進計画
- ⑦地方税に関する事務全項目評価書
- ⑧住民基本台帳に関する事務全項目評価書
- ⑨住宅宿泊事業の適正な運営に関する新宿区ルール
- ⑩空家等対策計画
- ⑪自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画
- ⑫高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画
- ⑬健康づくり行動計画
- ⑭障害者計画、第1期障害児福祉計画・第5期新宿区障害福祉計画
- ⑮教育ビジョン
- ⑯産業振興プラン
- ⑰第三次男女共同参画推進計画
- ⑱住宅マスタープラン
- ⑲みどりの基本計画



## B 区政に参加する権利に対する区の主な取組紹介

### ■ 区民討議会

- ◆ 多様な区民の意見を聴くための一つの手法で、住民基本台帳などから無作為に抽出した方々を対象に参加依頼を行い、参加者による特定のテーマについてのグループ討議などを通して、日頃、区政に参加する機会が少ない区民の皆さんからのご意見を伺っています。

- ▶ 新宿区自治基本条例のための区民討議会(平成22年度)
- ▶ 新宿区第二次実行計画策定に向けた区民討議会(平成23年度)
- ▶ 新宿区総合計画策定に向けての区民討議会(平成28年度)
- ▶ 新宿区第一次実行計画策定に向けた区民討議会(平成29年度)



▲「新宿区第一次実行計画策定に向けた区民討議会」

### ■ 各種審議会・協議会等

- ◆ 施策の基本方針や個別分野の計画策定等にあたり、審議会等を設置し専門的な視点からの検討を行っています。その際、公募による区民委員を委嘱し政策などの策定段階から区民の立場からの意見を検討に反映しています。

#### どんな審議会・協議会があるの？

- ・ 情報公開・個人情報保護審議会 ・ 行政評価委員会 ・ 多文化共生まちづくり会議
- ・ 文化芸術振興会議 ・ 高齢者保健福祉推進協議会 ・ 障害者施策推進協議会 ・ 子ども・子育て会議
- ・ みどりの推進審議会 ・ 環境審議会 ・ 都市計画審議会 ・ 景観まちづくり審議会 など

## B 区政に参加する権利に対する区の主な取組紹介

### ■ 若者の区政参加の促進

持続的に発展するまちづくりを進めるには、長期的な将来展望を視野に入れた区民参加が不可欠であり、とりわけ次世代を担う若者の参加が重要なため、平成29年度から「しんじゅく若者会議」と「しんじゅく若者意識調査」を実施しています。

#### ◆ しんじゅく若者会議

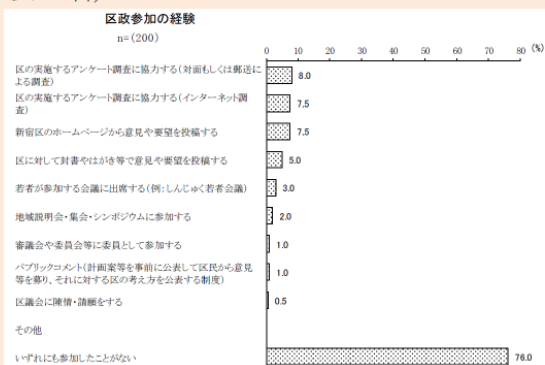
日頃、区と関わりの少ない若い世代の方の、区への関心を高め、区政への関わりを持つきっかけづくりを目的とし、公募及び無作為抽出による区の依頼を引き受けていただいた区内在住の18歳～39歳を対象に年1回会議を開催しています。

▶ 参加者数(平成29年度)：63名(男32名、女31名)

#### ◆ しんじゅく若者意識調査

区内在住の18～39歳の若者に対してインターネットによるアンケート調査を実施しています。「居住意向」「居住年数」「区政への関心」「区の行政サービスに関する情報の入手方法」などの区政への関心度を調査し、今後の若者に対する施策に反映し、事務事業等に活かしています。

▶ 回収数(平成30年度)  
：200名(男女各100名)



## C 生涯にわたり学ぶ権利に対する区の主な取組紹介

### ■ 生涯学習館

◆ 区民等の学習・集会・文化活動などの場として団体のほか個人でも利用できる施設で、新宿区には5館の生涯学習館があります。

▶ 全館の利用者合計(平成29年度)：延べ277,279人



▲住吉町生涯学習館での陶芸教室

### ■ 各種 生涯学習講座

◆ 新宿未来創造財団では、区民の多様なニーズに応えるための生涯学習講座を多数実施しています。また、区内の生涯学習活動団体の区民向け自主企画講座の開催を支援することにより、区民の多様なニーズに応えています。



#### どんな講座を実施してるの？

- ・ 秋を楽しむ和菓子作り講座
- ・ 茶の湯体験教室
- ・ 寄席演芸講座
- ・ つくって弾こう♪ウクレレ講座
- ・ はじめての囲碁教室 など



## C 生涯にわたり学ぶ権利に対する区の主な取組紹介

### ■ふれあいトーク宅配便

◆新宿区の職員が、地域や区民の皆さんのもとへ出向き、区の事業の説明や職員の専門的知識を活かした話などをお届けします。高齢者の健康、介護予防など身近な暮らしの問題から、区議会や政策などの専門的課題など様々な講座を町会・PTA・高齢者クラブ・地域で活動する団体・学習グループ・学校の授業などで活用できます。

▶利用者団体数(平成29年度)：39団体(1,274人)

## 6つのジャンル 130講座

### 行政について



■区の計画行政や区財政など

### 福祉・健康・衛生について



■健康づくりや就労支援事業など

### 文化・スポーツについて



■生涯学習やスポーツなど

### 育児・教育について



■新宿の歴史や乳幼児の育児など

### 暮らしと住まいについて



■地域の防犯対策や地震対策など

### 仕事について



■各課(所)の仕事など

## C 生涯にわたり学ぶ権利に対する区の主な取組紹介

### ■スポーツコミュニティの推進

◆子どもから高齢者まで、また障害のあるなしに関わらず、ライフステージ等に応じた多様なスポーツに親しめる機会を提供しています。

▶事業数/参加人数(平成29年度)  
：11回/344人



▲体操教室  
～田中光の目からウロコの斬新レッスン～

### 30年度の実施内容<小学生対象>

6月17日(日)	水泳教室 ～夏に向けて、泳力アップ～
7月29日(日)	体操教室 ～田中光の目からウロコの斬新レッスン～
8月25日(土)	バスケットボール教室 ～元日本代表選手が教える極意～
9月29日(土)	野球教室 ～元メジャーリーガーが教える正しい投球フォーム～
10月21日(日)	ウィルチェアーラグビー教室 ～車いすスポーツの楽しさを知ろう～ 車いすバスケットボール教室 ～アツいバラスポーツを楽しもう！～
10月28日(日)	陸上教室 ～走るのがもっと楽しくなる綺麗なフォーム～
11月18日(日)	サッカー教室 ～元日本代表が教えるサッカーの基本～

# C 生涯にわたり学ぶ権利に対する区の主な取組紹介

## ■新宿未来創造財団のスポーツ講座(レガスポ！)

**リラックス系**

楽々足腰健康体操 9:30-10:30 / 90分  
足腰の健康を守り、高齢者まで楽しく運動できる力が身につく講座です。

ルーシーダットン(タイヨガ) 9:30-10:30 / 60分  
シニアが第一線で活躍するアパレル、美容師の方を講師としてお招きし、ヨガの効果を体感していただきます。

ゆったり骨盤体操 10:55-11:55 / 60分  
骨盤の歪みは姿勢と健康の鍵。骨盤のゆがみをリセットし、骨盤を整え、ゆとりある姿勢を身につけていただきます。

リラクゼーションヨガ 10:55-11:55 / 60分  
ゆとりとした姿勢と健康の鍵。骨盤を整え、ゆとりある姿勢を身につけていただきます。

ピラティス 10:55-11:55 / 60分  
骨盤の歪みは姿勢と健康の鍵。骨盤を整え、ゆとりある姿勢を身につけていただきます。

24式太極拳 14:15-15:15 / 60分  
太極拳の基礎となる動作を繰り返し練習し、精神や心もゆとりと整います。

**月から土まで**

**レガスポ！**  
多彩なスポーツプログラム

各講座開始20分前から先着順で定員まで受け付けます。

※ただし本講座中休みの日(お盆・お正月)は15分前からです。

受付は講座開始20分前からです。講座開始後20分過ぎると受付できません。講座開始後20分過ぎると受付できません。講座開始後20分過ぎると受付できません。

男女別受講可  
乳幼児同伴可  
託児サービス  
託児サービス  
託児サービス

**託児サービス**

マップのプログラムで実施。講座に追加で、お申し込みください。お申し込みください。お申し込みください。

●定員：15名(下巻の「前・後編」15名)  
●対象：生後6か月以上の幼児(1歳未満は保護者同伴で受講可)  
●費用：1人1回100円(お昼食代別) ※お申し込み時にお支払いください。  
●お申し込み：お申し込みは講座開始前まで。お申し込みは講座開始前まで。お申し込みは講座開始前まで。

●お問い合わせ：03-3232-7701

**アクティブ系**

コンディショニングストレッチ 9:30-10:30 / 60分  
心身の健康を保つためのストレッチ。心身の健康を保つためのストレッチ。心身の健康を保つためのストレッチ。

リフレッシュエアロ 10:55-11:55 / 60分  
心身の健康を保つためのエアロビクス。心身の健康を保つためのエアロビクス。心身の健康を保つためのエアロビクス。

アクティブエナジーYOGA 10:55-11:55 / 60分  
心身の健康を保つためのヨガ。心身の健康を保つためのヨガ。心身の健康を保つためのヨガ。

ウェルネスボクシング 10:55-11:55 / 60分  
心身の健康を保つためのボクシング。心身の健康を保つためのボクシング。心身の健康を保つためのボクシング。

ダンスエクササイズ 9:30-10:30 / 60分  
心身の健康を保つためのダンスエクササイズ。心身の健康を保つためのダンスエクササイズ。心身の健康を保つためのダンスエクササイズ。

ダンスエクササイズ 10:55-11:55 / 60分  
心身の健康を保つためのダンスエクササイズ。心身の健康を保つためのダンスエクササイズ。心身の健康を保つためのダンスエクササイズ。

ダンスエクササイズ 12:50-13:50 / 60分  
心身の健康を保つためのダンスエクササイズ。心身の健康を保つためのダンスエクササイズ。心身の健康を保つためのダンスエクササイズ。

ダンスエクササイズ 14:15-15:15 / 60分  
心身の健康を保つためのダンスエクササイズ。心身の健康を保つためのダンスエクササイズ。心身の健康を保つためのダンスエクササイズ。

**ダンス系 "レガスポ"スタイル**

ハワイアンフラ 10:55-11:55 / 60分  
ハワイアンフラの魅力を体験。ハワイアンフラの魅力を体験。ハワイアンフラの魅力を体験。

バレエエクササイズ 12:50-13:50 / 60分  
バレエエクササイズの魅力を体験。バレエエクササイズの魅力を体験。バレエエクササイズの魅力を体験。

ZUMBA 12:50-13:50 / 60分  
ZUMBAの魅力を体験。ZUMBAの魅力を体験。ZUMBAの魅力を体験。

リラクゼーションフラ 14:15-15:15 / 60分  
リラクゼーションフラの魅力を体験。リラクゼーションフラの魅力を体験。リラクゼーションフラの魅力を体験。

**アーク系**

アーク系プログラム 14:00-14:50 / 60分  
アーク系プログラムの魅力を体験。アーク系プログラムの魅力を体験。アーク系プログラムの魅力を体験。

アーク系プログラム 14:00-14:50 / 60分  
アーク系プログラムの魅力を体験。アーク系プログラムの魅力を体験。アーク系プログラムの魅力を体験。

アーク系プログラム 14:00-14:50 / 60分  
アーク系プログラムの魅力を体験。アーク系プログラムの魅力を体験。アーク系プログラムの魅力を体験。

**親子でいっしょにレッスン**

親子3B体操 9:30-10:30 / 60分  
親子3B体操の魅力を体験。親子3B体操の魅力を体験。親子3B体操の魅力を体験。

産後ヨガ 10:55-11:55 / 60分  
産後ヨガの魅力を体験。産後ヨガの魅力を体験。産後ヨガの魅力を体験。

産後ボクシング 10:55-11:55 / 60分  
産後ボクシングの魅力を体験。産後ボクシングの魅力を体験。産後ボクシングの魅力を体験。

# C 生涯にわたり学ぶ権利に対する区の主な取組紹介

## ■生涯学習・地域人材交流ネットワーク

- ◆ 新宿未来創造財団では、新宿区で活動する指導者や、生涯学習の仲間を探したり、ボランティア活動を探することができる人材情報検索・照会システム「新宿地域人材ネット」を運用しています。
- ◆ 文化やスポーツ・国際理解・芸術など幅広い分野の区内地域人材を発掘・登録し、活用することによって、地域住民の生涯学習活動を区民が支援する仕組みをつくるとともに、人材の交流を促進しています。
- ◆ ネットワークに登録していただいた方には、新宿シティハーフマラソン等で活動していただくほか、区民による活用を一層促進することによって、登録人材が実際に地域で活動する機会を増やしていきます。

▶ 登録数(平成29年度末時点)：929人



▲「新宿地域人材ネット」



▲新宿シティハーフマラソンでのボランティア

## 討議3

# 良好な地域社会を創出するために 自分にできること(区民の責務)

平成31年2月3日



 新宿区  
SHINJUKU CITY

1

## 区民の責務

第6条 区民は、区内にともに生きるものとして、互いの自由及び人格を尊重し、良好な地域社会の創出に努めるものとする。

### 解説

■新宿区は国内外から様々な目的をもった人が集うまちであり、ともに暮らすまちです。

区民は、この地(区内)にともに生きるものとして、お互いに個人の自由と人格を尊重することが大切なことは当然なことと誰もが考えていることと思います。

更に、もう一方で地域社会との協調を図り、良好な地域社会を創出することも重要なことであるという主旨を区民の責務として盛り込んでいます。



 新宿区  
SHINJUKU CITY

2



## A 区民等との協働により取り組んでいる区の主な事業紹介

### ■ 健康づくり・介護予防の推進

#### ◆ ウォーキングマスターの養成

歩くことの楽しさを広め、地域の健康づくり活動を支援するウォーキングマスターを養成し、地域でウォーキングを広める活動や、ウォーキングイベントのサポート等を行っています。

▶ 講座修了者(平成30年11月末現在)：61名



▲しんじゅくシティウォーク（ウォーキング大会）

#### 新宿区オリジナル筋力トレーニング

#### ◆ 「しんじゅく100トレ」の開発・地域展開

高齢者が容易に通える範囲に、週1回以上継続して、ゆっくり繰り返し負荷をかけ、筋力アップトレーニングができる通いの場が住民主体で運営されるようなくみを作り、効果的な介護予防を推進します。

トレーニングに参加した高齢者が元気になるだけでなく、体力が弱ってきても地域の中で通える場があり、お互いに支え合える地域づくりも目指します。



▲「いきいきサロン・こぶし」での自主運営

## A 区民等との協働により取り組んでいる区の主な事業紹介

### ■ 健康づくり・介護予防の推進

#### ◆ 新宿いきいき体操サポーター

各地域センター等で、柔軟性・バランス能力を楽しく刺激する「新宿いきいき体操」の普及啓発と指導に取り組んでいます。

▶ サポーター登録者(平成29年度末)：322名



▲いきいき体操

#### ◆ 女性の健康づくりサポーター

女性の健康に関する正しい知識に基づいて、地域で女性の健康づくりに関する活動が行えるよう支援しています。

女性の健康づくりに関するチラシの配布やイベントへのボランティア参加などを行っています。

▶ サポーター登録者(平成30年10月現在)：184名

#### ◆ 食育ボランティア

「食」に関する正しい知識と理解を深め、地域における多様な食育が展開できるよう活動を支援しています。主な活動として、児童館、保育園、福祉施設等において食育講座を開催しています。

▶ 食育ボランティア登録者(平成29年度末)：87名



▲食育ボランティア

## A 区民等との協働により取り組んでいる区の主な事業紹介

### ■ 高齢者を見守り・支えあう地域づくり

#### ◆ 認知症サポーター

高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、病気の理解や対応方法などの基礎を学ぶ、認知症サポーター養成講座を実施し、地域で見守るサポーターを養成しています。

- ▶ サポーター養成数(平成30年10月末現在)  
：延べ21,646人



▲認知症サポーター養成講座

#### ◆ 地域支え合い活動の推進

地域の中で高齢者の自立を支援し、多世代が互いに支え合う「地域支え合い活動」の拠点として、平成30年2月に「薬王寺地域ささえあい館（ささえーる 薬王寺）」を開設しました。

多世代交流による料理講座や、ポッチャなど気軽に取り組めるスポーツ講座など、各団体による様々な講座が開かれています。このほか、「地域支え合い活動」のための多数の講座を実施し、よい多くの方が活動の担い手として活躍できるよう支援を進めています。

- ▶ 講座実施回数／参加者数(平成29年度)：14講座／延べ501人



▲薬王寺地域ささえあい館（ささえーる 薬王寺）での活動風景

## B 区民等との協働により取り組んでいる区の主な事業紹介

### ■ 防災

#### ◆ 防災サポーター

大規模災害発生時の避難所運営支援など、地域の災害応急活動を担う登録制の防災ボランティアです。避難所や地域での防災訓練支援や防災啓発活動をはじめ、スキルアップ講習会を定期的に受講するなど、日頃からレベルアップに努めています。

- ▶ サポーター数（平成30年10月1日現在）：32人



▲スキルアップ講習会

#### ◆ 防災区民組織

防災区民組織は、町会・自治会やマンション管理組合を母体として自発的に結成された組織であり、防災意識向上のための啓発や防災訓練、講座・催し等を開催するなど、地域の総合的な防災行動力を高める取組を行っています。

また、地震発生時には、状況の確認と情報収集、避難誘導、避難所の開設等の活動を行います。

- ▶ 防災区民組織数(平成30年10月1日現在)：216組織



▲防災訓練

## B 区民等との協働により取り組んでいる区の主な事業紹介

### ■ 環境対策・環境美化

#### ◆ 環境に配慮したまちづくり

「環境に配慮したまちづくり」を進めるため、喫緊の課題となっている地球温暖化対策・ヒートアイランド対策として、「新宿打ち水大作戦」の実施やみどりのカーテンの育成、新宿の森を開発している自治体と連携した自然体験ツアーなどにより区民・事業者・区が協働・連携して温室効果ガスの削減と省エネルギー活動を推進しています。



▲新宿打ち水大作戦

#### ◆ ポイ捨て防止・路上喫煙対策

町会、商店街、事業者、ボランティア団体と区が協働して、ポイ捨て防止と路上喫煙禁止キャンペーンを実施しています。ボランティア等も増加しており、参加者は増加傾向にあります。

また、地域団体から推薦を受けた路上喫煙対策協力員が、地域ごとの状況に合わせて、パンフレットや啓発用ティッシュの配布など普及啓発活動を行っています。



▲ポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーン

- ▶ ポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーン(平成29年度)  
実施回数／参加人数：24回／延べ5,689名
- ▶ 路上喫煙対策協力員(平成30年9月現在)：87名

## B 区民等との協働により取り組んでいる区の主な事業紹介

### ■ 公園づくりや道路環境

#### ◆ みんなで考える身近な公園の整備

区立公園の大規模改修の際に、地域の特性や要望を十分に活かしていくために、地域住民と協働して公園の整備プランを作成しています。住民の意見やアイデアを公園整備に活かすことで利用ニーズを反映した魅力ある公園づくりを行っています。

今年度は、など児童遊園の再整備工事を行っています。

- ▶ 公園整備数(平成29年度末現在)：13公園



▲かば公園(中落合二丁目)

#### ◆ 新宿区公園及び道のサポーター

公園及び道のサポーター制度は、区民や区内の企業とともに、安全で快適な使いやすい公園を育て、美しい道路環境を守っていく制度です。

無理なくできる活動内容を話し合っ決定するため、公園や道路の清掃、植栽の管理などのほか、地域イベントの開催、犬の広場の管理、公園トイレや遊具の清掃など、多種多様な活動が行われています。

- ▶ 公園サポーター(平成29年度末現在)：1,435名
- ▶ 道のサポーター(平成29年度末現在)：616名



▲公園サポーター

## B 区民等との協働により取り組んでいる区の主な事業紹介

### ■ 協働によるまちづくり

#### ◆ 地区計画等のまちづくりルールの策定

地区計画等まちづくりルールの策定は、区の意向のみでなく、地域住民の意向を十分に踏まえる必要があります。

まちづくりに関する地域住民の気運に応じて、地域住民で構成するまちづくり協議会等の検討組織運営に対する支援、検討状況を周知するためのまちづくりニュース発行、協議会に参加できない住民を含めた意向把握のためのアンケート調査等、まちの将来像の実現に向けた支援を行っています。



▲信濃町駅周辺地区まちづくり協議会

#### ◆ ユニバーサルデザインのまちづくり

誰もが移動しやすく、利用しやすい都市空間や生活環境づくりを目指したユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、公募区民などが参加するワークショップを開催し、ユニバーサルデザインガイドブックを作成して普及啓発に活用しています。

また、新宿駅では、利用しやすいターミナル駅の実現に向けて、身体障害がある方々と現地調査を行い、直接意見を伺いながら案内サインやバリアフリー動線の検討を進めています。



▲ワークショップ

## C 区民等との協働により取り組んでいる区の主な事業紹介

### ■ 地域が参画する学校運営

#### ◆ 地域協働学校（コミュニティ・スクール）

すべての区立小・中学校で学校運営に地域住民や保護者等が参画することにより、地域に信頼され、地域に支えられる開かれた学校づくりを進めています。

子どもたちの学びを豊かなものにしていくために、学校運営や学校評価、学校支援活動についての協議を行います。授業にゲストティーチャーとしてきていただくなどの教育課程への支援活動や、あいさつ運動や登下校の見守りなどの教育課程外の支援活動があります。また、地域の防災訓練へ参加するなど、子どもたちが地域の方と一緒に活動している学校もあります。

#### ～ 取組紹介 ～



毎朝、委員や地域の方が朝のあいさつ運動を行い、児童の登校を見守っています（愛日小学校）



地域の方と一緒に避難所運営訓練に参加することで、生徒も「地域に貢献できる」と自信をつけることができました（落合第二中学校）



総合的な学習の時間に行った「バリアフリー体験」に地域の方のご協力をいただきました（早稲田小学校）

## C 区民等との協働により取り組んでいる区の主な事業紹介

### ■ 子育て支援

#### ◆ 新宿区子ども未来基金

子育て家庭の福祉の向上を図るとともに、子どもたちの生きる力を育むため、平成28年4月1日に「新宿区子ども未来基金」を設置しました。寄附を積み立てた基金を原資とし、子どもの育ちを支援する区民等の自主的な活動に資金を助成しています。

▶ 積立金（平成30年9月1日現在）：32,261,000円

#### ～ 平成30年度の助成事業 ～

- 新宿ニコニコ子ども食堂
- 西新宿子ども食堂
- かしわぎ子ども食堂
- 新宿こども食堂たんすまち
- 新宿こども食堂わかまつ
- 0っこひろば+（プラス）  
（助産師のいる「0歳児親子とプレママ専用おしゃべり広場」の開催）
- 子育てサロン・リバーサイド中井  
（0、1、2歳児を持つ家族の交流及び三世代交流の場の提供）
- ステップアップ塾（小中学生を対象とした学習支援（食事つき））
- 花園島田囃子（和楽器の稽古と地域行事への参加）



## C 区民等との協働により取り組んでいる区の主な事業紹介

### ■ 子育て支援

#### ◆ ファミリー・サポート事業

子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）の橋渡しをしています。地域の中での子育て支援及び児童福祉の向上のため区民による会員制の相互援助活動を推進しています。

【利用会員】新宿区内に在住、在勤または在学し、子育ての援助を必要とする  
生後43日から18歳までの児童の保護者

【提供会員】新宿区内に在住または在学する18歳以上の  
心身ともに健康な方で、講習を修了した方

▶ 利用会員数（平成30年12月末現在）：3,264人

▶ 提供会員数（平成30年12月末現在）：376人



#### 活動の 内容

- 保育施設等の開始時間まで、または終了時間後に児童を預かること
- 保育施設等までの送迎を行うこと
- 保育施設等の休業日に児童を預かること
- 母親のリフレッシュで児童を預かること など

## C 区民等との協働により取り組んでいる区の主な事業紹介

### ■ 多様な主体との協働の推進

#### ◆ 協働推進基金助成金制度

NPO等の多様な団体からその専門性や柔軟性を活かした事業を公募し、審査会が選定した事業に対して助成を行うことにより、多様な主体との協働を推進しています。

#### ～ 取組紹介 ～

#### みんなで見守る子育てひろば事業

子育て中の孤独感・ストレスを抱えるママたちに居場所を提供する事業です。学習会や講座の開催、出張広場、多世代交流などの活動をしています。



#### ◆ 新宿NPO協働推進センター

多様な主体の協働の取組によって地域課題を解決していく基盤づくりを支援する拠点として「新宿NPO協働推進センター」を運営しています。区内で社会貢献活動を行う団体を対象とした活動場所の提供のほか、交流会や講座、シンポジウムの開催、活動情報の収集と情報提供を行い、多様な主体のネットワークづくりや、個々の団体の活動基盤強化の支援、社会貢献活動の普及啓発に取り組んでいます。

▶ 利用登録団体数(平成30年度末)：91団体

# 討議4

## 住民投票 地域自治組織

平成31年2月3日



### 住民投票

第17条 区は、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について**直接住民の意思を問うための投票制度**(以下「住民投票」という。)を設ける。

2 住民投票において**投票権を有する者**は、区内に住所を有する**年齢満18年以上の者**で別に条例で定めるものとする。

#### 解説

- 住民投票制度は、住民の意思を区政に直接反映するための仕組みです。
- 住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について住民投票制度を設けることを規定しています。ここでは、いわゆる常設型の制度とすることを規定しています。
- 住民投票の投票権者は、年齢満18年以上の住民のうち別に条例で定めるものとしています。

#### <参考>個別型と常設型

個別型とは、住民の意思を確認する必要が生じた場合に、長や議員の提案または住民の直接請求により、その都度議会の議決を得て住民投票条例を制定する制度です。

常設型とは、投票資格、投票方法、成立要件など、住民投票を実施するために必要な事項についてあらかじめ住民投票条例に定めておき、実施の要件を満たしていれば速やかに住民投票を実施することができる制度です。

## 住民投票の実施・住民投票の実施の結果の尊重

第18条 住民投票は、次に掲げる場合に、区長が実施するものとする。

(1) 前条第1項に規定する事項について、区内に住所を有する年齢満18年以上の者で別に条例で定めるものから、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、住民投票を実施するよう請求があったとき。

(2) 前条第1項に規定する事項について、議員の定数の12分の1以上の者から住民投票の実施を求める旨の発議がなされ、議会がこれを議決したとき。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、前条第1項に規定する事項について直接住民の意思を問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

第19条 区は、住民投票の実施の結果を尊重しなければならない。

## 住民投票の実施・住民投票の実施の結果の尊重

第18条 住民投票は、次に掲げる場合に、区長が実施するものとする。

(1) 前条第1項に規定する事項について、区内に住所を有する年齢満18年以上の者で別に条例で定めるものから、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、住民投票を実施するよう請求があったとき。

(2) 前条第1項に規定する事項について、議員の定数の12分の1以上の者から住民投票の実施を求める旨の発議がなされ、議会がこれを議決したとき。

### 解説

- 区内に住所を有する年齢満18年以上の者から、その総数の5分の1以上の者の連署をもって請求があった時には、住民投票を実施することを規定しています。なお、区内に住所を有する年齢満18年以上の者の具体的な要件については別に条例で定めることとしています。
- 議員の定数の12分の1以上の発議がなされ、議会が議決した場合には、住民投票を実施することを規定しています。これは地方自治法第112条で規定する議員の議案提出権に沿った内容となっています。





## 住民投票の実施・住民投票の実施の結果の尊重

### 第18条

2 前項の規定にかかわらず、区長は、前条第1項に規定する事項について直接住民の意思を問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

#### 解説

区長自らも住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について住民の意思を問う必要があるときは、住民投票を実施できることを規定しています。

第19条 区は、住民投票の実施の結果を尊重しなければならない。

#### 解説

区は、住民投票の結果を尊重しなければならないことを明記しています。

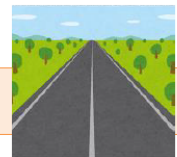


## 住民投票の事例

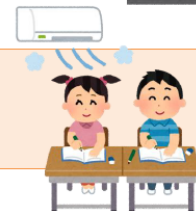
- 新駅建設の賛否を問う住民投票



- 都市計画道路の是非を問う住民投票



- 小中学校の教室へのエアコン設置についての賛否を問う住民投票



- 市名変更の賛否を問う住民投票

- 宿泊施設誘致と公園整備事業の賛否を問う住民投票



## 住民投票の事例

### 北本市【2013年12月 北本市における新駅建設の賛否を問う住民投票】

#### 概要

■ JR北本～桶川間の新駅設置の賛否を問うため、市長が住民投票条例を議会に提案して2013年12月に実施されました。

結果は、反対票が賛成票を上回り、新駅設置の計画は白紙となりました。



### 小平市【2013年5月 都市計画道路3・2・8号 府中所沢線についての住民投票】

#### 概要

■ 都が計画する、小平市小川町～国分寺市東戸倉間の約1.4キロの都市計画道路の是非を巡り、2013年5月に実施されました。

住民が市長に住民投票を直接請求して実施されましたが、投票率は35.17%でした。実施にあたり、投票率50%未満は成立しない、という要件があったため投票は不成立となりました。



## 住民投票の事例

### 所沢市【2015年2月 小中学校の教室へのエアコン設置についての住民投票】

#### 概要

■ 小中学校の教室にエアコンを設置することの賛否を問うため、2015年2月に実施されました。

結果は、「エアコン設置」に賛成が反対を上回りましたが、投票率は31.54%にとどまり、「多数票が投票資格者の3分の1以上」という条件には届きませんでした。

その後、2018年9月に所沢市長は、空調設備の設置にあたり、地球温暖化をできる限り避けるよう人間も自然と寄り添う努力をすること、市の先生を採用し子どもたちと先生方がじっくり向き合う環境を作ることも大切にしながら、空調設備を遅くとも2020年度までに同時期に設置できるよう努めていくことを表明しました。



## 住民投票の事例

### 篠山市【2018年11月「丹波篠山市」への市名変更の賛否を問う住民投票】

#### 概要

■兵庫県篠山市で「丹波篠山市」への市名変更の賛否を問う、自治体の改名をめぐる全国初の住民投票が2018年11月に実施されました。投票率は69.79%で成立要件となる投票率50%を超え、賛成が反対を上回りました。

同日実施された市長選も改名推進派の前職が当選し、2019年5月の改名を目指して進められています。



### 宇陀市【2018年12月 宿泊施設誘致と公園整備事業の賛否を問う住民投票】

#### 概要

■保養センターの老朽化に伴う宿泊施設誘致と隣接地での公園整備事業の計画が2015年度から進められていましたが、2018年8月に市長が断念することを表明しました。

議員発議により住民投票条例が提案され、事業の賛否を問うため、2018年12月に住民投票が実施されました。投票率は51.32%で成立要件となる投票率50%を超え、反対が賛成を上回りました。

#### 住民投票

宇陀市保養センターと隣接地の老朽化に伴う宿泊施設誘致と公園整備事業に  
ついて市民の賛否を問う住民投票

投票日  
平成30年12月16日(日)  
午前7時～午後8時

期日前投票  
平成30年12月10日(月)～15日(土)  
宇陀市保健センター1階投票所  
○投票時間  
宇陀市役所  
大正院、五輪野、寛正寺、各地集会所等

投票率の50%未満の場合は、成立しませんが、投票率50%以上かつ賛成票の過半数が得られた場合は成立します。

詳しい内容は、  
市ホームページに掲載いたしますので、ご確認ください。

宇陀市選挙管理委員会

## 住民投票の課題

- 投票の対象とすべき事項の具体的な範囲
- 選挙で選ばれた区長や議会の権限との関係
- 投票結果の拘束力
- 外国人の住民投票への参加

## 地域自治

第21条 区は、地域の特性を踏まえた住民の自治を尊重し、区民が個性豊かで魅力ある地域づくりを行えるよう、地域自治を推進する。

2 区の行政機関は、地域自治を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

3 区民は、第1項の地域づくりを行うため、地域の区分ごとに地域自治組織を置くことができる。

4 地域の区分及び地域自治組織に関し必要な事項については、別に条例で定める。



### 解説

- 地域自治は、地域特性を踏まえた住民の自治を尊重しながら、更に個性豊かで魅力ある地域づくりを、区民が参加できる仕組みの中で進めていくことを規定しています。
- 区の行政機関は第1項の地域自治の推進に関して必要な措置を講ずることを規定しています。
- 第1項の地域づくり（地域自治）を行う主体は区民であり、地域の区分ごとに地域自治組織を置くことができるということを規定しています。
- 地域区分や地域自治組織に関する詳細な規定については、区民・議会・区の三者で検討したこの条例の理念に基づき、別の条例で定めることを規定しています。

### 資料3

### 新宿区自治基本条例に関する区民検証会議参加者名簿

赤間 早苗	田畑 とし子
安東 久美子	土田 優子
飯沼 侑子	土屋 慶子
伊丹 理恵	成田 吉克
岩島 御代子	野部 圭祐
岡本 正美	野村 正俊
尾嶺 萌	配島 輝子
加藤 裕	畠中 俊一
金子 奈美	原田 幸恵
河野 誠二	平井 正雄
河村 寛二	蛭間 睦子
熊木 喜幸	深瀬 啓之
栗原 真吾	福島 薫
小柴 佳子	福山 和夫
後藤 哲也	藤田 園子
後藤 奈都子	村山 裕
坂井 洋子	飯塚 啓介
佐藤 祐子	安井 隼人
澤田 萌里	安田 明雄
塩原 真希子	山中 陽平
下坂 秀樹	湯野川 幸子
諏訪田 勝芳	依田 花蓮
高瀬 一郎	和田 博文
高橋 萌恵	渡邊 英夫
高原 奈津美	渡邊 政子

(以上、50名 五十音順、敬称略)

## 資料 4

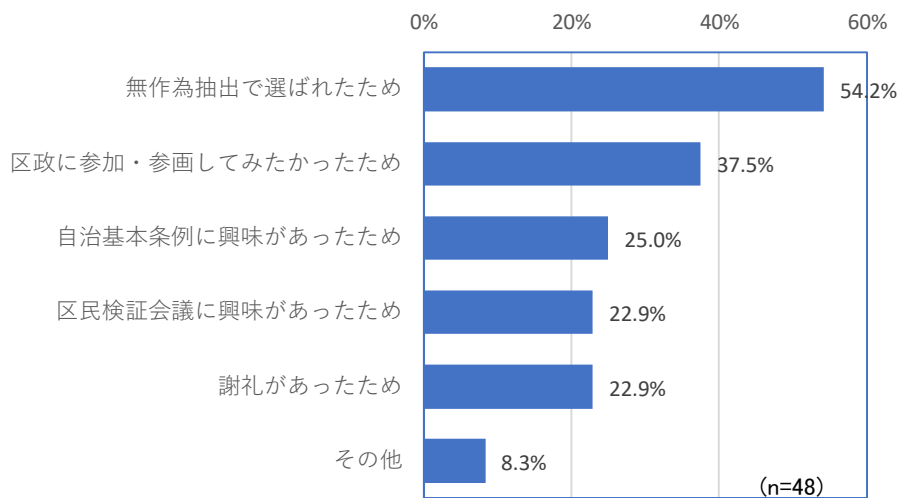
# 新宿区自治基本条例に関する区民検証会議 参加者アンケート結果

参加者に配布・回収したアンケート結果は以下の通りです。

※百分率(%)の計算は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しました。項目を足し合わせた値と合計値が合致しない場合があります。

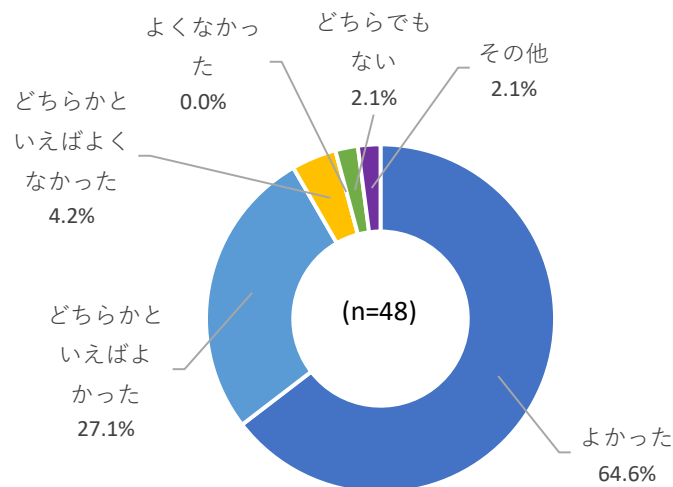
### 問1 区民検証会議にご参加をお決めになった、主な理由はなんですか。(複数回答)

区民検証会議への参加を決めた理由は、「無作為抽出で選ばれたため」(54.2%)が最も多く、次いで「区政に参加・参画してみたかったため」(37.5%)、「自治基本条例に興味があったため」(25.0%)となりました。



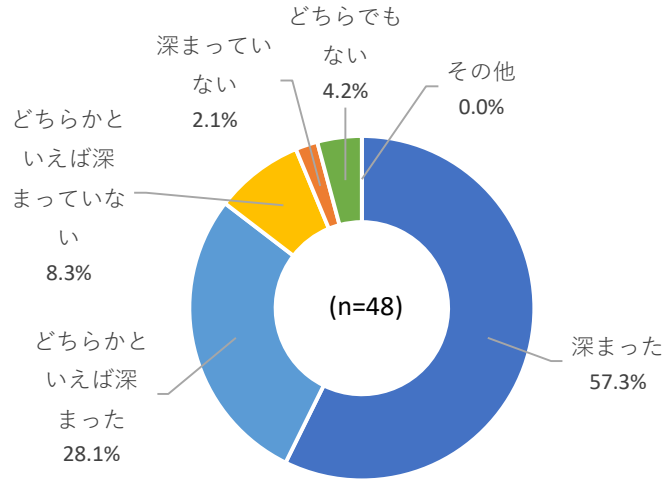
### 問2 区民検証会議にご参加になって、どのように感じになりましたか。(単一回答)

区民検証会議の満足度は、「よかった」(64.6%)、「どちらかといえばよかった」(27.1%)が合わせて91.8%となりました。



**問3 区民検証会議にご参加になって、区政や新宿区自治基本条例にご関心やご理解が深まりましたか。(単一回答)**

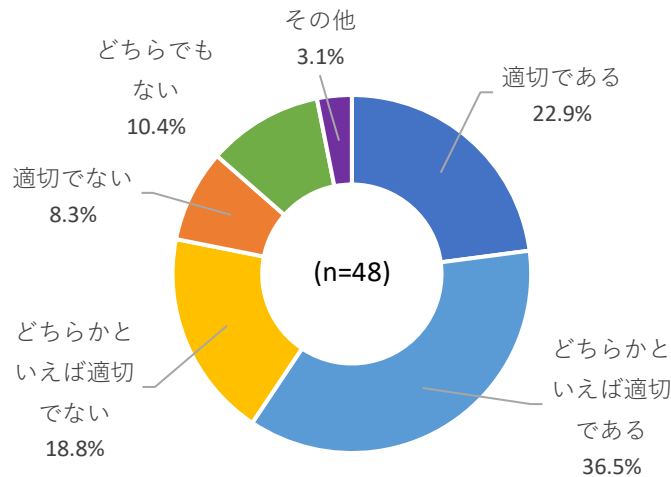
区政・自治基本条例の関心・理解の深まりは、「深まった」(57.3%)、「どちらかといえば深まった」(28.1%)が合わせて85.4%となりました。



**問4 本日の区民検証会議は、1970年代にドイツで考案され世界に広まった、「プラウンスクス・ツェレ」と呼ばれる区民討議会形式の住民参加の手法で行いました。区民検証会議の進め方や方法について、どのようにお感じになりましたか。(単一回答)**

区民討議会の進行・手法について、「適切である」(22.9%)、「どちらかといえば適切である」(36.5%)が合わせて59.4%となりました。

問4 進め方や方法について



## ■区民検証会議の進め方についてのご意見・ご感想

### ○運営・進め方について

- ・ 非常に良かったと思います。長くなりがちな個人の意見も、時計係りで、安定した進行ができたと思います。
- ・ 区民検証会議となると難しく感じてしまっていたのですが、要点にしぼって討論ができよかったですと思います。
- ・ 2日間の運営については問題は感じません。
- ・ 進め方にもっと一工夫欲しい。メンバーは固定の方がよい。時間の割り振り、指示が判りにくい。
- ・ 議題多すぎる。細分化して下さい。
- ・ もう少し時間が有った方が良かった。
- ・ 事前郵送配布された討議テーマ1が、当日変更となっている。又タイムスケジュールが事前配布と当日のそれが違った。
- ・ ファシリテータもかばってくれたと思う。
- ・ 専門家の知見を頼る方法だけでなく、区民による運営を検討していただきたい。
- ・ SNSで区民それぞれに発信して貰った方が良いです。発信制限もったいない。

### ○役割分担について

- ・ 同じ方が意見・発表する場面が多かった。多くの方がルールに従ってルーティンでまわる様にした方が良いかと思います。
- ・ 役割を決めても、できないと言って人におしつける人がいて、何のために来てるんだと思った。

### ○区民検証会議としての有効性について

- ・ 検証会議にはなっていないかと思いますが、が、討議会形式については概ねよかった。
- ・ 検証会議という名目ではなく、区政に関する勉強会・区民との交流会としては楽しかった。検証会議としては別の方法を用いるべきだと思う。
- ・ ワークショップのようになってます。4年ごとの会議には不適切といえるので対案を出してください。
- ・ ディスカッションで終わってしまった感じがある。“検証”？はできたのかという疑問。区政に対し、興味をもてた機会としては良かった。
- ・ 検証会議ではなく、交流・交換会に近い気がする。
- ・ 検証会議ではなく、勉強会になってしまったため。
- ・ コンサルの方が自治条例に対して理解が浅い。ブ라운クスツェレは、サイレントマジョリティの声を聞く、区民参加の大変良い機会ととらえている。財政的にも負担とは思いますが、年間数回開催してほしいところだ。区民会議としては大変意義のある会議ではあったが、全く検証とはかけはなれた内容で、とてもがっかりした。アリバイ作り以外の何ものでもない。
- ・ 今回の検証会議で何をやるのかが明確ではなかった。事前に、どこまでをゴールとするのか、説明があってもよかった。
- ・ 検証会議に以前出られた方と、今回初めての方のレベルの差があるため、多少考慮されると良いのでは、と思いました。
- ・ 検証の余地有。記載、発表しましたので、そちらを御確認願います。事前課題や条例作成等すべき
- ・ 検証の結果を見ないとなんとも云えません。
- ・ フィードバック後に感想が言える。



#### ○事前の対応について

- 当日のパワーポイント資料を事前に配布し、また討議の具体的内容も事前通知すべき。その方が有効な会話が開催できた。
- 事前に、討議するテーマを知らせて頂ければ、予習ができたかなあ…と感じます。
- 会議をする前に予備知識が欲しかった
- 初めて参加したので1日目は全く何も見えず2日目はだいたいこうするのかと理解できたような感じで、住民投票など大事なことを議論するには前もって勉強なり知識なり必要だと思います。無作為で選ばれたのは光栄でしたが、これで役に立ったのかは疑問です。
- 検証したいポイントを事前に示してくれると方向性がまとまりやすそう。過去の検証の内容、流れを詳細に教えていただくと重複の議論を減らせるのではないかと。

#### ○会議全般のご感想

- 2日間有意義でありました。これからも続けてください。
- この度参加させて頂き、新宿区民として良かったと思います。
- 本日、初めて参加させていただいて、楽しかったです。色々、勉強になり、考えなければならぬと思う事だらけです。
- 同じ区民との交流という部分において、とても有効だったと思います。
- 普段区政に興味関心をもったり関わる機会がほとんどないので、そういった方を対象とするにはいいプログラムだったと思います。

#### ○今後に向けて

- 今後、今回参加者のうち、何人かは継続して参加していくべき。
- ハードル低く、でも適宜テーマを設けて今日のようなイベントを数多く行い、徐々に本格的な検証会議の運営に結びつけると良いのではないのでしょうか。
- 2日目、区民の意見をこの部署だけでとどめるのではなく、他部署とも連携して、区政に反映していただくと幸いです。
- 今回の提案等を行政に生かしてほしい。もっと具体的意見、提案をまとめるような形式を考えてほしい。1/4年ではなくメンバーを変えて1/2年にしたら。

問5 今回の区民検証会議で取り上げたテーマについて、グループ討議の中でお伝えになれなかったご意見等がございましたらお書きください。(自由回答)

#### ○区民検証会議のあり方について

- 検証会議のあり方について—工夫必要
- この自治基本条例があるおかげで何かなされたのか(施行から8年の間に)具体例を教えて欲しかったです。
- 年代別検証会議があっても良いのでは?同じテーマでもちがう意見が得られる。例えば、高齢問題も急ぐ年代と時間をかけて考える年代とのギャップがある。
- 「若者の区政への参加を促すためには」をテーマに話し合った方がいいと思った。※会議参加の年齢層が高かったため。

#### ○「区民」の定義について

- 区民検証会議の内容とはちょっと違う意見もでました。(子ども、障害者、外国人も区民では?参加できないの??)
- 外国人居住者の扱い方について(区民として)

#### ○地域自治組織について

- ・ 総合計画で 10 地区が定められている。その観点で地域自治組織を早く定ギするべき。

#### ○今後に向けて

- ・ 単身世帯の多さに気がつきそれに対する改善立案が急務と感じた。
- ・ 議会基本条例、区民参加条例を策定下さい。
- ・ 新宿区の目指す方向性があるなら、それを強くうち出してほしい。ほかの自治体にそろえる必要はなく、新宿区ならではのカラーでそこに魅力を感じる人を集めていくのはどうか。また、区の中でも地域によってかなり特色が異なるので、一律に意見を集約するのは難しいし、あえてしないのも新宿らしくて良いと思う。

#### ○会議全般のご感想

- ・ いろいろな意見・考えが聞けてとても参考になりました。
- ・ 出席した皆さんが大変活発に意見交換していたことが感動しました。区政参加の意識の高い方ばかりで大変良い会議でした。
- ・ 言いたかったことは討議できたかと思います。
- ・ 出しきりました。
- ・ 全て伝えました。

問6 その他、新宿区自治基本条例についてご意見等がございましたらお書きください。(自由回答)

#### ○自治基本条例の検証・見直しについて

- ・ 自治基本条例の最高規範を規定する条文と、現在の条件がその条文を犯していないか照らして下さい。
- ・ 参加条例による制度保障が必要と思う。
- ・ 基本条例をきちんと理解できる人、できない人、興味ない人、様々だと思います。かたい文言ではなく子ども向けなどの解説付きなどの条例文があれば興味を持つ方も増えると思います。
- ・ 棚上げされている個別条例の速やかなる討議開始と、本当の意味での検証会議開催を望む。

#### ○住民投票について

- ・ 決定事項がなくていいのか？住民投票の実施、条例化はこのままでは不可能では？
- ・ 議会の直接投票の請求 1/12 は低すぎる。

#### ○地域自治組織について

- ・ 区民自治組織は設定する必要があります。自治条例の結果は住民行動であると思います。

#### ○自治基本条例のPRについて

- ・ 区民全員に知っていただくためのPRを考えてほしい。アプリ等。
- ・ 基本条例について目にする機会がなかったので残念です。
- ・ この度の会議で知りました。ので、特にございません。
- ・ ホームページで、もっと情報を引き出しやすくしてください。
- ・ HP を見にいかなくても知る方法はないか。今回参加していなかったらおそらく知らなかった。転入時に強制的に知らせる？

#### ○会議全般のご感想

- ・ とにかく参考になった。よかったです。
- ・ 無作為抽出がきっかけでしたが、本当に素晴らしい機会を頂き、ありがとうございました。自分の地域以外の住民の方とたくさんお話ができて、身近な味方がたくさんいらっしやるんだと思えました。新宿区は素晴らしい人・地域と職員の皆さんなのに、なーんかおしい感じです…。もう昔からの伝統だけではなく新しいものにチャレンジしていく、それを広げていくことも必要だと思います。ありがとうございました。
- ・ もっと知りたいです。
- ・ より勉強が必要だと感じています。
- ・ 30%位理解しました。
- ・ 今回のフィードバックを自分あてに欲しいです。

問7 その他、ご意見やお気づきのことがございましたら、ご自由にお書きください。(自由回答)

#### ○会議の運営について

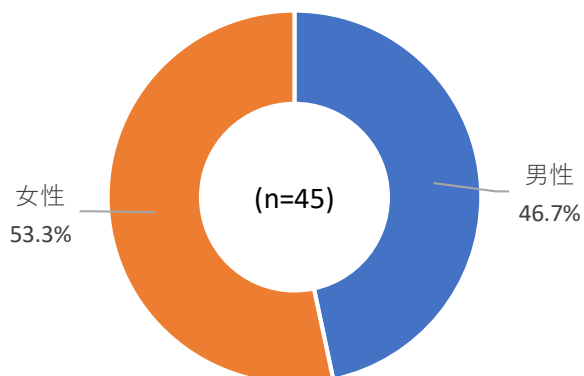
- ・ 若者のために若者会議を開いているとのことであるが、色々な年齢層の中で意見を発したり、聞いたりすることが大事だと思う。20代～30代の参加率を高めるために、土曜と日曜の連日でやるのではなく、2週に分ける等、参加促進のための対応をとった方が良いと感じた。
- ・ 無作為抽出の人がほとんどですが、活発なご意見をされた方（は、申し込み抽選の方）との明確な「別れ」があり、別の方向で求めたら別の良い意見が聞けたと思いました。
- ・ 三菱 UFJ の進行は良かったです。
- ・ マイナンバーを収集する意味が不明。普通郵便での返送はありえないです。
- ・ こういう会議は継続する必要があります。

#### ○会議全般のご感想その他

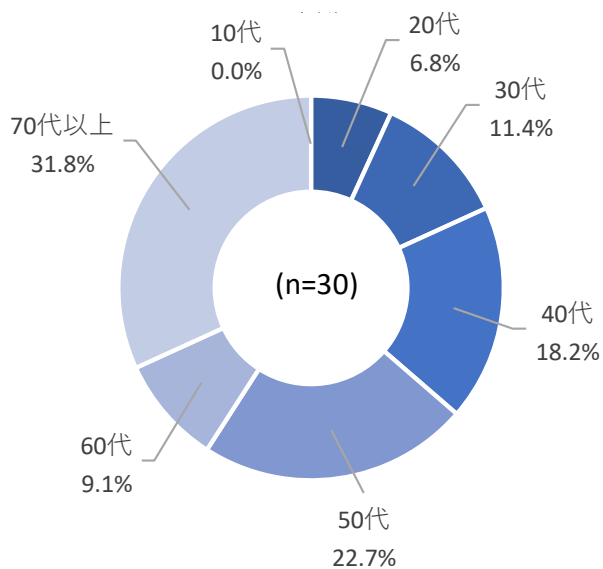
- ・ 無作為抽出とはいえ、様々な区民の方、区政についてふれる機会がありとてもよかったと思います。
- ・ 区職員（課長以下現場担当者）について好感度抜群であった。プライドを持って更にながらばってほしい。
- ・ とても良い機会を提供して頂き感謝しております。運営者の皆さん、おつかれ様でした！！
- ・ 良い機会をいただけて、ありがとうございました。
- ・ 初めてなのでいろいろ勉強になりました。
- ・ 次の機会がありましたら再度参加したいと思います。
- ・ 飲み物、おかしがよかった。
- ・ お疲れ様でした！！
- ・ 新宿区の行政サービスのPRをもっとやって欲しい。
- ・ 車の新宿ナンバー作ってください！

問8 ご自身について、差し支えない範囲でお答えください。(単一回答)

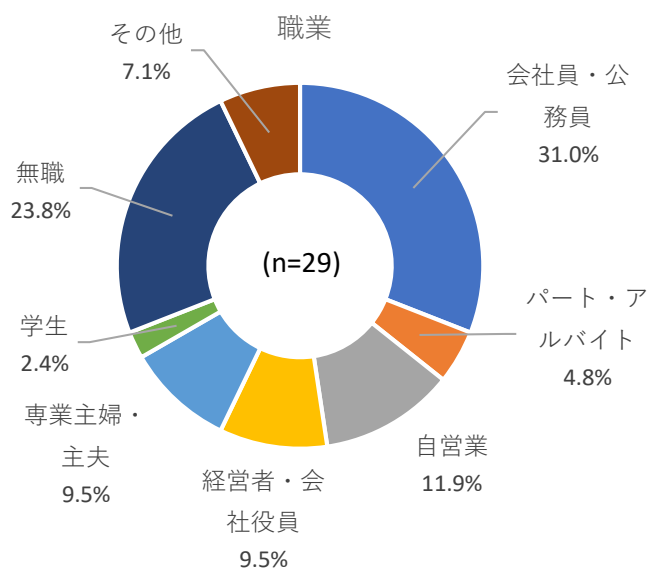
① 性別



② 年齢



③ 職業



# 新宿区自治基本条例検証報告書

印刷物作成番号  
2018 - 30 - 2101

発行年月           平成 31 年 3 月

発 行           新宿区総合政策部企画政策課  
新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号  
電 話   03-5273-3502 (直通)  
F A X   03-5272-5500